

学位申請論文

『日本靈異記』の人々とその思想

(武藏大学大学院博士後期課程)

二〇〇七年三月三十一日付単位取得退学)

関口 一十三

【目次】

序

第一章 靈異記説話を支える人々	1
第一節 優婆塞・沙弥・行者	14
第二節 法師・沙門・僧・禪師	40
第三節 知識・檀越	75
第二章 靈異記説話の倫理と道徳	94
第一節 儒教と仏教—『日本靈異記』における「孝」の問題—	98
第二節 道教と仏教—飛天にみられる女性の救い—	125
補論 神道と仏教—大祓の詞の成立と日本古代の薬師經受容—	143
第三章 靈異記説話の他界・周縁認識	168
第一節 四国	171
第二節 九州	188
第三節 野・海・山・河	210

序

『日本国現報善惡靈異記』（以下『靈異記』と略す）は、上巻三十五縁、中巻二十九縁、下巻三十九縁の計一六縁からなる、奈良藥師寺の僧景戒によつて撰述された、日本最古の仏教説話集である。

本書は複数段階の編纂過程を経ていると考えられている。成立に關しては諸説あるが、第二十一代雄略天皇（五世紀後半）から第五十二代嵯峨天皇（九世紀前半）までを年代順を旨に配列している現存本については、下三八にある弘仁二三年（八二三）とみられる記事が本書で確認できる年次の最下限であるため、この頃に成立したとするのが通説である。

『靈異記』に関しては、古くは江戸時代に狩谷掖斎によつて『校本靈異記』、『靈異記攷証』『靈異記校讎』がまとめられたのを初めとして、今日まで数多くの研究がある。史料の少ない古代研究において『靈異記』は貴重な文献史料であり、歴史学、民俗学、宗教学など多分野にわたりその研究成果が発表されている。

国文学における説話文学研究の視点は二つに大別できる。一つは説話自体の研究、もう一つは説話集としての研究である。これに関しては出雲路修氏の言がわかりやすい。

説話は、二重の意味を持つている。「作品」の構成部分として、「伝承」の一段階として。

「作品」として、一個の統一体として、説話集を捉えるとき、説話は説話集の構成部分であつて、それ以上のものではない。説話は、どこまでも、それを収録する説話集の秩序・論理をなりたたせるように意味づけられているのである。

「伝承」の一段階として説話をとらえるとき、「作品」としての説話集は、背景にしりぞく。

「読み」の問題としては、「作品」に読み到る読みと、「伝承」に読み到る読みとがあるわけである。⁽²⁾

(1) 出雲路修『説話集の世界』岩波書店、一九八八年

個々の説話の研究史の整理に関しては各章でそれぞれ行うとして、この序では、戦後からのおおまかな『靈異記』研究の流れの中で本稿がどのような位置にあるのかを明らかにしていく。

〈一九五〇年代—説話文学としての価値付けと「私度僧の文学」論〉

『靈異記』を含む説話集が、説話文学として日本古典文学の中で一定の価値を認められるようになったのは戦後のことである。⁽²⁾ 従来、物語文学などと比較して一段低く見られていた『靈異記』であるが、文学作品として見直されるに従つて研究が次第に進むようになつていった。

益田勝実氏が『靈異記』を「私度僧の文学」と定義付けたのは一九五三年のことである。⁽³⁾ 益田氏は、説話に描かれた事象を文学の問題として読み取ろうとした。

(説話文学は) 口承の文学である説話と文字の文学との出会いの文学である。それぞれに異なる点を持つふたつの文学の方法が、助け合つたり、たたかいあつたりしてできる、文字による文学の特別な一領域である。普通の文字の文学のように、作家が直接に自己の内面的事実や社会の現実に直面して描き出す文学ではなく、かれが、口承のはなしという一つの、すでにある文学の方法で貫かれている伝承としての現実的存在に、自己を対置させて行う文字による文学創造である。⁽³⁾

(3) 益田勝実『国民の文学・古典篇』河出書房、一九五三年
(4) 益田勝実『説話文学と絵巻』三一書房、一九六〇年

そして説話文学の最大の特色は、「人間および人間性の問題を、複雑な構造においてつか

もうとする点」であるとし、

総じて、『靈異記』に結集された、私度僧たちが民衆のとのつながりのなかで、信仰のために伝承流布した世間の因縁ばなしには、官寺教団の信仰とちがつた、信仰の切実さ、はげしさがある。同時に、理屈ではなく、現実に眼で見、耳でたしかめて、現世での善報悪報によって、はじめて仏の教えに対する信仰を深め、自他を励ますことができるような愚かしさがある。それゆえに、かれらの信仰は、現世での因縁の事実に満たされていて、犯しがたい堅固ささえ加えることができた、といえよう。僧侶たちが、貴族にとりいって、儀式と経典の教える教理の伝播で、教団の存立をはかりえたのとは逆に、私度僧たちは、民衆につながり、民衆に後援されなければ、信仰を保つことができなかつた。であるから、かれらの間で口から語り出されるものは自分たちの現実の苦悩を理解してくれるることを欲して身辺に集まつてくる民衆に対する、教理の実証であり、同時に、自己自身に信仰のゆるぎないことを教えきかせるためのかじでもなければならなかつた。

(5) 植松茂「日本靈異記における伝承者の問題」〔『国語と国文学』三三卷七号、一九五六年七月〕、露木悟義「靈異記小考」

寂林法師の説話の伝承系譜を中心に」〔『古代文学』一一号、一九七一年一二月〕寺川眞知夫「老僧觀規は私度僧か奈良時代中期以後の官度僧の一面」〔『解釈』二一卷九号、一九七五年九月〕など

と、説話集である『靈異記』の文学としての独自性を述べている。

『靈異記』を「私度僧の文学」と規定することに関しては異論も多く、⁽⁴⁾本稿でも第一章でそれに替わる新たな視点の模索を行つてゐるが、戦前、『靈異記』が「冥報記、冥報記拾遺等に收められた説話と同一形式のものが、地名と人名とを日本に改め」⁽⁶⁾たものにすぎないと見る向きもあつたことから考えると、『靈異記』を日本古典文学のひとつの作品として認め、伝承されている「はなし」という現実の中にある人間をつかみとろうとする益田氏の登場は、『靈異記』研究における大きな契機であつた。

(6) 芳賀矢一編『攷証今昔物語集』富山房、一九一三年

(7) 鹿苑大慈「『日本靈異記』の成立過程」(『龍谷史壇』四二号、一九五七年七月)、志田

諱一「日本靈異記と景戒」(『茨城キリスト教短期大学研究紀要』六号一九六六年

三月、「景戒の出自」として『日本靈異記と其の社会』雄山閣、一九七五年に所収)、

原田行造『日本靈異記』編纂者の周辺とその整理』(『金沢大学教育学部紀要』二〇号、一九七一年一二月、前掲書『日本靈異記の新研究』所収)

〈一九六〇年代—編纂論—〉

一九六〇年代、戦前に行われていた成立年次や編者・景戒に関する議論を引き継ぐような形で、説話集としての研究が論じられた。いわゆる編纂論である。

例えば原田行造氏は、景戒の出自を紀伊国名草郡の大伴氏関係者とする説⁽⁷⁾をもとに、

景戒が没落する大伴氏の一員として皇室との提携と一族の繁栄を願つて『靈異記』を編纂したとした。⁽⁸⁾ これは、『靈異記』が、小子部栖軽の雄略帝への忠誠から始まり、聖武帝の

時代を聖代と位置づけ、嵯峨帝を絶対視する説話で終わるという構成に関する一連の議論の一つである。しかし景戒の出自が推定でしかない以上、集の構想をすべてそこへ還元するべきではないだろう。冒頭の小子部栖軽説話を含む非仏教的説話に関しては、一見仏教と関わりのない話を導入として次第に仏教の因果応報へ話を展開させていこうとしたのではないかという福島行一氏の指摘⁽⁸⁾がある。

景戒の編纂意識をめぐつての議論は、一九七三年に発表された出雲路修氏の論考がひとつ区切りとなつた。出雲路氏は、下巻序において延暦六年(七八七)を基準にして釈迦入滅の年が数えられていることから、この年に「現報善惡」と「靈異」による「幹説話」を配列した原撰本が成立したとし、それに「奇異」を描く「枝説話」を増補したものが現存本であると論じた。⁽⁹⁾ そして原撰本の冒頭話は現在の上四縁であり聖德太子が乞食を「隐身の聖」^(おんじん)と見抜く話であるとして、そこに人間に紛れて衆生を教化する「菩薩」の思想を見出している。「菩薩」の思想に關しては、本稿第一章において改めて触ることとする。

また、『靈異記』に見られる「堂」についての直木孝次郎の論考⁽¹⁰⁾が一九六〇年に発表されたが、

(8) 原田行造「日本靈異記終末部の構想と景戒の意図」『名古屋大学国語国文学』二二号一九六八年六月(前掲書『日本靈異記の新研究』所収)

(9) 出雲路修「日本國現報善惡靈異記の編纂意識」上、下(『國語國文』四二卷一、二号、一九七三年、『説話集の世界』岩波書店、一九八八年所収)

(10) 直木孝次郎「日本靈異記にみえる「堂」について」(『続日本紀研究』七卷一号、一九六〇年一月)

これが『靈異記』を歴史資料としてはじめて扱った研究といつてもよい。以降、歴史学による『靈異記』研究が本格的に行われるようになる。

〈一九七〇年代—説話の発生・成立をめぐる議論〉

一九七〇年、守屋俊彦氏を嚆矢として『靈異記』説話に記紀的世界あるいは神話の残像を見出そうとする論考が盛んに行われた。

守屋氏は『靈異記』中三三「女人の悪鬼に点されて食噉はれし縁」について、「素性のよくわからない男が女の許にかよつて来、結婚したところ男に殺され、骨のみが残つていたとする筋」は『肥前国風土記』逸文の櫛振の峯と同じとし、夫である鬼に喰い殺された「万の子」は祖先神である太陽神に仕える巫女であり、この説話が本来鏡作部の神婚説話で、三輪山型神婚神話の崩れたものと述べている。⁽¹¹⁾

(11) 守屋俊彦「菴知の萬の子—鏡作伝承の一破片—『古代文化』一四四号、一九七〇年八月（中巻三十二縁考）として『日本靈異記の研究』三弥井書店、一九七四年に所収）

守屋氏の視点を受け継ぎながらも、説話の本質を事実性に見出す研究を行つたのが黒沢幸三氏である。黒沢氏は「神話を支えた基盤は氏族制的社会で、その管理は族長（貴族）にゆだねられ、きわめて閉鎖的であった」のに對し、「説話は話し手・聞き手双方に直接関係のない現実の第三者を主人公とし、話の筋を支える時、場所をはつきり限定し、事件や行動をとおして人間を写実的に描こうとする」⁽¹²⁾として神話と説話を區別し、『靈異記』説話の発生を地方豪族の進出や私度僧の教化活動によるものとした。一九八〇年代以降の説話の発生や成立をめぐる議論も基本的に同様の視点で行われている。

〈一九八〇年代—説話の発生・成立をめぐる議論②—〉

(12) 黒沢幸三『日本古代伝承文学の研究』堀書房、一九七六年

(13) 古くは植松茂「日本靈異記における伝承者の問題」『国語と国文学』三三巻七号、一九五六年七月などもある。

(14) 原田行造『日本靈異記』所収雷神説話と飛鳥元興寺—小子部栖軽と道場法師との関係を中心として』『金沢大学教育学部紀要』二四号、一九七五年一二月(『日本靈異記の新研究』桜楓社、一九八四年所

収)

(15) 寺川眞知夫『靈異記』における大安寺関係説話の考察』『花園大学国文学論究』一
二号、一九八四年一〇月(『日本国現報善惡靈異記の研究』和泉書院、一九九六年所

收)

族といった説話の管理者からそれを考え方とする論考が目立つようになる。⁽¹³⁾ 代表的なものとしては、『靈異記』所収の雷神説話について、雷神信仰を持ち小子部栖軽を氏神とする飛鳥の子部氏と、同じく雷神信仰を持ち道場法師譚を持つ尾張願興寺の尾張連を、元興寺の僧が同族視した結果成立したと論じた原田行造氏⁽¹⁴⁾ や、『靈異記』にみられる大安寺関係説話を、大安寺が教化のために管理し伝承していたものとする寺川眞知夫氏⁽¹⁵⁾ の研究があり、すこし年代は下るが、『靈異記』説話が使われた法会を考証した中村史氏⁽¹⁶⁾ の研究もこの系譜であるといえるだろう。

(16) 中村史『日本靈異記と唱導』三弥井書店、一九九五年
(17) 「靈異記」と景戒—自土意識をめぐつて—(『国語と国文学』五三巻一号、一九七六年一月)、『日本靈異記』と〈表相〉—『古代文学』一九号、一九八〇年三月(どちらも『古代国家の文学—日本靈異記とその周辺—』三弥井書店、一九八八年所

收)

一方、『靈異記』にしばしば現れる「自土意識」や「〈表相〉」などから本書を読み解こうとしたのが多田一臣氏である。⁽¹⁷⁾ 多田氏は後にそれらの論考をまとめた著書を『古代國家の文学』と題した。編纂に関する議論が下火になりはじめた一九七〇年代後半から、『靈異記』研究の主は個々の説話を詳しく検討していくものとなつていったが、多田氏の論考は『靈異記』をひとつの説話集としてもう一度全体から考えていくことをするものであった。

＜一九九〇年代—出典論＞

(18) 例えば『日本靈異記』説話と中国志怪小説との関係をいち早く論じたものとしては、川口久雄「日本説話文学と外国文学とのかかわり—敦煌本搜神記をめぐつて—『国文學解釈と鑑賞』三〇巻二号、一九六五年などがある

一九九〇年代以降は、新たな傾向として漢籍や經典との関係についての研究が急増する。もちろん、『靈異記』が『冥報記』や『般若驗記』などの漢籍になぞらえて編纂されていることは上序に書かれており、これまでにも研究が行われていなかつたわけではない。⁽¹⁸⁾しかし一つの傾向と言えるほどに目立つてくるのはこの年代からである。

例えば、中国の『梁高僧伝』神異伝の高僧が示す神異常靈験が衆生済度の機縁をなす菩薩行と

- (19) 藏中しのぶ「和光同塵・上代高僧伝の思想—『日本靈異記』行基物語化の背景」『上代文学』第六六号、一九九一年四月
- (20) 河野貴美子『日本靈異記と中国の伝承』勉誠社、一九九六年
- (21) 多田伊織『日本靈異記と仏教東漸』法藏館、二〇〇一年
- (22) 山口敦史「日本靈異記と中国仏教——下巻第三十八縁をめぐって」(『上代文学』六六号、一九九一年四月)、「日本靈異記」の〈女性〉観——説話の表現をいかに読むか——(『日本文学』五二巻一号、二〇〇三年一月)など
- (23) 増尾伸一郎「深智の儔は内外を観る——『日本靈異記』と古代東アジア文化圏——」『古代文学』三八号、一九九〇年三月
- (24) 小峯和明、篠川賢編『日本靈異記を読む』吉川弘文館、二〇〇四年、根本誠一、サムエルCモース編『奈良仏教と在地社会』岩田書院、二〇〇四年
- (25) 『歴史評論特集』『日本靈異記』に古代社会をよむ』六六八号、一〇〇五年十二月
- (26) 東野治之「長屋親王考」(『長屋王家木簡の研究』)稿書房、一九九六年所収)

してとりえられていることから、『梁高僧伝』の「神異」と『靈異記』の「靈異」は通底すると述べた藏中しのぶ氏の論考がある。⁽¹⁹⁾ 河野貴美子氏⁽²⁰⁾、多田伊織氏⁽²¹⁾の著書の出版も続いた。また、山口敦史氏も『靈異記』説話と仏典との関わりを盛んに論じている。⁽²²⁾ 増尾伸一郎が「深智の儔は内外を観る——『靈異記』と古代東アジア文化圏——」⁽²³⁾ という題で論文を発表しているが、一九九〇年代は從来の研究に加え、東アジアの中の日本という視点が発見（あるいは再認識）された十年であったといえるだろう。

〈1990年代—他分野における『靈異記』研究の躍進〉

そして二〇〇〇年代だが、この時期の『靈異記』研究は、国文学よりむしろ他分野においてのそれの方が盛んである。一九九九～二〇〇一年度に行われた成城大学民俗学研究所の共同研究『靈異記』の研究⁽²⁴⁾や宗教史学の方面からも論文集が刊行され、雑誌『歴史評論』では『靈異記』特集が組まれた。⁽²⁵⁾

このように他分野が『靈異記』に着目するようになったきっかけは、一九八八年の長屋王家木簡の発見である。平城京左京三条二坊の調査によつて発掘された大量の木簡の中から「長屋親王」と書かれた木簡が見つかった。そのことにより、いままでは誤記とされていた『靈異記』中一の「長屋親王」という表記は、「家政機関内の私的な表現」⁽²⁶⁾と理解されるようになり、『靈異記』の史料性が再評価されたのである。

私が大学院に進学し『靈異記』の研究を始めたのは、ちょうどどこの頃である。国文学における『靈異記』研究よりも、他分野——特に歴史学におけるそれが盛んな時期であった

ことは私に迷いをもたらした。

私が日本文学を専攻したのは、幼い頃から本を読むことが好きだったからである。作品はなんでも良かった。ただ、作品を作家に還元する近代文学研究の傾向にはどうにも馴染めず、古典文学研究に向かった。そして『靈異記』に描かれる靈異の世界の面白さに夢中になり、関心の赴くままに調べていった。しかし、自分が行っているのは果たして文学研究なのか、それとも文学作品を資料とした歴史か何かの研究なのか、そもそも文学研究とは何なのかという問い合わせ常に私の中についた。『靈異記』が伝承された事実を語るとされる説話文学であるからこそ、余計に悩んでしまったのかもしれない。

それに対して一つの解答を与えてくれたのが、師である古橋信孝氏の文学史の研究手法である。

古橋氏の文学史の研究手法には二つの柱がある。「文体」と「時代の関心」である。同氏の著書『日本文学の流れ』⁽²⁾は、これまでの文学史が時代ごとにまとめられているのに対しそれぞれの「文体」の流れをめぐる形で構成されているが、そこに「時代の関心」という手法に関する氏の考え方が示されている。

従来、文学史は歴史学の成果に依拠するところが多かつた。歴史学も文献の読みから始まる。文学作品を歴史的に読む方法は「時代の関心」を見いだすことである。（中略）「時代の関心」は作品のテーマだけとは限らない。散文文学は場面をつくらなければならぬが、その場面に「時代の関心」が現れる場合がある。（中略）もちろん、場面の作り方は書き手の好みや関心である場合がある。したがつて同時代の作品に同じような関心を見いだせるとき、「時代の関心」ということができるだろう。しかし、

(2) 古橋信孝『日本文学の流れ』岩波書店、
一〇一〇年

すぐれた作品は「時代の関心」に鋭敏である。その社会の人びとが心の深層で感じている思いを作品にする。それゆえ同時代の人々に読まれることになる。その意味で、作家は時代の深層の共同性に憑依されるといつてみてもいい。

古橋氏の「時代の関心」という手法は、文学を共同性から考える視点である。共同性という視点に立ったとき、伝承された話である説話ほど、それが明確に立ち現れるものはないのではないかと気付き、説話文学研究に対する迷いが払拭された。語られている内容が歴史的事実と合致していようがいまいが、文学研究としてはどちらでもかまわない。重要なのは、その出来事が当時の人びとによってそのように語られた——幻想された、ということである。

これは益田勝実氏が説話の中から「人間および人間性の問題」をつかもうしたのと同じ視点である。つまり、『靈異記』を文学作品たらしめたもつとも根本的な見方であるということだ。

以上のような視点に立ち、『靈異記』という最古の仏教説話集において、それが書かれた時代の人々が物事をどう考え、何に関心を持ったかということについて考察を試みたものが本稿である。

本稿に収められた論文はまるで衛星のように『靈異記』の周辺をめぐっているだけに見えるかも知れない。しかし、そうした周縁的なことをやることによつて、浮かび上がつてくるものもあるのではないか。

本稿の目的は、奈良時代末期から平安時代初期といつてこの時代に、なぜ本書のような書物が編まれたのかということを考えることである。それは、景戒を含むこの時代の人々が

物事をどう考え、何に関心を持ったかという人の心の側の問題としてとらえるということだ。

記紀や『風土記』は王権によって整序された世界を描いたが、『靈異記』は仏教という新たな秩序でもってこの世界を意味づけようとした。その過程において、同じく伝来してきた新しい知識である儒教や、共同体が以前から持っていた信仰は仏教的世界の中に包括され取り込まれていった。そのような変革期を生きた人々が心の深層で何を感じていたかを読み解いていきたい。

最後に、本稿と雑誌などに公刊した論文との関係を記す。

第一章 精異記説話を支える人々

第一節 優婆塞・沙弥・行者

↓『上代文学』第九八号、二〇〇七年四月（原題「靈異記の優婆塞像」）

第二節 法師・沙門・僧・禪師

↓『武藏大学総合研究所紀要』一七号、二〇〇八年六月（原題「『靈異記』の「法師」像」）

第三節 知識・檀越

↓『武藏大学人文学会雑誌』四四巻三号、二〇一三年二月（原題「日本靈異記」）
にみられる「知識」と「檀越」）

第二章 精異記説話の倫理と道徳

第一節 儒教と仏教—『精異記』における「孝」の問題—

↓書き下ろし

第二節 道教と仏教—飛天にみられる女性の救い—

↓『古代文学』五一号、二〇一二年三月（原題『精異記』における女性の救いの問題——上巻十三縁を中心にして——）

補論 神道と仏教—大祓の詞の成立と日本古代の薬師經受容—

↓山口敦史編、古代文学会叢書『聖典と注釈—仏典注釈から見る古代』武藏野書院、二〇一一年一〇月（原題「大祓の詞の成立—日本古代の薬師經受容をめぐつて—」）

第三章 精異記説話の他界・周縁認識

第一節 四国

↓『日本文学風土学会紀事』三〇・三一合併号、二〇〇七年六月（原題「古代の四国—『精異記』説話を中心に—」）

第二節 九州

↓『武藏大学総合研究所紀要』一八号、二〇〇九年六月（原題「古代の九州—『精異記』説話を中心に—」）

第三節 野・海・山・河

↓書き下ろし

【凡例】

- ①『靈異記』の訓読文については基本的に、中田祝夫氏が校注と現代語訳をした新編日本古典文学全集『靈異記』（小学館、一九九五年）のものを用いた。それとは異なる訓読を行つた場合は注にその旨を記した。

②『靈異記』の注釈書に関しては、以下の略称を使用した。

- 攷証
——狩谷 斎 日本古典全集『靈異記攷証』日本古典全集刊行会、一九二九年
全書
——武田祐吉校注『靈異記』〈日本古典文学全書〉朝日新聞社、一九五〇年
大系
——遠藤嘉基・春日和男校注『靈異記』〈日本古典文学大系〉岩波書店、一九六七年
注釈
——松浦貞俊『日本国現報善惡靈異記注釈』大東文化大学東洋研究所、一九七三年
全集
——中田祝夫校注・訳『靈異記』〈日本古典文学全集〉小学館、一九七五年
学術文庫
——中田祝夫全訳注『靈異記』〈講談社学術文庫〉上中下、一九七八（一九八〇年
集成
——小泉道校注『靈異記』〈新潮日本古典文学集成〉新潮社、一九八四年
完訳
——中田祝夫校注・訳『靈異記』〈完訳日本の古典〉、小学館、一九九五年
新編全集
——中田祝夫校注・訳『靈異記』〈新編日本古典文学全集〉、小学館、一九九六年
新大系
——出雲路修 校注『靈異記』〈新日本古典文学大系〉、岩波書店、一九九六年
学芸文庫
——多田一臣校注『靈異記』〈ちくま学芸文庫〉上中下、筑摩書房、一九九八年

第一章

靈異記説話を支える人々

- (1) 益田勝実『説話文学と絵巻』三一
書房、一九七一年
- (2) 原田行造『『靈異記』説話の生成基盤に関する論考』⁽²⁾（『金沢大学教育学部紀要』二一号、一九七二年一二月）

(3) 植松茂「日本靈異記における伝承者の問題」『国語と国文学』三三号もつとも益田勝美氏自身も、左掲書で「官寺教団側の説話相当数を混入」と述べており、『靈異記』説話全てが私度僧的なものだと述べているわけではない。

- (4) 入部正純『日本靈異記の思想』⁽³⁾
藏館、一九八八年

『靈異記』を「私度僧の文学」と定義付けたのは、八世紀に郡司層・有力郷戸首層から多数の私度僧が輩出されたことを挙げ、『靈異記』説話の生成には私度僧の民間私寺を足場とする布教活動が大きな意味を持つていているとした益田勝実氏である。⁽¹⁾ また、原田行造氏が行つた『靈異記』説話の生成基盤に関する論考⁽²⁾により、内容のみならず形式面においても、私度僧たちが話の生成に関わっていることが指摘されている。こうした「私度僧の文学」という立場からの伝承論は以降もずっと続き、その成果も大きい。しかし、早くは植松茂氏⁽³⁾などが異論を唱えたように、『靈異記』には官度僧の活躍する話も決して無視できない比率で存在する。私度官度の枠組み以外の視点も、『靈異記』の世界を成り立たせているものについて考えるためには必要なのではないか。本章はその可能性の一つとして、『靈異記』に登場する人々の呼称と行業を整理、検討していくものである。

『靈異記』における仏道修行者の検討に関しては、入部正純氏の研究がある。入部氏は、『靈異記』に見られる約七十名の修行者を、官僧・私度僧に大きく分類し、その呪的靈験性において「官度僧と私度僧は殆ど差別されていない」⁽⁴⁾とした。この指摘は『靈異記』の性格を考える上で大きな意味を持つものだが、入部氏の考察は個々の呼称の相違にまでは及んでいない。

『靈異記』には、僧尼のほか、比丘、沙弥・沙弥尼、優婆塞・優婆夷、また、禪師、法師、行者、自度、大僧、大徳、菩薩といった様々な呼称が見られる。己も同じく仏道修行者である編者景戒が、編纂においてこれらの呼称の使用に留意しなかつたはずがない。では具体的に、これらの仏道修行者は『靈異記』の世界の中でどのような存在として描かれ

ているのだろうか。

(5)

辻善之助『日本仏教史』(岩波書店、一九四四年)、二葉憲香『古代仏教思想史研究—日本古代における律令仏教及び反律令仏教の研究—』(永田文昌堂、一九六二年)荒木良仙『比丘尼史』(仏教制度叢書別巻、東洋書院、一九七七年)、井上光貞『日本古代の国家と仏教』(井上光貞著作集、岩波書店、一九八六年)、勝浦令子『日本古代の僧尼と社会』(吉川弘文館二〇〇〇年)など

第一節では優婆塞・沙弥・行者、第二節では法師・沙門・僧・禪師という、靈験でもつて本書が描き出す「靈異」の世界を作り出している仏道修行者を扱った。また、第三節では知識・檀越という仏教を支援する人々を取り上げた。『靈異記』説話の多くは、仏道修行者たちの持つ靈験やその支援者が目撃した奇跡を描くことによつて成立している。言い換えれば、本書は彼らによつて支えられている。『靈異記』説話を支える人々を見ていくことは、そのまま『靈異記』全体を覆う視点を探るということなのである。

仏道修行者の研究は、歴史学、特に奈良仏教史学における長い間の蓄積がある。^⑤しかし、小稿の出発点は、なぜこの時代に本書のような書物が編まれたのかという疑問にあり、この時代の人々が物事をどう考え、何に関心を持ったかという人の心の側の問題としてとらえることを目的としている。話が伝えられ、記されるためには、その話の中に話の伝承者、記録者、あるいはそれ以外の人々にとって何かしら関心をひく要素があつたということがだ。それは何なのか。まずは本書が描き出す靈異の世界を支える人々を見ていくことによつて考えていきたい。

第一節 優婆塞・沙弥・行者

はじめに

本稿はまず、『靈異記』に見られる優婆塞と呼ばれる仏道修行者たちから見ていく。優婆塞とは、一般に、師について修行する在俗の仏道修行者のこととをいう。『雜阿含經』第四などの經典に説かれている「仏弟子の七衆」に基づく呼称である。「仏弟子の七衆」とは、その修行の程度から修行者を区別したもので、いま簡単にその定義を整理すると、在家にあって三帰五戒を受持する優婆塞・優婆夷と、得度（出家）し十戒（沙弥戒）を受けた沙弥・沙弥尼と、沙弥尼が六法戒を受けた式叉摩那と、沙弥・式叉摩那が具足戒を受けた比丘・比丘尼となる。

しかし、我が国の古代仏教制度と經典の説く仏道修行者が一致しないことは先学の指摘するところであり、我が国においては比丘と式叉摩那の呼称の使用例はほとんど見られない。また、僧尼令においては、出家得度者は併せて「僧尼」とされているが、写經所等の運営上では沙弥・沙弥尼と比丘・比丘尼とでは明確に僧尼との身分上の区別がなされている。⁽¹⁾ 「日本靈異記における優婆塞（夷）の位置」（『國文學試論』一〇号）、柴山正「奈良時代における優婆塞について」（遠藤元男博士還暦記念日本古代史論叢刊行会編『日本古代史論叢』一九七〇年）など

(2)

（2）堀一郎「上世仏教の呪術性と山林

の優婆塞禪師」（『我が國民間信仰

史の研究』創元社、一九五三）一

九五五年、二巻二部所収）

(3)

佐久間竜「優婆塞・優婆夷について」（『古代文化』九巻一号）、井

上薰『奈良朝仏教史の研究』（日

本史学叢書、吉川弘文館、一九六

六年）、鬼頭清明「天平期の優婆

塞貢進の社会的背景」（『続日本古

代史論集』吉川弘文館、一九七二

年所収）、吉田靖雄「奈良時代の

優婆塞の教學について」（『古代

中世の社會と民俗』弘文堂、一九

七六年所収）など

われているのは、僧・尼・沙門・法師である。沙弥・沙弥尼も出家者ではあるが、『靈異記』ではやや特殊な位置に置かれる。

優婆塞を正面から取り上げた研究としては、堀一郎のものが最初である。堀氏は「山林に禅修苦行せる禪師優婆塞は、すぐれた呪術者として目されていた」とし、私度僧的性格を有する者と規定したが、現在の歴史学研究ではあまりこの説はとられていない。現在の優婆塞研究の主流は「正倉院文書」に見られる「優婆塞貢進文」を史料とするもの^③で、そこから導き出されるのは優婆塞の官僧予備軍的性格である。しかし、「優婆塞貢進文」に見られる在地豪族層に連なる優婆塞や、寺の下働きや写經所の經師・校生を勤めながら貢進されるきつかけを待つ在俗篤信の信者としての優婆塞と、『靈異記』に登場する優婆塞との間には大きな隔たりがある。

(4)

紙幅の関係で本文は掲載せず表のみの提示となつてゐる話もある。

呼称の言い換えを論ずるに当た

り、遠藤嘉基・春日和男校注『日

本靈異記』日本古典文学大系、岩

波書店、一九六七年をもとに、諸

本の校異の確認作業をおこなつ

た。

また、上三一にも「栗田の卿、使
を八方に遣はして禪師・優婆塞を
問ひ求めしときには」と見えるが、
名称だけで登場していないため本
表では省略した。

一 番異記に見られる優婆塞

左は、『靈異記』に登場する優婆塞の表である。^④

靈異記にみられる優婆塞・優婆夷（一三例）		卷話数	姓名	その他呼称	行動	※→は移動を示す	備考
①主要登場人物としてある例（七例）	上三						
役の優婆塞	優婆塞	上二八	童子	守護、得度を許される	・強力で水争いに勝利し寺田		
行者	道場法師				飛鳥元興寺所属		
					・山林修行により孔雀の呪法 を習得し鬼神を使役 ・讒言により配流されるも恩		

下一	中一六	上四		②副次的登場人物としてある例（六例）	下二八	下三四	中一二	中一九	中一三	
優婆塞	※五人	優婆塞	優婆塞		優婆塞	小野朝臣庭麿	金鷲優婆塞	利苑優婆夷	信濃国の優婆塞	
			円勢師の弟子		行者	行者	菩薩 行者	師 行者	・新羅にて道照法師と邂逅	赦後飛天
・去る禪師のお供として永興	・法師五人とともに冥界を案	・大和→近江	・願覚禪師の奇跡（発光・蘇生）の目撃		・蟻に首を噛み切られようと実行	・京→越前 ・加賀郡内で山林修行 ・浮浪人の長に迫害され呪法 している仏像の声を聞く	・神像のすねに縄を掛け祈願 得度許可を受ける	・蘇生後に市で盗まれた経を発見 ・美声により閻羅王庁に招致 される	・夢で吉祥天女と交接	・信濃→和泉
		放生された牡蠣の化身	大和国葛木の高宮寺所属	紀伊国名草郡貴志里の貴志		迫害者・浮浪人の長怪死	東大寺開基良弁の前身か	寺に止住	和泉国泉郡の血渟山寺止住	

下二四	※二人	・神罰としての堂崩壊を目撃 ・田中真人広虫女の法要のため、禅師と共に招請される	禅師から派遣
下二六	優婆塞	・優婆塞	山階寺所属？
下三六	※複数か 計三二人 優婆塞	・優婆塞と併せて ・禅師と共に藤原朝臣家依の 看病のため招請され呪護	

これらのうち、『靈異記』の優婆塞像を考えるにあたって象徴的だと思われるのは下一四である。

千手の呪を憶持する者を拍ちて、以て現に悪死の報を得し縁
越前国加賀郡に、浮浪人の長有りき。浮浪人を探りて、雜徭に駈ひ使ひ、調庸を徵
り乞めき。時に京戸小野朝臣庭麿といふひと有りき。（うはそく）優婆塞と為り、常に千手の呪
を誦持するを業とせり。彼の加賀郡の部内の山に展転びて修行せり。神護景雲三年の歳
の己酉に次れる春の三月二十七日の午の時に、其の長、其の郡の部内の御馬河の里
に有り。行者に遇ひて曰はく、「汝は、何くの國の人ぞ」といふ。答ふらく、「我は
修行者にして、俗人に非ぬなり」といふ。長、瞋り噴めて言はく、「汝は浮浪人なり。
何ぞ調を輸さぬ」といふ。縛り打ちて、駆ひ篤ふ。猶し拒逆ひて、懇ビテ譬を引
きて言はく、「衣の虱は頭に上りて黒く成り、頭の虱は衣に下りて白く成るといふ。是か
くの如き譬有り。頂に陀羅尼を載せ、經を負へる意は、俗難に遭はざらむとてな
り。何の故にか大乗を持せる我を打ち辱かしむる。實に驗徳有らむ。今威力を示さむ」

(5) 通説では役人が経巻を縄で縛つて地面を引きずつて去つたとするが、本稿では新潮日本古典集成の解釈をとり、小野の朝臣庭磨の呪的行為とする。

といふ。縄を以て千手経に繋けて、地より引きて去れり。行者を刑ちし処と、長が家との程、一里許なり。長、己が家の門に至りて、馬より下りむとするに、堅くして下ること得ず。忽に乗れる馬と、空に騰りて往き、行者を捶ちし処に到り、空に懸りて一日一夜遙て、明くる日の午の時に、空より落ちて死ぬ。彼の身摧ケ損ふこと、竿の囊に入れるが如し。諸人見て、懼恐りずといふこと無し。千手経に説きたまへるが如し。「大神咒は、乾枯れたる樹すら、尚し枝と柯と華菓とを生ずることを得。若し此の咒を謗る者有らば、即ち彼の九十九億の恒河沙の諸仏を謗ることになるなり云々」とのたまへり。方広經に云はく、「賢しき人を誹謗する者は、八万四千の国の塔寺を破壊する人の罪に等しからむ」と者へるは、其れ斯れを謂ふなり。

下一四是、「浮浪人の長」(本籍を離れて他郷に流浪する者の取り締まりのため、政府がその支配・管理を委ねたと考えられる)による優婆塞の迫害譚である。租庸調を国家の経済基盤とした律令国家が、そこからの逸脱者に対してもどうに對処していたかがわかる資料である。

優婆塞小野朝臣庭磨は「京戸」とあるので京に戸籍を有する者である。それが、本籍を遠く離れた越前国を行脚して修行を行つてゐる。ここにはあるのは、出家得度の官許を願つて修行する「優婆塞貢進文」の優婆塞とは違う優婆塞の像である。

この話で着目すべきは、優婆塞小野朝臣庭磨が「加賀の郡の部内の山を展転りて」と、山のあちこちを巡るという山岳修行のようなことをしており、本文中で「行者」と言い換えられている点である。庭磨を迫害した長は、庭磨が呪法を行い立ち去つたあと、乗つていた馬とともに空に舞い上がり、一昼夜宙づりになつたのちに墜落して死んだという。⁽⁵⁾

こうした直接的効力を持つ驗力とその行使のさまは、仏教者というよりは呪術者に近く、鬼神を使役したといわれる我が國修驗道の租・役小角を彷彿させる。

『靈異記』上二八は、『続日本紀』の記録とともにその後の役行者の伝記や説話の根幹となつてゐるが、この話において役小角は「役の優婆塞」と呼称されている。

孔雀王の呪法を修持して異しき驗力を得、以て現て仙と作りて天を飛びし縁役の優婆塞は、賀茂の役の公、今^{たか}の高賀茂の朝臣といふ者なりき。大和国葛木上郡茅原の村の人なりき。生まれながらに知り、博学なること一を得たり。仰ぎて三宝を信じ、之を以て業と為り。……

優婆塞と呼称されている人物で、諸国を行脚しているのは上二八・中一三・下一四の三例、山岳修行的な記述があるのは上二八・下一・下一四の三例、山寺に止住したとするのが中一三・中二一の二例ある。『靈異記』における優婆塞は、山岳修行者としての像が強いといえる。

もつとも、このような山岳修行者ではない優婆塞ももちろん登場する。上三の優婆塞は、幼い頃から下働きとして寺に所属し、生來の強力によつて功績をたてて出家得度を許されている。後の道場法師である。また、上四の優婆塞や下一の優婆塞は、高名な師について修行する弟子としての優婆塞である。これも、一般的な優婆塞の定義にそのまま通じるだろう。

しかし、中一三の優婆塞などは、諸国行脚・山寺止住のみならず、弟子までとつてゐる。やはり、辭書的な優婆塞の定義には收まりきらない何かが、『靈異記』の優婆塞にはあるといえるだろう。このように描かれる優婆塞とは一体何なのだろうか。

二 沙弥と優婆塞

『靈異記』における優婆塞・優婆夷の語は、ほとんど私度僧と同義的な者として使用されているという堀一郎氏の指摘⁷⁾があるが、確かに前節で整理した優婆塞の行業を見る限りは、非常に私度僧的であるといえる。しかしそれならば、優婆塞は何をもって優婆塞と呼称されるのだろうか。

『靈異記』では、私度を「自度」という。そして、本文中に「自度」と明記されているのは、すべて沙弥である。よって、比較のため、左に『靈異記』に登場する沙弥・沙弥尼の表をあげる。

靈異記にみられる沙弥・沙弥尼（一三例）						
			卷話数	姓名	その他呼称	行動※→は移動を示す
上三五	上二九		上二七	上一九	沙弥	自度
練行の沙弥尼	※表題のみ	沙弥	石川の沙弥			
尼	※本文	僧	自度		・暮 が曲がる	
	・河内→大和	迫害される	・乞食僧として白髪部猪丸に ・地獄現在の炎に身を 焼かれて死亡	・各地を放浪 ・喜捨を騙し取る ・寺の塔の木に放火	・法華經を読む乞食を嘲り口	
	平群の山寺止住	虐待	一時、摂津国嶋下郡の春米 寺に止住	一時、摂津国嶋下郡の春米 寺に止住		備考

下一七	下一五	下一三	下一〇	中一二四	中七	中一		
信行	沙弥	沙弥	牟婁の沙弥	沙弥仁耀	沙弥行基	沙弥		
自度	自度		自度	法師	菩薩・大徳			
・未完の仏像の呻く声を聞き、同じ室に止住する元興	・山室堂の鐘を突くことを宗とする	・乞食をしたところ犬養宿禰	・抗内に閉じこめられた抗夫	・檜磐嶋に請われ、鬼のために金剛般若經百巻読誦	・法式を守つて法華經を書き経焼けず	・往生	・元興寺の大法会の供養の飯をもらいに行き、長屋王に錫で殴られる	・仏の絵像を作成 ・盜難に遭うが市で無事取りもどす
(慈氏禪師堂) に止住	紀伊国那賀郡弥氣山室堂	迫害者・真老は後に怪死	觀音の化身	大安寺所属			・元興寺の大法会の供養の飯をもらいに行き、長屋王に錫で殴られる	・元興寺の大法会の供養の飯をもらいに行き、長屋王は長屋王の迫害者・長屋王は長屋王の変により自死

下三八	伊勢の沙弥 沙弥鏡日	自度の師 ・乞食者・乞人 ・乞食の沙弥	寺沙門豊慶に報告 ・紀直吉足に虐待され十二薬 ・又神の名を読む ・景戒の夢に現れ、『諸教要集』を授ける	迫害者・吉足は後に怪死
-----	---------------	---------------------------	--	-------------

優婆塞が副次的登場人物としてある例が半数近くあつたのに対し、沙弥はすべて主要人物として登場する。

『靈異記』の優婆塞像を考えるにあたつて象徴的なのは、それに並置された下一五である。物と考へるにあたつて象徴的なのは、それに並置された下一五である。

沙弥の乞食するを撃ちて、以て現に悪死の報を得し縁

犬養宿禰真老は、諾樂の京の活目の陵の北の佐岐の村に居住しき。天骨邪見にして、乞者を厭ひ惡めり。帝姫阿倍の天皇のみ代に当りて、一の沙弥有りき。真老が門に就きて食を乞ひき。真老乞ふ物を施さず、返りて袈裟を奪ひ、諸問リ逼め惱まして言はく、「汝は曷の僧ぞ」といふ。乞者答へて曰はく、「我は是れ自度なり」といふ。真老亦も拍ち逐ひ、沙弥大に恨みて去る。其の日の夕にして、鯉を煮て寒し凝らす。明くる日の辰の時に起きて、朝床に居て、彼の鯉を口に含み、酒を取りて飲まむとしき。口より黒き血を返し吐して、傾き臥しぬ。幻の如くに氣を絶ち、寐るが如くに命終しぬ。諒に知る、邪見は身を切る利剣なり。瞋の心は是れ禍を招く疾鬼なり。櫻貪は餓鬼を受くる苦因なり。多欲は慈施を障ふる猛き藪なりといふ

」とを。唯來り乞ふ者を見ば、憐愍あはれびを生じ、顔を和やはらげ色を悦びしめ、法施財施すべし。所以に丈夫論そゑに云はく、「慳心多き者は、是の泥土と雖も、金玉よりも重みす。悲心多き者は、金玉を施すと雖も、草木よりも軽みす。乞人かたゐを見る時に、無しと言ふに忍びず、悲しひ泣きて涙を堕す云々」といへり。

ひとりの沙弥が、施しを乞う者を嫌い憎む犬養宿禰真老に食物を乞うたところ、袈裟を奪われ迫害を受けたという話で、沙弥が恨みながら去つた日の翌朝、犬養宿禰真老は「口より黒き血を返吐ひ」「傾き臥して、幻のごとくに氣を絶ち、寐るがごとくに命終」したという。

仏道修行者の迫害とその報いとしての悪死という話形は、下一四と同じである。仏教関係者を迫害して惡報を受けるという話形は『靈異記』の主要なテーマの一つである。他に上二九・中一・中三五・下三三などがあり、類話として、僧を罵り嘲つたために惡報を受ける中一一や上一九がある。

下一四と下一五で異なるのは、迫害を受けるのが優婆塞か沙弥かという点である。話形としては同じこの二話の比較から、『靈異記』における優婆塞像と沙弥像について整理したい。

まず挙げられるのは、その外形の違いである。下一四の優婆塞小野朝臣庭麿が僧形をとつていなかつたことは、「われは修行者にして、俗人にあらぬなり」と抗弁する小野朝臣庭麿に対し、長が「汝は浮浪人なり」と言つてのことからわかる。それに対し、下一五には、「返りて袈裟を奪い」と、犬養宿禰真老が沙弥から袈裟を奪つたという記述があること、また、同じく犬養宿禰真老が「汝は曷の僧ぞ」と、皮肉ではあろうが一応、沙弥の

身分を確かめていることから、この沙弥は僧形をとつていたであろうことがわかる。

優婆塞の外観に関してわかる記述があるのはこの下一四だけだが、沙弥が僧形をとつていたことがわかるものとしては、「ひげかみそそ髷髮を剃除り、袈裟を着」という記述がある下一〇や、上三三、下一七などがある。これらのことから、沙弥と呼称されるものは僧形をとつており、優婆塞と呼称される者は俗体であつたと考えることができる。よつて、『靈異記』では、いわゆる私度僧である自度の沙弥と優婆塞との違いは、まず、僧形をとつているか否かという外形面にあるといえるだろう。

では、外形面以外は、優婆塞と沙弥は全く同じなのだろうか。諸国行脚（沙弥：上二七・上三五、優婆塞：上四・中一三・下一四、山寺止住（沙弥：上二七・上三五・下一七、優婆塞：中一三・中一二）など、沙弥と優婆塞の共通点は多い。また、自度の沙弥である下一〇の牟婁の沙弥は、「俗に即^つきて家を收め、なりはひ産業を營み造る」とあり、俗人の生活をして生業を営んでいたという。これは、下一四などの優婆塞が諸国行脚や山寺止住をしているのとは逆に、私度僧が、いわゆる在俗の優婆塞的な生活をしていた例といえるだろう。しかし、下一四の優婆塞と、下四五の沙弥にはもう一つ大きな違いがある。それは、迫害者に対する対応である。

下一四の優婆塞小野朝臣庭麿は、迫害者である長に対し、「今し威力を示さむ」と言い、縄で千手経を高所に懸け地上から引っ張るという、後文の長の怪死の様と対応する呪法を行つてから、その場より去つている。それに対し下四五の沙弥は、恨みに思いながらもなにもせずその場を去つている。つまり、優婆塞が己の驗力によつて報復を行つてゐるのに對し、沙弥は迫害を甘んじて受け入れてゐるのである。

迫害者に対する無抵抗は、他の沙弥迫害譚においても通底している。沙弥が迫害された話はほかに上二九・中一・下三三があるが、うち、上二九・中一は下一四と同じく全くの無抵抗である。下三三は、十二薬叉神の名を称えているが、これは、虐待者に強要されても一度だけ仕方なく行ったものである。下一四の優婆塞と違い、そこに報復の意志はない。

『靈異記』における沙弥の特殊性はここにある。出家者でありながらも正式な具足戒を受けていない沙弥は、僧尼令などでは正式な僧尼と同じに扱われながらも、写經所等の運営上では身分上の区別がなされるという微妙な存在であった。しかし、そうした古代仏教制度における社会的扱いといった面とは別に、『靈異記』において沙弥はある意味特別な存在として描かれている。

それをもつとも良く示しているのが下三八である。下三八は前兆としての歌謡についての前半と、流星を長岡京遷都の前兆とし、月食を藤原種継暗殺の前兆とした後半の二部からなるが、それに続いて景戒は己自身が体験した前兆についても述べている。そこに一人の沙弥が登場する。

災と善との表相先づ現れて、而る後に其の災と善との答を被りし縁

……同じ天皇の御世の延暦の六年丁卯の秋の九月朔の四日甲寅の日の酉の時に、僧景戒、慚愧の心を発し、憂愁へ嗟キテ言はく、「嗚呼恥しきかな、シキかな。世に生れて命を生き、身を存ふることに便無し。等流果に引かるるが故に、愛網の業を結び、煩惱に纏はれて、生死を継ぎ、八方に馳せて、以て生ける身を矩す。俗家に居て、妻子を蓄へ、養ふに物無く、菜食も無く塩も無し。衣も無く薪も無し。毎に万の物無くして、思ひ愁へて、我が心安くあらず。昼も復飢ゑ寒ゆ。夜も復飢ゑ寒ゆ。

我、先の世に布施の行を修せざありき。鄙なるかな我が心。微しきかな我が行」といふ。然して寝テアル子の時に、夢に見る。乞食者、景戒が家に来りて、經を誦して教化して云はく、「上品の善功德を修すれば、一丈七尺の長身を得む。下品の善功德を修すれば、一丈の身を得む」といふ。爰に景戒聞きて、頭を廻らして乞人をれば、紀伊国名草郡の部内楠見の栗の村に有りし沙弥鏡日なり。……

以下、夢の中で鏡日とやりとりが交わされるのだが、僧でありながら俗家にいて飢えに苦しむ景戒はこの夢を聖示として受け止め、その解釈を行つてゐる。そして、

沙弥とは、觀音の変化ならむ、なにをもてのゆゑにとならば、いまだ具戒を受けぬを、名けて沙弥とす。觀音もまた爾なり。正覺を成すといへども、有情を饒益せむがゆゑに、因位に居たまふ。

と、鏡日を觀音の変化とする。そしてその理由として、觀音もまた具足戒を受けていないことをあげ、觀音は、正しい悟りを開いてはいるが、慈悲をもつて衆生に利益を与えて救済するためには「因位」つまり修行の過程にあるのだとする。つまり、『靈異記』において、沙弥は觀音と重ねられ、いまだ修行の過程にあるという求道者としての像を持たされているのである。

景戒が沙弥に対し私度ではなく「自度」という言葉を使つてゐるのは、その求道者としての性質を強く意識した結果であろう。「自度」は私度と同義ではあるが、『靈異記』の自度の沙弥に与えられた役割は、いわゆる私度僧という語では括れない。

(7) 以下、『万葉集』の歌番号・表記
訓讀はすべて新編日本古典文学全集
に依る。

古代文学に見られる沙弥としては、『万葉集』に満誓沙弥(巻三・三三六、三五一、三九一、三九三、巻四・五七一・五七三、巻五・八二一)や、三方沙弥(巻二・一一三、一

二五、卷四・五〇八、卷六・一〇一七左注、卷一〇・一三一五左注、卷一九・四二二八左注)などがある。例えば

三方沙弥、園臣生羽が女を娶りて、未だ幾の時も経ねば、
病に臥して作る歌三首

たけばぬれ たかねば長き 妹が髪 このころ見ぬに 搔き入れつらむか 三方沙弥
人皆は 今は長しと だけと言へど 君が見し髪 亂れたりとも 娘子
橋の 影踏む道の 八衢に 物をそ思ふ 妹に逢はずして 三方沙弥

(『万葉集』卷二・一二三~一二四)

などは、在俗の仏道修行者としての沙弥が妻帯していることがよくわかる例である。しかし、『万葉集』に見られる沙弥の像と、観音とも重ね合わされる『靈異記』の沙弥とでは明らかに像が異なる。

同じように、優婆塞もその行業だけ見れば私度僧的であることは疑いないが、その一語で括ってしまうのではなく、『靈異記』内で与えられた役割や性質を考えるべきである。『靈異記』の仏道修行者全体を概観したとき、その修行方法についての記述は優婆塞例に集中している。沙弥とは違う求道者としての像が、優婆塞はある。後節で述べるが、これは優婆塞が行者と言い換えられていることにも通じている。同じ求道者としての像を持つつ、沙弥と優婆塞とではその方向性が違うのである。下一五において沙弥が迫害を無抵抗に堪え忍んだように、沙弥はあくまで仏者として慈悲や忍耐という方向を向いている。それに対し、下一四の優婆塞小野朝臣庭麿が迫害者に対し報復行動にでたように、優婆塞は仏道修行者ではあるが、俗人の感情や論理に近い者として描かれている。そこに、『靈異

記』における優婆塞独自の立ち位置がある。優婆塞は、求道者として行者に繋がる可能も持ちながらも、同時に、在家人と仏教を結ぶ架け橋のような役割も同時に担っているのである。

三 行者と優婆塞

優婆塞には求道者としての像がある。それは、修行の記述が多く見られることからもいえるのだが、行者と言い換えられていることからもいえる。

『靈異記』に登場する行者は以下である。これも七例すべて主要登場人物としてある。

『日本靈異』記にみられる行者（七例）						
中 一 三	上 二 八	上 一 一	姓名	その他呼称	行動	備考
行者	役小角	慈応	沙門	大徳	・招請されて地方出講（京→播磨） ・地獄現在の炎に焼かれる漁夫を咒して救命	元興寺→播磨国飾磨郡の濃於寺
優婆塞	役の優婆塞				・山林修行により孔雀の呪法を習得し鬼神を使役 ・讒言により配流されるも恩赦後飛天	
・夢で吉澤天女と交接	・信濃→和泉 ・新羅にて道照法師と邂逅					
	和泉国泉郡の血渟山寺止住					

中二二 金鷲	優婆塞	・神像のすねに縄を掛けて祈 願したところ神像発光・天	諾樂京の東の山の山寺止住 東大寺開基良弁の前身か
下一四 小野朝臣庭麿	優婆塞 菩薩	・京→越前 ・加賀郡内で山林修行	皇により得度許可 迫害者・浮浪人の長怪死
下二八 行者	優婆塞	・蟻に首を噛み切られようと している仏像の声を聞く 実行	紀伊国名草郡貴志里の貴志 寺に寄宿
下三四 忠仙	優婆塞	・大谷堂に巨勢皆女と共に住 み、皆女の首のこぶを治す ため二八年間経読誦し、快 癒させる	紀伊国名草郡埴生里の大谷 堂に止住

うち、五例（上二八・中一三・中二一・下一四・下二八）が、前掲した優婆塞表の①主要登場人物としてある例に重なることは注目に値するだろう。

優婆塞と言い換えていない例も含め、これら行者と呼称される人物の行業を概観すると、常人には見えない地獄現在の炎に焼かれる漁夫を呪して救命（上一一）、鬼人を使役し飛天（上二八）、天女と交接（中一三）、山寺にある神像のすねから皇居までとどくような光を発させる（中二二）、己を迫害した人間を呪い殺す（下一四）、蟻に首を噛み切られようとしている仏像の声を聞く（下二八）、長年のこぶを治癒（下三四）など、驗術の効験あらたかな者、つまり、より具体的な驗力を持つ者が行者と呼称されていることがわ

かる。このことをふまえて、優婆塞から行者と言ひ換えられている中一三を見ていただきたい。

愛欲を生じて吉祥天女の像に恋ひ、感應して奇しき表を示しし縁

和泉国 泉郡血淳の山寺に、吉祥天女の攝像有り。聖武天皇の御世に、信濃国の中
優婆塞、其の山寺に來り住みき。之の天女の像に睇ちて愛欲を生じ、心に繋けて恋

ひ、六時毎に

願ひて云ひしく、「天女の如き容好き女を我に賜へ」といひき。優婆塞、夢に天女の像に婚ふと見て、明くる日瞻レバ、彼の像の裾ノ腰に、不淨染み汚れたり。行者視て、慚愧して言さく、「我は似たる女を願ひしに、何ぞ忝クも天女専自ら交りたまふ」とまうす。媿ぢて他人に語らず。弟子偷に聞く。後其の弟子、師に礼無きが故に、嘖めて擯ヒ去らる。擯はれて里に出で、師を訕リテ事を程ス。里人聞きて、往きて虚実を問ひ、並に彼の像を瞻れば、淫精染み穢れたり。優婆塞事を隠すこと得ずして、具に陳べ語りき。諒ニ委る、深く信ずれば、感の応へぬといふこと无きことを。是れ奇異しき事なり。涅槃經に云ふが如し。「多婬の人は、画ける女にも欲を生ず」と者へるは、其れ斯れを謂ふなり。

この優婆塞は、もともと信濃国の優婆塞であるが、弟子を連れて和泉国の山寺に来てそこに住み着いてしまう。諸国行脚・山寺止住の優婆塞の例は他にもあるが、優婆塞でありながら弟子がいる例はこれだけである。この優婆塞は、修行者でありながら、寺の吉祥天女像に愛欲を生じてしまう。そしてある夜「優婆塞、夢に天女の像に婚ふと見」、つまり天女と交接する夢を見、「明くる日に瞻れば、その像の裾の腰に、不淨染み汚れたり」と、翌朝天女像に己のものであろう精液の染みが付着しているのを発見する。そして「行

者、見て、慚愧」し、どうして畏れ多くも天女ご自身が私と交わつてくださつたのですか、と呟いた。ここで優婆塞が、天女との交接という奇跡の体現を境に行者と言い換えられる点は着目に値するだろう。

優婆塞と行者という呼称が併用されている他の四話を見ていくと、上二八の役小角は、まず役優婆塞と表記され、一言主の大神の話のところで役行者と言い換えられている。中二二の金鷲優婆塞は「行者をもて常に住して道を修せり」という記述の後から、下一四の小野朝臣庭麿は「彼の加賀の郡の部内の山を展転りて、修行せり」という記述の後から、下二八の優婆塞は仏像の声を聞いた後から、行者へと言い換えられている。再び優婆塞といふ呼称に戻る場合もあるが、共通しているのは、最初は優婆塞として登場し、途中で行者へ言い換えられているという点である。これは、行者という呼称が、優婆塞や沙弥、僧尼などといった身分を表す呼称ではなく、行業に対して与えられる一種の尊称であることを意味している。

山岳修行と言つたいわゆる行者の如きだけではなく、中一三では夢とはいえ吉祥天女との交接という具体的な奇跡が、下二八では仏像のうめき声の拝聴という同じく奇跡の業が優婆塞によつて行わたったとき、優婆塞は行者と言い換えられている。優婆塞から行者といふ呼称への言い換えが行われるとき、それは、ひとりの優婆塞が、一仏道修行者としての身分を示す一般名詞的としての優婆塞ではなく、特別な驗力を披露する行者として説話の主人公となつた瞬間なのである。

さらに、行者と言い換えられている優婆塞と、言い換えられない優婆塞を比較すると、もうひとつ氣づくことがある。それは、上三の道場法師や中一九の利刃優婆夷といつ

た、生まれつきの強力や美声の持ち主に対しては行者という呼称は使われていないということである。

行者という呼称を考える上で、やはり、修行という要素は欠かすことができないようだ。行者とは、その言葉が示すように、修行者なのである。そして、行者の持つ験力は、その厳しい山岳修行によって後天的に獲得されたものなのである。

上三一の御手代東人は、優婆塞や行者という呼称でこそ呼ばれていないものの、山岳修行によって験力を得た人物である。彼は吉野山での三年間の修行の結果、妻（妻の死後は新しい若い妻）・家柄・財産という「福徳」を得ている。吉野山で行つた修行といい、観音の名号を称えながら言つたという「銅錢万貫、白米万石、好き女多^{よあまた}」というなにやら呪文めいた願文といい、まさに修驗道的である。そして『靈異記』は、御手代東人の世俗の欲にまみれた願いを否定せず、むしろ「大福徳」を得たと讃え、「修行の験力なり」と結ぶのである。

先にもひいた下三八に、編者景戒がこうした修行によつて得られる験力というものに対し、並々ならぬ関心を抱いていたことがわかる一文がある。景戒は、沙弥鏡日の夢に続いて見た己自身を火葬するという夢を、地位を得る予兆（実際に七年後に「伝燈住位」の位を得ている）と捉え、さらには狐やナツムシの行動を息子と馬の死を示す凶兆であつたとしている。そして

是を以て^{いこ}當に知れ、災^{わざひ}の相^{いそ}先^{まき}づ兼ねて現れて、後に其の実の災い來らむといふことを。然るに、景戒、未だ軒轅黃帝の陰陽の術を推ねず。未だ天台智者の甚深の解^{じんじん}げを得ず。故に災を免るる由^よを知らずして、其の災を受く。災を除く術を推ねずして、

滅び愁ふることを蒙る。勤めずあるべからず。恐りずあるべからず。

(8) 多田一臣「『日本靈異記』と『表相』」『古代国家の文学』日本靈異記とその周辺』三弥井書店、一九八八年所収)

「表相」という言葉が、景戒にとつて重要な意味を持つていたであろう事は、多田一臣氏の指摘するところである。⁽⁸⁾ その力を得るため、景戒は「勤めずあるべからず。恐りずあらべからず」と、さらに仏道修行に励むことを誓う。ここにおいても仏道修行と驗力の会得、このふたつは明らかに関連づけられているのである。

これらのことから、『靈異記』において、山岳修行を含む仏道修行と驗力の獲得は、確かに相関関係を持つものとしてみなされているということがいえる。しかし、仏道修行と驗力の会得、このふたつの関連づけは、別に景戒だけに限つたものではない。日本古代の仏教は、國家鎮護の要としてあつた。国家的に取り入れられたが、仏教もひとつの呪術なのである。そして、その呪力の獲得手段として山岳修行があつた。

山岳修行というと、私度僧や民間呪術者的なものと考えられがちであるが、それらは仏教の基本行のひとつでもあつた。菌田香融氏は、古代仏教における山寺や山房を中心とする山林仏教は、官大寺や宮廷の国家仏教と切り離すことのできない本質的な結びつきをもつていたとする。⁽⁹⁾ それらを『靈異記』において証明するとしたら、上七・上八・上二六などに見られる禪師と呼称される者たちの存在であろう。彼らは、山林修行を行い、具体的な驗力、とくに治病の驗力を持つ。中二六の禪師広達、下一・下二に登場する永興禪師はともに、『續日本紀』七七一年条において十禪師に選ばれている。しかし、『靈異記』にそ

(9) 菌田香融「古代仏教における山林修行とその意義—特に自然智宗をめぐつて—」(『南都仏教』四号)

のことは一切触れられていない。このことが何を意味するかというと、国家的にどう認知されているかということに、編者景戒、ひいては『靈異記』説話を受容する人々の関心はないということなのである。人々の関心は、官許の有無や出家得度の有無ではなく、その能力にあつた。よつて、官度僧も、私度僧も、俗体の優婆塞も『靈異記』においては基本的に平等なのである。小稿で、官度私度以外の新しい視点の必要性を説くのは、そういう社会的な身分の区別は『靈異記』説話の内部において特に意味をなしていないからである。

人々は、仏教のもたらす力に尊崇を抱き、憧れ、畏れた。独自の厳しい修行によつて能力を得、奇跡を起こした優婆塞が特に行者として取り上げられ語られているのも、奈良朝末期から平安時代初期という『靈異記』が成立した時代、『靈異記』を受け入れる人々の側の、仏教や仏教者に対する関心の問題として考えることができるだろう。

むすびにかえて——説話の生成者としての優婆塞の可能性

以上、『靈異記』にみられる優婆塞像を、沙弥や行者と比較しながら検討し、その像について論じていつた。己も仏道修行者である編者景戒が、本書の編纂において呼称の使用に留意しなかつたはずがないと述べたが、これらの例を見ている限り、かなり意識的にその使い分けがなされていると考えられる。しかし、重ねて言うが、そこに身分的な上下はない。あくまで平等である。

『靈異記』には、多くの仏道修行者の呼称が見られるが、それはこの時代、民間にさまざまな修行者たちがいたということを意味するのだろう。身近に仏道修行者たちを見るよ

（10）このことについては、歴史学において早く指摘がある。松本信道「奈良時代の優婆塞・優婆夷に関する一考察——特に知識集団との関連について」（『駒沢史學』二六号、一九七九年三月）など。

そして優婆塞は、在俗の修行者として、在家と出家を結ぶ中間的な存在であり、一種の架け橋としてあつたのではないか。小稿では主に、優婆塞の修行者としての側面に着目して論を進めてきたが、最後、優婆塞の在家との架け橋的な側面⁽¹⁰⁾にも触れて、『靈異記』にみられる優婆塞像のまとめとしたい。

例えば上四は、聖德太子と高宮寺に住む百濟出身の円勢師が、それぞれ隠身の聖（仏菩薩の化身で、普段は普通の人間の中に立ち混じって正体がわからない）を見抜いたという話である。ここで円勢師の弟子である優婆塞は、師が聖人と見抜いた願覚禪師の奇跡（身から光を放つ、死後の復活）を見聞体験する役割を与えられている。聖人だけが聖人を見抜くというのがこの上四の主眼であり、弟子の優婆塞は代替がきくあくまで副次的な登場人物である。しかし、話はこの優婆塞の視点で展開していく。いわゆる視点人物である。よつてある意味で、この話の主人公は弟子の優婆塞であるといふこともできる。

上四における優婆塞は、円勢師の弟子で、奇跡の目撃者としてある。弟子だからこそ、聖人の側で奇跡を間近に見ることができ、弟子だからこそ、自らその奇跡を行うまでには至らない。今まで見てきた、行者と言い換えられるような優婆塞との違いである。

『靈異記』には数多くの弟子が登場するが、この上四のほか、上一四・一二一、中七・一三・三五・三八、下六・三〇などすべて師の行う奇跡の目撃者としてある。上四において円勢師が「言ふこと莫かれ。なまこあ然れ」と口止めしたように、真の聖者は自らの奇跡をこと

さら語ることはないが、目撃者（弟子達）によつてその高徳は周囲に広まつていく。弟子である優婆塞は、語り手、ひいては、話の生成者にもなり得るということである。この一例しか無いのが残念だが、上四から、『靈異記』説話の生成の一端に、優婆塞の存在を考えることができるだろう。この優婆塞は、大和から近江への移動という修行者としての面も内包しつつ、噂の生成という、在家との架け橋的な面もあわせもつ例といえる。

また、中一六は、老人に施しを与えたことと、牡蠣を買い取つて放生したことがそれぞれ善惡の報いをもたらした話で、牡蠣が法師五人と優婆塞五人に姿を変えて冥界の案内をしている。その際、法師が先導し、説明はすべて優婆塞がしているのだが、僧と優婆塞の、実際の寺院での役割分担がそのままこうした描写に反映している可能性は高い。

修行を積んで驗力を獲得し、行者と言い換えられるような優婆塞像と、師（出家）と在家との間を結ぶ中間者としての優婆塞像は、対極にあるように感じられるかも知れない。けれどどちらも、在俗の仏道修行者である優婆塞の持つ側面である。俗でもあり聖でもある、在家の人々にとって、あこがれもあり身近な存在でもある優婆塞像がここに立ち現れてくる。『靈異記』が唱導の書であることを考えると、こうした仏道修行者の像の検討は今後ますます重要になつていいくだろう。

本稿では主に優婆塞を中心に考察を行つていったが、沙弥に関しては衆生を救済する菩薩の思想と関連させて検討する必要性を感じている。特に前掲した三方沙弥は、後世、歌を詠む乞食僧として、『古今著聞集』卷五や『十訓抄』といった説話文学の中にその名が見える。『万葉集』にはない像である。説話という文学形式の中で発展していった沙弥像がそこにある可能性がある。今後の課題としたい。

第二節 法師・沙門・僧・禪師

はじめに

本節では主に「法師」という呼称について見ていくが、それに際して取り上げたいのは下三八である。

災と善との表祖先づ現れて、而る後に其の災と善との答こたへを被かがふりし縁

……又、同じ大后の坐しましし時に、天の下の国舉りて、歌詠ひて言ひしく、

法師羅を裙もは着きたりと輕侮れど、そが中に腰帶薦鉢懸こしおびこもつちサガレルゾ。

弥發いやつ時々、畏きみき卿カシコや。

又咏うたひて言ひしく、

我が黒くろみそひ股ねに宿給ねへ、人と成るまで。

是かくの如うたく歌咏うたひつ。帝姫阿倍の天皇の御世の天平神護の元年の歳の乙巳に次れる年の始はじめに、弓削ゆげの氏の僧道鏡法師、皇后と同じ枕に交通とつきし、天の下の政を相なすけ撰とりて、天の下を治うむ。彼の詠歌は、是れ道鏡法師が皇后と同じ枕に交通とつきし、天の下の政を撰とりし表答へうとうなりけり。又、同じ大后的時に、咏うたひて言ひしく、

正に木の本もとを相みれば、大德だいとく食フクし肥フクレテぞ立ち来る。

是かくの如うたくに咏うたひ言まわひ。是れ當に知れ、同じ時に道鏡法師を以て法皇こうとし、鴨かもの氏うぢの僧韻興法師ゑふなぶをもて法臣參議として、天の下の政を撰とりし表答へうとうなることを。……

(1) 以下、『靈異記』内の表を作成するにあたつては、藤井俊博編『日本靈異記漢字総索引』笠間索引叢刊、笠間書院、一九九一年を利用した。

表の見方は以下である。

- ① 同一人物に関して、同縁内で同じ呼称を繰り返し使っている場合は一例と数えた。
- ② 同一人物であるが、複数縁にまたがるものは、それぞれ一例と数えた。
- ③ 「呼称一覧」：本文中に記載はないが、他の史料などにより確定しているものに関しては、（ ）付で掲載した。
- ④ 「所属寺院」：本文中に記載していないが、他の史料などにより確定しているものに関しては、（ ）付で掲載した。
- ⑤ 「法師」一覧に関しては、「師」とだけある人物は他の呼称の略（例えれば「禪師」）である可能性も考慮して、含めていない。
- ⑥ 「法師」と明記されており、文中で「師」と言い換えられているものに関しては、呼称一覧に掲載したもの。

靈異記にみられる法師（二十九例）	
① 上三	卷話数
姓名	その他呼称
道場法師	小子・童子
優婆塞	元興寺
	・雷の申し子として誕生 ・力ある王との力くらべに勝つ ・元興寺の童子になり、鐘堂に出る鬼を

一 『靈異記』に見られる「法師」

左は、『靈異記』に見られる「法師」一覧である。⁽¹⁾

孝謙上皇の看病僧として寵を得た道鏡は、急速に政界に進出し、重祚した称徳天皇の下で太政大臣禪師、果ては法王となつた。その経緯は正史である『続日本紀』に詳しい。しかし、『靈異記』での道鏡の呼称は「道鏡法師」であり、「道鏡禪師」「法王道鏡」など『続日本紀』に見られる呼称は使われていない。なぜだろうか。

どのような行状の仏道修行者を何と呼び、あるいは何と呼ばないか。ここに、当時の人々の意識の反映を見ることができる。

下三八は、吉凶の前兆である「表相」がまず出現し、後にその結果として「答」が到来するという「表相信仰」について、多くの事象を例に述べたもので、本書中、最も長い縁である。二部構成をとつており、前半は、六首の歌謡を表相とした四つの政治的事件を説き、後半は、天文と、景戒が見た夢と自身の身辺に起こつた怪異の表相を説く。左の引用は、前半二つめの政治的事件にあたり、称徳天皇と道鏡の密通に関わる歌謡二首と、道鏡一派の台頭に関わる歌謡一首とを、それぞれ事件の表相として列举した部分である。

⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②		
上三一		上二〇	上一四	上一二	上六	上四			
道照	(無名)	惠勝	義覚	道登	俗姓・堅部の氏 行善	願覚	謫		
道照法師	彼の師	僧 牛(転生後) 法師・惠勝法師	釈惠勝・沙門 釈子(讚) 覚法師 釈義覚・法師	高麗の学生 沙門・法師・師 道登大徳・大徳	老師(讚) 河辺の法師 老師行善・法師	願覚師 法師	謫法師		
禅院寺		延興寺	百濟寺	元興寺	※帰国後 興福寺	高宮寺			
・玄奘三蔵に学び、帰国後禅院寺を造る ちまち消失		・牛が惠勝の生まれかわりと見抜く ・牛を呪い殺した疑いで捕縛されるが、 絵師の描いた僧の肖像は観音像で、た	・寺の薪を人に与え、牛に転生 ・生まれかわりを見抜かれ、涙を流して 死去	・心般若經を念誦 ・口から光明を放つ	・人や獸に踏みつけられている髑髏を從 者に命じて安置させる ・唐を経て帰国	・推古天皇の時代、高麗に学ぶ ・老翁に救われ、観音像を作り信奉 ・優婆塞と他国で邂逅	・僧坊内を光り輝かす ・死後火葬されたにも関わらず、知己の 優婆塞と他国で邂逅	・「謫法師の弟子円勢師は」と、円勢についての説明に名のみ登場	退治する ・優婆塞になり、水争いに勝利した功績により得度を許され道場法師となる

(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	
中二〇	中一六	中一一	中七	中四	上二八	道照	俗姓・船の連
(無名)※七人	(無名)※五人	題恵 俗姓・依網の連	智光 俗姓・鋤田の連	道場	道場法師	法師	船の氏(讀のみ) 法師・大徳・
僧		依網の連	釈智光・沙門 智光法師・師 光師・智光大徳	道場法師	元興寺	道場法師	禪院寺
		薬師寺	鋤田寺	元興寺	元興寺	禪院寺	・体から光を放ち極楽往生
		過を奉仕 法会に参加していた女性の夫に、密通 を邪推され、罵られる	・紀伊国の寺に呼ばれ、十一面觀音の悔 過を奉仕 ・放生のため勧請され、牡蠣を呪願	・大僧正になつた行基に嫉妬し、非難 ・急死し、地獄で焼き煎られる ・行基が往生後に住む金の宮を見て蘇生 ・冥界の報告と懺悔後、行基に師事 ・死後遷化	・「こは、昔、元興寺にありし道場法師の 孫ぞ」と、主人公の女の説明に名のみ 登場	・仙になつた役優婆塞に新羅で出会う ・虎の願いを受けて、新羅山中で法華経 を講じる	・勅により訪唐 ・勒により訪唐
		・屋根の上に出現し、経を読む ※正体は放生された牡蠣	・優婆塞五人とともに冥界を案内 ・冥界で放生人を殺そうとした鬼を制止 ・法師を確認するため家人が表に出たと ころ消失	・法会に参加していた女性の夫に、密通 を邪推され、罵られる	・放生のため勧請され、牡蠣を呪願	・「こは、昔、元興寺にありし道場法師の 孫ぞ」と、主人公の女の説明に名のみ 登場	・仙になつた役優婆塞に新羅で出会う ・虎の願いを受けて、新羅山中で法華経 を講じる

23	22	21	⑯	⑰	⑮	⑯	⑰
下 一 六	下 四	下 三		中 三 五	中 二 七	中 二 四	
寂林	(無名)	弁宗	聖武	諦鏡	道場法師	仁耀	
林 寂林法師	大徳・法師 沙門・大僧 僧・舅	禪師 僧・弁宗法師 沙門・沙門弁宗	天皇 聖武天皇	沙門諦鏡・師 諦鏡法師・僧	下毛野寺	元興寺	沙弥・仁耀法師 大安寺
		大安寺				登場	・屈請され、金剛般若經百巻を二日間で 読誦
							※家人は家屋の倒壊による圧死を回避 ・「こは、昔、元興寺にありし道場法師の孫ぞ」と、主人公の女の説明に名のみ 登場
諸国を巡り法を修す 授乳せずに死んだ邪淫の母に乳房の痛みを訴えられる夢を見る ・邪淫の母の子を探しあて、夢の内容を	方広經の功德で救助される ・聟と対面するが、その悪事を告発せず	金貸しを行い、妻子を扶養 ・利息分を返さない娘聟に、海へ投げ込まれる	・長谷觀音の手に縄を掛けて引きながら、 錢を賜るよう祈願 ・王の施しで借金を返済	・復讐を宣言する宇遲王の同属に対し、 諦鏡を擁護 ・大安寺の修多羅供分の錢を借用	・宇遲王に非礼をとがめられ、水田の中まで追い打たれる ・重病の宇遲王の治療を拒否		

29	28	27	26		25		24	
下三九		下三八	下一四		下一九		下一七	
俗姓・跡の連 善珠	俗姓・鴨の氏 韻興	俗姓・弓削の氏 道鏡	満預		戒明		豊慶	
善珠法師 尺善珠禪師	韻興法師 僧	法師・僧 道鏡法師	満預大法師		戒明法師 僧 講師	戒明大德 僧	沙門豊慶 大法師	元興寺
秋篠寺			山階寺			大安寺		
・遺言をして大徳親王に転生 ・僧正担任	・法臣参議となる	・法皇となる 握る	・女帝と同じ枕に情交し、政治の実権を 読経を頼まれるが、信じず拒否	・夢に見た白い猿に読経を頼まれた僧に、 できなかつた	・叱責された尼が偈を取り上げて質問し たが、偈の形式を整えて答えることが できなかつた	・聴衆のなかに尼が交じつているのを見 てその無礼を叱責	・筑紫國の國府の大國師に任命される ・肥前国佐賀郡の安居会に呼ばれ、八十 花巣を講じる	伝える ・紀伊国の弥氣の山の室堂に住む ・同じ堂に住む沙弥信行に、未完の脇侍 像の病む声がすると起される ・声を確認したため、信者を誘い集めて 像を完成させ供養

「法師」の例は、全二十四縁二十九例。觀音などの化身の例を除けば、所属寺院や名が明記されている例が多い。これは官の許可（度牒）を授けられることなく、私に僧尼の体をする私度（本文中では「自度」）の僧を語ることの多い『靈異記』の中では、ひとつ特徴といえる。

「法師」と併用されている呼称で多いものは、「沙門」七例（上一二・道登、上二〇・惠勝、中七・智光、中三五・諦鏡、下三・弁宗、下四・名未詳「ひとりの大僧」、下一七・豊慶）、「僧」五例（上二〇・名未詳「知らぬ僧」、下四・名未詳「ひとりの大僧」、下一九・戒明、下三八・道鏡、下三八・韻興）である。これらのことから、まず、「法師」と「沙門」と「僧」とはある程度言い換え可能な呼称である、いうことが推察できる。

また、「大徳」と言い換えられている例が五例（上一二・道登、上二二・道照、中七・智光、下一九・戒明、下三九・善珠）あるのも特徴である。時代が下るにつれ、もとは仏法の師という意味であつた「法師」という呼称の権威が薄まつていつたことは先学の指摘するところである^②が、少なくとも『靈異記』においては、侮蔑の意が込められているとは言い難いようだ。

二 「法師」と「沙門」「僧」

(2) 山下正治「法師考」(『立正大学教養部紀要』一〇号、立正大学教養学部、一九七六年)、岩松博史「僧と「法師」の間――『今昔物語集』の用語意識」(『語文研究』八一号、九州大学国語国文学会、一九九六年)など

るうか。

『靈異記』以前の史料では「法師」「沙門」「僧」の呼称はどのように使われているのだ

(3) 『日本書紀』の訓読は、新編日本古

典文学全集に拠つた。

是に皇弟皇子すめおとのみこ、皇弟皇子といふは、穴穂部皇子、則ち天皇の庶弟ままたおとなり。豊國法師おほつかを引て、名を關せり。内裏まゐいに入る。

『日本書紀』⁽³⁾ 用明天皇二年（五八七）四月乙巳朔

「法師」の語の初出例である。「豊國法師」の名は他には見えない。この日、病を得た天皇が仏法に帰依したいと勅しており、穴穂部皇子が「法師」を連れてきたのはそのためであろう。

この例では「法師」は「法師」と表記されているが、『日本書紀』では「法師」よりも「僧」と書いてホフシと訓ませる例の方が多い。例えば、

五月の戊午の朔ぼ一にして丁卯つまごに、高麗の僧慧慈あじ まあおもぶ帰化きかく。則ち皇太子、師としたまふ。是の歳に、百濟の僧慧聰あぞう まあけ來り。此の両僧こうそう、仏教を弘演こうえんし、並に三宝の棟梁と為る。

『日本書紀』推古天皇三年（五九五）五月朔

などがそうである。古訓によれば、「高麗の僧慧慈」「百濟の僧慧聰」は、それぞれホフシと訓み、ソウとは訓まない。推古天皇十一年（六〇三）四月の十七条憲法制定条における三宝（仏・法・僧）の「僧」も、やはりホフシと訓んでいる。その他、『日本書紀』では「沙門」「釈」などもホフシと訓むことがあり、この当時、仏道修行者の呼称としてはホフシが最も浸透していたと考えられる。

しかし同じようにホフシと訓んだとしても、表記によつての意味の使い分けはあつたようだ。

朕われ、更に復、正教おほきのりを崇かたち、大猷みのりを光啓ひづめひらかむことを思ふ。故、沙門猶大法師こまの・福亮かれ・惠雲・常安・靈雲・惠至・寺主僧曼・道登・惠隣・惠妙を以ちて十師にす。別に惠

妙法師を以ちて百濟寺の寺主にす。此の十師等、能く衆僧もろもものを教導おへみちびき、釈教ほじけののりを修行おこなふこと、要かなうず法の如くにせしむべし。

（『日本書紀』大化元年（六四五）八月癸卯）

右は、孝謙天皇による僧尼の統制の詔の条である。「恵妙法師」「衆僧」はそれぞれホフシと読むが、直前にある「沙門猶大法師」の例を考え合わせても「法師」の表記の場合は人名に加える尊称であり、「僧」の表記の場合は出家した仏道修行者を指す一般名詞としての使用であるといえる。このような「法師」と「僧」の表記による意味の使い分けは、この条だけでなく、『日本書紀』に一貫して見られる。

もともと、「沙門猶大法師」「恵妙法師」とはあるが、『日本書紀』が編纂された時代に、「法師」と「大法師」が身分としてどれほど区別されていたかは不明である。僧尼の教導、京や地方の寛治の管理などを職務とした僧綱は、推古天皇三十二年（六二四）に百濟僧觀勒が僧正に任命されたのを初例として、天武天皇十二年（六八三）には僧正・僧都・律師が揃つたが、僧位が制定されるのは、天平宝字四年（七六〇）七月庚戌（二十三日）の良弁らの奏上を受けてのこととなる。これ以前の僧位については、『日本書紀』朱鳥元年（六八六）六月甲申（十六日）条に「師位僧」や天平一九年（七四七）の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』に「師位」「半位」「復（複）位」の字が見えるくらいでよくわからない。

以上のように、『日本書紀』における「法師」は、人名に付し用いられる尊称の傾向が顕著であったが、『靈異記』とほぼ同時代に成立したと言われている『万葉集』では、「法師」も尊称としての使用ではなくて、「僧」と同じように一般呼称として使用されている。

戯「嗤僧」歌一首（僧を戯れ嗤たばぶわらわらへる歌一首）

法師等之 髪之剃杭 馬繫 痛勿引曾 僧半甘

(法師らが 髪の剃杭 馬繫ぎ いたくな引きそ 僧は泣かむ)

法師報歌一首 (法師の報へたる歌一首)

檀越也 然勿言 五十戸長我 課役徴者 汝毛半甘
(檀越や 然もな言ひそ 里長が 課役徴らば 汝も泣かむ)

(『万葉集』⁴卷十六・三八四六、三八四七)

(4)『万葉集』の表記・訓読は新編日本古典文学全集に依る。法師らの髪の剃り残しに馬をつないでひどく引っ張るな、法師は泣くだろう」と歌う。それに対する三八四七は「檀越よ、そうは言うな、村長が租税をとりたてたらお前も泣くだろう」と歌つており、寺や出家に金品を施す信者である檀越と法師とのやりとりである。

三八四六題詞の「僧」はソウと訓んだ可能性もあるが、歌中の「僧」は音数からしてホフシと訓まるをえない。「僧」をホフシと訓んでいるという点では『日本書紀』と同じであるが、そこに、人名に加える尊称という「法師」と、一般呼称としての「僧」という、表記による意味の違いは見られない。『靈異記』において、「法師」と「沙門」と「僧」とが同一人物に対しても並列的に使われ、言い替え可能な呼称としてあるのは、こうした語の変遷があつてのことと考えられる。

三 『靈異記』における「法師」と「沙門」「僧」

では、『靈異記』において「法師」と「沙門」や「僧」とは、まったく同じ呼称とみなしてよいのだろうか。左は、「沙門」の一覧である。

『靈異記』にみられる「沙門」（全十二例）

⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	卷話数
下二	中三五	中七	上一〇	上一二	上一一	上序	姓名
の氏 永興 ・ 葦屋の君	俗姓 諦鏡	智光 俗姓・鋤田の連	惠勝	道登	慈応	景戒	沙門以外の呼称
禪師 禪師永興	僧 師・諦鏡法師	釈智光・師 智光法師・光師 牛(転生後) 智光大徳	釈惠勝・法師 惠勝法師 延興寺	学生・法師・師 道登法師・大徳 元興寺	慈応大徳 行者	沙門景戒 沙門以外の呼称	所属寺院
興福寺	下毛野寺	鋤田寺	死去	・寺の薪を人に与え、牛に転生 ・生まれかわりを見抜かれ、涙を流して ・死後遷化	・生きながら地獄の業火に責められる漁夫を呪して救命 ・人や獸に踏みつけられている髑髏を從者に命じて安置させる	・播磨国飾磨郡の濃於寺に招致され、法華經を講ず	行動など ・『靈異記』撰述の趣旨を述べる
・紀伊国牟呂郡熊野村にて修行 ・看病中、呪力で狐憑きをあばく(ただ し、教化には失敗し病人は死去) ・病人の生まれ変わりと思われる犬が、	・重病の宇遲王の治療を拒否 ・まで追い打たれる	・宇遲王に非礼をとがめられ、水田の中	・大僧正になつた行基に嫉妬し、非難 ・急死し、地獄で焼き煎られる ・行基が往生後に住む金の宮を見て蘇生 ・冥界の報告と懺悔後、行基に師事	- 50 -			

「沙門」の用例は十二縁十一例。うち、十一例が名が明記され、所属している寺院の名

(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	
下三十	下二二	下一七	下四	下三	
千岐 俗姓・三間名の 氏の大徳（讀）	長義 老僧觀規・老僧 三間名の千岐の （能応寺）	沙門長義 沙門 弥勒寺 （能応寺）	沙門豊慶 大法師 元興寺	（無名） 大僧・僧・舅 大徳・法師	弁宗 沙門弁宗・僧 法師 沙門弁宗・僧 大安寺
・蘇生し、弟子と信者に後事を託す ・涅槃日に往生	・農業を営み、妻子を扶養 ・丈六の釈迦像と脇士像を作りかけのま ま死去	・金剛般若經を読誦して己の盲目を治癒	・方広經の功德で救助される ・婿と対面するが、その悪事を告発せず ・紀伊国の弥氣の山室堂に住む ・同じ堂に住む沙弥修行に、未完の脇士 像の病む声がすると起こされる ・声を確認したため、信者を誘い集めて 像を完成させ、供養	・利息分を返さない娘婿に、海へ投げ込 まれる ・金貸しを行ない、妻子を扶養 ・利息分を返さない娘婿に、海へ投げ込 まれる ・王の施しで借金を返済	・大安寺の修多羅供文の錢を借用 ・長谷觀音の手に縄を掛けて引きながら、 錢を賜るように祈願

永興の弟子に憑いた狐を食い殺すのを
目撃

も記されている。また、所属している寺院は官大寺が多い。

「沙門」と併用されている呼称で多いものは、「法師」七例（上一二・道登、上二〇・惠勝、中七・智光、中三五・諦鏡、下三・弁宗、下四・名未詳「ひとりの大僧」、下一七・豊慶）、大徳五例（上一一・慈応、上一二・道登、中七・智光、下四・名未詳「「ひとりの大僧」、下三〇・觀規）である。

「沙門」という呼称は本文中での使われ方に定型がある。ひとつは、「諾樂の薬師寺の沙門景戒」（上序）のような「○○寺の沙門○○」という形、もうひとつは、「高麗の学生道登は元興寺の沙門なりき」（上一二）のような「○○は○○寺の沙門」という形である。そして、冒頭部分でこうして所属寺院の名乗りが終わつた後は、呼称が「法師」や名などに切り替わることがほとんどである。これらのことから、『靈異記』における「沙門」という呼称は、その仏道修行者が、寺院に所属しているということを明記する際に使われる語と考えてよい。

つぎに「僧」の一覧である。

②	①	『靈異記』にみられる「僧（大僧を含む）」（全五十六例）	
		卷話数	姓名
	上序	僧以外の呼称	所属寺院
		大僧	行動など
			普通名詞として使用 「また、大僧たち、徳は十地に侔しく、道は二乗を越えたり」
			普通名詞として使用 「あるいは法・僧を誹り、現身に災ひを

(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)
上一四	上一〇			上五	上四	上三	
義覚	（無名）	観勒		（無名）		（無名）	衆の僧
釈義覚・法師	禪師・師	観勒僧		大僧			元興寺
	百濟寺	（元興寺）					
・心般若經を念誦	・家主に感謝され、財物を施される、報告	・方広經懺悔の為に、道行くところを禪師として招致 ・掛け布団を盗んで逃げようとするが、牛に転生した家主の父に諭され改心 ・翌日の法要後、家主に昨夜の出来事を	・正となる ・仏教統制機関に創設を受け、初の大僧	普通名詞として使用 「僧尼の検校には…」 「勅を受けて検ふるに、僧八百三十七人 …」	普通名詞として使用 「斧で父親を殴る	普通名詞として使用 「進止威儀は僧に似て行ひたまひ…」	・のちの道場法師の、鐘堂の怪を止めた いという申し出を許可 ・のちの道場法師の、乾いた寺の田に水を引きたいという申し出を許可 ・のちの道場法師の出家得度を許可 ・被る」

(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	
中一	上三三一	上二九	上三		上一〇	上一七	上一五		
	〈無名〉	〈無名〉		〈無名〉	惠勝		〈無名〉	慧義	
衆の僧	衆の僧	乞食の沙弥	衆の僧	法師・師	恵勝・沙門 法師・惠勝法師 牛(転生後)	延興寺	乞食の僧	釈子(讚)	覚法師
	大安寺								
普通名詞として使用	鳴らし経を転じ寺の門を開けた	天皇が狩っていた鹿を殺して食った罪で捕われた人々の頼みを聞いて、鐘を	普通名詞として使用 「ある人は：衆の僧を屈請して、安居を行はしむ」	・托鉢中迫害され、去る ・牛を呪い殺した疑いで捕縛されるが、絵師の描いた僧の肖像は観音像で、たちまち消失	・牛が恵勝の生まれかわりと見抜く ・牛を呪い殺した疑いで捕縛されるが、絵師の描いた僧の肖像は観音像で、たちまち消失	・寺の薪を人に与え、牛に転生死去	・生まれかわりを見抜かれ、涙を流して死去	普通名詞として使用 「僧の感ずる画女すら、なほし哀しき形に応へき」	・義対が口から光明を放つのを目撃 ・ぞき見した罪を懺悔したのち、周囲に報告 ・托鉢中迫害され水田の中まで追われる ・迫害した男を呪縛して立ち去る

28	27	26	25	24	23	22	21	②〇	
中二〇		中一八			中一一	中九	中七	中六	
〈無名〉※七人			永常		題恵 俗姓・依網の連		智光	〈無名〉	
法師	愚僧	賢僧	永常師		題恵禪師・尊師 依網の禪師		积智光・沙門 智光法師・師 光師・大僧 智光大德	衆の僧	
					薬師寺		鋤田寺		
・異音の確認のため家人が表に出たところ消失	・屋根の上に出現し、経を読む	普通名詞として使用 「賢僧と愚僧と同じ位に居ること得じ」	普通名詞として使用 「賢僧と愚僧と同じ位に居ること得じ」	普通名詞として使用 「慎、僧を誹ることなけれ」 ・碁を打つ際の口癖を真似される	普通名詞として使用 「慎、僧を誹ることなけれ」 ・碁を打つ際の口癖を真似される	普通名詞として使用 「僧の物を盗む者は、罪五逆より過ぐ」	・急死し、地獄で焼き煎られる ・行基が往生後に住む金の宮を見て蘇生 ・冥界の報告と懺悔後、行基に師事 ・死後遷化	・大僧正になつた行基に嫉妬し、非難 ・開かれた法会に屈請される	「勅して、衆の僧に供する司に任じたまひき」

	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29		
下序		中四〇		中三九	中三八	中三五	中二八	中二七	中二三	中二一		
			〈無名〉	〈無名〉	諦鏡	淨達	〈無名〉			〈無名〉		
衆の僧				法師	法師・沙門諦鏡	知寺の僧	宗の僧・衆の僧	衆僧		衆の僧		
				馬庭山寺	下毛野寺	薬王寺	大安寺			尽恵寺		
普通名詞として使用 「唯し、衆の僧に一つの博食を資施せば」	普通名詞として使用 「僧の形を書きなし、これをもて的に立て、僧の黒き眼を射る術を效ぶ」	普通名詞として使用 「僧の形を書きなし、これをもて的に立て、僧の黒き眼を射る術を效ぶ」	堂を造つて像を安置	・水難で砂中に埋もれた薬師木造が出声を聞いて掘り出す	・錢に執着し、死後蛇に転生して守る	・重病の宇遲王の治療を拒否	・宇遲王に非礼をとがめられ、水田の今まで追い打たれる	・寺に負債を残したため死後牛に転生して償つている男のために誦経	・女から錢四貫を返されるも、仏の賜つた錢ということで女に返却	普通名詞として使用 「三宝衆僧を供養し、この強き力を得たりしということを」	普通名詞として使用 「この人は、仏法僧を誹謗り…」	※家人は家屋の倒壊による圧死を回避 ・損傷した仏を迎えて葬式

46	45	44		43		42		41	40	39
下十九	下十五	下十二		下六		下四		下三	下一	
戒明	〈無名〉	〈無名〉		〈無名〉		〈無名〉		弁宗	〈無名〉	景戒
講師 戒明法師 戒明大徳	自度 沙弥・僧・乞者	衆の僧		禪師・大僧・師		舅・大徳・法師	沙門・大僧 沙門・沙門弁宗 弁宗法師・禪師	沙門・沙門弁宗 弁宗法師・禪師	禪師	羊僧景戒
大安寺		薬師寺	吉野山の 山寺 (海部峯)						大安寺	(薬師寺)
・筑紫国の国府の大國師に任命される ・肥前国佐賀郡の安居会に呼ばれ、八十 花巣を講じる ・聴衆のなかに尼が交じっているのを見 てその無礼を叱責	・盲目の男に、日々の施しを与える ・乞食中に迫害され、怨みながら去る		・病気治療用に鮮魚を求める ・いちどは法華經に化した魚を食す ・魚が法華經に化した知った俗人に懺悔 される		・方広經の功德で救助される ・聴と対面するが、その悪事を告発せず	・金貸しを行ない、妻子を扶養 ・利息分を返さない娘聴に、海へ投げ込まれる	・利息分を返さない娘聴に、海へ投げ込まれる ・王の施して借金返済 ・錢を賜るよう祈願	・大安寺の修多羅分の錢を借用 ・長谷觀音の手に縄を掛け引きながら、 錢を賜るよう祈願	・永興に一年間師事 ・觸體となつて三年なお誦經を続ける	・『靈異記』撰述の主旨を述べる ・常に法華經を誦持

55	54	53	52	51	50	49	48	47	
下三八	下三三	下三〇	下一五			下二四	下二三	下二一	
韻興	道鏡	俗姓・三間名の 千岐	觀規	〈無名〉		惠勝	※三人	長義	
韻興法師	法師・道鏡法師	三間名の氏の大 徳(讚)	沙門・老僧觀規				沙門・沙門長義		
		(能応寺)	國分寺			大安寺	薬師寺		
・道鏡の台頭に連動して政界に台頭	・皇后と情交して	普通名詞として使用 「僧の過を説く時は、多くの人の信を破 壊し…」	・農業を営み、妻子を扶養 ・丈六の釈迦像と脇士像を作りかけのま ま死去 ・蘇生し、弟子と信者に後事を託す ・涅槃日に往生	・殺生を後悔した漁師を受入れる 防ぐべからず	普通名詞として使用 「そゑに、僧の勧め催すことは、なほし 防ぐべからず」	・猿のことばを信じて願いを果たさせ、 難をまぬがれる ・夢に見た白い猿(陀我大神)に読経を 頼まれる ・冥界にやつてきた主人公に、地獄に呼ば れた理由とこれから蘇生する理由を 説明	・金剛般若經を読誦して己の盲目を治癒 できなかつた	・冥界にやつてきた主人公に、地獄に呼ば れた理由とこれから蘇生する理由を 説明	・叱責された尼が偈を取り上げて質問し たが、偈の形式を整えて答えることが できなかつた

「僧」の用例は四十二縁五十六例。『靈異記』に見られる仏道修行者の呼称の中では、抜きん出て多い。

「僧」と併用されている呼称で多いものは、「法師」十二例（上一四・義覚、上二〇・惠勝、上二〇・名未詳「知らぬ僧」、中七・智光、中一一・題惠、中二〇・名未詳「七はしらの僧」、中三五・諦鏡、下三・弁宗、下四・名未詳「ひとりの大僧」、下一九・戒明、下三八・道鏡、下三八・韻興）、沙門七例（上二〇・惠勝、中七・智光、中三五・諦鏡、下三・弁宗、下四・名未詳「ひとりの大僧」、下一一・長義、下三〇・觀規）、である。

「僧」の用例の一番の特徴は、特定個人を指さないことが多いということである。「衆の僧」と仏道修行者をひとくくりにしている例と、普通名詞としての使用例が目立つ。これは、「法師」「沙門」の使用例との大きな相違点である。このことから、『靈異記』において、仏道修行者の一般呼称としてはまず「僧」があつたということができるだろう。これは、前節で述べた『日本書紀』の例と同じである。

前節では『日本書紀』において、「法師」は人名に加える尊称であり、「僧」は出家した仏道修行者を指す普通名詞としてあつたが、『万葉集』では、「法師」も尊称としての使用ではなくて、「僧」と同じように一般呼称として使用されていたと述べた。『靈異記』は、名の後ろに「法師」を付す「○○法師」と、ただの「法師」の二種類が併存しており、後者のただの「法師」の方は、『万葉集』と同じように「僧」と同じ一般呼称として使われ

ていると考えてよい。よつて、ただの「法師」の方は、「乞食の僧」（上五）から大僧正になつた觀勒（上五）まで、僧形の仏道修行者の一般名称としてつかわれてゐる「僧」や、寺院に所属していることを明記する場合に意識的に使われている「沙門」との言い換えは、じゅうぶんに可能であつた。そしてそこには後代に見られるような「僧」との差違——侮蔑の意も含まれていない。

四 「法師」の語が後に付される場合の検討

では、名の後ろに「法師」を付す「○○法師」の方はどうなのだろうか。『靈異記』内の「法師」全二十九例中十九例が「○○法師」の形である（上三・中四・中二七・道場法師、上四・藪法師、上六・河辺の法師（行善）、上一四・覺法師、上二〇・惠勝法師、上二一・二八・道照法師、中七・智光法師、中二十四・仁耀法師、中三五・諦鏡法師、下三・弁宗法師、下一六・寂林法師、下一九・戒明法師、下二十四・滿預大法師、下三八・道鏡法師、下三八・韻興法師、下三九・善珠法師）。

『日本書紀』において、「法師」は人名に加える尊称であり、「○○法師」という形そのまま敬称であつた。しかし、すべてがそうというわけではないが、敬称であると断言するのは難しい例もいくつか存在する。

例えば、中七の「智光法師」がそうである。長い話だが呼称を確認していくために全文を引く。

智者、變化の聖人へんげを誹り妬ねたみて、現に閻羅の闕えんらに至り、地獄の苦を受けし縁みがど、
釈智光しゃくちくわうは、河内國かわうちのくにの人にして。其の安宿郡鋤田寺あすかべのほづきたでらの沙門さむけなりき。俗姓は鋤田連すきたのむらじ、

後に姓を上村主と改む。母の氏は飛鳥部造なり。天年聰明にして智恵第一なりき。
孟蘭盆と大般若と心般若との等ぎ經の疏を製り、諸の学生の為に仏教を読み伝ふ。
時に沙弥行基といふひと有りき。俗姓は越史なり。越後国頸城郡の人なり。母は
和泉國大鳥郡の人、蜂田薬師なり。俗を捨て欲を離れ、法を弘め迷を化す。器宇聰敏
くして、自然生に知る。内には菩薩の儀を密め、外には声聞の形を現す。聖
武天皇、威徳に感ずるが故に、重みし信じたまふ。時の人欽み貴び、美めて菩薩と称
ふ。天平の十六年の甲申の冬の十一月に大僧正に任せらる。是に智光法師、嫉妬の
心を發して非りて曰はく、「吾は是れ智人なり。行基は是れ沙弥なり。何の故にか天
皇、吾が智を歯へたまはずして、唯し沙弥をのみ誉めて用ゐたまふ」といふ。時を
恨み、鋤田寺に罷りて住む。儻に病を得。一月許経。命終の時に臨みて、弟子
に誠めて曰はく、「我死なば、焼くこと莫れ。九日の間置きて待て。学生我を問はば、
答へて、『東西に縁有りて、留りて供養したまふ』と曰ふべし。慎、他に知らするこ
と勿れ」といふ。弟子、教を受け、師の室の戸を閉ぢて、他に知らしめず。窃に涕泣
き、昼夜を闕を護りて、唯期りし日を待つ。学生間ひ求むれば、遺言の如くに、「留
りて供養したまふ」と答ふ。時に閻羅王の使一人來りて光師を召す。西に向ひて往
く。見れば前路に金の樓閣有り。「是は何の宮ぞ」と問ふ。答へて曰はく、「葦原の
國にして名に聞えたる智者。何の故にか知らざる。當に知れ、行基菩薩將に來り生れ
たまはむ宮なり」といふ。其の門の左右に、神人二立ち、身に鉄鎧を著、額に緋の襪
を著けたり。使長脛きて白して曰はく、「召しつ」とまうす。問ひて曰はく、「是は
豊葦原の水穂の國に有る、所謂智光法師か」とのたまふ。智光答へて白さく、「唯
然しかば」

なり」とまうす。即ち北の方を指して、「此の道より將て往け」と曰ふ。使に副ひて歩み前むときに、火を見ず、日の光に非ずして、甚だ熱き氣、身に当り面を炙る。極めて熱く悩むと雖も、心に近就かむと欲ひ、「何ぞ是く熱き」と問ふ。答ふ、「汝を煎らむが為の地獄の熱氣なり」といふ。往き前むときに極めて熱き鉄の柱立てり。使の曰はく、「柱を抱け」といふ。光、就きて柱を抱けば。肉皆銷爛れ、唯骨璣のみ存り。歴ること三日にして、使、弊えたる箒を以て、其の柱を撫でて、「活きよ活きよ」と言へば、故の如くに身生きたり。又北を指して將て往く。先に倍勝りて熱き銅の柱立てり。極めて熱き柱にして、惡に引かれ、猶し就きて抱かむと欲ふ。言はく、「抱け」といふに、即ち就きて抱けば、身皆爛れ銷く。逕ること三日にして、先の如くに柱を撫でて、「活きよ活きよ」と言へば、故の如くに更に生く。又北を指して往く。甚だ熱き火の氣、雲霞の如くにして、空より飛ぶ鳥、熱き氣に當りて落ち煎らる。「是は何處ぞ」と問ふ。「師を煎熬らむが為の阿鼻地獄なり」と答ふ。即ち至れば、師を執へて焼き入れ焼き煎る。唯し鍾を打つ音を聞く時のみ、冷めて乃ち憩ふ。逕ること三日にして、地獄の辺を叩きて、「活きよ活きよ」と言へば、本の如くに復生く。更に將て還り来り、金の宮の門に至りて、先の如くに白して言はく、「將て還り來つ」といふ。宮の門に在る二人告げて言はく、「師を召す因縁は、葦原の國に有りて行基菩薩を誹謗る。其の罪を滅さむが為の故に、請け召すらくのみ。彼の菩薩は葦原の国を化し已りて、此の宮に生れむとす。今し來らむとする時の故に、待ち候ふなり。慎、黄竈火物を食ふこと莫れ。今は忽に還れ」といふ。使と俱に東に向ひて還り来る。即ち見れば、頃唯九日遙たり。蘇めて弟子を喚ぶ。弟子音を聞

き、集ひ会ひ、哭き喜ぶ。智光大に歎き、弟子に向ひて、具に閻羅の状を述ぶ。大に懼り念ひて、大徳に向ひて誹り妬む心を挙せしことを言さむとおもふ。時に行基菩薩、難波に有りて、椅を渡し、江を堀り、船津を造らしむ。光が身漸く息まりて、菩薩の所に往く。菩薩見て、即ち神通を以て光が念ふ所を知り、咲を含みて愛して言はく、「何ぞ面奉ること罕なりし」といふ。光、発露懺悔して日はく、「智光、菩薩のみ所に、誹り妬む心を致して、是の言を作せり。『光は古徳の大僧、加以智光は生知れり。行基沙弥は浅識の人にして、具戒を受けず。何の故にか天皇、唯行基をのみ誉めて智光を捨てたまふ』といひき。口業の罪に由りて、閻羅王、我を召して鉄銅の柱を抱かしむ。経ること九日にして、誹謗の罪を償ふ。余罪の後生の世に至らむことを恐り、是を以て慙愧発露す。當に願はくは罪を免れむことを」といふ。行基大徳、顔を和げて嘿然り。亦更に白ざく、「大徳の生れたまはむ処を見しに、黄金を以て宮を造れり」とまうす。行基聞きて言はく、「歎ぼし、貴きかな」といふ。誠に知る、口は身を傷ふ災の門なり。舌は善を剪る鉗き鍼なりといふことを。所以に不思議光菩薩經に云はく、「饒財菩薩は、賢天菩薩の過ちを説くが故に。九十一劫、常に姪女の腹中に墮ちて生れ、生れ已れば棄てられて、狐狼の為に食はる」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。此れより已来、智光法師、行基菩薩を信じまつりて。明かに聖人なることを知る。然るに菩薩、機に感じ縁に尽きて、天平の二十一年己丑の春の一月一日丁酉の時に、法儀を生馬山に捨て、慈神は彼の金の宮に遷りき。智光大徳は、法を弘め教を伝へ、迷を化し正に趣かせ、白壁の天皇のみ世を以て、智囊は日本の地を脱け、奇神の知らざる嶋に遷りき。

この話の中で智光の呼称は、「釈智光」「沙門」「智光法師」「師」「光師」「智光」「古德」の大僧」「智光大德」「智囊」と、様々に変化する。「沙門」は前節で述べたように、寺院に所属しているということを明記する時の定型語である。また、「師」は、智光の弟子が登場している関係上の呼称か、あるいは「光師」と同じで「智光法師」の略であろう。

智光は基本的に名か「智光法師」と呼ばれているのだが、最後には「智光大德」と呼ばれるようになる。それは蘇生後、行基に懺悔し帰敬してからである。つまり、この話において「○○法師」という呼称は「大德」に比べて格下の呼称であるといえる。

また、敬意が含まれないどころか、軽侮の意味が含まれていそうな「○○法師」も存在する。下二四の満預大法師である。

下二四「修行の人を妨ぐるによりて、猿の身を得る縁」は以下のようない話である。

近江国野州の郡の部内の御上の嶽に、神の社があり、み名を陀我の大神といった。社のほとりに堂があり、大安寺の僧の惠勝が、そこで修行していた時、夢に白い猿が現れて読経を頼んできた。その翌日、小さい白い猿が現実にやつてきて、自分はもともと東天竺國の大王であったが、修行僧の従者の数を制限した罪で、猿の身を得て、この社の神となつたと言い、畜生道から逃れるための読経を重ねて依頼した。惠勝は、読経のための供え物を要求したが、猿はそれが用意できいため、浅井郡の講に入ろうという。惠勝が浅井郡に行つて「檀越の山階寺の満預と曰ふ大法師」に猿の言葉を伝えたが信じてもらえず、講への参加は許可されなかつた。すると、堂が倒壊してしまつた。そこで、惠勝は、新しく作られた堂で講をする時に猿を入れ、願いをかなえてやつたところ、まったく災難は起きた。

この話の中で満預は、猿の言葉を信じず、願いを叶えてやらなかつたために堂を倒壊させている。それに対し、願いを聞き入れて、無事に講を行つた惠勝の呼称は一貫して「僧」である。「満預と曰ふ大法師」という呼称はここでは、「大徳」どころか「僧」以下の呼称となつてゐるのである。もつとも、この例にはいろいろ問題がある。まずは、法師と大法師の違いである。『靈異記』が成立した時代は、天平宝字四年（七六〇）七月庚戌（二十三日）の良弁らの奏上を受けて僧位が制定された後であり、大法師という位階は存在する。よつて、法師と大法師を同列に考えて良いかといふ問題がある。次に、「檀越の」という枕詞である。新編全集は「檀越」を満預に掛かる修飾語として「信徒すじの」と訳しているが不審である。集成や学芸文庫は檀越と満預は別人とする。ただ、もし「檀越」が本当に修飾語だつたならば、『靈異記』における「大法師」の呼称は僧位とは別の位相における呼称である可能性が出てくる。「大法師」と呼ばれながらも、何の靈験も示さないといふ本話の展開と合わせて、さらなる検討が必要であろう。

以上の例より、名の下に「法師」を付す「○○法師」の形式であつても、尊称としての意識は次第に薄らぎはじめていると考えられる。このことは、『日本書紀』では、人名に加える尊称であつた「法師」が、「僧」と同じように僧形の仏道修行者の一般呼称として使われてゐるうち、名前の下に付す敬称といった意味合いが薄まり、「○○法師」という場合も、單に○○という僧形の仏道修行者という程度の意味しかもたなくなつていつたということを意味してゐるだろう。このことは、名の下に付すのではない、ただの「法師」の用法の方で、地の文では「禪師」だが、罵倒されている台詞中では「法師」となつてゐる例（中一一・題恵）があることや、地の文では「禪師」や「大徳」と呼称されている人

物が、自称としてだけ「法師」を使っている例（下三九・善珠）があることとも連動している。自称ということは謙辞である。罵倒の際使われるのは、相手を卑しめるための言葉である。

『靈異記』にみられる「法師」は、ただの「法師」の場合も、名の下に付す「○○法師」の場合もともに「尊称ではない」といった程度の呼称であるが、平安後期以降しだいに顯著になつてくる侮蔑の意を含む「法師」へと繋がるような萌芽は、『靈異記』からすでに出てはじめているのかもしぬれない。

五 『靈異記』に見られる禪師

以上で『靈異記』内の「法師」の呼称は概観できたと思われるので、冒頭に提示した下三八の道鏡の呼称について考えていく。

下三八の道鏡の呼称は「僧」あるいは「道鏡法師」である。名の下に「法師」を付す「○○法師」の形式は、『日本書紀』では尊称としてあつたが、『靈異記』では、尊称としての意識は薄いと考えられる。つまり『靈異記』では、道鏡に対し特別の敬意は払わず、一介の仏道修行者として扱つているといえる。

ここで、『續日本紀』内の道鏡関連記事を見てみよう。

（6）『續日本紀』の訓読は、青木和夫
〔ほか〕校注『續日本紀』（新日本

古典文学大系 岩波書店、一九八九
（一九九八年）に拠つた。

これは道鏡出世の第一歩となる小僧都任命の条で、この直前には、聖武の看病禪師として宮中で力を發揮し、藤原仲麻呂と結んで勢力を伸ばした慈訓の小僧都解任の旨が述べら

れている。ここでの呼称は「道鏡法師」である。

また、勅したまほく、道鏡禪師を大臣禪師とす。

（『続日本紀』天平宝字八年（七六五）九月甲寅）

法王道鏡は西宮の前殿に居り。大臣已下賀拝す。

（『続日本紀』神護景雲三年（七六九）正月壬申）

それが、「道鏡禪師」となり、「法王道鏡」と呼ばれるまでになる。この呼称の変化は、孝謙天皇の寵愛を得て道鏡が台頭していく様をそのまま映し出している。しかし、宝亀元年（七七〇）の孝謙天皇死去後、つまり、道鏡の権勢が失墜した後は、

道鏡法師、ひそかに 窃しかう に舐な 粿こね の心を挟はさ みて、日を為なすこと久し。陵土未だ乾かぬに、かんぼうあらは 舐謀かんけい 発覺たつ されぬ。是れ神祇の護る所、社稷たいせき の祐とき ぐる攸ところ なり。

（『続日本紀』宝亀元年（七七一）八月庚戌）

是の日。從四位上坂上大忌寸かりたまご 荘田麻呂まら に正四位下を授く。道鏡法師が奸計かんけい を告るを以てなり。

（『続日本紀』宝亀元年（七七一）八月壬子）

と、また呼称が「法師」に戻っている。この「法師」は、名の後ろに「法師」を付す「〇〇法師」の形式ではあるものの、そこに尊称の意はなく、ただ僧形の仏道修行者を意味するだけになつていると考えられる。

『続日本紀』の道鏡関連記事は、その時々の道鏡の地位によつて呼称が変化している。それに対し、『靈異記』では一貫して「道鏡法師」となつているのはなぜだろうか。「法王」「法王禪師」はともかく、「禪師」と呼称される者は『靈異記』にも多く登場するし、「法

「師」の中にも、「禪師」と言い換えられている例も二例（下三・弁宗、下三九・善珠）ある。にも関わらず、道鏡が「禪師」と呼称されない理由を考えてみたい。

まず、『靈異記』に見られる「禪師」がどのような存在としてあるかを見ていこう。

⑤	④	③	②	①	『靈異記』に見られる禪師（全二十例）	
					姓名	卷話数
上二六	上一五	上一〇	上八	上七	弘濟	禪師以外の呼称
多羅常	〈無名〉	〈無名〉	義	禪師弘濟	三谷寺	所属寺院
持戒の比丘	師	僧・師	義禪師・大徳	・百濟から招請され寺院（三谷寺）建立	行動など	
法器山寺	飛鳥藤原 京の僧坊			・造仏の為に京へ買出しへ行く道中、人に勧めて亀放生		
	・奇異の術を使い看病	・家主に感謝され、財物を施される	・帰途、海に捨てられるが生還			
	・僧虐待者の呪縛解除の為招請	・海辺の人を教化				
	・法華經觀音品を読誦し、虐待された僧がかけた呪縛を解除	・八十有余まで存命				
		・掛け布団を盗んで逃げようとするが、牛（転生した家主の父）に諭され改心	・方広經懺悔の為に、道行くところを禪師として招致			
		・翌日の法要後、家主に昨夜の出来事を報告	・掛け布団を盗んで逃げようとするが、牛（転生した家主の父）に諭され改心			

(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)
下二			下一	中二六	中一一	中二	
永興 俗姓・葦屋の氏	〈無名〉	〈無名〉	永興 俗姓・葦屋の氏	廣達 俗姓・下毛野 朝臣	義 俗姓・依網の連	題恵 俗姓・依網の連	信嚴 俗名・血沼県主 倭麻呂
禪師永興・沙門		師	南の菩薩 永興禪師・菩薩	禪師廣達	義禪師 導師・法師 依網の禪師	僧・題恵禪師 導師・法師 (讚)	信嚴禪師 血沼の県主の氏 禪師信嚴・大領
興福寺			興福寺			薬師寺	
・紀伊国牟呂郡熊野村にて修行 ・看病中、呪力で狐憑きをあばく(ただし、教化には失敗し病人は死去)	・吉野金峰山にて修行中、經を読む髑髏 を発見、共に住む	・永興の元に身を寄せる ・（投身自殺） ・髑髏になり經を読む	・海辺の人を教化 ・無名の禪師の死と奇跡（經を読む髑髏） を目撃	・蟹の放生のため勧請され呪願を行う 声を聞き、完成させる	・吉野金峰山にて修行 ・彫りかけの仏像が橋材となり 痛がる を邪推され罵られる	・法会に参加していた女性の夫に、密通 過に奉仕	・天皇に尊重される ・大領だったが鳥の邪淫を見、妻子を捨て出家 ・行基に弟子入り

⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
	下三九		下三六	下二六	下六		下三		
寂仙	俗姓・跡の連 尺善珠	〈無名〉	〈無名〉	〈無名〉	〈無名〉	大僧・師	弁宗		
寂仙禪師	善珠大徳 善珠法師 善珠	尺善珠禪師 禪師善珠	看病の衆			吉野山の 山寺 (海部峯)	沙門・沙門弁宗 弁宗法師・法師	大安寺	
	秋篠寺								
・臨終の際、弟子に転生を予言 ・右龜山にて山林修行	・遺言をして大徳親王に転生 ・僧正就任	・看病のため招請され呪護 手の上で香を焚きながら行道したところ病人快癒	・看病のため招請され呪護 ・優婆塞とともに看病のため招請され呪護 (広虫女の変貌を目撃)	・優婆塞あわせて三十二人、田中真人広虫女の法要のため招請され、法要を行う	・病氣治療用に鮮魚を求める ・いちどは法華經に化した魚を食す ・魚が法華經に化したと知った俗人に懺悔される	・長谷觀音の手に縄を掛けて引きながら、錢を賜るよう祈願 ・王の施しで借金返済	・大安寺の修多羅分の錢を借用 ・大安寺の修多羅分の錢を借用	・永興の弟子に憑いた狐を食い殺すのを目撃	・病人の生まれ変わりと思われる犬が、永興の弟子に憑いた狐を食い殺すのを

「禪師」の用例は十六縁二十例。『靈異記』に登場する禪師でよく知られているのは、中一・二の永興、あるいは中二六の広達であろう。『靈異記』にその記述はないが、ともに、宮中の内道場に奉仕した十禪師（内供奉十禪師）の最初の十人にその名を連ねている。左は、『続日本紀』にある十禪師制創始の詔である。

丁亥、禪師秀南・広達・延惠・首勇・清淨・法義・尊敬・永興・光信、或は持戒の称
むるに足り、或は看病に声を著す。詔して、供養を充て、並にその身を終へしめた
まふ。當時、称して十禪師とす。その後、闕くること有らば、清行の者を抜ひて
補す。

『続日本紀』宝亀三年（七七二）三月丁亥紀

これによると、十禪師には「持戒の称むるに足り」「看病に声を著」した者が選ばれたらしい。『靈異記』内で、禪師と呼称されている者が病人の看病に関わっている話が六例（上二一・義、上二五・名未詳「禪師」、上二六・多羅常、下二一・永興、下三六・「看病の衆」、下三六・名未詳「ひとりの禪師」）あることとも一致する。

しかし『靈異記』には、こういった僧位の問題では説明がつかない「禪師」が登場する。例えば上一〇である。上一〇の「禪師」は、『靈異記』における呼称の問題を考えていく上で、重要な示唆を与えてくれている。

上一〇「子の物を偷み用ゐ、牛となりて役はれて異しき表を示す縁」は以下のような話である。

大和の国添の上の郡の山村の中の里に、昔、土椋の家長の公いへぎのみという人がいた。家長の公は、十二月に方広経懺悔を行おうと思い、「ひとりの禪師を請くべし」と、禪師を呼ぶこ

とにした。召使が、「どの師お呼びしましようか」と聞いたところ、家長は「その寺を拝まず。遇ふに隨ひて請けよ（寺を選ばないで、出会うに従つてお呼びしなさい）」と言つたため、召使は、路行くひとりの僧を請け得て家に帰つた。その夜、その僧が明日礼物をもらうより、掛け布団を盗んで、逃げてしまおうと思つたところ、家長の公の父と名乗る牛が現れ、自分は子の稻を十束取つた罪で牛に転生したと述べ、盜みを犯そと僧をとがめた。恥じた僧は改心し、翌朝、家長に昨晩の出来事を報告し、懺悔した。話を聞いた家長が、父の罪を許すと述べたところ、生まれかわりの牛は涙を流して死んだ。

この「禅師」は、十二月の仏名懺悔の為に勧請された路行僧である。地の文では「僧」と呼称されているが、家長は、「ひとりの禅師を請くべし」と言つており、家長にとっては彼は「禅師」なのである。しかし、彼（掛け布団）を盗んで逃げようとしているところからすると、外形こそ僧の姿をまねてはいるが、仏教の教えに深く帰依しているというわけでもない。

「禅師」を勧請しようとして、「その寺を拝ばず。遇ふに隨ひて請けよ」と、寺院に常住する僧ではなく路行僧を招くのは、仏や菩薩がこの世に人間の姿になつて現れるという隠身の聖思想が根底にあると考えられるが、上十の路行僧は聖人でもなんでもない。それどころか盜みを行おうとするような人物として描かれ、隠身の聖系統の話形を裏切るようなかたちで話は展開する。

「禅師」を招請しようと言つて路行僧を招くこの話は、「禅師」とは僧位であり、「禅師」と呼称されるのは身分ある高僧であるというのが、單なる我々の思い込みであるといふことを示している。

では『靈異記』は、なにをもつて「禪師」と呼称するのか。その答えは下三にある。

下三「沙門、十一面觀世音の像を憑み願ひて、現報を得る縁」は以下のようない話である。

沙門弁宗は、大安寺の僧で、生まれつき能弁で、俗人が直接参拝できない本尊に、願いを取り次ぐのを役目としており、世間の人気を得ていた。称徳天皇の時代、大安寺の大修多羅供^{だいすたらく}の錢を三十貫を借りたが、返済する事ができず、その方法もなかつたので、泊瀬の上の山寺の十一面觀音の手に縄を繋け、引つ張りながら錢を賜れと祈願した。その時、船の親王が縁あつて、その山寺で法事を行つていた。弁宗の奇妙な願文を聞いた親王が、弟子に「なにの因縁をもて、今この禪師、かくのごとくまうす（どんな訳があつて、いまこの禪師は、このようにおつしやつているのですか）」と聞き、事情を知つた親王は、弁宗の借金を返済してやつた。

この話の中で、親王は弟子に向かつて弁宗のことを「禪師」と呼称している。説話中の地の文における弁宗の呼称は「沙門」「僧」「法師」であり、「禪師」ではない。そういう意味では上一〇と同じ部類の「禪師」である。このことは、『靈異記』において、禪師という呼称は僧位ではなく、山林で特殊な修行をしている仏道修行者に対する尊称としてまずあつたことがよくわかる例である。道鏡が『靈異記』内で「禪師」と呼称されないのは、これによるのではないか。たとえ正式な「禪師」号をいちどは朝廷から受けたとしても、人々にとって道鏡は「禪師」ではなく、一介の仏道修行者である「道鏡法師」だったのである。

『続日本紀』の道鏡関連記事は、その時々の道鏡の地位によつて呼称が変化している。それは、『続日本紀』の呼称が僧位に忠実であることを意味している。しかし、『靈異記』

の呼称はそうではない。行状という、僧位とは別の基準があるのである。どのような行状の仏道修行者をどう呼び、あるいはどう呼ばないか。上三、上一〇の「禪師」はその典型例である。ここには、編者・景戒を含む、当時の人々の、仏道修行者に対する意識の反映を見る事ができる。呼称というのは、その者に対する周囲の見方の象徴である。一人に対して複数の呼称を使用する『靈異記』は、仏道修行者の呼称を決定するのは僧位ではなく、第一に行状であったということを示しているのである。

むすび

以上、『靈異記』の中の「法師」を、道鏡が「禪師」と呼称されず、「僧」「道鏡法師」とあることを軸に考察していった。

『靈異記』の「法師」は、「沙門」「僧」と言い替え可能な呼称としてあり、名の後ろに「法師」を付す「○○法師」という形で使われている場合も、『日本書紀』にあつたような尊称的な使用ではなく、僧形の仏道修行者の一般呼称にとどまるものであった。したがって、「道鏡法師」という呼称には敬意は特にない。『靈異記』内で尊称とされるものには「大徳」「菩薩」があるが、「禪師」も行状に対する尊称であると考えられる。『靈異記』において道鏡が、一度は得た「禪師」号では呼称されず、「僧」「道鏡法師」とだけあるのには、仏道修行者の呼称に対する当時の人々の意識の反映を見る事ができる。

第三節 知識・檀越

はじめに

(1) 吉田一彦「国家仏教批判」(同『日本古代社会と仏教』吉川弘文館、一九九五年)

(2) 宮本正章「石川の沙弥と春米寺」(日本靈異記研究会編『日本靈異記の世界』三弥井書店、一九八二年)、原田行造『日本靈異記の新研究』(桜楓社、一九八四年)、中里隆憲『蟹満寺説話と南山城』(前掲『日本靈異記の世界』)、丸山顯徳『奈良山枯骨報恩説話』(同『日本靈異記説話の研究』桜楓社、一九九二年)、中村史『日本靈異記と唱導』(三弥井書店、一九九五年、など)

今日の古代仏教史研究においてその中心的位置を占めているのは、いわゆる国家仏教の研究である。吉田一彦氏はそれに対し、古代仏教のあり方を国家仏教と規定するには問題があり、古代仏教には国家仏教以外にも多様な仏教が存在していたことをより評価すべきだと指摘した。^① 平安時代初期に成立した日本最古の仏教説話集である『靈異記』には、官度私度を問わず様々な仏道修行者たちの話が収められており、当時の仏教の多様な方が生き生きと描き出されている。

『靈異記』説話を、教化活動の材として寺院や僧侶によつて伝承されたものと捉え、各説話の発生状況や伝播、その管理主体の究明を行つた研究は数多い。^② しかし、そういう伝承論的研究のほとんどは、教化する側つまり仏道修行者に着目したもので、教えを受容する側の人々のことは長らく見逃されてきたのではないだろうか。

『靈異記』には、教えを信じ寺院や堂を支えるものとして「知識」や「檀越」と呼ばれる人々がしばしば登場する。『例文仏教辞典』は、知識は「仏道や堂塔などの造立に金品を寄進して援助すること。その事業に協力すること。またその人」、檀越は「寺や出家に金品をほどこす信者」と述べ二者の違いを明確にしていないが、『靈異記』に見られる「知識」と「檀越」はその役割に明かな違いがある。

「知識」「檀越」が同一話に登場する話としては中二二がある。

寺の利息の酒をり用ゐて、償はずして死に、牛と作りて役はれ、
債イラシものを償オキのひし縁ヘクノカヒ

聖武天皇のみ世に、紀伊国名草郡三上なみさのほりみかみの村の人、薬王寺の為に、知識そらいんを率引あわせして、晋く薬分いらを息しき。薬王寺、今は勢多寺せたでらと謂ふ。其の薬料の物を岡田おかだのすぐりの主ヲバメの姑女モトが家に寄せ、酒ウマハシを造り利いらを息しき。時に斑こうしなる犢こうし有りき。薬王寺に入り、常に塔の基に伏せり。寺の人擯やらひ出せども、又猶なほし還かへり来りて、伏して避らず。怪しごて他ひとに問ひて曰はく、「誰が家の犢こうしぞ」といふ。一人として我が犢こうしと言ふ者无し。寺家之を捉とらへて、繩つるを著け繫つなぎ餒カカフ。年を送りて長大ひととなり、寺の産業に駆おひ使はる。歳経ること五年、時に寺の檀越岡田村主石人いはひと、夢に見らく、其の犢牛こうし、石人を追ひ、角を以て棠タブキタブ付つけし、足を以て踰ふむ。石人愕おびえ叫こゑぶ。是に犢牛問ひて言はく、「汝なまわら、我を知るや」といふ。答ふらく、「覺らズし」といふ。彼の牛放はなれ退はなき、膝ひざを屈かがめて伏し、涙を流して白まろして言はく、「我は桜の村に有りし物ものべのまる部曆あざななり。字しまさきを塩春しづかと号いふ。是の人存ありし時に、矢を中あてぬに、猪いのを我當まさに射たりと念おもひ、塩を春しづか往はきて荷はむと見れば猪いの无ゐし。但矢のみ地に立てり。里人見て咲わらひ、号なづげて塩春と曰ひき。故に以これをもて字とす。吾是れより先、寺の薬分の酒を一斗貸り用ゐて、未だ償つぐはずして死にき。所以に今牛の身を受けて、酒の債ものかひを償オカヒふが故に、役使つかはるらくの役つかはるべき年は、八年に限れり。五年役つかはれて、未だ三年役つかはれず。寺の人、慈うつくしこ無くして、我が背せを打ちて、迫め駆おひ使ふ。斯れ甚はなはだ苦痛あらなり。檀越あらに非あらずよりは、愍あはれぶ人无いきが故に、愁うれの状さまを申さます」といふ。石人問ひて曰はく、「何を以ての故にか知らむ」といふ。牡答をこうしへて曰はく、「桜の大娘おほをみなに問ひて、虚実こじを知れ」といふとみる。大娘いへぎみは酒を作る家いへぎみ主すなは、即ち石人が妹ぞ。独ひとり大きに怪しご、妹が家に往きて、具つゞきに上の事を陳の

ぶ。答ふらく、「實に言ふが如し。酒二斗り用ゐ、未だ償はずして死にき」といふ。茲に知寺の僧淨達、檀越等と並に因縁を悟り、哀愍ぶ心を垂れ、為に誦經を修す。八年を遂げ已りて、去く所を知らず。亦更に見えざりき。當に知れ、債を負ひて償はずは、彼の報無きに非ずと。豈敢へて忘れむや。所以に成実論に云はく、「若し人、債を負ひて償はずは、牛羊・羣鹿・驢馬等の中に墮ちて、其の宿の債を償はむ」と者へるは、其れ斯れを謂ふなり。

惡報として死後現世で牛身を受ける、いわゆる化牛説話と呼ばれる話である。この話の中で「知識」は薬王寺の為に組織された信者の講のようなものとして描かれるが、「檀越」は姓氏も明かな主要人物として登場する。この傾向は『靈異記』全体を通して一貫する。なぜこのように描き分けられているのだろうか。

日本古代の「知識」や「檀越」の研究に関する話では蓄積があり、特に『靈異記』のそれを取り上げたものとしては、朝枝善照「日本古代に於ける仏教伝道の一考察——とくに『靈異記』に見られる伝道者と檀越について——」(『龍谷大学仏教文化研究所紀要』二十六号、一九八七年)、藤本誠「『靈異記』における仏教施設と在地仏教」(『史學』七十二巻一号、二〇〇三年)などがあるが、すべて歴史学からの視点である。『靈異記』という一つの文学作品において「知識」や「檀越」がどのように描かれ、それが作品にとつてどのような意味があるもののかを考察したものはない。

本稿は、『靈異記』に見られる「知識」と「檀越」について、呼称という表現に拘り、そこから『靈異記』を考えていこうとするものである。

(3) 中井真孝「共同体と仏教」(『日本古代仏教制度史の研究』法藏館、一九九一年)

など

一 「知識」について

『靈異記』に「知識」という呼称が登場する話は全部で十一例（上三五、中三一、中三二、中三三、中三九、下五、下一三、下一七、下二四、下三〇、下三五）ある。そのうち中三三は歌謡中の文言であるため、本稿では検討の対象としない。

先に引用した中三一のように、『靈異記』における「知識」は基本的に僧尼などに「率引」「引率」された信者の講のようなものとして描かれる。『靈異記』における「知識」を整理したものが以下の表である。

『靈異記』に登場する「知識」（十例）						
	卷話数	「知識」を組織した者	目的	寺院等		
①	上三五	練行の沙弥尼	絵仮の作成・放生	平群山寺		
②	中三一	丹生直弟一・国司・郡卿	七重塔建立	磐田寺		
③	中三二	三上村の人	薬王寺運営（酒を造り出掌）	薬王寺		
④	中三九	廻国の僧	仏像修理・造堂	鵜田堂		
⑤	下五	（常住僧？）	妙見菩薩に燃灯を獻ずる	信天原山寺		
⑥	下一三	国司	法華經書写			
⑦	下一七	沙門豊慶・沙弥信行	未完の仏像を完成させる	弥氣山室堂		
⑧	下二四	山階寺の満預大法師	六巻抄讃經	浅井郡にある寺	弥勒寺（能応寺）	未完の仏像を完成させる
⑨	下三〇	老僧觀規				

『靈異記』は、基本的に年代順に説話が配列されているが、「知識」の語が見られるのは、聖武天皇代の話と考えられる上三五以降となる。

先ほど『靈異記』における「知識」は信者の講のようなものであると述べた。ほとんど「知識」の例は特定の目的のために僧尼などに組織される受動的な存在であり、説話内において一個の登場人物として活躍することはない。ただ下三〇(⑨)だけは例外である。下三〇は、十一面觀音菩薩を造りかけのままで死んだ老僧觀規が蘇生し、その完成を依頼して大往生を遂げたという話で、その依頼を受けたのが「智識武藏村主多利丸」である。多利丸は仏師でもあり、明規の遺言を受けて觀音像を完成させ供養した。その像は弥勒寺の塔のもとに安置してあるという。「知識」の氏姓が明らかになっているのはこれだけで、説話内容にも大きく関わるものこの例だけである。原文が「智」一字のみであり、「智識」の誤とした『靈異記攷証』に従い、「知識」の例として挙げたが、他の例と比較すると不審が残る。「知識」と「智識」は別のものとして考える必要があるのかもしれない。

⑨以外の「知識」はすべて特定の個人ではなく組織された信者を指し、且つ、それらのほとんどは何からの特定の目的によって一時的に組織されたものである。恒常に活動していたのは③⑤くらいで、あとはその目的が達成されたら解散するものだったようだ。

「知識」が一時的に組織されたものであつたことがよくわかるのは上三五(①)である。上三五は、平群の山寺に住む練行の沙弥尼が「知識を率^{あみぢ}引きて」仏の絵像を描くが盜難にあい、放生会の準備のために訪れた市場で盗まれた仏画を取り戻すという話である。仏画

が盜難され、放生会を思い立つたところの記述に「更に知識を^{とく}止め」とあるので、本来ならば「知識」は目的が達せられた後は解散されるものなのだろう。

以上の用例から、『靈異記』における「知識」は、特定の目的のために組織される一時的な信者集団を指すといえる。

二 「檀越」について①

次に「檀越」の例を検討する。『靈異記』において「檀越」と呼称される人々が登場する話とその役割を整理すると左のようになる。

『靈異記』に登場する「檀越」（十五例）	
	卷話数
① 上七	<p>三谷寺縁起譚。百濟備後国三谷郡の大領の祖先は、百濟に出征する際、無事に帰国できたら多くの寺を造るという誓願を立てた。帰国後、百濟より禪師弘濟を招来した。禪師が京で渡金の為の金と丹を買い、難波の津から船を借りて海を渡る途中、欲を出した舟人により、海に入れさせられてしまう。舟人等が「檀越」に金と丹を売ろうとしたところ、放生した亀に助けられ無事生還した禪師が登場。舟人達は騒然としたが、禪師は彼らを許し刑罰を加えることはなかつた。</p>
② 上一〇	<p>棕家長公が懺悔を行おうと思い、禪師を迎えたこととした。</p>

棕家長公＝檀越

(5)	(4)	(3)	
中一五	中六	上一一	<p>道端で出会った僧を迎えたところ、その僧は夜具を盗んで逃げようとした。すると夢に牛が現れ、家長公の父を名乗る、前世で子の物を断り無く人に与えた罪で牛の身を得たと述べて、僧を窘めた。翌朝、僧が「檀越」に夢の内容を告げると、確かにその牛は「檀越」の父であることがわかった。檀越は僧に財物等を施し、父のために広く功德を修した。</p>
高橋連東人は、亡き母のために法華経を書写して追善供養の法会を行うことを思い立ち、最初に出会った乞食僧を師として勧請した。その夜、乞食僧の夢に牝牛が現れ、自分は東人の母であるが、子の物を盗み使つた罪でこのような姿を得たと述べる。「壇主」にその夢の内容を告げると、その牛が母の生まれ変わりであることが確認できた。その	<p>山背国相良郡の人が、四恩に報いる為に法華経の書写を発願した。錢百貫を投じ、白檀紫壇を求めて経を入れる為の函を作つたが、短くて経を入れることができなかつた。「壇越」が多くの僧を屈請し法会を行うと、函が少し延びた。さらに精進して悔過すると経を函に入れることができるようになつた。</p>	<p>播磨国飾磨郡の濃於寺で、「檀越」の屈請により元興寺の沙門慈応大徳が夏安居の間、法華経を説いた。寺の辺に住んでいた漁夫が悪報によつて火に焼かれる幻影を見たが、行者の呪により助かつた。漁夫は濃於寺に詣でると人々の前で懺悔をし、衣服を施して経を読んでもらつた。</p>	<p>元興寺の沙門を招来し、法華経講読の法会を取り仕切る</p>
高橋連東人＝壇主	亡き母親のために、法華経を書写し、追善供養の法会を開催		

(6)	(7)	(8)	(9)
中二三一 葬送をした。盜人は捕まえられ、投獄された。	中三三一 紀伊国名草郡三上村では、薬王寺の薬分の物で酒を作り、利息を生ませていた。その寺に子牛がやつてきた。誰の物かわからなかつたので、寺で使われて五年が過ぎたところ、寺の檀越岡田村主石人の夢にその子牛があらわれ、自分は寺の薬分の酒を借りて返済せずに死んだ物部磨であると述べた。目覚めて確認してみると、確かにそのような人がいた。僧淨達と「檀越」は因縁を悟り、経を修した。八年の労役期間が終わると牛はどこへともなく去つていった。	中三六 奈良京にある下毛野手寺の金堂の東の脇土の觀音の首が理由無く切れて落ちた。「壇主」が見て翌日継ぎ申し上げようとしたところ、翌朝、何もせず元通りになつており、なつかつ光を放つていた。	下三 大安寺の僧である沙門弁宗は、弁舌に長けており、多くの「檀越」を知り、人々に人気があつた。弁宗が寺の大修多羅供の錢三十貫を借りたが返済することができず、泊瀬の上山寺の十一面觀音菩薩の手に縄を掛け引きながら「錢を施せ」と祈願をしたところ、山寺で法事を行つて行った船親王がそれを見、寺に支払つてくれた。
和泉国日根郡の尽恵寺の銅の仏像が盗まれた。道行く人が、「痛きかな」という声を聞いていくと、盜人が仏像を壊していた。僧と「檀越」はそれを聞いて集まり嘆き悲しみ、牛は法会が終わると死んだ。	岡田村主石人＝檀越 寺で借りたものを返済をせずに死んだため、生まれ変わつて返済しているという 牛の夢を見る	岡田村主石人＝檀越 寺で借りたものを返済をせずに死んだため、生まれ変わつて返済しているという 牛の夢を見る	僧とともに壊された仏像を見、嘆き悲しんで葬送を行う
※人物として登場せず 目撃	切れ落ちた觀音像の首が繫がり光を放つという奇瑞の		

(12)	(11)	(10)
下 一 七	下 一 一	下 六
紀伊国那賀郡弥氣里に、弥氣山室堂という村人が私に作つた道場があつた。そこにまだ完成していない弥勒菩薩の脇土の塑像が二体あつたが、腕が折れてしまつたので、「壇越」は山の淨處に隠藏せよと言つた。それから数年が経つた。鐘堂から「痛きかな」という声がするため沙弥信行が見ると、それはまさにその像であつた。其の堂に住んでい	樂京越田池の南蓼原里の中の蓼原堂に薬師如來の木像があつた。その村に盲目の女がいた。娘とともに薬師仏に祈つている姿を見て「壇越」が哀れに思い、扉を開けて像の顔を拝みながら祈れるようにしてやつた。二日後、また祈つていると、像の胸から桃の脂のようなものが垂れているのを娘が見つけた。女がその脂を娘に食べさせてもらつたところ、目が見えるようになつた。	吉野山にある海部峯という山寺に住む大僧が衰弱したため、魚を食べたいと望んだ。弟子が紀伊国の海辺で新鮮な魚を買って戻る途中、三人の「壇越」に出会つてしまい、持ち物を咎められた。弟子は経と答えたが、魚の臭いがするため疑われる。疑う俗人たちに櫃を空けられてしまうが、魚は法華経になつていた。弟子の童から報告を受けた禪師が天の守護を喜びながら魚を食べていると、なお疑つて後を付けていた俗人の一人は五体投地をして自らの罪を懺悔した。この俗人は「大壇越」となつて禪師を供養した。
腕が折れた塑像を埋葬することを提案	盲目の女とその娘を堂の中に入れてやる	弟子の持ち物を魚ではないかと疑う ※壇越→俗人と途中で呼称が変更 疑つたことを懺悔した後は大壇越となつて禪師を供養

(4)

新編全集は「壇越の山階寺の満預と曰ふ大法師」とし、「壇越」を満預と掛かる修飾語として信徒すじのと訳しているが不審。本稿では壇越と満預は別人と考える集成や学芸文庫の解釈を採つた。

(15)	(14)	(13)	
下二八	下二四 ^④	下二三	
紀伊国名草郡貴志里に、村人たちが私に作った貴志寺という道場があつた。その道場には一人の優婆塞が住んでいた。ある晩、「痛きかな」という声がする。明朝に堂を見てみると、弥勒の丈六の仏像の首が蟻に噛み切られて落ちていた。「壇越」に知らせると、彼らはそれを非常に哀み、首を継ぎ申し上げて供養を行つた。	近江国野洲郡内の御上の嶽の神社の側に堂があり、大安寺の僧恵勝が修行していた。すると陥我の大神と名乗る白猿が現れて法華經の誦誦を依頼した。布施がないので断ると猿は浅井郡の知識に入れてもうと言つた。恵勝が「壇越」と山階寺の満預という大法師に猿の言葉を告げると、「壇越」と満預は信じず、猿の参加を拒否。すると堂が倒壊したため、「壇越」は恵勝に相談して改めて堂を建て、猿の言葉を信じて講に加えその願いをかなえてやつた。	信農国小県郡嬢里の大伴連忍勝は、一族とともにその里の中に堂を作つて氏の寺とし、その寺に住んでいた。しかし人の讒言により「壇越」に打ち死んでしまつた。その後に忍勝は生き返ると、冥界の様子を語り、堂の物を用いたため死ぬという災いを得たが、出家して道を修すとう行いによって生き返つたことを述べた。	た元興寺の沙門豊慶とともに大いに悲しんで、知識を率いて像を完成させ、法会を設けて供養した。
首の切れた仏像を直し、供養を行う	倒壊した堂の再建	知識を取り仕切り、参加の可否を判断	氏寺の物を私に使つていた忍勝を打ち殺す

「知識」と異なり、「檀越」はそれぞれの説話の主要人物として登場することが多い（⑨以外すべて）ため、説話内における役割だけでなく、話の概略も載せた。なお、中十五、中三十六は「檀越」ではなく「壇主」とあるが、上十において「檀越」と「壇主」が同一人物を指していることから、本稿では「壇主」と「檀越」は同じものとみなした。

これを見ると、『靈異記』に見られる「檀越」は、寺を建立し（①）、法会を開催して取り仕切り（②③④⑤⑯）、堂や仏像の修繕や管理を行っていることがわかる（①⑧⑪⑯⑰）。単に寄進を行うだけでなく、実質的な管理をも担っているのである。

三 「檀越」について②

寺の管理を担う「檀越」の像は、同時代の史書からも確認することができる。

詔して曰はく、「法藏を崇め飾るは、肅敬を本とし、仏廟を營修するは清淨を先とす。今聞かく「諸国の寺家、多く法の如くならず。或は草堂始めて闢きて、争ひて額題を求め、幢旛僅に施して、即ち田畠を訴ふ。或は房舍脩めずして、馬牛群聚し、門庭荒廃して、茨棘弥生ふ。遂に無上の尊像をして永く塵穢を蒙らしめ、甚深の法藏をして風雨を免れざらしむ、多く年代を歴たれども、絶えて構へ成すこと無し」ときく。事に於きて斟量するに、極めて崇敬に乖けり。今、故に數寺を併せ兼ねて、合せて一区と成す。庶幾はくは、力を同じくして共に造り、更に頽れたる法を興さむことを。諸國司等、明らかに国師・衆僧と檀越らとに告げて、郡内の寺家の合すべきと、并せて財物とを条録し使に附けて奏聞すべし。また、聞かく、「諸国

の寺家、堂塔成ると雖も、僧尼の住ふこと莫く、礼仏聞くこと無し。檀越の子孫、田畠を總べ撰め、専ら妻子を養ひて、衆僧に供せず。因て諍訟を作して、国郡を誼擾す」ときく。今より以後、厳しく禁斷を加へよ。その有てる財物・田園は、並びに國師・衆僧と国司・檀越らと、相対ひて検校し、分明らかに案記して、充て用ゐる日、共に判りて出し付くべし。旧に依りて檀越ら専ら制すること得ざれ」とのたまふ。：

（『続日本紀』^⑤ 精龜二年（七一六）五月庚寅（一五日）条）

この詔は、荒廢寺院の合併を命ずる詔、寺院の財物等の管理の方式の厳格化を命ずる詔、寺院をめぐる弊害の改革を求める武智麻呂の上奏の三つの部分からなるが、上奏の部分は割愛した。前半の詔の中で「檀越」はその国の寺院や僧侶の監督を行う僧侶である國師とその他の僧とともに、郡内の合併すべき寺家とその財物とを記録し奏上することを命じられている。日本古代において「檀越」は、寺院の建立者および有力後援者としてあつたと考えていいだろう。「知識」とは明らかに一線を画している。

荒廢寺院合併策は天平七年（七三五）六月己丑（五日）条において廃止されるが、三舟隆之氏の論考によれば、それ以前にも実際に合併したと確定できる寺院はないようだ。三船氏は、八世紀前半の各地方の寺院の瓦に、平城宮系の瓦が見られたり、国郡を越えて寺院間に瓦の供給が見られることから、「寺院合併令の結果、地域によつてはむしろそれらの未成寺院の造営活動が活発化したのではないか」と述べている。^⑥

（6）三舟隆之「靈龜二年の寺院併合令について」〔明治大学大学院紀要 文学篇〕一九八七年（一〇月）

（7）「出雲國風土記」の表記は植垣節也校注・訳『風土記』（新編日本古典文学全集）小学館、一九九七年に拠つた。

大化改新以後の朝廷は『日本書紀』大化元年（六四五）八月癸卯（九日）条以降、天武朝を経て延暦二年（七八三）の私寺建立禁止令（『類聚三代格』卷十九）まで、積極的な造寺の奨励を行つていた。天平五年（七三三）に上申された「出雲國風土記」には、通常

（5）『続日本紀』の訓讀は、青木和夫（ほか）校注『続日本紀』（新日本古典文学大系）岩波書店 一九八九（一九九八年）に拠つた。

の寺の他に、まだ寺号も定まっていない草成期の寺が「新たに造れる院一所」として十力所挙げられており、この時代に地方豪族が競つて寺院を建てたことが伺える。

『出雲国風土記』に見られる新造院（十例）

郡名	郷名	創立者	建立物	僧尼に関する記載
意宇郡	山代の郷	日置の君目烈	嚴堂	僧なし
楯縫郡	山代の郷	飯石の郡の小	教堂	僧なし
出雲郡	沼田の郷	山国の人日置部の根緒	住む僧一軀	僧尼に関する記載
神門郡	河内山の郷	大領出雲の臣太田		
大原郡	古志の郷	旧の大領出雲の臣布弥		
斐伊の郷	朝山の郷	神門の臣等		
斐伊の郷	河内山の郷	刑部の臣等		
斐伊の郷	大領勝部の臣蟲麻呂	神門の臣等		
斐伊の郷	人樋の印支知麿	刑部の臣蟲麻呂		
前の小屋裏の郷	領額田部の臣押嶋	前の大領額田部の臣押嶋	嚴堂	
	□層の塔	嚴堂 ^⑧		
	僧一軀	僧五軀		
	尼二軀			

(8)

新編全集は「嚴堂を立てず」としているが、原文「□立嚴堂」で、□部分が細川本「不」か「木」か不明の字形、倉野本「木」、抄本・万葉緯本「本」。本ならば嚴堂が元あつたが今は無い意としてまだ理解できるが、「不」とないことをわざわざ記載するのは不審。本稿では「建立嚴堂」の誤写とした。

先ほど挙げた『靈異記』に登場する「檀越」表にも、地方豪族による寺の建立の話が見られるが（①）、寺の建立に地方豪族が関わっている例としては、他に中九、中三一などがある。地方の有力な氏族または一族が氏寺として寺院を建立し、地方の在地仏教の担い手となつていったという歴史が、『靈異記』にも反映されている。

もつとも、それと同時に「檀越」による寺院の私物化も問題となつたらしい。靈龜二年（七一六）五月庚寅（一五日）条の後半の詔は、寺院の財物等の管理の方式を厳格化を命じ、「檀越ら専ら制する」と得ざれ」と述べている。

しかし『靈異記』においては「檀越」による寺院私物化は見られない。正確に述べるならば、寺院私物化を行つたものは本書において「檀越」とは呼称されないのである。寺の物を借用したために殺され、冥界を訪問して罪を諭された後に蘇生した大伴連忍勝の話（下二三・⑬）はそれをよく表している。

寺の物を用ゐ、復大般若を写さむとして、願を建て、

以て現に善惡の報を得し縁

大伴連忍勝は、信濃國小縣郡嬢の里の人なりき。大伴連等、心を同じくして、其の里の中に堂を造り、氏の寺とせり。忍勝、大般若經を写さむと欲ひしが為に、願を發して物を集め、鬚髮を剃除し、袈裟を著、戒を受け、道を修し、彼の堂に常住せり。宝龜の五年の甲寅の春の三月に、倏に人に讒ぢられて、寺の檀越に打ち損はれて死にき。檀越は即ち忍勝の同じ属なり。……

忍勝は、他の大伴連と共に里に堂を造つたというのであるから、今まで確認してきた定義からすれば明らかに「檀越」であるはずである。しかし本話の中では決して「檀越」とは呼称されない。この話の中で「檀越」と呼称されているのは、忍勝を打ち殺した同族の方である。忍勝が「讒ぢられ」た理由は明記されていないが、おそらくは大般若經書写の為とはいえ堂に常住してその物を勝手に借用したことが問題となつたのであろう。己が造つた寺院を私物化した地方豪族の話としては、他に中九がある。

己に寺を作りて、其の寺の物を用ゐ、牛と作りて役はれし縁
 大伴赤麻呂は、武藏国多磨郡の大領なりき。天平勝宝の元年の己丑の冬の十
 二月十九日に死に、二年の庚寅の夏の五月七日に、黒斑なる犢に生れぬ。自ら
 碑文を負ひたりき。班文を探ルニ謂はく、「赤麻呂は、己が造れる寺を壇リテ、恣
 なる心の隨に、寺の物を借り用ゐて、報い納めずして死に亡す。此の物を償はむ
 が為の故に、牛の身を受けたり」と者へり。茲に諸の眷属と同僚と、慚愧の心を發
 して、慄ること極無し。……

そして中九においても、寺院を私物化した大伴赤麻呂はやはり「檀越」と呼称されていない。

中九、冒頭で引用した中三一とともに、惡報として死後現世で牛身を受ける化牛説話である。『靈異記』は化牛説話が六話見られるが、うち半数に「檀越」が登場する（「檀越」表②⑤⑦）。

『靈異記』に見られる化牛説話（六例）※◎ 「檀越」が登場する話			
	卷話数	牛になつた者	牛に生まれ変わつた理由
○	上一〇	棕の家長の父	人に与えるために、子である家長に無断で稻を十束取つた
○	上二〇	大伴赤麻呂	寺の湯を沸かすための薪一束を取つて人に与えた
○	中一五	大伴赤麻呂	自分の造つた寺の物を借用した
○	中三二	高橋連東人の母	寺が出舉している酒二斗を借りたまま返さずに死んだ
○	下二六	物部麿	寺の物を多く用いて返さず、酒を売るのに水増しして不当に利益を

※現世で半牛半人 得、貸した物を徴収するのに升を使い分け多くの利息を取った
の姿に変貌

しかし、上一〇（②）と中一五（⑤）で牛に生まれ変わるのは「檀越」自身ではなく、「檀越」である子の財物の無断使用したその親であり、中三三（⑦）の「檀越」は、牛に転生した物部麿の苦境を知らされる人物として登場する。

化牛説話については、中国の説話集である『冥報記』による影響が指摘されるとともに、現実にこの当時、僧や、寺院を創建した有力豪族による寺物流用が頻繁に起きていたからこそ、このような話が語られたとされている。上一〇や中九などは確かにその例であるといえよう。しかし『靈異記』の「檀越」は、そういうた疑惑の周辺には存在するものの、「檀越」本人が寺物や個人の財物を使用したと語られている話はない。中九の赤麻呂や下二三の忍勝が造寺に関わりながらも決して「檀越」と呼称されないことと照らし合わせれば、『靈異記』において「檀越」と呼称される人々はむしろ、財物の無断使用に対し、たとえ親子間であってもそれが許されないほどに潔白な存在として描かれていると考えるべきである。下二六で半人半牛の姿で蘇生した田中眞人^{たなかのまひとひろむじめ}、人広虫女^{ひろむしめ}は、地方豪族層と考えられ、また寺物流用の罪について述べられていることから、どこかの寺の檀越であつた可能性は十分に考えられるのだが、本文にそのような記述はない。「檀越」を、造寺や造仏に積極的に関わり、それらの管理運営を行う有力で清廉な信者として描くためには広虫女を「檀越」と呼称することはできなかつたのではないだろうか。

また、中三三（⑦）において「檀越」である岡田村主石人が、寺で借りたものを返済を

せずに死んだため生まれ変わつて返済しているという牛の夢を見たというのは異例である。その他の化牛説話で牛の前世を知るのはすべて仏道修行者であった。入部正純氏は、化牛説話に登場する乞食僧について「自らが所有留するの能力を当の僧侶自身は自覚してはいないのであって、この死者と生者の媒介者たる靈力というものは、実は彼らの人格とは無縁の所にあつた」とし、『靈異記』における僧尼は「呪的靈的な存在として現れている」と述べている⁽⁹⁾が、中三一(7)の「檀越」は、仏道修行者に準ずるような存在として描かれているのである。そこには『続日本紀』や『出雲國風土記』に見られる寺院の建立者や有力支援者といった「檀越」とは違う、『靈異記』独自の「檀越」像を見出すことができる。

『靈異記』における「檀越」は、造寺や造仏に積極的に関わり、それらの管理運営を行う有力で清廉な信者であり、なおかつ僧尼などの仏道修行者のような「呪的靈的な存在」となりうる可能性を秘めた存在として描かれている。このことはおそらく、『靈異記』が様々な仏道修行者たちの姿を、官度私度関係なく語ろうとしていることと密接に関係している。『靈異記』が説こうとしているのは、世俗の身分や立場では測れない、仏法に対する真摯な信仰のあり方である。たとえ俗人であろうとも、仏教の振興を下支えするその行動と信仰は賞賛され、敬意が払われる。それが端的に表れているのが『靈異記』における「檀越」という呼称なのである。

むすびにかえて

以上、『靈異記』に見られる「知識」と「檀越」の用例を検討していった。

『靈異記』における「檀越」は、造寺や造仏に積極的に関わり、それらの管理運営を行う有力で清廉な信者であった。地方の在地仏教の発達は、彼らのような存在なくして語れない。『靈異記』には、郡司階級に代表される地方豪族が民間仏教の普及に大きな役割を果たしていることを思わせる記事が散見する（中二など）。黒沢幸三氏は、行基の大規模な土木工事の背景には地方豪族の援助や協力があつたことは間違いない事実とする。その裏側には、『続日本紀』に見られるような寺の私物化もあつたと考えられるが、『靈異記』はそういう行為をする人間を「檀越」とは決して呼称しない。「檀越」と呼称されるのは、仏教を篤く信じる清廉潔白な信者のみである（下二三において忍勝を殺した「檀越」も、忍勝の寺の私物化を許せなかつたためと考えて清廉の括りとする）。つまり『靈異記』における「檀越」という呼称は、信者としてあるべき姿を体現している人物に与えられる尊称なのである。

また、「知識」は特定の目的のために組織される一時的な信者集団で、「檀越」のように説話自体に大きく関わることはない。しかし、彼らのような人々こそが主たる教化の対象であり、民衆のもつとも一般的な姿であつたに違いない。

本節では、唱導のための書と評されている『靈異記』を、教化を行う仏道修行者ではなく、教えを受け、支えていった人々に着目して整理していく。呼称に着目するということとは、表現という文学の問題として『靈異記』を捉え返すことであり、そう呼ばれる人々に対する観念や感情を読み取ることである。編者である景戒も含め仏道修行者たちは、修行や布教をしていく上で、自分や仏教を支えていく存在としての俗人たちを意識せざるを得なかつたはずだ。そこに生じるであろう敬意を、『靈異記』は呼称によって描き

出している。このような視点から見れば、「檀越」表で挙げた下六の海部の峯の話（⑩）は従来、僧の魚食の面で着目されてきたが、俗人が奇跡の目撃により強い信仰心を起こしたという大檀越誕生の話と理解することも可能だ。『靈異記』説話を支える人々を考えたためには、仏道修行者だけでなく、教化の対象であり説話を受容者でもある普通の人々の存在に対する意識も忘れてはならないのではないだろうか。

第二章 靈異記説話の倫理と道徳

『靈異記』上序は左のように書き出されている。

原夫れば、内經・外書の日本に伝はりて興り始めし代には、凡そ一時有りき。皆、百濟の国より浮べ來りき。輕島の豊明の宮に宇御メタマヒシ誉田の天皇のみ代に外書來りき。磯城嶋の金刺の宮に宇御めたまひし欽明天皇のみ代に、内典來りき。然れども乃ち外を学ぶる者は、仏法を誹れり。内を読む者は外典を輕みせり。愚痴の類は迷執を懷き、罪福を信なりとせず。深智の儔ハ内外を觀て、信として因果を恐る。

(1) 『古事記』の表記・訓読は新編日本古典文
学全集に依る。

「内經」「内典」は仏家から見た仏教の典籍のことを指す言葉で、「外書」「外典」は仏教以外の教えをいう。「輕島の豊明の宮に宇御メタマヒシ誉田の天皇のみ代」とは、応神天皇の時代(二七〇～三一〇)のことであり、応神記に

亦、百濟國に科せ賜ひしく、「若し賢しき人有らば、貢上れ」とおほせたまひき。故、命を受けて貢上りし人の名は、和邇吉師。即ち論語十卷・千字文一卷、并せて十一卷を、是の人に付けて即り貢進りき(此の和邇吉師は、文首等が祖ぞ)。⁽¹⁾

(『古事記』応神天皇条)

と、「論語」の伝来が確認できるので、『靈異記』で述べる「外書」「外典」は特に儒教の教典を指していると考えていだらう。

(2) 『日本書紀』の表記・訓読は新編日本古典文学全集に依る。

「内外を觀」るとは、仏教の書だけでなく儒教を代表とするその他の書も学ぶといふことである。景戒は「深智の儔」——深い智恵を持った人々はそれを行つていると述べる。これは、本書において行基や聖武天皇と並んで別格の存在として語られる聖德太子が、内教を高麗の僧慧慈に習ひ、外典を博士覺智に学び、並に悉に達りたまひぬ。⁽²⁾

〔日本書紀〕推古天皇元年（五九三）四月己卯（十日）条

と語られている」とともおそらく関連する。本書が描いた雄略天皇（五世紀後半）から嵯峨天皇（九世紀前半）という時代は、仏教が公伝し、すでに伝来してきていた儒教や日本の在来信仰などと影響しあいながら、平安時代へと続く日本文化の基礎を創造していく時代であった。薬師寺の僧である景戒が編纂した本書が、仏教の因果応報思想を基盤とした仏教説話集であることに異論はないが、その中に仏教という枠組みを超えた説話がいくつも見られることと、「深智の 儀トモカラハ内外ないげを觀み」³⁾るという時代の姿勢とは呼応している。

先に、「外書」「外典」は仏教以外の教えをいうと書いたが、儒教と並びこの時代の思考に大きく影響を与えた外来の思想として道教がある。正確に述べると、日本には道教の寺院である道觀や道士が存在したことを示す確實な記録はなく、陰陽五行思想や神仙思想といった道教的要素が見られるだけであるが、『靈異記』とほぼ同時代に成立した『三教指帰』では、儒教、仏教と同じように道教も教える一つとして扱っているので、ここでもそれら道教的因素のことを道教と呼び慣わすこととする。

道教の伝来は仏教公伝とほぼ同時期であった。

百濟、姐弥文貴將軍・洲利即爾將軍つりそにしやうぐんを遣まつだして、穗積臣押山に副くだらほんきへて、百濟本記に云いはく、
「委わの意斯移麻岐弥おしゃまきみ」といふ。五經博士段楊爾さきやうはかせだんやうを貢たまつる。

〔日本書紀〕継体天皇七年（五一三）六月条

(3) 『日本靈異記』と『三教指帰』の三教觀の対比に関する先行研究としては増尾伸一郎「今の時の深く智れる人——景戒の三教觀をめぐつて——」（小峯和明、篠川賢編『日本靈異記を読む』吉川弘文館、二〇〇四年）がある。その他、同氏「日本靈異記」の女性觀にみる「父母恩重經」の投影——「疑偽經典」受容史の一面——〔東方宗教〕六九号、一九八七年）、「深智の傳は内外を觀る——『日本靈異記』と古代東アジア文化圏」（『古代文学』三八号、一九九九年）など。

「五經」とは儒教で尊重する五部の經書（易經・書經・詩經・礼記・春秋）のことだが、易經は陰陽二つの元素の対立と統合により神羅万象の変化法則を説いたもので、陰陽五行説に基づく。日本の陰陽道はこの思想を起源として独自の発展を遂げ、貴族文化に大きな

影響を与えた。さらに具体的な受容の様子が確認できる史料が左である。

冬十月に、くだら百濟の僧観勒來り。れきほん乃りて曆本と天文・地理の書しょ并せて遁甲・方術の書しょとを貢たてまつる。是の時に、書生じょせい三四人を選ひて、觀勒に學習まなびならはしむ。陽胡史やこのふびとが祖玉陳おやたまのる、曆法れきはふを習ひ、大友村主高聰おほとものすべりかうそう天文・遁甲まなを学び、山背臣やまとみのおみひたち日立ひだち、方術みなしを学ぶ。皆みな学びて業げふを成しつ。

『日本書紀』推古天皇十年（六〇二）十月条

この時、同時に「遁甲・方術の書」が獻上されたという。「遁甲」「方術」とは方士が行う神仙の術のことである。これらを獻上したのは「僧」であった。また、易は儒教の經書の一つとして伝来してきている。日本における道教は、組織だった教団としての形ではなく、渡來の新しい知識として、儒教や仏教と混在しながら受容されたようだ。

この章では、倫理や道徳といった、仏教・儒教・道教の混在から生まれた当時の規範意識について述べた。第一節では儒教との関連を、第二節では道教との関連を扱った。仏教と同じように伝来してきた外来の知識がどのように理解され受容されたか、『靈異記』に見られる観念から考察したものである。

仏教、儒教、道教としたならば、本来なら第三節に神道に関する論を置くべきなのかもしないが、現在の私は何を以て神道的説話と定義付けるべきか、その答えを持たない。よつて、大祓の詞の成立と薬師經受容の関連について述べた論文を補論として添えるに留めた。固有の神道のようなものは、こうした外来のものとの関係の中で成立していったと考えている。

第一節 儒教と仏教——『靈異記』における「孝」の問題——

はじめに

『靈異記』において儒教的因素が最も強く出ている話は上二三であろう。

凶人の姫房の母に敬養せずして、現に悪死の報を得し縁
大和国添上郡に、一の凶人有りき。其のが名詳かならず。字は瞻保と曰ひき。是
れは難破の宮に宇御めたまひし天皇のみ代に、学生に類せし人なりき。往に
書伝を学ぶれども、其の母を養はず。母、子の稻を
忽に怒りて逼め徵る。時に母は地に居り、子は朝床に坐り。賓、明かに視て寧
く居ること得ず。賓、明かに語りて曰はく、「善人は何為れぞ孝に違ふ。或る人は、
父母の奉為に塔を建立し、仏を造り、經を写し、衆僧を屈請して、安吾を行はし
む。汝が家は財に饑なり。」らせし稻多くして吉し。何ぞ学に違ひて、覆、親母
に孝せぬ」といふ。瞻保は伏はずして「无用なり」と曰ひき。時に衆人、其の母に
代はりて債を償ひ、咸く俱に起ちて疾く避れり。母、其の姫房を出して悲しご
泣きて曰はく、「吾が汝を育てしき、日夜に憩むこと無かりき。他の子の恩に報ゆ
るを觀るときには、吾が児の斯の如きを持ち、反りて迫め辱めらゆ。願ひし心は違ひ謬
てり。汝も也負へる稻を徵りたり。吾も亦乳の直を徵らむ。母と子との道、今日に
絶えぬ。天知る、地知る、悲しきかな、痛きかな」といふ。瞻保は是に言はずして、起

ちて屋の裏に入り、出拳を拾ひ、其の庭中にして炎き、皆已に焼き滅ぼしつ。然して後に山に入り、迷ひ惑ひて為す所を知らず。髪を乱し、身傷つき、東西に狂ひ走り、復還りて路を行き、己が家に住らす。三日の後、忽然に火起りて、内外の屋倉、一時に皆焚けぬ。遂に其の妻子等をして生活くること能はざらしめき。瞻保、憑るところ無く、餓ゑ寒いて死にき。現報遠くはあらず、豈信ならずあらめや。所以に經に云はく、「不孝の衆生は、必ず地獄に墮ちむ。父母に孝養あれば、淨土に往生せむ」とのたまへり。是れ、如來の説きたまふ所の、大乗の誠の言なり。

題名が示す通り、母親に孝行しなかつた息子が悪死の報いを受けるという話である。その報いはすさまじく、不孝の息子は狂い走つた末に火災により全ての財産を失い、飢えと寒さのなか死んでいった。

(1) 『日本書紀』の天智天皇十年（六七一）に
「学識頭」という役職が見られ、また『懷風藻』の序文に天智天皇が学校を創設した
という記述が見られるため、この時代に大学寮の由来を求める考え方がある。だが、制度的に整備されたのは大宝令であるとされている。

(2) 三浦佑之『万葉びとの「家族」誌——律令国家成立の衝撃』（講談社選書メチエ）
講談社、一九九六年

不孝の報いを受けた人間が、誰よりも孝を学んでいたはずの儒学者であつたというのは痛烈な皮肉であろう。孝について語る話というだけならば他にもあるが、この話を本書の

中で最も儒教的因素が強いとする理由の一つはそれである。また、不孝の息子本人だけではなく、その妻子にまで累が及んでいることも見逃せない。本書が語る因果応報の理念はかなり厳密なもので、無自覚の行為であつたとしても善因には善果が、悪因には悪果が必ずもたらされる（下序）。善果と悪果が相殺されることではなく、善因による善果によつて最終的には救われるとしても、悪因の報いは必ず受ける（中一六、下二三一・二三三）。報いを受けるのは当然、その因を作つた本人である。ところがこの上二三では、報いを語る際、本人だけでなく「遂に其の妻子等をして生活くること能はざらしめき」と、それまで登場していなかつた妻子のことここまで言及している。妻子は、夫であり父である贍保の悪因の報いをともに受けているのである。このことは個人を基本にした仏教の因果律だけでは説明しきれない。父子関係を元にした家觀念つまり儒教的因素を考える必要がある。

以上のことから、本節では上二三を中心にして『靈異記』に見られる「孝」について考えていく」ととする。

一 出舉について

贍保が母に対して行つた稻の貸付けは出舉といい、利子をともなう有利貸借である。「出舉」という語の初出は『令義解』だが、

官司の処々の屯田と吉備島皇祖母の処々の貸稻を罷むべし。其の屯田を以ちて
は群臣と伴造等に班ち賜はむ。

〔日本書紀〕⁽³⁾

大化二年（六四六）三月甲子（二日）条

天下の百姓の、貧乏しきに由りて稻と資財とを貸へし者は、乙酉の年の十二月三十

（3）以下、『日本書紀』の訓讀は新編日本古典文学全集に依る。

日より以前は、公私と問はず、皆免原せ。

（『日本書紀』朱鳥元年（六八六）七月丁巳（十九日）条）

と見え、出舉に相當する行為は七世紀半ばには既にあつたようだ。瞻保の話と年代的に一致しており、この時代に稻などの貸付けに人々の関心が集まつてゐたことがわかる。

出舉は、扱う物によつて稻粟出舉とそれ以外の財物出舉とにわけられる。

律令⁽⁴⁾では、財物の貸借・質物の売却および利息制限等は次のように規定される。

凡そ公私、財物を以て出舉せらば、任に私の契に依れ。官、理することを為ず。
六十日毎に利取れ。八分が一に過すこと得じ。四百八十日に過せりと雖も、一倍に過すこと得じ。家資尽きなば、身を役して折ぎ酬いよ。利を廻らして本と為ること得ず。若し法に違ひて利を責ひ、契の他に掣き奪へらむ、及び出息の債に非ずは、官、理すること為よ。其れ質は、物主に對ふに非ずは。輒く売ること得ず。若し利を計ふるに本過ぐるまでに贖はずは、所司に告して対むで売ること聽せ。即ち乗れること有らば還せ。如し債を負へる者逃れ避れらば、保人代つて債へ。

（雜令 十九 公私以在物条）

凡そ稻粟を以て出舉せらば、任に私の契に依れ。官、理することを為ず。仍つて一年を以て断ること為よ。一倍に過ぐすこと得じ。其れ官は半倍せよ。並に旧本に因りて、更に利生さしめ、及び利を廻らして本と為ること得ず。若し家資尽きなば、亦上の条に准へよ。

（雜令 二十 以稻粟条）

凡そ出舉は、両の情和同して、私に契せしめよ。利取ること正條に過せらば、

（雜令二十一出挙条）
任ほしに人ひと糺ましまし告まつせよ。利物りもつは並たたに糺まつさむ人に賞たまへ。

(5)

公出挙の利率は延暦十四（七九五）年閏七月一日勅で五割から三割に軽減、その後、大同初年（八〇六）に五割に復旧、さらに弘仁元年に再度三割に軽減。私出挙は和銅四年（七一二）十一月二十二日詔で利率五割が限度となり、天平九年にいたり全面的な禁止という過程を経る。

その高利率ゆえか、稻の私出挙は天平九年（七三七）九月癸巳（二十二日）で上限一倍というからかなりの高利率である。⁽⁵⁾

九月癸巳、詔して曰はく、「如聞らく、「臣家の稻、諸国に貯み蓄へ、百姓に出挙し、利を求めて交渉す。無知の愚民、後の害を顧みずして安きに迷い食を乞ひ、この農務を忘れ、遂に乏困に逼まられ、他所へ逃亡して、父子流離し、夫婦相失ふ」ときく。百姓の弊窮斯に因りて弥甚し。実に是れ、国司の教喻、方に乖けるが致せるなり。朕甚だ愍む。民を済ふ道、豈此の如くあるべけむや。今より以後、悉く皆禁断す。百姓を催し課せ、一ら産業に赴かしめ、必ず地宜を失はざらしめば、人阜かにして、家贍はむ。如し違ふこと有らば、違勅を以て論ひ、その物は没官、国郡の官人は即ち見任を解け」とのたまふ。

(6) 以下、『続日本紀』の訓読は新日本古典大系に依る。

私稻出挙の高利率は、諸国に貯蓄する臣家の私出挙稻を借りた農民の生活苦を招いた。

（『続日本紀』⁽⁶⁾ 天平九年（七三七）九月癸巳（二十二日）条）

よつてこの勅により、稻の私出挙を厳禁したのである。しかし、禁令以後も稻の私出挙は盛行し続けたらしい。

戊午、越こしもみちのくち 前国加賀郡少せう領道公勝石、私稻六万束さつとうを出挙す。その違勅ふちよくを以て、利稻りとう三万束さんとうを没す。

〔続日本紀〕天平宝宇（七六一）五年二月戊午（三日）条

私稻六万束の出挙を罰せられてはいるものの、利稻のみ没官で郡領は解かれていない。国郡司と王臣家との結びつきもあり、禁令の実効度は薄かつたようである。しかし国家にとって農民は国の礎、農民がおさめる税こそが国の主要な財源であるのだから、流亡などは決してあつてはならない。それを誘発するような稻の私出挙の禁は、延暦十八年（七九九）二月己丑に解かれるまで続く。

上二三の瞻保の稻私出挙は、天平九年（七三七）の禁令前の話であり違法性はない。しかし、延暦六年（七八七）という靈異記の原形本成立推定年から逆算しても編者・景戒が生きたころはすでに禁令が布かれて久しく、解禁の見込みがないまま違法な稻の私出挙が横行していたというその時代性は、上二三を考える上でも考慮すべきかもしれない。

律令の出挙条、雜令十九、二十条は「任に私の契に依れ」、二十二条の「両の情和同して、私に契せしめよ」と、当事者間の契約によるべきことを規定する。瞻保は母子間においてもこの原理をそのまま適用し、債権者と債務者という経済上の関係をもつて母親に相対したのであるが、瞻保のそうした行動の背景には、どのような時代の思考があつたのだろうか。

三浦佑之氏はそれを「律令的な觀念」に求めた。⁽⁷⁾

家とか一族とか家族とか共同体とかを解体させてしまいかねない制度として、律令は人びとに向き合っているのである。その象徴が、六歳になつた男女にひとしく与えられる班田（口分田）である。律令制下では、男と女とでは差があるが、班田は〈個人〉ごとに一律に与えられ、それに対して田租が課せられる。もちろん、与えられた田を耕作するという労働は共同作業として行われ収穫もまとめられるのだろうが、班田は一枚ごとに所有者（死ぬまでだが）があり、田租も一人ずつに課せられるのである。こういった土地（財）所有の観念は、それ以前の一族あるいは一家の財産といった観念とはまったく別のものだつたに違いない。そして、こうした観念が誕生したということ、親に対する出舉やその返済を経済行為とみなす新世代の登場とは見合つてゐるはずである。

律令的なものの象徴として班田收授法を挙げ、それによつて個人による土地（財）所有の觀念が誕生したと述べるのである。

多田一臣氏は、仏教の因果応報の原理の徹底の結果とした。⁽⁸⁾

本話を根拠に、当時の親子の経済関係の独立を歴史的事実として強調しようとする向きもあるが、むしろ仏教の説く因果応報の原理の徹底が、一人ひとりの個体への不安を喚び起こし、そのあらわれがこうした家族関係の混乱を象徴するような話を生み出していると考えるべきだと思う。律令国家の誕生は、それまでの村落の秩序を変質させ、家族のありかたもまた戸籍・計帳の整備を通じて国家による支配を受けるようになる。言い換えれば、それは一人ひとりが国家と村落のはざまの中に新たな不安を抱え込みながら投げ出された状態になつたことを意味する。こうした不安を救いとるは

たらきを示したのが仏教だった。仏教は、因果応報の原理が一人ひとりに及んでいることを具体例をもつて示す。こうして個体の存在への自覚がつよめられると、親子の独立した経済関係が主張されるようになる。

一氏に共通するのは、上二三に見られるような思考の背景には、個の自覚があるということがある。自意識と言うのはもちろんどの時代のどの人間も持っているはずだが、『靈異記』が成立した奈良末期から平安初期という時代はそれらが先鋭化し、これまでの共同体観念に基づく思考との葛藤が強いられた時代であったと言える。

二 非理という不孝

上二三の贍保の悪因——「不孝」とは具体的に何を指すのだろうか。

前述したようにこの時代、稻私出舉はまだ禁止されていない。また、母と貸借関係を結んだからでもない。なぜならば『靈異記』には上二三以外にも、親と子をそれぞれ独立した経済主体ととらえた話があり（上一〇・一四）、うち、上一〇はむしろ親子間であっても勝手に相手の財物を処分してはならないと戒めている。

贍保の不孝は、「忽に怒りて逼め徵」つたという無慈悲な債務の取り立てにあつた。しかもそれは土下座する母の前で「朝床」をするという傲岸不遜な態度で行われたという。「朝床」とは起床すべき時間に床の中にいることで、下一五では乞食する沙弥を迫害して悪死の報いを受けた男の生活の描写として使われている。集成は「胡床」とし、母が土下座する前で、子が高い座にいたとするが、どちらにせよ贍保の不遜な態度を示しているといえるだろう。

『靈異記』には上二三以外にも、非理な債務の取り立てによつて悪報を得た話がある。例えば下二六の田中真人広虫女は、死後、上半身が牛、下半身が人間という、西洋で言うミノタウルスのような姿で生き返る。そのような姿になつた理由は、広虫女自身の口から、病床で見た夢という形で語られる。広虫女の罪は三つあり、寺の物を流用して返さなかつた罪、酒を売る際に多くの水を加えて利益を得た罪、二種類の升や斤を使い分け、私出举で稻を貸すときは正規の量の七分目しかないものを使用し、返済させるときには十二分目もあるものを使用して取りたてた罪である。一種類の升と斤を使い分けた例は他に上三〇、下一二にみられる。上三〇の貸主は地獄に落ちて身体に釘打たれたうえ、鉄の刑杖で責め打たれ、下一二の貸主は、やはり地獄で熱く焼けた柱を抱かされたあと、法華経書写の善行により現世への生還を許される。どれも無慈悲で道理に背いた債務の取り立ての報いを語るものである。出举自体は悪ではない。しかし、貸主がその優位な立場を利用して不正を行なうのは強く戒められている。

贍保の取り立てはそれらの話のように不正を行つてゐる訳ではないが、「賓、明かに見て寧く居ること得ず」とあるように、その友人をして心穏やかではいられないような厳しいものであった。そして「何ぞ学に違ひて、覆また、親母に孝せぬ」と諭されている。

「孝」は、為政者や支配的階級の人々がよりどころにする儒教の観念であり、律令国家を支える理念として政策的に普及が図られた。官人養成のための高等教育機関である大学寮は大宝令で整備されるが、その本科は儒学科である。

孝子・順孫・義夫・節婦は、その門閥に表して、優めぐみ復ふくすること二年せよ。

(『続日本紀』和銅元年〈七〇八〉正月条)

右は国家による孝子・順孫・義夫・節婦顕彰の条である。「孝」を柱とする家族道徳は儒教の基礎をなしており、中国律令もその教化政策の中心においていた。日本律令もそのような中国律令の基本的な性格を積極的に受け継ぎとしたのである。これは和銅改元の詔の第三段にあたり、律令の賦役令十七条に拠る。この顕彰は、改元のよろこびを共にするため、叙位・大赦・官人への賜禄、諸国郡司の加階などとともにに行われた。左はその具体例である。

十一月戊子、大倭國添下郡の人大倭忌寸果安、添上郡の人奈良許知麻呂、有智郡の女四比信紗、並びに身を終ふるまで事勿からしむ。孝義を旌すなり。果安は、父母に孝養し、兄弟に友あり。若し人の病み飢うこと有らば、自ら私の糧を齎ちて、巡りて看養を加ふ。登美・箭田の二郷の百姓、咸く恩義に感じて、敬愛すること親の如し。麻呂は立性孝順にして人と怨无し。嘗て後母に讒ぢられて、父の家に入ること得ざれども、絶えて怨むる色无し。養弥篤し。信紗は氏直果安が妻なり。舅姑に事へて孝を以て聞ゆ。夫亡せし後も、積年志を守りて、自ら孩稚、并せて妾が子、惣て八人を提げて、撫養するに別無し。舅姑に事へて、自ら婦の礼を竭す。郷里に歎せらる。

〔『続日本紀』和銅七年〈七一四〉十一月戊子〈四日〉条〕

大倭忌寸果安、奈良許知麻呂、四比信紗の三人が「孝」の実践者として顕彰され、課役を終身にわたつて免除されたという。ともにほかには見えないが、忌寸は渡来系氏族に賜与された姓であり、四比氏も百濟からの渡来氏族である。

こうした孝子の顕彰は、国家が律令制度を推進してゆく上で必要とされ、国守は毎年一

(9) 「凡そ國の守は年毎に一たび属郡に巡り行

いて、風俗を觀、百年を問ひ、囚徒を錄し、冤枉を理さめ、詳らかに政刑の得失を察、百姓の患へ苦しむ所を知り、敦くは五教を喻し、農功を勧め務めしめよ。部内に好学、篤道、孝悌、忠信、清白、異行にして郷閭に發し聞ゆる者有らば、舉して進めよ。不孝悌にして、礼を悖り、常を乱り、法令に率はざる者有らば、糾して繩せ。其れ郡の境の内に、田疇闢け、産業脩り、礼教設け、禁令行はれば、郡領の能と為よ。其の境に入るに、人窮まり遭しく、農事荒れ、奸盜起り、獄訟繁くは、郡領の不と為よ。(以下略)」

度、属郡を巡行して孝悌の者を探すことになつてゐた。戸令三十三条、いわゆる国守巡回条である。⁽⁹⁾ 律令戸令補注では、国守巡回条の基本的性格として「律令は單なる法律ではなく、礼の秩序と不可分な関連を持つており、儒教的な徳治主義によつて礼の秩序を上から形成する使命を担つていた。このような教礼法としての律令の性格を、この条はもっとも明瞭に示している」としたうえで

もちろん古代の日本にも親子や夫婦の間の自然な愛情は存在していたが、倫理としての孝義は外来思想として摄取され、律令国家を支える理念として政策的に普及が測られた。しかし中国とは家族の構造を異にするので、中国の家族を基盤にして形成された中国律令的な孝子・順孫・義夫・節婦の思想が、古代の日本人にどのように理解されたかは大きな問題である。

とする。史書には孝子の顕彰記事が散見するが、わざわざ顕彰されるということはそれが稀なことであることを意味する。家族の構造を異にする日本にとって、中国の家族構造を律する孝義はなかなかなじまず、おそらく一種の知識や理念として表層的に取り入れられるにとどまつてゐたのだろう。不孝を行つた瞻保が、「孝」を最も尊ぶはずの儒学を学んだ者であったという矛盾は、おそらくここにその理由を求められる。編者景戒は、「孝」を学びながらも実践を伴わない儒学者の姿として瞻保の話を収めたのであろう。

どこの国であろうと、親と子の関係は現実世界において無視できない問題である。そのような中で、家という観念の元に父と子の関係を特殊化したものが儒学の「孝」である。上二三において瞻保の妻子が悪報をともに受けていることは、儒学の「孝」の観念を踏まえた父權の最初期の例といえるかもしない。

三 母と子

左は、『靈異記』に見られる親子関係を主題とする話一覧である。

⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	『靈異記』に見られる親子関係を主題とする説話（全十三例）	
								概要	卷話数
中二〇	中一五	中三	中二	上二四	上二三	上一一	上九	嬰兒が鷺にさらわれるが、他国で父と再会する。 江陵の劉氏は鰻の吸い物を作つて売ることを職業としていたが、生まれた子は頭が鰻、首から下は人間という姿をしていた	父（江陵の劉氏） 子（嬰兒の女・童女）
離れて暮らす娘の悪夢を見た母が依頼した読経の功德により、娘が壁の倒壊による压死を免れる	が、子の供養により救われる	防人の男が、妻恋しさに同行の母を殺して帰郷しようとして悪死の報を得る	死にゆく子の求めに応じて乳を与えた母が、子の死後に出来家	斎日の食を求める母を追い返した娘が悪死の報を得る	母に出舉の稻の返済を迫つた息子が悪死の報を得る。	※挿話部分。『顏氏家訓』からの引用	子	※挿話部分 母に出て来た娘が悪死の報を得る。	子（ひとりの凶しき婦・女） 母（大領の妻） 子（男子） 母（日下部真刀自） 子（吉志火麻呂）
子（女）	母（長母）	子（高橋の連東人）	母（家長公の母）	子（吉志火麻呂）	母（日下部真刀自）	母（吉志火麻呂）	子（高橋の連東人）	母（家長公の母）	子（吉志火麻呂）

※娘は、己の二人の子の発言がきっかけで家の外に

出て助かった

母（女）
母（ひとりの女人）

行基大徳が、法会で泣き喚く子を淵に投げ捨てさせたところ、実はその子は母である女の前世の債権者の生まれ変わりだということがわかつた。

子

母（妻・是の女）
母（一の男子）

息子に執着した母が隣の娘に生まれ変わり息子と結婚※經典引用の形式をとつた挿話

子

父

父親が息子の足の速いことを狐に例えたところ、子は死後狐に生まれ変わった

※經典（出典不明）引用の形式をとつた挿話

母（横江臣成刀自女）

子（横江臣成人）

生前、多くの男と交情し子どもを乳に飢えさせてた女が、死後に乳が腫れる報いを受けるが子に許され救われる

(9)	中三〇	行基大徳が、法会で泣き喚く子を淵に投げ捨てさせたところ、実はその子は母である女の前世の債権者の生まれ変わりだということがわかつた。	母（女） 母（ひとりの女人）
(10)	中四一	息子に執着した母が隣の娘に生まれ変わり息子と結婚※經典引用の形式をとつた挿話	母（妻・是の女） 母（一の男子）
(11)	下一六	父親が息子の足の速いことを狐に例えたところ、子は死後狐に生まれ変わった	子 父
(12)	下二六	※經典（出典不明）引用の形式をとつた挿話	子 父
(13)	藤原朝臣永手は生前に寺の塔の階数を減らした罪で地獄に墮ちるが、子の家依の病気平癒の祈祷により救われる	母（横江臣成刀自女） 子（横江臣成人） 父（藤原朝臣永手） 子（家依）	母（妻・是の女） 母（ひとりの女人）

全十三例中、父と子の話は四例のみ、しかもう二例は六朝末に成立した中国の家訓書である『顏氏家訓』と、出典不明の經典からの引用である。

儒学の「孝」は基本的に、家觀念を軸として父と子の関係性を説く。儒学の「孝」の基本教典である『孝經』には「親」「父母」とはあっても、「母」だけを述べた条はほとんどない。その代わりに、

孝は、父を嚴にするより大なるは莫し。父を嚴にするは天に配するより大なるは莫し。
（10）『孝經』の訓読は新釈漢文大系に依る。

（聖治章第十）

と、「父」への孝が特化されている。

それに対し、『靈異記』は不孝譚の中で繰り返し「孝」の大切さを説くが、それが語られるのは前述した上二三のよう母と子との関係の中である。『靈異記』は父と子ではなく母と子の関係性の方をより重視しているといえる。ここに、儒学とは違った形で発展しようとするとするもう一つの「孝」がある。

儒学はなにか「孝」なのかということと、孝道の用は説くけれども、なぜ親に孝養を尽くさねばならないか、その理由は述べない。辛うじて『孝經』開宗明義章第一に「身体髮膚、之を父母に受く。敢えて毀傷せざるは、孝の始めなり」と、身体は父母に受けたものであると記すのみである。

それに対して、仏教經典である『仏說父母恩重難報經ぶ もおんじゅうなんぽう』（一般に『父母恩重經』または『父母恩重難報經』とも）は、父母、特に母の恩の甚大さを語ることにその紙幅のほとんどを使っている。この經典は、奈良時代請來とされるものが正倉院の聖語藏中に収蔵されており、古くから日本にも伝わっていたことが知られる。『靈異記』の編者である景戒がこの經典を眼にしていたかどうかは分からぬが、母と子との問題は仏教の方が自覺的であつたようだ。

『靈異記』は上二三を初めとして多くの不孝譚を収めるが、親子の情愛や結びつきを否定してはいない。むしろその逆で、特に母と子に関してはその根源的なつながりや、母から子への無償の愛情を強調する。

中二の挿話は『靈異記』の母親像を考える上で非常に象徴的である。

大領の妻めも亦また血沼ちぬ県の主あがたぬしなり。大領捨いつと者あだしきよへども、終つひに他あだしきよ心こころ無なく、心こころに慎つつまあり

て貞潔なり。爰に男子、病を得て命終の時に臨みて、母に白して言はく「母の乳を飲まば、我が命を延ぶべし」といふ。母、子の言に隨ひ、乳を病める子に飲ましむ。子飲みて歎きて言はく「噫呼、母の甜キ乳を捨てて、我死なむか」といひて、即ち命終しぬ。然して大領の妻、死にし子に恋ひ、同しく共に家を出で、善法を修め習ひき。

中二は、卵を抱いた雌鳥が別の雄鳥と卵を捨てて出ていくのを見て世を厭うた男（大領）が、出家し仏道を修める話である。左は、大領が出家した後に残された妻と子に関する挿話の部分になる。大領の妻は死にゆく子どもの求めに応じて乳を与えた。父に捨てられ、病を得て夭折したこの子どもの年齢に関する記述はないが、会話をしているところから考えて、少なくとも乳幼児ということはあるまい。乳幼児ではない子が死に瀕して「母の甜キ乳」を求めた背景には母の乳に対する古代的な信仰があつたと考えられ、それは瞻保の母が母子の断絶の表現として「乳の値を徵らむ」と宣言したこととも深く関わっている。

『古事記』大物主神の段は、古代における母の乳に対する観念を最もよく示している。
是に、八上比売、八十神に答へて言ひしく「吾は、汝等の言を聞かじ。大穴牟遲神に嫁はむ」といひき。故爾くして、八十神、忿りて大穴牟遲神を殺さむと欲ひ、共に議りて、伯岐国の中間の山本に至りて云はく、「赤き猪、此の山に在り。故、われ、共に追ひ下らば、汝、待ち取れ。若し待ち取らずは、必ず汝を殺さむ」と、云ひて、火を以て猪に似たる大き石を焼きて、転ばし落しき。爾くして、追ひ下り、取る時に、即ち其の石に焼き著けられて死にき。爾くして、其の御祖の命、哭き患へて、天に参

(11) 『古事記』の表記・訓読は新編日本古典文学全集に依る。

のぼり神産巣日之命に請しし時に、乃ち貝比売と蛤貝比売とを遣して、作り活けしめき。爾くして、貝比売さげ集めて、蛤貝比売待ち承けて、母の乳汁を塗りしかば、麗しき壯夫と成りて、出で遊び行き。⁽¹¹⁾

後に大物主神と呼ばれるようになる大穴牟遲神は、八上比売が大穴牟遲神を選んだことを恨んだ兄弟たち（八十神）によって一度にわたつて殺されるが、その都度「御祖の命」（母神）に助けられて蘇生している。右は最初の蘇生の場面だが、そこで使われたのが「母の乳汁」である。母の乳は焼けた石に焼き付けられて死んだ子を復活させるほどの呪能をもつものとして描かれている。

このような「子の守護者（援助者）として母」という像は、記紀神話だけでなく、『万葉集』卷二〇の防人歌にも見ることができる。

(12) 『万葉集』の表記・訓読は新編日本古典文学全集に依る。

あもとじ 玉にもがもや 戴きて みづらの中に 合へ巻かまくも

『万葉集』卷二〇・四三七七

母が玉であればみづらに巻き付けたいという意の歌だが、三浦佑之氏はこれについて、防人にとつて母は、旅行く我が身につけておきたい存在なのである。なぜ身に付けておきたいのかといえば、母はオナリ神がそうであるような靈力をもつ守護者・援助者だからである。⁽¹³⁾

と述べている。

『靈異記』中二〇は、老母が夢によつて遠く離れた娘の危難を予知し、読經することによつて救つたという話である。

悪夢に依りて、誠の心を至して経を誦せしめ、奇しき表を示して、

命を全くすること得し縁

やまとくにやまとのがみのほりやまむら
大和国添 上郡山村の里に、一の長母有りき。姓名詳かならず。彼の母に女有
りき。嫁ぎて一一の子を生めり。聟の官、県の主宰に遣はされ、因りて妻子を率て、任
けられし国に至りて、歳余を経たり。但妻の母、土に留りて家を守りき。
の為に夢に悪しき瑞相を見き。即ち驚き恐り、女の為に經を誦ぜむと念ふに、貧
き家なるに依り、敢へてなすこと得ず。心に念ふに勝へず、自ら著たる衣を脱ぎ、
洗ひ淨め擎げて誦經に奉らむとす。然るに凶しき夢の相、復猶し重ねて現る。母、増
心に恐り、復著たる裳を脱ぎ、淨め洒ひて、以て先の如くに誦經を為せり。女は任
の国司の館に在り。生める子、館の庭の中に遊び、母は屋の裏なり。二の子僧七は
しら有りて、居たる屋の上に坐て、經を読むと見る。二の子、母に白して言はく「屋
の上に法師七軀在りて、經を読みり。遙に出でて見たまふべし」といふ。彼の經
を読む音、蜂の集まり鳴くが如し。母聞きて、怪しご起ちて後の屋より出づれば、
即ち居処に当れる壁仆れぬ。亦七はしらの法師も忽然に見えず。女大きに恐り怪し
び、自ら内心に念はく、天地吾を助けて、壁に压されずとおもふ。後家を守れる母、使
を遣はして到り問ひ、凶しき夢の状を陳べ、經を読みし事を伝ふ。女、母の伝ふる状
を聞き、大きに怖りて心を通はし、増三宝を信じまつりき。乃ち知る、誦經の力
と三宝の護念となることを。

母の子への呪能の觀念を踏まえて成立している話といえるだろう。また、贍保の話と併
置された上二四も同じ觀念を踏まえる。ただし、中二〇とは結果が全く逆になる。上二四
の母は斎日の食を娘に求めるが断られ、娘の危機にも疲れにより駆けつけることができな

中二〇は偶然にも、上二三の贍保の話と同じく大和国添上郡の話である。この郡に関する話は、上一〇・二三・三二、中二〇の計四話あるが、子の稻を黙つて人に与えて牛に転生した父の話を語る上一〇を入れると、四話中三話が親子関係の話となる。『続日本紀』和銅七年(七一四)十一月戊子(四日)条に孝子として顕彰された三人のうちの一人である奈良許知麻呂も添上郡の人であり、何かしらの背景があるのかもしれない。

い。娘は死んでしまう。しかし母がもし娘のところへ行つていれば、おそらくその命は助かつたはずである。⁽¹⁴⁾

母娘間の場合、監視する母という側面が注目されがちだが、『靈異記』のこれらの話は、『古事記』大物主神の段や防人歌に見られるような母子間の観念が、性を交差する母—息子間だけではなく、母—娘間においても当然あることを示している。

四 乳の値

母と子とは「乳」が結ぶ。

女人^{によしん} 濫^{ミダリガハ} シク嫁^{とつ}ぎて、子を乳^ちに飢ゑしめしが故に、現報を得し縁^{みだりがは}
横江臣成刀自女^{よこえのおみなり}は、越前國加賀郡^{あかぜんのくにのかがのこほり}の人なりき。天^{うま}骨姪^{ねながらん}洙^{いり}にして、濫^{ミダリガハ} しく嫁^{とつ}ぐ
ことを宗^{むね}とす。未だ丁なる齡^{いま}を尽さずして死に、淹^{ひさ}しく年を歴ぬ。紀伊國名草郡能^{おほやしまのくにをさ}応^{のこほり}
の里の人、寂林法師、國家を離れて、他の国を経之き、法を修し、道を求めて、
加賀郡畝田^{わねだ}の村に至りき。年を逕^{とどま}り住めり。奈良の宮に大八嶋國御宇めたまひ
し白壁^{しらかべ}の天皇のみ世の宝龜元年の庚戌^{かのえいぬ}の冬の十二月二十三日の夜に、夢見き。大和^{やまと}の
國鵠鳩^{くにイカルガ}の聖德王の宮の前の路より、東を指して行く。其の路鏡の如くにして、広さ一
町^{ばかり}許^{なほ}なり。直^{すみなは}きこと墨繩^{すみなは}の如し。辺^{ほり}に木草立てり。林、佇キテ看れば、草の中に太快^{イトたくま}
しく肥^{かまど}えたる女有りき、裸衣^{あかはだか}にして、踞^{うづくま}りをり。両つの乳脹^ハレタルコト大きにして、
竈戸^{かまど}の如くに垂り、乳より膿^{うみじる}流る。長跪^{ひざまづ}きて手を以て膝を押し、病める乳に臨みて
言はく、「痛き乳かな」といひて、呻吟^{いよ}ひ苦しご病む。林、問ひて「汝は何くの女ぞ」といふ。答へて、「我は、越前國加賀郡大野^{さと}の郷の畝田の村に有る横江臣成人^{よこえのおみなりひと}が母な

り。我、齡丁ナリシ時に、濫しく嫁ぎ、邪姪にして、幼稚き子を捨て、壯夫と俱に麻ぬ。多の日逕て、子乳に飢ゑぬ。唯し子の中に、成人のみ甚だ飢ゑたり。先に幼き子を乳に飢ゑしめし罪に由りての故に、今乳の脹るる病の報いを受けたり」といふ。問ひて、「何にしてか、此の罪を脱れむ」といふ。答ふ「成人知らば、我が罪を免さむ」といふ。林、夢より驚き醒めて、独心に怪しひ、彼の里を巡り訊ふ。是に有る人、答へて言はく、「當に余是れなり」といふ。林、夢の状を述ぶ。成人、聞きて言はく、「我、稚き時より母を離れて知らず。唯し我が姉有りて、能く事の状を知れり」といふ。姉に問ふ時に答ふらく「實に語るが如し。我等が母公、面姿殊妙しくして、男に愛欲せられ、濫しく嫁ぎ、乳を惜みて、子に乳を賜はらざりき」といふ。爰に諸の子も、悲しごて言はく「我、怨に思はず。何ぞ慈母の君、是の苦しごの罪を受けたまふ」といへり。仏を造り経を写し、母の罪を贖ふ、法事已に訖りて後に、夢に悟して曰はく「今は我が罪免れぬ」といひき。誠に知る、母の両つの甘き乳、寔に恩は深しと雖も、惜みて哺育まぬときには、返りて殃罪と成らむといふことを。豈飲ましめざらむや。

下十六は、多くの男たちと情交した女が、子を乳に飢えさせた罪により、死後、乳房が脹れ上がって苦しんだという話である。乳を与えたかった報いが、乳が脹れあがるというのは、上十九などに見られる僧を罵った男の口が歪む話や、中十一の、妻を強姦した男が陰茎を蟻に噛まれて死ぬ話とあわせて、靈異記における報いの即効性と直接性を示している。この女は子によつて許された。いいかえれば、子によつてしか許されなかつた。

このように、『靈異記』では母と子の結びつきの象徴としての乳房がある。乳は、子を

育むという母の存在そのもの、またその呪能の象徴でもあり、子に与えなければ下十六のようす死後なお苦しむことになるものである。

上二十三の贍保の母は、その「乳の値」を請求するという手段をとつた。贍保の出挙といふ經濟論理に対抗する手段として、親子の関係や愛情といった、本来ならば金銭には換算できないものまでも、經濟的なものとしてとらえなおしたのである。母子の断絶の表現としてこれ以上のものはない。

「吾が汝を育てしとき、日夜に憩むこと无かりき。他の子の恩に報ゆるを觀るときには、吾が児の斯の如きを持ち、反りて迫め辱めらゆ。願ひし心は違ひ謬てり」——「私がお前を育てるときには、昼も夜も休む暇がありませんでした。よその子どもが大きくなつて親の恩に応えて孝行を尽しているのを見て（お前がこんな親不幸な子どもになるのも知らずに）期待を寄せていましたが、かえつて責められひどい辱めを受けています。お前を当てにしていたのは大きな間違いでした」とは、乳の価を求めた贍保の母の言葉である。この発言は、我々が持つてゐる母の愛の無償性という幻想を根本から覆すが、どうもこの話だけに留まる問題ではないらしい。中三に登場する母も同じような発言をしてゐる。

惡逆の子、妻を愛みて、母を殺さむと謀り、現に惡死を被りし縁 第三
吉志火麻呂は、武藏国多麻郡鴨の里の人なりき。火麻呂の母は、日下部真なりき。聖武天皇の御代に、火麻呂、大伴名姓分明ならず。に、筑紫の前守に点されて、応に三年経むとす。母は子に随ひて往きて、相節ヒ養しき。其の婦は國に留りて家を守る。時に火麻呂、己が妻を離れ去きて、妻の愛に昇へずして逆なる謀を發し、我が母を殺し、其の喪に遭ひて服ひ、役を免れて還り、妻と俱に居むと思へり。母の自性、

善を行ふを心とす。子、母に語りて言はく「東の方の山の中に、七日法花經を説き奉る大会有りなり。率、母よ、聞きたまへ」といふ。母、欺かれ、經を聞かむと念ひ、心を発し、湯に洗ひ身を浄め、俱に山の中に至りき。子、牛のごとき目を以て母を眺みて言はく、「汝、地に長跪け」といふ。母、子の面を瞻りて答へて曰はく「何の故にか然言ふ、若し、汝、鬼に託へるや」といふ。子、横刀を抜きて母を殺らむとす。母、即ち子の前に長跪きて言はく、「木を殖ゑむ志は、彼の菓を得、並ら其の影に隠れむが為なり。子を養はむ志は、子の力を得、并ら子の養を被らむが為なり。恃みし樹に雨漏るが如くに、何ぞ吾が子の思ひしに違ひて今異しき心の在る」といふ。子遂に聽さず。時に母侘傺ビテ、身に著たる衣を脱ぎて三処に置き、子の前に長跪き、遺言して言はく、「我が為に詠ひ裏め。以ふに、一つの衣は、我が兄の男、汝、得む、一つの衣は、我が中の男に贈り貳はむ。一つの衣は、我が弟の男に贈り貳はむ」といふ。逆なる子、歩み前みて、母の頃を殺らむとするに、地裂けて陥ル。母即ち起ちて前み、陥る子の髪を抱き、天を仰げて哭きて、願はくは、「吾が子は物に託ひて事を為せり。実の現し心には非ず。願はくは罪を免し貳へ」といふ。猶し髪を取りて子を留むれども、子終に陥る。慈母、髪を持ちて家に帰り。子の為に法事を備け、其の髪を筥に入れて仏像のみ前に置きて、謹みて諷誦を請ふ。母の慈は深し。深きが故に、悪逆の子にすら哀愍の心を垂れて、其れが為に善を修しき。誠に知る、不孝の罪報は甚だ近し。悪逆の罪は彼の報無きには非ずといふことを。

中三は、防人の任についた男が妻恋しさに同行の母を殺し、その喪に服することにより

帰郷を果たそうする話である。母を恋う『万葉集』防人歌との落差が甚だしいことこの上ない。

殺されそうになつた母は、「木を植ゑむ志は、彼の菓を得、並ら其の影に隠れむが為なり。子を養はむ志は、子の力を得、并ら子の養を被らむが為なり。恃みし樹に雨漏るが如くに、何ぞ吾が子の思ひしに違ひて今異しき心の在る」——「木を植えるのは、その果実を探り、また、その木陰に憩い隠ようと/orするからです。子を育てるのは、子の力を借り、そして子に養つてもらうためです。頼りにしていた樹木から雨が漏れてくるように、どうして我が子よ、私の思いと違つて今そのようなおかしな氣を起こすのですか」と息子に訴えるのである。

もつともこの母は、自分を殺そうとした息子が地割れに落ちそうになるのを必死で助けようとしており、経済的な損得勘定に止まらない母の愛もきちんと持ち合わせていたのは確かである。景戒もそんな母を賞賛して「慈母」と呼称している。しかし、これら上二十三や中三の母の発言は、この時代、母の愛にまで理由が求められていたということを示しているのではないか。

五 摆れる家族

『万葉集』に親子間の歌はほとんどない。例外的に、先ほど挙げたような子が親を思う歌が防人歌に見えるくらいである。そのような中で、子に対する情愛を歌っているのが山上憶良である。

子等を思ふ歌一首 并せて序

(15) 井村哲夫「思子等の歌の論『憶良と虫麻呂』」

桜楓社、一九七三年

釈迦如來の、金口に正しく説きたまはく、「衆生を等しく思ふことは、羅睺羅の「^{（15）}」とし」と。また説きたまはく、「愛するは子に過ぎたりといふ」となし」と。至極の大聖すらに、なほし子を愛したまふ心あり。況や世間の蒼生、誰か子を愛せざらめや。

瓜食めば 子ども思ほゆ 栗食めば まして偲はゆ いづくより 来りしものそ
まなかひに もとなかかりて 安眠しなさぬ

反歌

銀も 金も玉も なにせむに 勝れる宝 子に及かめやも

（『万葉集』卷五・八〇二、八〇三）

憶良は「愛するは子に過ぎたりといふことなし」という句を引き、釈迦ですらそうなのであるから、世間一般の人々がどうして子を愛さないということがあるのでだろうかと主張している。しかし、最初に引かれている「衆生を等しく思ふことは、羅睺羅の「^{（15）}」という句は井村哲夫によれば『大般涅槃經』卷第一寿命品の「等視衆生如羅睺羅」であり、釈迦の衆生への愛が、子である羅睺羅（ラーフラ）への愛に匹敵するほど深いという意で、子もその他の衆生も無差別平等であることを説くものであるという。^{（15）}また、「愛するは子に過ぎたりといふことなし」という句はその出典を見いだせない。

古橋信孝氏は「憶良は知識人だから、仏典も理解していたに違いない」として、この問題を歴史性から見ようとした。そして、「惑へる情を反さしむる歌」「子等を思ふ歌」「世間の住り難きを哀しみる歌」の嘉摩三部作について以下のように述べた。

第一組「令反或情謡一首并序」は、儒仏の立場からこの世に生きていく人の道を説き、

古橋信孝「山上憶良」『和文学の成立』奈良平安初期文学史論一若草書房、一九九八年

第二組「思子等謡一首并序」では、子への愛を語り、第三組「哀世間難住謡一首并序」では、この世の無常を述べている。そして、第一組、二組は、自分とは、家族とは何かという問

いを深刻に抱えていた当時の歴史状況に対応するものだと論じてきた。そこで、全体のなかに位置づけ直してみるならば、第二組が家族への愛を具体的に表現しており、人の結びつきの基本として家族を説いているといえるのに比して、第一組はより一般的な生き方の提示になつていて、総論風のものと考えることができそうだ。そうすれば、第三組も各論のはずである。世間にに対する認識の仕方を語っているから、個人の基本的な生きる態度として各論になつていて、このように考えれば、嘉摩三部作は時代の要求するものであつたといえる。憶良は国守として、この世を基本的にどう考え、どうやって生きていいくべきかを嘉摩三部作で示したのである。⁽¹⁶⁾

憶良が抱えた問題と『靈異記』が抱えた問題は同じである。個体の存在への自覚を促す仏教思想を突き詰めて考えると、親子という関係や親子の情愛というものの根底が揺らいでしまうのである。上二十三や中三の母の発言や、その他の不孝譚はそういう視点から考え方直す必要がある。

その意味で非常に象徴的な話が『靈異記』にある。中三十である。

行基大徳、子を携ふる女人の過去の怨をみて、淵に投げしめ、
異しき表を示し縁

行基大徳は、難波の江を掘り開かしめて船津を造り、法を説き人を化しき。道俗貴賤、
集り会ひて法を聞き。爾の時、河内国若江郡川派の里に、一の女人有り。子を

携へて法会に参る往き、法を聞く。其の子、哭き讒びて、法を聞かしめず。其の児は、年十余歳に至るまで、其の脚步まず。哭き讒めて乳を飲み、物を噉ふこと間むこと無し。大徳告げて曰はく、「咄、彼の嬢人、其の汝が子を持ち出でて淵に捨てよ」といふ。衆人聞きて、当頭きて曰はく、「慈有る聖人、何の因縁を以てか、是く告ふこと有る」といふ。嬢は、子の慈に依りて棄てざりき。猶し抱き持ちて、法を説くを聞く。明くる日復來り、子を携へて法を聞く。子、猶し聟しく哭き、聴衆囂しさに障へられて、法を聞くことを得ず。大徳、嘖びて言はく「其の子を淵に投げよ」といふ。爾の母怪しひて、思ひ忍ぶること得ず、深き淵に擲ぐ。児、更に水の上に浮き出で、足を踏み手を攢り、目大きに瞻り睠て、慷慨みて曰はく「惻きかな。今三年徵り食はむに」といふ。母怪しひて、更に会に入りて法を聞く。大徳問ひて言はく、「子を擲げ捨てつや」といふ。時に母答へて、具に上の事を陳ぶ。大徳告げて言はく、「汝、昔先の世に、彼が物を負ひて、償ひ納めぬが故に、今子の形に成りて、償を徵りて食ふなり。是れ昔の物主なり」といふ。嗚呼恥しきかな。他の債を償はずして、寧ぞ死ぬべきや。後の世に必ず彼の報有らまくのみ。所以に出曜経に云はく「他の一錢の塩の債を負ふが故に、牛に墮ち塩を負ひ駆はれて、主に力を償ふ」と者へるは、其れ斯れを謂ふなり。

前世の債権者が債務者の子に生まれ変わり、養育されることによつて債務を弁済させようとしていたが、行基がそれを見抜いたという話である。この話において養育は「乳の値」と同じように金銭に換算可能なものとして語られる。

この子どもの原像については、河俣の水神説や、治水工事の人柱説など諸説あるが、丸

山顯徳氏の指摘する中国の討債鬼（債権を要求する鬼）がもつとも有力であるよう思う。

討債鬼についての説明は左が詳しい。

死んだ者が生前人に對して多少の債権を有し、それを回収することを得ずして怨みを抱いて死に、死後尚その債権に執着を残す亡者がいる。それ等の亡者はその怨みを晴らす手段として、債務者に債務相当の金銭を消費せしめて満足しようとする妄執がある。この亡者を「討債鬼」といふのである。「討」とは要求の意味であるから、討債鬼とは債権を要求する鬼といふ程の意味である。

（『支那民俗誌』「討債鬼」）

討債鬼の手段はいくつかあつて、「自ら債務者の子供に取り憑き、その児をして病気に罹らせ、多額の治療費を消費せしめて、その目的を達すると直ちに死する」ものや「討債鬼自ら債務者の妻に投胎して生まれ、その成長の間に或は病氣に罹つて治療費を投ぜしめ或は蕩児となつて財産を蕩尽する等の手段を講じ、その目的を達すれば直ちに死去する」ものがそうであるという。中三十はまさしく後者にあたる。

こうした討債鬼説話は中国各地で広く信じられており、親に多く罪を費やさせて夭折する子を「この子は討債鬼として生まれてきた」と言うという。日本では「七歳までは神の子」という考えがあるためか、他にはあまり見当たらない。丸山氏も指摘しているが、この説話は、日本からの子供観から考えると非常に特異な位置にあるといえる。

しかし、「靈異記」がこの話を納めるのは、本書に通底する因果の理念からすればまったく不思議ではない。むしろ当然の感をうける。子を前世の債権者とする討債鬼説話は、自らの罪はおのれが報いとなるという応報思想そのままである。化牛説話を想起すれば理

解が容易になるかと思われるが、寺物盜用者たちは、死後牛に生まれ変わりその債務を償う。現在の状況はすべてなんらかの過去の報いであると言う因果応報の思想は、現在過去未来にわたる己——つまり個を強く自覚させる。そしてその自覚は己とは何かという問いを己に課す。その結果、家族は最も近しい、けれども己とは違う一個の他者となり、自明であつた親子の情愛やその関係性に理由が必要となつてしまつた。そのような中で語られたのが、『靈異記』の一連の不孝譚なのである。

おわりに——もう一つの「孝」——

以上、『靈異記』における親子関係説話を見ながら「孝」の問題を考えていった。

仏教による個の自覚は、親子の情愛やその関係性を揺るがした。それは仏教説話集である『靈異記』に特徴的に現れているが、憶良らが生きた平安時代初期から続く、社会全体が抱えた問題であつた。

したがつて、憶良や『靈異記』は道徳を語る必要があつた。もつとも、父と子の関係には儒教の「孝」という規範があつた。しかし、母と子に関する限りはそれが無い。『靈異記』の親子関係説話において母と子の話が圧倒的に多いのはそのためではないか。社会が抱えた家族の揺らぎという問題に対して、『靈異記』は「乳」という身体的な繋がりでもつて、母と子を繋ぐ新たな論理を構築しようとしたのである。

第二節 道教と仏教——飛天にみられる女性の救い——

はじめに

『靈異記』は『日本國現報善惡靈異記』という書名が示す通り、「現報」——現世での善惡の報いを描くものであるが、現世を離れ仏の住む世界に赴きたいという淨土信仰も少數だが見られる。

我、聞く所に従ひて口伝を選び、善惡を儻^{かとう}ひ、靈奇を録せり。願はくは、此の福^{さいは}を以て、群迷に^{ほも}施^しし、共に西方の安樂国^{あらうく}に生れむことを。
(下三九)

「西方の安樂国」とは、阿弥陀仏の淨土である西方極樂淨土のことであろう。こうした往生への願いを記した箇所は他にも見られ、上三二の道照や下三〇の觀規などの往生譚もある。しかし、これらの例で往生を願つたり往生したりするのは皆、僧つまり男性である。

一方、『靈異記』に見られる女性の最もすぐれた果報としての転生の場所は「天」である。

「花を売る女人は、忉利天^{たるま}に生まる。毒を供する掬多^{きくた}は返りて善心を生ず」と者へ
るは、其れ斯^{この}れを謂^いふなり。
(中二四)

涅槃經に説きたまへるが如し。「母、子を^{うつくし}慈^じび、因りて自ら^{うつくし}天^まに生まる」と者へ
るは其れ斯れを謂ふなり。
(中四二)

ただし、どちらも經典からの引用であり、実際に女性が果報により他界へ生まれ変わったという説話はない。編者・景戒は、極樂淨土の種類品等を定め、理論と実例によつて凡夫

も往生可能であることを説いた唐の迦才の『浄土論』を読んでいたと考えられ、その中には女性の往生譚もあるのだが、なぜ『靈異記』には、往生どころか天への転生を語る話もないのだろうか。

『靈異記』が語る女性の善報は、貧窮からの脱却（中一四・中二八・中三四・中四二など）や、病の治癒（下一一・下三四など）など、現世利益的なものがほとんどである。そのような中で、現報ではあるもののいわゆる現世利益とは異なる次元の女性の話が一話だけある。上一三である。

女人の風声なる行を好みて仙草を食ひ、現身を以て天を飛びし縁
大倭国宇太郡漆部の里に、風流なる女有りき。是れ即ち彼の部内の漆部の造磨
が妾なり。天年に、風声に行を為し、自悟、塩醤ヲ心に存せり。七たりの子産
れ生ふ。極めて窮りて食无く、子を養さむに便なし。衣无くして藤を綴る。日々に沐浴
して身を潔め、綴れを著たり。野に臨む毎に、草を探るを事とす。常には家に住り
て家を淨むるを心とす。菜を探りては調へ盛り、子を唱び端坐テ、咲を含み馴れ
言ひ、敬を到して食ふ。常に是の行を以て身心の業とせり。彼の氣調怡モ天上の客
の如し。是に難破の長柄の豊前の宮の時の甲寅の年に、其の風流なる事、神仙に感
応し、春の野に菜を探みしときに、仙草を食ひて天を飛びき。誠に知る、仏法を修せ
ずとも風流なるを好めば、仙薬の感應することを。精進女問経に云へるが如し。「俗
家に居住すとも、心を端しくし、庭を掃へば、五功德を得む」と者へるは、其れ斯
れを謂ふなり。

心身を清め、野草を摘んでは調理し、貧しいながらも子との団欒を心がけた女人が神仙

(1)

中林栄子「日本靈異記の考察—女人好風声之行食仙草以現身飛天縁第十三について」『文学・語学』26、一九六二年十二月・藤森賢一「白鳥の裔—『靈異記』上巻十三縁考—」『仏教文学』2号、一九七八年三月・永藤靖「日本靈異記の新研究」新典社、一九九六年・河野貴美子『日本靈異記』の編纂と『搜神記』・『法苑珠林』—神仙伝的記事の存在をめぐつて 和漢比較文学会・中日比較文学会編『新世紀の日中文学関係—その回顧と展望』勉誠出版、二〇〇三年など

の感応を受けて飛天したという話で、末尾に女性の功德に関する經典を引いている。『今昔物語集』卷二〇第四二は本話を典拠とするが、女が神仙に仕えたことになつていること、末尾の經典引用部分がないことなど、いくつかの違いが見られる。

なお、『懐風藻』藤原不比等「遊吉野」詩の第三句に見える「漆姫」は、本話の主人のこととされている。第四句の「拓媛」は、『万葉集』卷三などに見られる拓枝伝の仙女であり、ともに当時の貴族によく知られた神仙譚であつたらしい。

本話に関する先行研究はさまざまある⁽¹⁾が、「神仙の教へに説く所さへも、既に仏法中に存すること、換言すれば、仏法の広大さを説く意図があつた」⁽²⁾という松浦貞俊氏の言や「そもそもこの話は仏典を引く引かないの問題以前に、十分仏教的であった。即ち題辞に言う女人が『好風声の行』という『因』が『現身飛天』という『果』を生んでいる点で、この話は仏教の説く『因果の理』にぴたりと沿つてゐるのである」⁽³⁾という原田敦子氏の言など、仏教説話集である本書になぜこのような話が採録されているのかという説明に先学の苦心があるようと思う。上一三を読み解いていくためには、仏教と神仙思想がどのように融合したかを解明していかなければならない。

(2) 松浦貞俊『日本国現報善惡靈異記註釈』大東文化大学東洋研究所、一九七三年、六十六頁
(3) 原田敦子「女人昇天—『日本靈異記』上巻十三縁の一考察」『國語と國文學』53卷11号、一九七五年十一月

(4) 仏道修行により登仙するのは、日本の神仙譚の特徴である。日本と中国の仙人の特徴と違いについては、松田智浩『日本と中国の仙人』岩田書院、二〇一〇年に詳しい。

時代は下るが、大江匡房によつて書かれた日本最初の神仙説話集である『本朝神仙伝』⁽¹⁾に見られる仙人たちの多くは、仏道修行によつて登仙——仙人になつている。⁽⁴⁾神仙譚を含む道教的思想は仏教に容易に包括されるものであつたといえるだろう。本稿では、以上のような視点から、上一三の飛天を仏教における天への転生に準じるものと位置づけ、仏教において登仙するということの意味について考えていく。

一 神仙譚と「風流」

上一三の女人は「現身を以て天を飛」んだが、これは單に大空を飛んだということであろうか、それとも登仙——仙人になつたということだろうか。

大空の意味と考えられる例もないわけではない（下二十五など）が、『靈異記』に見られる「天」の用例はほとんどがいわゆる天の意か、忉利天や上天など仏語としての天の意である。また、上二八において役優婆塞が「遂に仙と作りて天に飛びき」とあることから、やはり飛天することをもつて仙人になつたと考えていいだろう。

『靈異記』以前にも神仙的記事はあるが、登仙したことを明確に描いたものは他にはない。前述した藤原不比等「遊吉野」詩の「漆姫」も「鶴を控きて挙り」とあるだけである。

上代の神仙的記事としてよく知られているものに『万葉集』卷五・八五三、八五四の序がある。

まつらがは
まつらに遊ぶ序
まつらに松浦の県に往きて逍遙し、聊かに玉島の潭に臨みて遊覽するに、忽ち
に魚を釣る女子らに值ひぬ。花の容双びなく、光りたる儀は匹なし。柳の葉を眉の中
に開き、桃の花を頬の上に発く。意氣雲を凌ぎ、風流は世に絶えたり。僕問ひて曰
く「誰が郷誰が家の児らそ、けだし神仙ならむか」といふ。娘等皆咲み答へて曰く、
「児等は漁夫の舍の児、草の庵の微しき者なり。郷もなく家もなし。何そ称げ云ふに
足らむ。ただ性水に便ひ、また心に山を樂しふ。あるときには洛浦に臨みて徒

(5) 以下、『万葉集』の表記・訓読は基本的に新編日本古典文学全集に依るが、一部改めたところもある。

らに玉魚を羨しみし、あるときには巫峽に臥して空しく煙霞を望む。今邂逅に貴客に相遇ひぬ。感應に勝へず、輒ち歎曲を陳ぶ。今より後に、豈偕老にあらざるべけむ」といふ。下官對へて曰く「唯々、敬みて芳命を奉はらむ」といふ。時に日は山の西に落ち、驪馬去なむとす。遂に懷抱を申べ、因りて詠歌を贈りて曰はく……とあり、男が神仙と思われる女性たちに出会うという形である。

卷六・一〇一六は

春二月に、諸の大夫等の左少弁巨勢宿奈麻呂朝臣の家に集ひて宴せる歌一首
海原の遠き渡りを遊士の遊ぶを見むとなづさひそ來し

右の一首、白き紙に書いて屋の壁に懸けたり。題して云はく、蓬萊の仙媛の化れる囊縵は、風流秀才の士の爲なり。これ凡客の望み見る所ならじか、といふ。

「蓬萊の仙媛」つまり仙女の化した「囊縵」は、「風流秀才の士」のためのものと述べる。「囊縵」は、恐らく袋状の髪飾りであろうと考えられるが、具体的にどのようなもののかはわからない。

また、『丹後國風土記』逸文の筒川の嶼子のもとへ現れた神女は、「風流之士」がひとり海に漂つていたため、近く語らいたいと思つて現れたという。

この里に筒川の村あり。ここの人夫、噫部の首が先づ祖、名を筒川の嶼子と云ふひとあり。為人、姿容秀美れ風流なること類なし。これ、謂ゆる水江の浦の嶼子といふ者なり。……長谷の朝倉の宮に御宇ひし天皇の御世、嶼子、獨小き船に乗り海中に汎び出でて釣せり。三日三夜を経ぬれど一つの魚をだに得ず、乃ち五色

『風土記』の訓読は新編日本古典文学全集に依る。

の龜を得つ。心に奇異しと思ひ船の中に置き即ち寐つるに、忽に婦人となりぬ。その容美麗しく、また比ぶひとなし。嶼子、問ひて曰はく「人宅遙けく遠く、海庭に人乏きに詣に人忽来れる」といふ。女娘の微咲みて対へて曰はく「風流之士、独蒼海上汎べり。近く談らはむおもひに勝へず、風雲の就來れり」といふ。嶼子また問ひて曰はく「風雲は何處ゆか来れる」といふ。女娘、答へて曰はく「天の上なる仙家之人なり。請はくは君な疑ひそ。相談の愛を垂へ」といふ。ここに、嶼子、神の女と知り懼り疑ふ心を鎮めき。……

これら『万葉集』や『丹後國風土記』逸文に見られる神仙的記事において、神仙とは出會うものであつて、なるものではない。しかし、上一三との共通点もある。それは神仙が女性であることと、「風流」の語である。

上一三においては、女人の生活態度を表す語として「風流」「風声」「氣調」という語が使われており、すべてミサヲと訓まれている。これが『今昔物語集』卷二〇第四十二においては、「風流」という表記に統一される。『今昔物語集』の編者がその内容を示すにあたり、三種の表記のなかで「風流」が最も象徴的であると考えた結果であろう。なお『万葉集』の「風流」は、本居宣長以来ミヤビと訓むことが一般的になつたようだが、鎌倉時代に仙覚が記した『万葉集註釈』では、巻一・一二六の「風流士」をタハレヲと訓み「風流」をタハレとしているなど、訓に関しては確定することが難しい。本稿ではひとまず『靈異記』と『万葉集』における「風流」の訓の違いについては考慮にいれず、「風流」という表記からのみ考える。

もつとも、『万葉集』における「風流」の語は神仙的記事だけに使われる語ではなく、

(7) 吳哲男『古代日本文学の制度論的研究
王權・文字・性』おうふう、二〇〇三年
(第三章「風流」論)

(8) 小島憲之『上代日本文学と中国文学』堀
書房、一九六四年(『遊仙窟の投げた影』)

(9) 岡崎義恵『風流の思想』『日本芸術思潮』
一九四七年)

(10) 小西甚一『風流と『みやび』—琴・詩・
酒・妓の世界』(『国文学』一二七巻一四号、
一九八二年一〇月)

(11) 猪股ときわ『後期万葉と「風流」』『古代
文学』三〇号、一九九〇年三月)

先に挙げたもの以外では、卷二・一二六・一二八、卷四・七二一、卷六・一〇一・一〇
一二序、卷一六・三八〇七左注にも見られる。吳哲男氏は、これらの用例にみられる「風
流」はすべて「誰それ振りの受け傳え」という意味の「名士風流」のこととし、『万葉集』
の「風流」は「いちじるしく好色の意味合いを強めている」と述べている⁽⁷⁾が、「好色」と
いう点に、神仙的記事との関連がある。「遊於松浦河序」には、『遊仙窟』にみえる用語
が多用されているという指摘がある⁽⁸⁾が、後期万葉においては、六朝後期から唐代にかけ
ての道教の神仙志向の影響を受けた「風流」が好まれ⁽⁹⁾、その要素は「琴・詩・酒・妓」
であり、妓女との交情は、風流な神女（仙女）とのそれに見立てられたといふ。⁽¹⁰⁾ 猪股と
きわ氏は、「遊於松浦河序」の背景に遊行女婦との交友を想定した⁽¹¹⁾。つまり『万葉集』
における神仙的記事は、仙女との交情を前提とするものであつたといえるのである。
しかし、上一三における「風流」は「個人的な特質をさす語」という性質と『万葉集』
以来の異郷に住む仙女という神仙譚像を継承しつつも、新たな意味を持つ語として使用さ
れている。女人が妾として七人の子を生したという点においては交情を前提としていると
も言えるが、「風流」という表現がかかっているのは、男の足が絶えた後の生活ぶりにつ
いてである。そして、上一三は神仙を出会うものではなく、なるものとして語つてゐる。
仏教において仙人になるということは一体何を意味するのだろうか。

二 仏教と登仙

ここでは、仏教と登仙——仙人になるとの関係について論じていく。そのためにはまず
『靈異記』の編者である景戒が、神仙譚を含む道教的思想をどのように考えていたかをみ

ていう。

景戒の道教的の思想に対する態度が伺える部分はそれほど多くない。

羊僧景戒、学ぶる所は天台智者の問術を得ず。悟るところは神人弁者の答術を得ず。

右は、下序の一部である。「神人弁者」について、新編全集は「神通力を得た人や、弁舌さわやかな者。前の『天台智者』と対応して用いた。『弁者』は儒・道教の徒で、神人は神道をもふくめているか。仏教以外の三道について述べたもの」とする。ここにおいて道教の「弁者」は、「天台智者」と並んで語られている。また、下二八でも

然るに景戒、未だ軒轅黄帝の陰陽の術を推ねず。未だ天台智者の甚深の解を得ず。

と、「軒轅黄帝の陰陽の術」が、「天台智者の甚深の解」と並記されている。黄帝は医術の祖として有名であり、ここで景戒が陰陽術と関連させていることの典拠は不明だが、景戒が陰陽術のような道教的の思想にも関心を持ち、一定の敬意を払っていたことは確かである。

(12) 上四（戸解・死後に生前の姿で再会）・上
五（仙墓）・上二八（登仙）など

『靈異記』には、上一三以外にも道教的の思想が見られる話がいくつある⁽¹³⁾のだが、仏教との関連という問題を考える上で象徴的なのは上五である。上五は大部屋栖野古連の伝記であるが、後半は冥界訪問譚の形式をとる。屋栖野古連は冥界の様子と出来事を以下のように語った。

……五つの色の雲有り。霓^{ニジ}の如くに北に度れり。其の雲の道よりして往くに、芳^{カグハ}しきこと名^{ミヤキヤウ}香^{ミヤシ}を雜^{ミジ}ふるが如し。観れば、道の頭^{ヒドリ}に黄金の山有り。即ち到れば、面炫^{カカヤ}ク。爰^{ヨコ}ニ、薨^{カク}りましし聖德太子待ち立ちたまふ。共に山の頂^{ヒタチ}に登る。其の金の山の頂に、一の比丘居り。太子、敬礼して曰^{マウ}さく、「是は東の宮の童ナリ。今より已^ヒの後、

経ること八日にして、応に銛キ鋒に逢はむ。願はくは、仙薬を服せしめたまへ」とまうす。比丘、環ノ一つの玉を解きて授け、呑ミ服せしめて、是の言を作さく、「南無妙徳菩薩と三遍誦札せしめよ」といふ。……

妙徳菩薩に「仙薬」を貰つて服した屋栖野古連は災いを逃れる事ができ、蘇生後は長生きしたという。「仙薬」という道教的思想が仏教の中に自然に取り込まれていて。

こうした仏教と道教的思想の接近は『靈異記』内だけに留まらない。『經國集』卷二十所収の下毛野蟲麻呂対策文には、「周孔の名教」（儒教）と「釈老」（仏教と道教）とが、本質的に同一のものであるか否かを問うた以下の策問が見られる。

問。周孔名教、興邦化俗之規、釋老格言、致福消殃之術、為當内外相乖、為復精麤一揆、定其同不、覆此真詭。⁽¹⁾⁽³⁾

儒者である蟲麻呂はそれを否定するが、「釈老」という形で仏教と道教が一括した形で論じられている点が興味深い。蟲麻呂は『懷風藻』に採録されている五言詩「秋日於長王宅宴新羅客」の作者でもあり、この詩は養老四年（七二〇）に詠まれたとされていることから、対策文が書かれた年代もおおよそ推定できる。奈良時代前半にはすでに仏教と道教的思想は非常に緊密な関係にあつたと考えるべきであろう。

また、道教的思想はこの時代の淨土信仰にも取り込まれている。以下は、長屋王が父母の冥福を祈つて書写した『大般若波羅密多經』卷二六七の奥書の願文である。神亀五年（七八）に書かれたため、俗に神龜經と呼ばれている。

神亀五歳次戊辰五月十五日、仏弟子長王、至誠發願、奉写大般若經一部六百卷、其經乃行行列華文、勾勾含深義詠誦者鑄耶去惡、被閱者納福臻榮、以此善業、奉資登仙⁽⁴⁾

竹内理三『奈良遺文』中、東京堂出版、
一九六二年、宗教編下

二尊神靈、各隨本願往生上天、頂礼弥勒、遊戲淨域、面奉彌陀、並聽聞正法、俱悟无
生忍、又以此善根、仰資現御禹天皇並開闢以來代々帝皇、三寶覆護、百靈影衛、現在
者爭榮於五岳、保壽於千齡、⁽²⁾登仙者生淨國、昇天上聞法悟道、修善成覺、⁽¹⁾⁴⁾三界含識、
六趣稟靈、無願不遂、有心必獲明矣、因果達焉罪福、六度因滿、四智果圓。

試みに書き下すならば、①は「この善業を以て登仙の一尊の神靈を資け奉らん。各本
願に隨ひて上天に往生し、弥勒に頂礼せん。淨域に遊戲し、彌陀に面まみえ奉らん。並びに正
法を聴聞し、俱に无生忍を悟らん。」、②は「登仙の者は淨國に生れ、天に昇りて法を聞
きて道を悟り、善を修して成覚せん。」となる。靈はまず「登仙」し、それから弥勒のい
る「上天」（兜率天）へ往生し、さらに阿彌陀のいる「淨域」（西方極樂淨土）において正
法を聴聞し、「无生忍」（真理を悟った安らぎ）を悟るという。つまりこれは悟りに至るま
での段階を記しているのである。『例文仏教語大辭典』は、この記事を挙げて「登仙」を
「貴人の死を敬つていう語」とするが、それは結果的にそうなつていていただけであり、

この時代、「登仙」——仙人になることが往生に至る最初の段階と考えられていましたと考
える方が素直であろう。『日本国語大辭典』は、この記事をもつて天に登つて仙人となるこ
との初出とする。

以上のことから上一三の女人登仙は、はじめに引用した中二四・四二の經典引用を除け
ば『靈異記』において唯一、女性の往生の問題に関わる話であるといえる。

しかし、『靈異記』で実際に往生を願つたり淨土に往生したりするのはみな僧であり、
女性の最もすぐれた果報としての転生の場所は、引用經典における最高で天、説話だと上
一三の登仙どまりであることはどう考えるべきだろうか。

これに関しては、美術史の方で示唆に富む研究がある。法隆寺の玉虫厨子（飛鳥時代）の台座背面に描かれた須弥山図の表現に関する長岡龍作氏の論考である。長岡氏はまず、玉虫厨子の須弥山図には崑崙山のイメージが重ねられているとし、さらに須弥山図の上方（宮殿部背面）に靈鷲山図が配置されていることについて、

(15)

長岡龍作『日本の仏像 飛鳥・白鳳・天
平の祈りと美』中央公論新社、二〇〇九年、第三章

崑崙山のイメージが重ねられる須弥山に見られるのは、中国的世界である、一方、靈鷲山はインドの山である。（中略）このインド的世界觀は大乗佛教的といいかえられる。他方、須弥山図の主たるモチーフは神仙思想によつているから、両者を支える二つの世界觀は、それぞれ神仙思想と大乗佛教という思想の違いに還元される。玉虫厨子の想定する、成仏への道はこの二つの世界觀の中にある。そのうち神仙思想の世界觀における道は終点が忉利天であり、その先に進むためには、大乗佛教的世界觀を通らなければならない。靈鷲山図を須弥山図の上部に置いた意味は、この点にあるというべきだろう。⁽¹⁵⁾

と述べている。玉虫厨子に描かれたこの時代の佛教思想を支える世界觀は、神仙思想からなるものと大乗佛教からなるものの二つがあり、前者の世界觀における終点は忉利天であるとするのである。

これを『靈異記』に重ねて考えると、淨土に往生したのがすべて僧であつたのに対し、中一二四の經典引用部分で忉利天に生まれるとされているのは「花を売る女人」、同じく中一二の經典引用で梵天に生まれるとされているのは、子を慈しんだ「母」で、上一二三の登仙した女人も俗人であつたことに気付く。『靈異記』における女性の救いに関する語りは、尼ではなく在俗の女性に向けて行われてゐるのである。

三、仏教と女性

上一二三は、その末尾において『精進女問經』という經典を引用している。『精進女問經』は、『無垢優婆夷經』あるいは『無垢優婆夷問經』ともいい、仏が無垢優婆夷に対しても功徳を説く經典である。その現在確認できる本文が以下である。

(16) 『大正新修大藏經』十四卷九五〇頁

佛告「無垢優婆夷」言。掃^二佛塔^一地^一得^二五福報^一何等為^レ五。一者自心清淨。他人見已生^二清淨心^一。二者為^二他所^レ愛。三者天心歡喜。四者集^二端正業^一。五者命終生^二於善道^一天中^一。⁽¹⁶⁾

(17) 禿氏祐祥「日本靈異記に引用せる經典に就いて」『仏教研究』一卷二号、一九三七年

これによると、仏が説いているのは、仏塔清掃の功徳である。しかし、上一二三では、「庭を掃へば、五功德を得む」と「佛塔地」を「庭」に置き換えている。これに関しては、本經ではなく『諸經要集』卷三旋遶縁第五敬塔部にある「無垢精進女問經云、掃^レ地得^二五功德」あるいは、「無垢清淨女問經云」と述べる『法苑珠林』卷三八敬塔篇の孫引きかという指摘⁽¹⁷⁾があるが、仮にそうであつたとしても、本經にも『諸經要集』にもない「俗家に居住すとも、心を端^{たん}しくし」という章句が加わつていることは、着目に値するだろう。つまり『靈異記』は、在俗であつても五功德が得られると述べているのである。

このような語りは男性に關しては見られない。これはおそらく、出家に対する男女の違ひが關係するだろう。この問題を考えるにあたり、象徵的なのは中二である。中二は、和泉国泉郡の大領である血沼^{ちぬ}の^{あがな}主倭麻呂^{まろ}が、鳥の邪淫を見てつくづく世の中が厭になつて官位も妻子も捨て、行基に弟子入りしたという話であるが、間にその妻の逸話が挟まれている。

大領の妻^めも亦血沼県主なり。大領捨つと者^いへども、終に他^{ひと}心^{こころ}無く、心^{こころ}に慎^{つつし}ありて

貞潔なり。爰に男子、病を得て命終の時に臨みて、母に白して言はく、「母の乳を飲まば、我が命を延ぶべし」といふ。母、子の言に隨い、乳を病める子に飲ましむ。子飲みて嘆きて言はく、「噫乎、母の甜キ乳を捨てて、我死なむか」といひて、即ち命終しぬ。然して大領の妻、死にし子に恋ひ、同じく共に家を出で、善報を修め習ひき。大領があつさりと妻子を捨てて顧みないのに対し、残された大領の妻はそれでも「終に他心无く、心に慎ありて貞潔」であつたという。そして、病に冒された子の求めに応じ乳を与えて、子の死後に出来した。この大領の妻は、妻としても母としても仏教者としても理想の女性像として描かれているといえる。

中二のよう女性が出来する話は『靈異記』には珍しい。それは本書が、母性や母の慈愛を称揚する傾向が強いこととおそらく関係しているのだが、幼い頃から出来をしたような例はともかくとして、既婚女性の出来には家庭や子の養育という問題があつた。

既婚女性の出来を問題視した古い例として、『続日本紀』養老六年（七二二）七月己卯〈十日〉の太政官奏の一節がある。

近在京の僧尼、浅識輕智を以て、罪福の因果を功に説き、戒律を練らずして、都裏の衆庶を詐り誘る。内に聖教を贖し、外に皇猷を虧けり。遂に人の妻子をして剃髪刻膚せしめ動れば仏法と称して輒く室家を離れしむ。綱紀に懲ること無く親夫を顧ず。或は經を負い鉢を捧げて、街衢の間に乞食し、或は偽りて邪説を誦して、村邑の中に寄落し、聚宿を常として、妖訛群を成せり。初めは修道に似て、終には奸乱を挾めり。

(18) 『続日本紀』の訓讀は新日本古典文学大系
に依る。

ここに見られる「在京の僧尼」は、主として養老元年（七一七）四月壬辰（一十三日）

の前詔にみえる行基とその弟子等を指す。中二の大領が、官位も妻子も捨て行基に弟子入りしたように、夫や子を捨てた妻や親を捨てた子も多くいたようで、それが「親夫を顧ず」、「初めは修道に似て、終には軒轅を挾めり」と問題となつてゐる。しかし『靈異記』はそのように家族を捨て出家する女性は描かない。

『靈異記』とほぼ同時期である九世紀初め頃に成立し、法会に際しての手控えといわれている『東大寺諷誦文稿』には、

男衆は俗家に居ると雖ども情は眞道を翹^{くはた}つ。現に欲樂を受けて世法に着せず。浮華の代には想を智水に濯^{そそ}きて菩提を求む。薄信の時には誠を覺樹に馳せて法糧を裹む。女衆は窈^{いと}たる窕^{ナ古}やかなる形を現はすと雖ども、丈夫の志を興^こし、世の中の美しく雅^{ミサヲ}なる行^{みワザ}と為る。女衆の行^{ミワザ}は仏の法^{カガ}を莊^{シヅラ}り嚴^{カハシ}ふ。女衆の行^{ミナカ}は家を治め人を懲^{アハズ}ぶ。

(19) 『東大寺諷誦文稿』 の訓説は勉誠社文庫
に依る。

という一節がある。そこでは「女衆」の「行」として、「仏の法を莊り嚴ふ」と「家を治め人を懲ぶ」との二点が挙げられている。前者は、別の箇所に「吾、此の花を奉り十方に飛ばして仏土の莊嚴を作さむ」という一文が見られるので、仏に花を奉ることであると考えられる。後者は家政を取り仕切るということである。

「男衆」のように「俗家に居ると雖ども」という断りはないが、この「女衆」というのは在俗の女性たちのことを指すのであろう。在俗の女性の役割として家政というものがあり、夫や子を捨てて出家することは、前述の太政官奏で問題視されていたように、『靈異記』の時代でも眉をひそめられたに違ひない。

なお、この部分は『靈異記』上一二と並ぶ、ミサヲという訓のかなり古い用例となる。

参考までに、辞書類の記述を載せておく。

『時代別国語大辞典 上代編』は「イカーミカ（巖）、イツーミツミツンの関係に対比して、イサヲシの語幹」と同義の語か、イサヲシの「勇・勤・功」などの意味は、いづれもそのときにはたつて誠実高雅な態度・行為と解される」とする。また、『日本語大辞典 第二版』は「(1) マサヲ (真青) の義 「語籠・国語の語源とその分類」大島正健。大言海。(2) ミチスエトホス (道末徹) の義。またミサダメヲへ (身定竟) の義 [日本語原学] 林舜臣。語記。(3) ミサマヲモ (見様重) の反 [名操行の直立する意 「名言通・和訓某・俚言集覽 (増補)」。(4) モリソフアト (守添例) の義 [和訓集説]。(5) ミサホ (身狭火) の義。[紫門和語類集]。(6) ミサホ (真直) の義 [言元梯]。(7) ミサホ (神作法) の義 [和語私臆鈔]。」と様々な語源説を挙げる。

(21) この時代、夫が存命している既婚女性が仏道修行に関わっていこうとした時に何が問題となるかということについては、勝浦令子氏の論考 (光華女子大学・短期大学真宗文化研究所編『日本史の中の女性と仏教』 法藏館、一九九九年、第四章) が詳しい。

上一二三での表記は「風流」「風声」「風調」であったが、ここでは「雅」の字にミサヲの訓が振られ、「男衆」と対応する「女衆」の「行」を修飾している。『靈異記』上の訓釈は、九世紀半ばから十世紀頭にかけてなされたとされているので、ミサヲという訓としては『諷誦文稿』の方が古い可能性がある。本稿ではミサヲの訓や語源⁽²⁰⁾については特にふれなかつたが、上一二三の女人の態度を象徴的に表す言葉として使われており、今後の課題とすべき問題である。

女性が出家する話は『靈異記』には珍しいと述べたが、女性の出家が増えはじめたのはちょうど本書が成立した九世紀以降であるといわれている。平安時代というのは国家公認の得度や受戒をした官尼が減り、その受け皿としての尼寺も衰退していく時代でもあるが、むしろ個人的な出家は大幅に増加したという。⁽²¹⁾

『靈異記』よりだいぶ時代は下るが、十一世紀半ばに成立した『大日本國法華驗記』の奈良の京の女の話は、既婚女性が仏道修行することの困難さがよくわかる話である。

第一百二十一 奈良の京の女 某氏

奈良の京に一の女人あり。姓名いまだ詳ならず。性を稟くること柔軟にして、形貌端正なり。夫婦の礼に隨ひて、數子を産生めり。過半の齡到りて自ら道心を発し、法華經一部を書写して、所持の經となせり。一部を読み習ひて、行住坐臥、偏にこの經を誦して、語默造次、ただ妙法を持して、更に世路^(せろ)を嘗まず。養蚕織婦、永くその業を捨て、裁綴染色、更にその営を忘る。飯食衣服の家の所作、乃至、田畠農業のこと、悉くに皆知らず。ただ一心に合掌して、法華經を誦誦す。その夫、尋常に云はく、世路を経る人は、經營に暇なく、世間を送り過す。何人か徒然として、

自身を知らず、夫の作法を知らず、子の有様を知らずして、ただ経巻を執りて、年月を送ることあらむや。先づ世間の要事を作してより以後のわ、その隙に時々経を読み仏に仕ふ。これを例のこととすべしといへり。かくのごとく常途に、これを教へ道ふといへども、更に聞き入れずして、弥世のことを知らずして、偏に他の人を雇ひて、家のことを當ましたり。かくのごとく万のことを忘れて、直に経を誦誦すること廿余年なり。

最後の時臻りて、数日の惱病平癒し畢へぬ。身体を沐浴し、新しき淨衣を着て、手に經巻を執り、夫に向ひて語りて云はく、數十余年、夫妻の契ありといへども、今日この界を去りて、他の世界に趣き行く。何ぞ相送らざるといふ。また男女に語りて云はく、我汝等を生み育てて、多く罪業を作り、多くの身を摧き分ちて人と成らしめつ。何ぞ今単己にて他の境に移去るに、一人も相副はざるや。年来所持せる法華經六万九千三百余字、諸仏各光明を放ち、無量の菩薩各燈炬を捧げて、前後を囲繞し、極楽に將て去るといへり。かくのごとく語り了りて、即ち讀經礼仏して入滅せり。然るに、その死屍は數日を経たりといへども、その氣極めて香しくして、沈檀等のごとし。夫子眷屬、遠近親疎、皆道心を發して、法華經を読みたり。⁽²²⁾

奈良の京の女が信心を起こしたのは「過半の齡到りて」で「飯食衣服の家の中の所作、乃至、田畠農業のこと、悉くに皆知らず」に法華經を誦誦したところ、夫に「尋常に云はく、世路を経る人は、經營に暇なく、世間を送り過す。何人か徒然として、自身を知らず、夫の作法を知らず、子の有様を知らずして、ただ經巻を執りて、年月を送ることあらむや。先づ世間の要事を作してより以後、その隙に時々經を読み仏に仕ふ。これを例のこととべしといへり。かくのごとく常途に、これを教へ道ふといへども、更に聞き入れずして、弥世のことを知らずして、偏に他の人を雇ひて、家のことを當ましたり。かくのごとく万のことを忘れて、直に経を誦誦すること廿余年なり。

(22)『大日本國法華驗記』の訓読は思想大系
に依る。

べし」と、まずは夫のこと子のこと家のことをして、その合間に経を読み仏に仕えるべきだと諭されている。この夫の言葉からは、既婚女性はまずは家のことをやるべきだという世間の論理が透けて見える。

中二で、大領の妻は子の死後に出家した。この出家を子に対する母の情愛の深さを示ものと見ることはもちろん可能だが、『大日本國法華驗記』の奈良の京の女の話を重ね合わせると、夫や子がいなくなつてはじめて出家することが可能になつた一人の女性の姿が見えてくる。『靈異記』は大領の妻を、妻としても母としても仏教者としても理想の女性像として描いていると述べたが、妻として母として理想的であるとすればするほど出家は遠のくという現実がある。『靈異記』はだからこそ、「花を売る女人」や子を慈しむ「母」「風流^{ミサヲ}」な女人といった在俗の女性の救いを語るのではないか。

『靈異記』上一三は、出家をしたり經を読むなどの仏教的な行為をしなくとも、子を慈しみ家政を取りしきり、「風流^{ミサヲ}」な——世俗を超えた高潔で清らかな生活態度をとつていれば、登仙し、その後の修行によつては浄土へ往生することも可能であるという、在俗の女性に対する救いの論理を述べているのである。

おわりに——ミサヲという生活態度

以上、『靈異記』上一三の飛天を仏教における天への転生に準じるものと位置づけ、仏教において登仙するということの意味について論じてきた。この時代、登仙は往生に至る最初の段階と考えられていたのであった。『靈異記』は女性の往生を語らないが、理想とされる女性像や母像の狭間で生きる在俗の女性へ、飛天という救いの論理をさしのべてい

たのである。

そう考えると、上一三の読みも変わつてくる。飛天したという結末の方にばかり意識がいきがちであるが、実は上一三の大半は、貧しいながらも子を育む女の生活ぶりの描写に費やされている。描写の量がそのまま話における語り手の関心を表すとすれば、編者景戒の主たる関心は、女が飛天したことではなく、飛天に到るまでの、「風流」^{ミサヲ}と評されたその生活ぶりの方にあるといえる。上一三は、飛天したという結果ではなく、その結果に至るまでの過程——つまり在俗の女性がこの世でどのように生きるべきかを語る話であるのだ。

補論 神道と仏教——大祓の詞の成立と日本古代の薬師經受容——

はじめに

「集侍はれる親王・諸王・諸臣・百の官人等、諸聞しめせ」と宣る。

『天皇が朝廷に仕へまつる、領巾挂くる伴の男・手襪挂くる伴の男・鞆負ふ伴の男・劍佩く伴の男、伴の男の八十伴の男をはじめて、官官に仕へまつる人等の過ち犯しけむ雜雜の罪を、今年の六月の晦の大祓に、祓へたまひ清めたまふ事を諸聞しめせ』と宣る。

「高天の原に神留ります、皇親神ろき・神ろみの命もちて、八百萬の神等を神集へ集へたまひ、神議り議りたまひて、『我が皇御孫の命は、豊葦原の水穂の國を、安國と平らげく知ろしめせ』と事依さしまつりき。かく依さしまつりし國中に、荒ぶる神等をば神問はしに問はしたまひ、神掃ひに掃ひたまひて、語問ひし磐ね樹立、草の片葉をも語止めて、天の磐座放れ、天の八重雲をいつの千別きに千別きて、天降し依さしまつりき。かく依さしまつりし四方の國中に、大倭日高見の國を安國と定めまつりて、下つ磐ねに宮柱太敷き立て、高天の原に千木高知りて、皇御孫の命の瑞の御舍仕へまつりて、天の御蔭・日の御蔭と隠りまして、安國と平らげく知ろしめさむ國中に、成り出でむ天の益人等が過ち犯しけむ雜雜の罪事は、天つ罪と、畔放ち・溝埋み・桶放ち・頻蒔き・串刺し・生け剥ぎ・逆剥ぎ・戻戸、許多の罪を天つ罪と法り別けて、國つ罪と、生膚斷ち・死膚斷ち・白人・こくみ・おのが母犯せる罪・おのが子犯せる

罪・母と子と犯せる罪・子と母と犯せる罪・畜犯せる罪・昆蟲の災・高つ神の災・高つ鳥の災・畜仆し蟲物する罪、許多の罪出でむ。かく出でば、天つ宮事もて、大中臣おほなかどみ、天つ金木かなぎを本もとうち切り末のしうち断はなぐちて、千座の置座に置き足あしはして、天つ菅麻すがを本もと薙なり断はなぐち末のし薙なり切りて、八針やはりに取り辟さきて、天つ祝詞のりとの太祝詞ふとのりとごと事を宣れ。かく宣らば、天つ神は天の磐門あめいはとを押し披ひらきて天の八重雲ひらをいつの千別ちわきに千別ちわきて聞しめさむ。かく聞しめしては皇御孫みかどの命の朝廷を始めて、天の下四方の國には、罪といふ罪はあらじと、科戸しななどの風の天の八重雲はらを吹き放ぱらつ事の如く、朝あしたの御霧みきり・夕ゆふべの御霧おほみを朝風・夕風の吹き掃ぱらふ事の如く、大津邊おほつべに居る大船を、舳解へき放ぱらち・艤とも解はらき放ぱらちて、大海の原に押し放ぱらつ事の如く、彼方をらかたの繁木しげきがもとを、燒鑊やきがまの敏鑊とがまもちて、うち掃はらふ事の如く、遺のこる罪はあらじと祓はらへたまひ清めたまふ事を、高山・短山の末より、さくなだりに落ちたぎつ速川の瀬せに坐す瀬織せおりつひめといふ神、大海の原に持ち出でなむ。かく持ち出で往なば、荒鹽あらしほの鹽や八百道やほぢの、八鹽道やしほぢの鹽や八百會やほあひに坐す速開はやきつひめといふ神、持ちかか呑のみてむ。かくかか呑のみては、氣吹戸いぶきどに坐す氣吹戸主いぶきどぬしといふ神、根の國・底の國に氣吹いぶき放ぱらちてむ。かく氣吹いぶき放ぱらちては、根の國・底の國に坐す速さすらひめといふ神、持ちさすらひ失ひてむ。かく失ひては、天皇すめらが朝廷みかどに仕へまつる官ひどどの官ひどどの人等を始めて、天の下四方には、今日より始めて罪といふ罪はあらじと、高天の原に耳振り立てて聞く物と馬牽ひき立てて、今年の六月の晦みなづきの日の、夕日つこもりの降くだちの大祓おほはらに、祓はらへたまひ清めたまふ事を、諸もろもろ聞きしめせ」と宣る。

「四國のト部等よくに、大川道おに持ち退まかり出でて、祓はらへ却やれ」と宣る。

(1) 以下、祝詞の表記は日本古典文学大系に依る

右は、『延喜式』祝詞に「六月晦大祓（十二月も此に准へ。）」と載る大祓の詞の全文である。⁽¹⁾人々の罪や穢れを祓い清める神事で読み上げられるこの祝詞の成立に、仏教經典である薬師經の影響があると唱えたのは、青木紀元氏であった。⁽²⁾

(2) 青木紀元『祝詞古伝承の研究』、国書刊行会、一九八五年

(3) 古くは、度会延佳『中臣祓瑞穂鈔』、賀茂真淵『延喜式祝詞解』『祝詞考』岡吉胤『大祓述義』、本居宣長『大祓の詞後釈』、次田潤『祝詞新講』などがある

大祓に関する研究は枚挙に暇がないが、その中でも、なぜ罪の中に「白人」「こくみ」といった身体異常や「昆ふ虫の災」「高つ神の災」といった災禍が挙げられているのかということについては、さまざまな論考がなされてきた。⁽³⁾それらのほとんどは、古代の罪概念を広くとらえるなどして、身体異常や災禍が罪に包括される必然性を説明しようとするものであった。それに対し青木氏は、大祓の儀礼の創始と考えられる天武朝に読まれていたとされる隋の達磨笈多訳『薬師如來本願經』に、大祓の詞の罪や災禍に相当する文言があると指摘し、大祓の詞に仏教の関与があると論じた。⁽⁴⁾

(4) 以下、『薬師如來本願經』の表記は『大正新修大藏經』十四卷『佛說藥師如來本願經』に依る。

第六大願。願我來世得菩提時。若有衆生。其身下劣諸根不具。醜陋頑愚聾盲跛躄。身攀背僵。白癩癩狂。若復有餘種種身病。聞我名已一切皆得諸根具足身分成滿。⁽⁴⁾

右は、薬師琉璃光如來が菩薩行を行つていていた時に發した十二大願の第六である。青木氏はここに見られる「背僵」が大祓の詞の「こくみ」に、「白癩」が「白人」に当たるとし、復次曼殊室利。有諸衆生。好喜乖離更相鬭訟。此等互起惡心衆生。身口及意恒作諸惡。爲欲相損各各常以無益相加。或告林神樹神山神塚神種種別神殺諸畜生取其血肉祭祀切夜叉羅刹食血肉者。書怨人字并作其形。成就種種毒害呪術厭魅蠱道起屍鬼呪。欲斷彼命及壞其身。由聞世尊藥師琉璃光如來名號故。此諸惡事不能傷損。皆得互起慈心益心無嫌恨心。各各歡悅更相攝受。

「殺諸畜生」以下の部分は「畜生し蟲物する罪」に当たるとした。そして、本居宣長『大

祓後釈』を始めとして、一般的に「畜^{サシ}」と「蠱物する罪」とは別物と解釈されているが、薬師經の文句に関連付けて考えると一続きの句と見るのが至当であり、畜を殺し、その血を取るなどして悪神を祭り、他人を呪うまじないをすることは日本古來の罪とは性質を異にした外来の罪であると述べている。また、

或復有人忽得惡夢。或見諸惡相。或怪鳥來集。於其住所百怪出現。此人若能以種種衆具。供養恭敬彼藥師琉璃光如來者。一切惡夢惡相不吉祥事皆悉隱沒。或有水怖火怖刀怖毒怖懸嶮之怖。惡象師子虎狼熊羆毒蛇惡蝎蜈蚣蚰蜒如是等怖。憶念供養彼如來者。一切怖畏皆得解脱。若他國侵擾賊盜反亂如是等怖。亦應念彼如來恭敬尊重。

「或怪鳥」以下を「高^{タカ}つ鳥の災」、「毒蛇」以下を「昆^{クモ}ふ虫の災」に比定した。さらに「高^{タカ}つ神の災」について、

時灌頂刹利王用此善根。由彼世尊藥師琉璃光如來本昔勝願故。其王境界即得安隱。風雨以時禾稼成就國土豐熟。一切國界所有衆生無病安樂多生歡喜。於其國界亦無夜叉羅刹鬼^{アマテラス}舍闍等諸惡鬼神擾亂衆生。所有惡相皆即不現。彼灌頂刹利王。壽命色力無病自在並得增益。

「夜叉」以下が「或いはそれに当たるかと見る」ともできる」とし、そうすれば「高^{タカ}つ神」を「雷と決めてかかる必要がなくなり、広く悪神と取ることも可能となる」としている。⁽⁵⁾

しかし、大祓の儀礼の初見記事から『延喜式』の成立までは長い間隙があり、大祓の詞が現在の形になるまでにはいくつかの段階があつたと考えられる。青木氏の論考は神仏習合という問題を考える上でも重要な指摘であり、大祓の詞の成立に薬師經の影響があつたということは、共通の文言があることからもおそらく疑いがないのだが、その浸透の過程

に關してはより具体的に検討していく必要があるだろう。

本稿は、日本古代における薬師經の受容を考察することにより、大祓の詞の成立を論じ、延喜式の神に関する儀礼が成立していく過程について、新たな視座を示そうとするものである。

一 大祓の詞の成立

史書における大祓の儀礼の初見記事は、『日本書紀』天武天皇五年（六七六）八月辛亥（十六日）条である。

詔して曰はく、四方に大解除せむ。用物は、國別に國造輸せ。^{もらるむもの}祓柱は、馬一匹・布一常とし、以外^{これよりほか}は郡司、各刀一口・鹿皮一張・鏺^{ひとは}一口・刀子一口・鎌一口・矢一具・稻一束とす。且、戸毎に麻一条とせよ^{。(5)}とのたまふ。

表記こそ「大解除」であるが、「祓柱」の内容が、養老神祇令に

凡そ諸国に大祓すべくは、郡毎に刀一口、皮一張、鏺一口、及び雜^{くさぐせ}の物等出せ。戸別に麻一条。其れ国造は馬一疋出せ。⁽⁶⁾

（6）以下、律令の訓読・表記は日本思想大系『律令』に依る
と規定されている「大祓」と一致しており、この記事をもつて大祓の儀礼の創始と考えて問題ないだろう。古代の大祓の儀礼は、諸国で行われる大祓と、主に朱雀門前で行われる中央の大祓とに大別することができるが、これは諸国大祓の方である。

それに対し、同じく養老神祇令に

凡そ六月、十二月の晦^{くわい}の日の大祓には、中臣、御祓麻上^{おほぬさたてまつ}れ。東西の文部、祓の刀上^{ぶんひとべ}。中央^{たちたてまつ}に聚り集れ。中臣、祓詞宣べ。ト部、解^{はら}りて、祓詞^{はらへいこと}読み。訖りなば百官の男女祓の所に聚り集れ。中臣、祓詞宣べ。ト部、解^{はら}

へ除くこと為よ。

と規定されている中央の大祓は、

大祓を廢む。但し、東西文部の解除することは常の如し。⁽⁷⁾

(7) 以下、『続日本紀』の訓読・表記は新編日本古典文学全集に依る。

と、持統太上天皇の崩御による諒闇のため、儀の半分を中止したというのが初見記事になる。わざわざ「廢む」と記すということは、これ以前に六月・十二月晦の大祓が成立していたことを意味するが、恒例となつた正確な時期はわからない。

養老神祇令は、中央恒例の大祓において中臣が「祓詞」を読むことを定めている。しかし、養老律令が公布・施行された天平勝宝九年（七五七）から、『延喜式』が完成する延長五年（九一七）まで、およそ一八〇年が経つてゐる。この記事を以て、この時代に本稿が問題としている『延喜式』所収の大祓の詞が成立したとは考えにくい。

……しかくして、驚き懼ぢて、殯の宮に坐せまつりて、さらに國の大ぬさを取りて、
生剥ぎ・逆剥ぎ・あ離ち・溝埋み・屎戸・上通下通婚・馬婚・牛婚・鶴婚・犬婚
の罪の類を種々求めて、國の大祓をして、また、建内の宿禰さ庭に居て、神の命を請ひき。⁽⁸⁾ ……

(8) 以下、『古事記』の訓読・表記は新潮日本古典集成に依る。

右は、『古事記』仲哀天皇段にある諸国大祓の起原に関する記述である。大祓の詞にはあつて仲哀天皇段に無い罪は、天津罪の桶放ち・頻蒔き・串刺し、国津罪の生膚斷ち・死膚斷ち・白人・こくみ・昆蟲の災・高つ神の災・高つ鳥の災・畜仆し、蠣物する罪となり、その数は全体の半数以上にのぼる。

大祓の詞の成立にあたり、天津罪・国津罪の内容の変遷に着目した高森明勅氏は、この

記事を挙げ、「むろん、一方は歴史書中の伝承記事であり、もう一方は祝詞中の修辞的表現であるから、両者の性格は大きく異なる。だから、単純な比較による判定はできない。

しかしその点を考慮に入れても、彼此の相違は軽視できない。もし、今、私らが見てゐる

『延喜式』所収の大祓の詞と同じ内容のものが『古事記』撰録当時に存在してゐたとした

ら、『記』の記述は相当、違つたものになつたであらう」と述べている。⁽⁹⁾

そもそも『古事記』仲哀天皇段では罪を天津罪・国津罪と区別していない。そのような

概念が文献上に見られるのは、『古事記』編纂から百年ほども下つた、『皇太神宮儀式帳』である。

(10) 『皇太神宮儀式帳』は神道大系を参考にし
て、表記・訓読を行つた。

亦祓の法定給き。天都罪と所始し罪は、敷蒔、畔放、溝埋、樋放、串刺、生剥、逆剥、
屎戸、許々太久の罪を天都罪と告分て、國都罪と所始し罪は、生秦断、死秦断、
己母犯罪、己子犯罪、畜犯罪、白人、古久彌、河入、火焼罪を、國都罪と定給
て、犯過人に種々の祓者出しめて、祓清と定給き。

『皇太神宮儀式帳』は、延暦二十三年（八〇四）に、宮司大中臣真繼、禰宜荒木田公成、大内人磯部小繼らが神祇官に奉納した文書で、皇太神宮の年中行事や儀式などを記したものである。ここに挙がつてゐる「天都罪」は、用字と順序が多少違うだけで、内容は大祓の詞の天津罪と一致する。しかし「国都罪」は、「生秦断」「死秦断」「己母犯罪」「己子犯罪」「畜犯罪」「白人」「古久彌」は用字の違いこそあれ、それぞれ大祓の詞の国津罪と一致するものの、母と子と犯せる罪・子と母と犯せる罪・畜犯せる罪・昆蟲の災・高津神の災・高津鳥の災・畜仆し、蠱物する罪がない。その代わりに、「河入」「火焼罪」という大祓の詞にはない罪が見える。

『皇太神宮儀式帳』とほぼ同時代に成立した『古語拾遺』の「天罪」は、

其の後、素戔鳴神、日の神の奉為に行甚だ無狀し。種々凌侮る。所謂、毀畔〔古語

に、阿波那知といふ。〕・埋溝〔古語に、美曾宇美といふ。〕・放柵〔古語に、斐波那知

といふ。〕・重播〔古語に志伎麻伎といふ。〕・刺串〔古語に、久志佐志といふ。〕・生剥

・逆剥・屎戸なり。「如此る天罪は、素戔鳴神、日の神の耕種ります節に当りて、竊

かに其の田に往き、串を刺相争ふ。種子を重播く。毀を畔ち、埋を溝み、柵を放つ。新嘗

の日に当りて、屎を以て戸に塗る。織室にます時に当りて、生ける駒を逆剥にして、室

の内に投る。此の天罪は今の中臣の祓詞なり。蚕織の源は神代に起れり。」⁽¹¹⁾

割注に見える「中臣祓詞」をもとに列举したと考えられるが、大祓の詞の天津罪と罪の種類も順序も完全に一致する。一方、国津罪に相当する「国罪」は

天種子命（天兒屋命の孫）をして、天罪・國罪の事を解除へ令む。所謂、天罪とは、上に既に説き訖はんぬ。國罪とは、國中の人民が犯す所の罪なり。其の事、具さかには中臣祓詞に在り。

と、「中臣祓詞に在り」とあるだけで、具体的な内容は記されていない。ただ、貞觀十四年（八七二）～十九年（八七七）の成立と推定されている『儀式』卷第四・践祚大嘗祭儀下においても

畔放・溝埋・柵放・頻時・串刺・生剥・逆剥・屎戸〔已上天罪〕、生膚断・死膚断・白人・故久彌・己が母犯す罪・己が子犯す罪・母と子と犯す罪・子と母と犯す罪・畜犯す罪・昆虫の災・畜生し蟲物為る罪、〔已上國罪〕

(12) 『儀式』は神道大系を参考にして表記・訓読みを行った。

(11) 以下、『古語拾遺』の表記・訓読みは岩波文庫に依る。

別紙に載す。(12)

(12) 『儀式』は神道大系を参考にして表記・訓
荒を行つた。

無し

と、「天罪」は大祓の詞と完全に一致するものの、「国罪」は、高津神の災と高津鳥の災が無い。

これまで見ていった天津罪・国津罪を表化すると左のようになる。

国津罪										天津罪					『延喜式』		
															『古事記』		
															『皇太神官儀式帳』		
畜犯せる罪	子と母と犯せる罪	母と子と犯せる罪	おのが子犯せる罪	おのが母犯せる罪	死膚断ち	生膚断ち	死膚断ち	生膚断ち	死膚断ち	屎戸	逆剥ぎ	生剥ぎ	串刺し	頻蒔き	桶放ち	溝埋み	畔放ち
畜犯せる罪	子と母と犯せる罪	母と子と犯せる罪	おのが子犯せる罪	おのが母犯せる罪	死膚断ち	生膚断ち	死膚断ち	生膚断ち	死膚断ち	屎戸	逆剥ぎ	生剥ぎ	串刺し	頻蒔き	桶放ち	溝埋み	あ離ち
鶴婚・馬婚・犬婚	上通下通婚			白人	こくみ	死膚断ち	生膚断ち	死膚断ち	生膚断ち	屎戸	逆剥ぎ	生剥ぎ	串刺し	敷蒔	桶放	溝埋み	畔放
畜犯罪	己子犯罪	己母犯罪	古久彌	白人	死秦断	生秦断	死秦断	生秦断	死秦断	屎戸	逆剥	生剥	刺串	重播	放桶	埋溝	毀畔
「中臣禊詞に在り」との記述のみ										屎戸	逆剥	生剥	串刺	頻蒔	桶放	溝埋	畔放
畜犯す罪	子と母と犯す罪	母と子と犯す罪	己が子犯す罪	己が母犯す罪	故久彌	白人	死膚断	生膚断	死膚断	屎戸	逆剥	生剥	串刺	頻蒔	桶放	溝埋	畔放

昆蟲の災	畜仆し蟲物する罪		
高つ神の災	河入		
高つ鳥の災			畜仆し蟲物為る罪

天津罪が『皇太神宮儀式帳』成立の時点では『延喜式』所収の大祓の詞と同じ内容になっているのに対し、国津罪は、『儀式』においてもまだ「高つ神の災」「高つ鳥の災」を欠いている。つまり『儀式』が成立した貞觀年間においても未だ現存する『延喜式』所収の大祓の詞の形になつていなかつた可能性が高いのである。これは、天津罪が起原の神話を持つことと関係しているだろう。

国津罪の項目がどの段階で加わったのか、流れを図したものが左である。

- 『古事記』和銅五年 〈七一二〉
- ↑「生秦断」「死秦断」「白人」「古久彌」「河入」「火燒罪」追加
- 『皇太神宮儀式帳』延暦二十三年 〈八〇四〉
- 『古語拾遺』大同二年 〈八〇七〉
- ↓「河入」「火燒罪」消失
- ↑「母と子と犯す罪」「子と母と犯す罪」「昆蟲の災」「畜仆し蟲物為る罪」
- 追加

『儀式』貞觀十四 〈八七一〉～十九年 〈八七七〉

—↑「高つ神の災」「高つ鳥の災」追加

『延喜式』延長五年〈九二七〉

(13) 小林信彦『オホ・ハラヘと『薬師經』の関係—ヤクシ・ケクワの成立に連動して起こつたハラへの変貌』桃山学院大学総合研究所、二〇〇六年。小林氏も青木氏と同じように薬師經と大祓の詞を比較したが、「高つ神の災」は薬師經とは無関係とする。

「河入」「火燒罪」は、『皇太神宮儀式帳』にのみ見られる罪であるが、小林信彦氏が唐の玄奘訳『薬師瑠璃光如來本願功德經』の「九橫（九種の横死）」の中に、これに相応するような記述が見られることを指摘している。⁽¹³⁾

阿難問ふて曰はく、「九横とは云何」。救脱菩薩の言く、「諸々の有情有つて、病を得ること輕しと雖も然も医藥及び看病の者無く、設ひ復、医に遇ふとも授くるに非藥を以つてすれば、實に死す應からざれども便ち横死す。又世間の邪魔外道、妖孽の師、妄りに禍福を説くを信じ、便ち恐動を生じ、心自ら正しからず、ト問して禍を覗め、種種の衆生を殺し、神明に解奏し、諸の魍魎を呼び、福祐を請乞し、延命を欲冀すれども、終に得ること能はず。愚癡迷惑にして邪倒の見を信じ、遂に横死して地獄に入り、出期有ること無からしむ。是を初横と名く。二には、横に王法に誅戮せらる。三には畋獵嬉戯し、姪に耽けり酒を嗜み、放逸度無ければ、横に非人に其の精氣を奪はる。四には横に火に焚かる。五には横に水に溺らさる。六には横に種種の惡獸に噉はる。七には横に山崖より墮つ。八には横に毒藥と厭穢呪詛と起屍鬼等に中害せらる。九には飢渴に困しめられ飲食を得ずして便ち横死す。是を如来、略して横死に此の九種有り」とせらる。⁽¹⁴⁾

(14) 『薬師瑠璃光如來本願功德經』の表記・訓
読みは国訳一切経に依る。

『薬師瑠璃光如來本願功德經』は、薬師經の複数ある漢訳のうちのひとつである。漢訳の薬師經といえば通常これを指す。青木氏は、天武天皇時代に読まれた薬師經は隋の達磨笈多訳『薬師如來本願經』であつたとしてそれを所拠としているが、『薬師瑠璃光如來本

願功德經』も『皇太神宮儀式帳』が成立した九世紀初頭にはすでに広く読まれていた。『藥師琉璃光如來本願功德經』と『藥師如來本願經』は大同小異であり、『藥師如來本願經』にもほぼ同じ内容で「九橫」の記述がある。

青木氏は「白人」「^シくみ」「昆ふ虫の災」「高つ神の災」「高つ鳥の災」「畜仆し蟲物する罪」に相應する文句があることにより、大祓の詞に対する薬師經の影響を論じたが、そのうち「白人」「^シくみ」、そして先に挙げた「河入」「火燒罪」の四つが、『皇太神宮儀式帳』で加わっている。薬師經が大祓の詞に与えた影響を述べるためには、まず、『古事記』から『皇太神宮儀式帳』成立までの一〇〇年弱—八世紀の薬師信仰について考える必要があるだろう。

二 古代日本における薬師信仰

この節では『日本書紀』『続日本紀』に見られる薬師信仰を整理した。なお、寺名や経名がただ挙げられているだけの例は省略した。

A 皇后、体不^{みやまひ}予したまふ。即ち皇后の為に誓願して、初めて^シくみ^シ寺を興^たつ。仍りて一百僧を度せしむ。是に由りて、安平^{たひら}ぎたまふこと得たり。是の日に罪を赦す。

(『日本書紀』天武天皇九年(六八〇)十一月癸未(十二日))

B 天皇、始めて体不安したまふ。因りて川原寺に^シくみ^シ經を説かしめ、宮中に安居せしむ。

(『日本書紀』朱鳥元年(六八六)五月癸亥(二十四日))

C 無遮^{むしや}大会^{だいゑ}を^シくみ^シ寺に設ぐ。(『日本書紀』持統天皇二年(六八八)正月丁卯(八日))

D 都下の卅八寺をして一日一夜に^{ヒトヒトヨ}、^よ經を読ましむ。官戸十人を免^{ゆる}して良^{らう}とし、

奴碑ぬひ一十人のぞを除くきて官戸くわんこに従たはしむ。右大臣やまひの病すくを救ためはむが為ためなり。

〔続日本紀〕養老四年（七二〇）八月壬午（二日）

E 天下あらのしたの諸国くにをして薬師悔過くわいしゆせしむこと七日。

〔続日本紀〕天平十六年（七四四）十二月壬辰（四日）

F 天皇すめらみこと、不豫みやまひしたまふ。平城・恭仁なぐらの留守くにに勅るしゆありて、宮中みやのうちを固く守かたらしめたまふ。悉こしことく孫王等そんわうたらを追めして難波宮なにほのみやに詣いたらしむ。使つかひを遣つかはして、平城宮ならのみやの鈴・印すずを取とらしむ。また、京師・畿内きないの諸寺と諸の名山・淨處きよしよとをして薬師悔過くわいしゆの法おとなを行おこなはしむ。幣みくらを奉りて賀茂・松尾等まつのおの神社かむらじろを祈ねぎ禱とうむ。諸國くにぐにをして有もてる鷹たか・鶴つるを並ならびに放はなり去さらしむ。三千八百人さんぢやほんを度どして出家しゆつけせしむ。

〔続日本紀〕天平十七年（七四五）九月癸酉（十九日）

G 勅みことのりしたまはく、「比來このころ之間おも、思おもること有あるに縁よりて、薬師經くゑに帰きして行道懺悔ぎやうだうざんぐゑす。冀ねがはくは、恩恕おんじょを施しかし、兼かねて人ひとを済すくはむと欲おもふ。尽こなく瑕穢かわいを洗あらひて更さらに自みづから新あらたならしめむとす。仍よりて天下あめのしたに大赦たいしゃし、并あわせて今年ことしの四畿ごくい内の調とを免ゆるすべし。その私鑄錢しじゅせんと、八虐はちぎやくを犯かせると、故殺人こせつにんと、強盜がうだう・窃盜せつとうと、常赦じやうしやの免ゆるさぬとは、赦じやの限かぎりに在あらず。但ただし、死しに入る者は一等ひとを降くだせ」とのたまふ。

〔続日本紀〕天平勝宝二年（七五〇）四月辛酉（四日）

H 勅みことのりしたまはく、「朕至款われしくわんを以もちて、二尊じそんの御体平安、宝寿增長ほうじゅうちやうの奉おもみたま為めに、一七の間あひだ、卅九僧くつを屈くつし、薬師瑠璃光仏くろえに帰依くきやうして恭敬供養くきょうこうようす。その經くゐえに云はくく、「統命とうめいの幡はたを懸かかけ、卅九ひの灯ともを燃ともして、雜類ざるいの衆生じゆじやうを放ゆるすべし」といふ。竊ひそかに以おもひて、放生はいじやうの中うち、人ひとを救すくふに若くは莫なし。茲この教をへに依よりて天下あめのしたに大赦だいしゃすべし。但ただ

し、八虐を犯せると、故殺人と、強盜・窃盜と、常赦の免さぬとは、赦の限に在らず。若し死罪に入らば、並に一等を減せよ」とのたまふ。

〔続日本紀〕天平勝宝六年（七五四）十一月戊辰（八日）

I 勅したまはく、「福田を増益することは、釈教の弘濟に憑り、國祚を光隆することは、大悲の神功に資る。是を以て、比日之間、薬師經に依りて、賢き僧を屈請して設斎し行道せしむ。經に云へらく、「雜類の衆生を放つべし」といへり。朕、以みるに、雜類の中、人、最も貴しどす。放生に至りては、理、必ず急ぐ所なり。加以、陽氣始めて動きて、仁風扇かむとす。この時令に順ひて、霧沢を施さむと思ふ。天下に赦すべし。宝亀四年十二月廿五日の昧爽より以前の大辟已下、罪輕重と無く、已發覚も未發覚も、已結正も未結正も、繫囚も見徒も、咸く皆赦除せ。その八虐を犯せると、故殺人と、私鑄錢と、常赦の免さぬとは、赦の例に在らず」とのたまふ。

〔続日本紀〕宝亀四年（七七三）十二月乙未（二十五日）

Aは皇后の病氣平癒のため、B・Fは天皇の病氣平癒のため、Dは右大臣（藤原不比等）の病氣平癒のため、藥師經を読ませたり、藥師悔過を行わせたりしている。このほか、平安時代初期に成立した現存最古の説話集である『日本靈異記』にも「藥師經」の語が見える（下巻第三十三話・下巻第三十四話）が、下巻第三十四話では、病氣平癒の効驗が發揮されている。これは、藥師經中にある藥師如來の十二大願に、病苦や飢餓、貧困から衆生を救おうという願い（第六・第十一願）が挙げられていることに由来するだろう。

Cの無遮大会とは、貴賤の別なく一切平等に人々を供養・布施する法会のこととで、朱鳥元年（六八六）十二月丁卯朔の乙酉にも、持統天皇が故天武天皇のために、大官・飛鳥・

川原・小堀田豊浦・坂田の五寺で営ませたという記事がある。

Eは、薬師悔過（薬師如来を本尊として、自らの罪過を悔い改める法会）の初出例なのだが、目的はわからない。前々日に「星有りて將軍に幸へり。」という記事があるので、関係があるのかもしれない。新大系の補注によれば、「將軍」とは牡羊座の北にある天大將軍という武兵を司るとされている星のことだ、「幸」は、尾のない彗星または四方に光芒がでている天体のことだという。『晋書』天文志によれば、国が乱れると出現するようだ。

Gは、「行道懺悔」という語からすると、薬師悔過と関係のある記事だろうか。Hは薬師經の文言を引用して、天皇と皇后の身体の平安と寿命の增長を祈願している。Iも、Hと同じ文言を引用しているので、おそらく目的は延命長寿であろうと考えられる。そして、H・Iとともに放生を伴うという点でFと共に通しており、明記はされていないが、これらも薬師悔過と考えられる。

以上、『日本書紀』『続日本紀』に見られる、薬師信仰と関連すると思われる記事十一例を概観すると、古代日本において薬師經とは、病氣平癒・延命長寿の經典として受容されていることがわかる。そしてそれを祈願するための法会として、八世紀半ばから薬師悔過が行われているのだが、大祓を彷彿させる文言があちこちに散見する。

例えばGでは、「尽く瑕穢を洗いて更に自ら新ならしめむとす」——すべての瑕や穢れを洗い清め、天下を新しくすると勅している。また、Iでは「十二月廿五日の昧爽より以前の大辟已下、罪輕重と無く、已發覚も未發覚も、已結正も未結正も……咸く皆赦除せ」と勅すのである。この思想は、まさに大祓である。大祓の詞と薬師經の接点は、おそらくこ

の悔過、つまり懺悔の思想にある。

もつとも、悔過は薬師信仰の中だけで行われたものではない。以下は、『日本書紀』『続日本紀』に見られる悔過の例である（前掲した薬師悔過の例は除く）。

a 群臣相語りて曰く、「村々の祝部^{はづりべ}の所教^{はづり}の隨^{まことに}に、或いは牛馬を殺して諸社の神を祭^はひ、或いは頻りに市を移し、或いは河伯に禱るも、既に所効無し」といふ。蘇我大臣報^{こたへ}て曰く、「寺々にして大乘經典を転読しまつるべし。悔過^{いの}すること、仏の説きたまへるが如くして、敬びて雨を祈はむ」といふ。

（『日本書紀』皇極天皇元年（六四二）七月戊寅（二十五日））

b 詔して、百官人等を川原寺^{かはら}に遣して、燃灯供養す。仍りて大齋悔過^{あや}す。

（『日本書紀』朱鳥元年（六八六）六月丁亥（十九日））

c 是の日、僧正・僧都等、宮中に参赴^{まよおもひ}きて悔過^{あや}す。

（『日本書紀』朱鳥元年（六八六）七月庚子（二日））

d 詔して曰はく、「此の夏の陰雨、節に過へり。懼るらくは必らず稼を傷りてむ。夕に惕み朝に迄るまでに憂懼り。厥の愆りを思念ふ。其れ公卿・百寮人等をして、酒宍を禁断めて、摶心悔過^{あや}せしめよ。京と畿内の諸寺の梵衆、亦五日、經を誦むべし。庶はくは、補有らむことを」とのたまふ。

（『日本書紀』持統天皇五年（六九一）五月戊子（十八日））

e 詔して曰はく、「方に今、孟秋^{まうしゅう}に苗子盛秀^{べうしげいしゅう}なり、風雨調和し年穀成熟ならしめむと欲^す。天下の諸寺をして五穀成熟經を転読し、并せて悔過^{あや}すること七日七夜ならしむべし。」とのたまふ。

（『続日本紀』天平十一年（七三九）七月甲辰（十四日））

f 朝でうを廢あつむ。元日より始めて七七の内、天下の諸寺をして悔過めいがせしめ、金光明經を転讀せしむ。また天下の殺生を禁断す。

(『続日本紀』天平勝宝元年(七四九)正月丙寅(一日))
g 五位十人、散位廿人、六衛府の舍人各廿人を遣して、八幡神を平群群に迎へしむ。是の日、京に入る。即ち宮の南の梨原宮に新しい殿を造り、神宮とす、僧卅口を請し、悔過めいがすること七日なり。

(『続日本紀』天平勝宝元年(七四九)十二月戊寅(十八日))

h 爰に、駿河国益頭郡やきづの人金刺舍人麻自まじが獻れる蚕兒かひこの字を成せるを得。その文に云はく、「五月八日開下帝釈標知天皇命百年息」といふ。国内、茲の祥こうを頂戴いただき、踊躍歎喜して、進退を知らず。悚息交懷しようそくともいだけり。即ち群臣に下して議らしむ。便ち奏して云はく、「維れ天平勝宝九歳歲丁酉に次る夏五月八日は、是れ陛下、太上天皇の周忌おほみための奉為をがみに設斎せっさいして悔過めいがする終の日なり。是に、帝釈、皇帝・皇后の至誠に感めて、天門を開き通し、下、勝れる業わざを鑒かがみて、陛下の御宇みよを標し、百年の遠期を授く。……

i 是より先、僧善神ぜんしん、心に殉したがひて奸惡かんあくを縊ほしきまにす。僧專住せんちう、口を極めて宿德しゆくとくを置る。並に佐渡に擯ならびけて、其を悔過めいがせしむ。而るに戾ねむけたるさが性、悛あらためらず、醜声みにくきな、滋彰ますますあらはる。是に至りて還俗さくわせしめて、これを差科さくわに從はしむ。

(『続日本紀』天平寶宇三年(七五九)五月庚辰(十五日))
j 參議さんぎ從三位出雲守文屋真人智努いづもふむやちのせうそうと少僧都慈訓せうそうぶじくん奏すらく、「伏して見るに、天下の諸寺てら、年毎の正月の悔過めいが、稍く聖願せいがんに乖そむきて、終に功德非くどくあらず。……

『続日本紀』天平宝字三年（七五九）六月丙辰（二十二日）
k 勅したまはく、「畿内・七道の諸国は、一七日の間、各國分金光明寺に於て、吉祥天悔過の法を行へ。この功德に因りて、天下太平に、風雨時に順ひ、五穀成熟し、兆民快樂にして、十方の有情、同じくこの福に霧はむ」とのたまふ。

『続日本紀』神護景雲元年（七六七）正月己未（八日）
1 復、去にし正月に二七日の間、諸の大寺の大法師等を請せ奉らへて最勝王經を購読せしめまつり、また吉祥天の悔過を仕へ奉らしむるに、諸の大法師等が理の如く勤めて坐さひ、また諸の臣等の天下の政事を理に合へて奉仕するに依りて三宝も諸天も天地の神たちも共に示現し賜へる奇しく貴き大き瑞の雲に在るらしとも念し行す。

『続日本紀』神護景雲元年（七六七）八月癸巳（十六日）
m 東内に御しまして、始めて吉祥悔過を行ひたまふ。

n 天下の諸国の吉祥悔過を停む。

『続日本紀』宝亀二年（七七一）正月己未（十三日）
o 勅して曰はく、「頃者、風雨調はず、頻年飢荒す。この禍を救はむと欲て、唯に冥助を憑む。天下の諸国の国分寺に於て、毎年の正月の一七日の間に、吉祥悔過を行ひ、以て恒例とすべし」とのたまふ。

『続日本紀』宝亀三年（七七二）十一月丙戌（十日）

薬師悔過以外で、本尊が明確になつてゐるものに吉祥悔過があり、その回数も多いが、薬師信仰関係記事として見たGやIが大祓を彷彿させるのに対し、吉祥悔過にはそのような傾向は見られない。吉祥悔過の目的は専ら五穀豊穣や国家安泰である。

cの悔過は、『日本書紀』に四箇所見られる大祓記事のうち、四回目の大祓の翌日に行われている。何を本尊とした悔過かは不明だが、仏教行事である悔過と大祓の儀礼が、何らかの関係性を持つていた可能性を示す例と言えるだろう。

三 『本願薬師經鈔』に見られる「拔除」

以上、大祓の儀礼を見てきたが、それに対応する大祓の詞に論を戻そう。

薬師經由來の罪と考えられる「白人」「こくみ」「河入」「火燒罪」が加わっている『皇太神宮儀式帳』は、延暦二十三年（八〇四）の成立である。薬師經と大祓の思想との関与が窺える初見記事（資料G）が『続日本紀』天平勝宝二年（七五〇）、『続日本紀』自体の成立が延暦十六年（七九七）。よつて、薬師經と大祓の儀礼との接近は八世紀半ば以降と考えられるが、この頃に、日本における薬師經注釈の嚆矢である『本願薬師經鈔』二巻が書かれている。

奈良朝から平安朝にかけて日本は、大陸から大量の仏典や經疏を輸入し、また、国内でも多量の經疏を作成した。『本願薬師經鈔』はその中のひとつで、秋篠寺の開基である善珠が、唐・玄奘訳『薬師瑠璃光如來本願功德經』一巻を注釈したものである。善珠は、奈良佛教史上有数の著述家であるとともに、桓武天皇の信任も厚く、延暦十六年（七九七）には皇太子安殿親王（後の平城天皇）の病氣平癒祈願の功により僧正に任じられている。

大祓の詞の成立における薬師經の影響を考える上で、この『本願薬師經鈔』の存在を抜きにして語ることはできないのではないだろうか。

(15) 名畠崇「日本古代の戒律受容—善珠『本願薬師經鈔をめぐて』」(根本誠二編『論集奈良仏教3 奈良時代の僧侶と社会』雄山閣、一九九四年)

『本願薬師經鈔』撰述の時期は不明であるが、本書から日本古代の戒律受容について述べた名畠崇氏は、本文の記述と善珠の生没年から考えて、天応元年(七八一)～延暦十六年(七九七)の十六年の間であろうと推測している。⁽¹⁵⁾ 内容は、現存する唯一の漢訳注釈である新羅・太賢『本願薬師經古迹』一巻に依るところが大きいが、その事も含め、当時の薬師經受容の実態が伺える貴重な資料である。

青木氏が、薬師經と大祓の詞との関連を検討するにあたって最初に着目したのは、薬師經の漢訳の一つである慧簡訳『薬師琉璃光經』が別名『灌頂拔除過罪生死得度經』とも呼ばれていることであった。そして拔除過罪という語について、「日本の祓ないし大祓と深い関係の推測し得る名である」と述べている。⁽¹⁶⁾

(16) 青木氏前掲書
(17) 以下『本願薬師經鈔』の頁数は『日本大藏經』九巻に依る。

(17) 以下『本願薬師經鈔』⁽¹⁷⁾ の頁数は『日本大藏經』九巻に依る。

(一五六頁下段七行目)

①亦『佛說灌頂拔除過罪生死得度經』と名づく。
②光明の映徹する、喻えて瑠璃のごとし。斯れ即ち生死の痛を拔除せんす、故に薬師と名づく。

(一五七頁上段十三行目)

③～⑧これより下は、第四、所為を請問するに答ふ。謂は、貪嗔癡の三不善根の無恵施の業障を拔除せんことを為し、二に破戒見多聞等の業障を拔除せんことを為し、三に慳貪・嫉妬・自贊毀他の業障を拔除せんことを為し、四に身語意三種の業障を拔除せんことを為し、五に不定聚の業障を拔除せんことを為す。第一の貪嗔癡三不善根の無恵施の業障を拔除する中に就きて、その文に五有り。

(一六七頁下段十五行目～一六八頁上段二行目)

⑨下より第一、破戒見多聞等の業障を拔除す。

(一六九頁上段十四行目)

⑩下より第三、慳貪・嫉妬・自贊毀他の業障を拔除す。

(一七一页下段五行目)

⑪～⑬此は第三に薬師如來の名號を聞くことに由り、惡業を拔除し惡果を受けざらんことを明かす。「若し昔人中に曾て」乃至「如來の名號」の言は、未だ業を造らざる前を謂ふ。「曾て薬師如來の名號を聞く」とは、「當に三惡趣等に墮すべし」の言に対するを以ての故なり。「昔人中」と云ふは、已に惡趣等に墮し造業身と名づけ、昔、人中に為したことにあるざるなり、此の中、拔除業障と名づく。若し已に惡趣に墮しなば業障を除遣せんを謂ふに非ざるなり。此の佛の名は重ねて種子の善因と成ることに由り、悪友と遇ふことを得、三惡業を造る。昔、薬師如來の名を聞き善の種子に由るが故に悪友と遇ひ、惡業を造作すと雖も、還りて復た薬師如來の名を憶念し、並びに復た薬師如來に至心し帰依せば、薬師の神力を以ての故に直ちに三種の業障を拔除し、亦三種の苦果をして皆解脱せんことを得しむに非ず。

(一七二頁上段八行目～十六行目)

⑭下より第四、身語意の三種の業障を拔除す。

(一七二頁下段十六行目)

⑮此は第二。薬師如來の名を聞いて便ち拔除せんことを得るに明かにす。

(一七三頁下段六行目)

⑯下より第五、不定聚の業障を拔除す。

(一七三頁下段十行目)

⑰亦は說十二神將饒益有情結願神咒と名づけ、亦は拔除一切業經と名づく。應に是の如く持つべし。

(一九〇頁下段六～七行目)

(18)(19)三、拔除一切業障と名づく。前に廣く解説せし如し。前來文之次第に准は、應に先の拔除一切業障を舉ぐべし。

(一九〇頁下段十二～十三行目)

『本願薬師經鈔』は、五部構成（第一述經大意、第二弁經宗趣、第三叙經伝訳、第四釈經題目、第五消釈文義）となつており、經本文の注釈である第五消釈文義が最も詳しい。

①は、第三叙經伝訳にあり、薬師經の四種の漢訳のうち慧簡訳『薬師琉璃光經』の別名を挙げている箇所である。日本では、奈良時代以前から薬師信仰が行われていたが、どの訳がいつ伝來し普及していたのかはよくわからない。正倉院文書では、達磨笈多訳・玄奘訳・義淨訳の書写の記録はあるが、慧簡訳のものは確認できない。⁽¹⁸⁾ 現存最古の漢訳經典目録である、梁・僧祐撰『出三藏記集』は、慧簡訳を「依經抄撰」であり「疑經偽撰」とする。⁽¹⁹⁾ ②は、第四釈經題目にあり、經名にある「薬師」という語の説明をしている。③～⑯は第五消釈文義にあり、經本文の引用である⁽¹⁶⁾以外はすべて善珠の注釈となる。

善珠が所拠とする經本として選んだ玄奘訳『薬師琉璃光如來本願功德經』は、曼殊室利童子の請問により、東方にある仏土・淨瑠璃世界に住む薬師琉璃光如來とその十二大願について世尊が語るところから始まる。⑩～⑯は、その後、曼殊室利が薬師如來の所為を請問したところの箇所である。『本願薬師經鈔』は、薬師の所為を、貪・嗔・癡の三不善根の無惠施の業障の拔除、破戒見多聞等の業障の拔除、慳貪・嫉妒・自贊毀他の業障の拔除、身語意三種の業障の拔除、不定聚の業障の拔除の五つに分類整理し、以降はそれに従い注釈をしている。

⑦～⑯は、釈迦十大弟子の一人である阿難が、それまでに語られた教えの呼び名と、そ

れを受持する方法を請問したところの箇所である。⁽¹⁷⁾は經本文の引用であるが、この部分をもう少し長く引用すると左のようになる。

爾の時、阿難、佛に白して言はく、「世尊よ。當に何とか此の法門に名け、我等云何が奉持すべき。」と。佛、阿難に告げたまはく、「此の法門をば説薬師琉璃光如來本願功德と名づけ、亦は説十一神將饒益有情結願神咒と名づけ、亦は拔除一切業障と名づく。應に是くの如く持つべし。」と。
『薬師瑠璃光如來本願功德經』

ここに見られる「藥師琉璃光如來本願功德」が經名の由来となるのだが、玄奘訳は、別名として、「十二神將饒益有情結願神咒」「拔除一切業障」を挙げる。⁽¹⁶⁾は、この別名部分を述べた經本文を引用した箇所、⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾はその注釈箇所となる。達磨笈多訳は爾の時、慧命阿難、佛に白して言はく、「世尊よ。此の經の名は何ぞ。云何が奉持すべき」と。佛、言はく。「阿難よ。此の法門を藥師琉璃光如來本願功德と名づく。當に是くの如く持つべし。」と。

『佛說藥師如來本願經』四〇四頁中段二十九行目(20)下段四行目(21)

としており、特に別名は挙げていない。

玄奘訳に「拔除」の語はこの一箇所しか見られず、達磨笈多訳には全く見られない。善珠が依つたところが大きいとされる新羅・太賢『本願藥師經古迹』⁽²²⁾も

藥師瑠璃光如來本願功德經。此の經略以三門分別。一者題名。二者教攝。三者本文。一題名者經有三名。一説藥師琉璃光如來本願功德經。二説十二神將饒益有情結願神咒。三説拔除一切業障。此中宋孝武世大明元年譯出本取第三名拔除過罪生死得度。隋大業十一年東都洛水南上林園翻經館譯略取初名藥師如來本願經。今大唐貞觀年中玄奘三藏

所譯之本具取初名題一部也。

(『本願藥師經古迹』二五七頁上段六行目(二十九行目)

爾時阿難白佛言世尊當何名此法門我等云何奉持佛告阿難此法門名說藥師瑠璃光如來本願功德亦名說十二神將饒益有情結願神呪亦名拔除一切業障應如是持時薄伽梵說是語已諸菩薩摩訶薩及大聲聞國王大臣婆羅門居士天龍藥叉健達縛阿素洛揭路羅緊奈洛莫呼洛伽人非人等一切大衆聞佛所說皆大歡喜信受奉行。

述曰。此下第三聞。名喜行分。言應如是持者答第二問。應如三名所詮之法而受持故。

(『本願藥師經古迹』二六二頁下段十二行目(二十一行目)

「拔除」の語は右の三箇所しか見られず、うち二箇所は經典の別名、残りの一箇所は^⑯と同じ經本文の引用部分である。

それに対し、『本願藥師經鈔』には一九箇所もの「拔除」の語が見られ、なおかつそれは、經典の根幹部分である藥師如來の所為の分類解説に使われている。つまり、藥師經をさまざまな業障を「拔除」する經典と全面的に定義付けたのは、この『本願藥師經鈔』であるといえる。

前節で見ていつたように、『本願藥師經鈔』成立以前にもすでに大祓の儀礼と藥師信仰の接近はあったのだが、最初の藥師經注釈である本書が、當時そして以降の藥師經理解に大きく影響を及ぼしたであろうことは想像にかたくない。『皇太神宮儀式帳』を始めとして、以降、大祓の詞に藥師經由來と考えられる罪が次々に加わっていつたのは、大祓が「拔除」の經典である藥師經の思想を取り入れていく流れの中で起きたことではないだろうか。

おわりに

以上、日本古代における薬師經の受容を考察することにより、『延喜式』に見られる大祓の詞の成立を論じるという試みを行つてみた。

大祓の儀礼の初見記事から『延喜式』の成立までは長い間隙があり、大祓の詞が現在の形になるまでにはいくつかの段階を経ている。その中で、起原の神話には見られない多くの罪が大祓の詞に加わつていった。その背景には仏教、特に薬師經の影響が考えられるため、薬師信仰に関する記事と、最初の薬師經注釈である『本願薬師經鈔』に見られる当時の薬師經理解を見ていった。論が煩雑になるため、薬師信仰関連記事は九世紀までしか扱っていないが、それまででも大祓の儀礼と薬師信仰の関係は明らかである。

今回は大祓の詞を中心に論じたため古来よりの神事である大祓の儀礼に仏教經典である薬師經の影響があるという書き方をしたが、実際には薬師信仰が大祓の儀礼に影響を与えたのか、それとも逆に、大祓の儀礼が薬師經の理解に影響を与えたのかはわからない。あるいはその両方かも知れない。大祓の儀礼や『本願薬師經鈔』が成立した奈良という時代は、さまざまなもののがさまざまなものを受け・習合して成立していく時代であった。大祓も、その流れの中で練り上げられていったひとつの例である。

第三章

靈異記に見られる他界・周縁認識

風土というと一般に、その地特有のものとして、気候や地形によって自然に出来上がったものと理解されている。狭義では、その地特有の気候・地形・地質などをいい、広義では、そうした自然的条件の影響を受けて形成された、その土地の住民の慣習や文化なども含むだろう。

しかし、特に後者の「風土」の大部分は、人によって「作られた」ものなのではないか。

(1) 古橋信孝「辺境の風、境界の風」(同氏著『雨夜の逢引——和語の生活史』大修館書店、一九九六年)

例えば古橋信孝氏は、御柱祭の信濃・諏訪の神が風の神であるというのは、大和朝廷によつて与えられた性格であるということを、その地が朝廷の神話的な構造において境界とされたことから証明した。⁽¹⁾ 中央が与えた性格が、後の諏訪信仰を決定したのである。もちろん、風土の形成にはその地の自然的な条件も大きく関わつてくるから、もし「作られる」という言い方が強すぎるならば、外部からの目線によつて発見されるものだと言い換えてもいい。こうした視点に立つと、和歌における景勝地と枕詞の関係は、風土が都人という外の目によつて発見されその性格を規定された典型と/or いうことができる。本章では、こうした地域に対する幻想が固定化されたものも含めて、風土としている。

(2) 鹿苑大慈「『日本靈異記』の成立過程」(『龍谷史壇』四二、一九五七年)、志田諄一「日本靈異記と景戒」(同氏著『日本靈異記とその社会』雄山閣出版、一九七五年)、原田行造『日本靈異記』編纂者の周辺とその整理」(同氏著『日本靈異記の新研究』桜楓社、一九八四年)、黒沢幸三「『靈異記』の編者景戒をめぐつて」(『古代文化』一五一七・八合併号、一九七三年)ほか

『靈異記』に見える地名は、東は陸奥から西は肥後に及ぶ。小泉道氏が新潮日本古典集成本の巻末に表と分布一覧図を掲載しているが、一見して、その分布は決して一様ではなく、説話群が集中している地域があることが見て取れる。最も多いのは平城京を擁する大和国の地名であるが、畿内以外では紀伊国に関する話が顕著である。さらに名草郡に関する説話が多いことから、景戒の出身地や居所を紀伊国名草郡に求める説が有力視されている。⁽²⁾ それらの説はつまり、説話群の偏りを編者の出自という観点から説明しようとしたと言い換えることができる。また、紀伊国以外でも、『靈異記』に登場する地名や寺院・

(3)

露木悟義「靈異記小考——寂林法師の説話の伝承系譜を中心」(『古代文学』一号、一九七一年)、黒沢幸三「[靈異記]の道場法師系説話について」(『同志社国文学』七号、一九七二年)、原田行造「[靈異記]説話の生成基盤に関する諸考察」(同氏著『日本靈異記の新研究』桜楓社、一九八四年)ほか

(4) 直木考次郎「日本靈異記」にみえる堂について」(同『奈良時代史の諸問題』堀書房、一九九六年)、藤本誠「日本靈異記」における仏教施設と在地仏教(『史学』七二一一、二〇〇三年)、三舟隆之「日本靈異記」における東国関係説話——説話形成の試論——(小峯和明、篠川賢編『日本靈異記読む』吉川弘文館、二〇〇四年)ほか

(5) 多田一臣「古代説話の表現世界——日本靈異記の表現空間を考える」(『古代史研究の最前線』第四卷「文化編、下」雄山閣出版、一九八七年)

堂などに関する研究は数多い。それらのほとんどは、本書が民衆教化のために寺院や僧侶によって管理されていた話を元に成立したものであるということを前提に、景戒の人的交流や所属する寺院と他寺院との結びつきなどの視点から、伝承の過程やこれらの説話がどのようにして成立したのかを考察するものであった。⁽³⁾ いわゆる伝承論である。

史料として『靈異記』を考える向きが歴史学の方面で盛んだと言われて久しい。近年、特に本書の伝承論的研究に関しては、歴史学が一手に引き受けているようだ。

これらの研究は説話群の分布の偏りを説明し、伝承の過程や実態を明らかにした。しかし、先に挙げた広義の風土について、つまりなぜそれらの話がその地方の話として語られたのか、という問題については十分に答えていないのではないか。多田一臣氏が『靈異記』の地名起源譚の中からその表現のしくみを明らかにしようとした論考の中で「古代説話を考える場合、大切なのは、そこに述べられる事件の経過を追求することではなく、むしろその表現を支える世界認識のありかたをあきらかにすることでなければならない」と述べている⁽⁵⁾。この観点こそが歴史研究と文学研究を分けるものであろう。

本章は、文学研究という立場から、『靈異記』における説話内容の偏りを、この時代の人々における地域幻想——世界認識の問題として考えようとしたものである。第一節では四国を、第二節では九州を取り上げた。また、第三節では、特定の地方ではなく、野・山・河・海といった『靈異記』に見られる周縁世界を考察した。

第一節 四国

はじめに

本節では特に四国を取り上げる。日本には、各地に靈場や靈地と呼ばれる場所があり、それを巡る風習が広く分布しているが、四国八十八カ所は、西国三十三カ所と並ぶ名高い巡礼地のひとつである。土地の人しか知らず、土地の人のみが巡る靈場とはまた違う性格がそこにある。つまり、遍路の地としての四国像の成立には、外からの目線も強く影響しているであろう、ということである。

四国遍路は、弘法大師空海の足跡を辿るというところにその源流があると伝えられている。もつとも、現在のような八十八の寺を巡る四国遍路が成立したのは、かなり下つて室町末期だらうと推測されている。⁽¹⁾

(1) 新城常三『新稿・社寺参詣の社会経済史的研究』 城文房
一九八二年

『三教指帰』序文によれば、空海は阿波の大滝嶽や土佐の室戸崎で修行をしたらしい。余、年、志學にして外氏阿二千石文學の舅に就いて伏膺し鑽仰す。一九にして槐市に遊聴す。雪蟹を猶怠れるに拉ぎ、繩錐の勧めざるに怒る。爰に一の沙門有り。余に虛空藏聞持の法を呈す。其の經に説かく、「若し人、法に依つて此の眞言一百萬遍を誦すれば、即ち一切の教法の文義暗記することを得」。ここに大聖の誠言を信じて飛餗を鑽燧に望む。阿國大滝嶽に躋り攀ぢ、土州室戸崎に勤念す。⁽²⁾……

(2) 『三教指帰』の表記・訓読は日本古典文学大系に依る。

空海は讃岐の生まれである。しかし仏門を志すようになったのは、漢籍の学習のために上京した「槐市」つまり大学在学中のことである。それが四国に戻つて修行を行つたのはな

ぜなのだろうか。

小稿では、ほぼ同時代の資料である『靈異記』を中心に、古代の四国がどのような像をもつていたか、つまり、古代、四国がどのような場所であると認識され、その性格を規定されていったかを考えしていく。

一 『靈異記』に見られる四国

『靈異記』説話の分布は、東は陸奥・上総から西は肥前・肥後まで、三十数カ国に及ぶ。話の多くが『三宝絵詞』『今昔物語集』といった後代の説話集に採られており、『靈異記』に書かれた四国像が、後世に引き継がれた可能性は非常に高い。

『靈異記』に空海と同じく四国で修行をした人の話がある。下三九である。

智と行と共に具はれる禅師の重ねて人身を得て、國皇のみ子と生まれし縁
……又、伊予国神野郡の郷の内に山有り。名をば石鎚山と号ふ。是れ即ち、彼の山
に有す石槌の神のみ名なり。其の山高くしくして、凡夫は登り到ること得ず。但し
淨行の人のみ、登り到りて居住れり。昔諸樂の宮に二十五年天の下治めたまひし勝
宝應真聖武太上天皇の御世に、又、同じ宮に九年天の下治めたまひし帝姫阿倍の天皇
の御世に、彼の山に淨行の禪師有りて修行しき。其の名は寂仙菩薩と為へり。其の
時の世の人道俗、彼の淨行を貴びしが故に、美めて菩薩と称ひき。帝姫の天皇の御
世の九年の宝字の二年の歳の戊戌に次れる年に、寂仙禪師、命終の日に臨みて、錄文
を留め、弟子に授け告げて言はく、「我が命終より以後、二十八年の間を歴て、國王
のみ子に生れて、名を神野と為はむ。是を以て當に知れ。我寂仙なることを云々」と

『靈異記』に見られる四国（全九例）			
国名 (栗)	阿波	讀岐	
卷話数	郡名	話の概要	
下二七	下二六	中一六 中二五 山田郡 香川郡 麻殖郡 鵜垂郡	法華經を書写する女の過失を非難した人の口と顔がねじれゆがんだ。 主人夫婦の命に背き、耆嫗に布施しなかつた使人が、冥界に落ちて飢餓の報いを受けた後、放生の善行で蘇生した。 冥土の鬼が、山田郡に住む布敷臣衣女の饗応を受け、同姓同名の鵜垂郡の女を召し出したが、閻魔王に見破られ、すでに体を焼かれ失った鵜垂郡の衣女を山田郡の衣女の体に宿らせて蘇らせた。蘇生した新衣女は四親に孝養した。
不明	美貴郡	高利貸しをしていた女が己が地獄に墮ちた夢の話をして死んだところ、法要の最中に半牛半人の姿で蘇生、家族がその罪報を償つた。	蘇生譚 蘇生譚 蘇生譚 蘇生譚 蘇生譚 蘇生譚 蘇生譚 蘇生譚 蘇生譚
市に出掛けた男が道中、伯父に金品を奪われ殺された髑髏を供養し、その恩返しを受けた。	(化牛説話)	蘇生譚であることを説話	備考

いふ。然して二十八年歴て、平安の宮に天の下治めたまひし山部の天皇の御世の延暦の五年の歳の丙寅に次れる年に、則ち山部の天皇の皇子に生れ、其のみ名を神野の親王みことまう為す。今、平安の宮に十四季疏して、天の下治めたまふ賀美能の天皇是れなり。是を以て定めて知る、此は聖君なることを。……

下三九は大徳親王に転生した善珠の話と、後の嵯峨天皇である神野親王に転生した寂仙の話の二つを収める。右は後者の話である。寂仙は伊予の石鎚山で修行をしたという。

新三位にて、今立安の宮に一四三政にて、元の二
もを以て定めて知る、此は聖君なることを。……

※説話自体の舞台は備後。讃岐は盜馬を購入した 人の
出身地として台詞の中だけに登場

伊予				
上一七	越知郡			
上一八	別郡			
下三九	神野郡			
中一				
不明				
土佐				
長屋王の変	転生譚			

百済出兵で唐の捕虜になつた男が、観音像を造り信奉したことにより無事帰国、観音像を本尊として寺を建立した。大和の行者が、前世で経文の一字を焼失したことを夢で知り、前世の親を伊予に訪ね、現世の親とあわせて四親に孝養した。石鎧山で修行していた聖人・寂仙が、遺言通り神野親王（後の嵯峨天皇）に転生した。

傲慢により沙弥を打つた長屋王が、密告により失脚し自殺、流された遺骨が土佐に流れつき祟つたため、紀伊に移された。

転生譚

越智寺の
縁起伝承

『靈異記』は、上巻三五縁、中巻四二縁、下巻三九縁の計一一六縁から成るが、一縁に二話を收めている場合もあるので、説話実数は一二〇話を数える。うち九例というのは、その一割にも満たない数であるが、いくつかの特徴を読み取ることができる。

①蘇生譚率の高さとその内容の特殊性

四国全九例のうち三例が蘇生譚である。割合にして三割以上となる。

『靈異記』全体における蘇生譚は、經典等からの引用を除けば左の十三例である。

『靈異記』に見られる蘇生譚（全十三例）

卷 話 數	國 郡 名	話の概要
上五	摂津国	紀伊国名草郡の大伴氏の祖先に当たる大伴屋柄古が難波に住んでいた時、突然死んだ。
(難波)		天皇がその忠誠の功を偲ぶため、七日間遺体を留める勅をだしたところ、三日目に蘇生し、冥界で聖德太子に会い、妙徳菩薩に仙薬を貰つたという話を妻子に語つた。

②	上三〇	豊前国 宮子郡	亡妻の訴えで冥土に連行されたが、閻魔王庁で無罪となつた男が、亡父と面談などの地獄見学を行い生還した。
③	中五	摂津国 東生郡	牛を殺して漢神を祭つていた摂津の富豪が急病になり死去したが、閻魔王庁にて、生前に放生した牡蠣の弁護を受け生還。蘇生後は三宝を信心して長寿を全うした。
④	中七	河内国 安宿郡	教化僧行基が大僧正になつたことに対し、学匠智光が嫉妬して誹謗したところ、急病になつて死去。地獄で行基が往生後に住む金の宮を見て蘇生。蘇生後、行基の元に行つて懺悔をした。
⑤	中一六	讃岐国 香川郡	主人夫婦の命に背き、耆嫗に布施しなかつた使人が、冥界に落ちて飢餓の報いを受けた後、放生の善行で蘇生した。
⑥	中一九	河内国	読経の声が美しいと評判の女が、閻魔王に招致されその読経を披露。写経の化身にあつて蘇生したところ、市で以前次難にあつて紛失した写経を入手。
⑦	中二五	讃岐国 山田郡	冥土の鬼が、山田郡に住む布敷臣衣女の饗応を受け、同姓同名の鶴垂郡の女を召し出したが、閻魔王に見破られ、すでに体を焼かれ失つた鶴垂郡の衣女を山田郡の衣女の体に宿らせて蘇らせた。蘇生した新衣女は四親に孝養した。
⑧	下九	大和国 鶴垂郡	山中で修行中の男が死去、冥土で妊娠中に死んだ罪で受刑中の妻に会い蘇生。蘇生後、亡妻に向向をした。
⑨	下三一	信濃国 小県郡	不正貸付けと写経をして死んだ男が、その悪行により冥界で灼熱の銅鉄に焼かれたが、法華経書写の善行により蘇生。
⑩	下三	信濃国 小県郡	写経を發願し出家したが寺の財物を無断使用した男が、檀家に殺され死亡。地獄で煮え湯に入れられるが、写経をし寺の物を弁償するため、生還が許され蘇生した。
⑪	下二六	讃岐国 美貴郡	高利貸しをしていた女が己が地獄に落ちた夢の話をして死んだところ、法要の最中に半牛半人の姿で蘇生、家族が罪報を償うため寄進をし、人々の貸し付けも帳消しにしたところ、再び死んだ。
⑫	下三五	肥前国 松浦郡	急死して冥界に行つた男が、生前に役人の職権を濫用して人民の財物を無理に徴収した罪で、地獄の釜の責め苦にあつて遠江国榛原郡物部古丸と面談し蘇生。太宰府に上

(13)	下三七	大和国 奈良京	申したといふ、一〇〇年後朝廷に届き、古丸の写經供養が行われた。 急死した京の人、地獄で佐伯伊太知が苦を受けるのに会う。蘇生した京の人からそれを聞いた伊太知の妻は、夫の為に追善供養を行つた。
------	-----	------------	---

(3) 『今昔物語集』二〇〇ノ一八」、七巻本『宝物集』卷六、流布本の説話順を大幅に入れ替えた上、仮名に和らげて改編した「仮名本日本靈異記」(一七一四年刊)、それに翻案を加えた「通俗佛教百科全書」(一八九三年)の「邪神の事」、それをラフカディオ・ハーンが採りあげたものが"A Japanese Miscellany" (『日本雑錄』一九〇一年 ボストン・ロンドン刊)の中の"Strange Stories" (奇談)の一つ、"Before the Supreme Court" (闇魔の序にて)。

全十三例中の三例となると、『靈異記』における蘇生譚における四国の位置を考える必要があるだろう。また、その数だけでなく、その内容も、他の地域の蘇生譚に比べて特殊である。例えば、中一二五は、遺体が焼かれてしまったため別の身体で蘇生した。この話は、その特殊性からか、本書の説話の中でもっとも広く後世各時代に享受されている。⁽³⁾ この話の背景には、『冥報記』など中国古代の仏教説話が考えられるが、なぜ四国の讃岐という土地の話として語られるかが重要であろう。下二六の半牛半人の姿での蘇生も同じく讃岐である。そもそも日本の古代においては、生まれ変わりや化身ということはあっても、動物と人間が混ざり合つた姿で幻想されることは少なく、そういう意味でも特殊な例にならぬ。

② 転生譚率の高さとその内容の特殊性

転生譚は、『靈異記』で十四例あるが、うち二例は経典などからの引用で、国内で起きたこととして語られる説話としては十一例となる。もつとも、下二六は死体が蘇生したのだから、正確には転生譚とは言えないかも知れない。しかし、牛に転生して前世の負債を支払うという化牛説話の話形から考へると、牛の姿で蘇生した下二六も転生譚の変形とすねべきだねう。

人		牛							転生後
卷話数	国郡名	話の概要							備考
上二〇	大和國 添上郡	子の物を使って死んだ父が、牛に転生。法会の為に呼んだ乞食僧が見た夢の報告によつてそれを知った息子が父を許すと寺の牛を、生前に寺の薪を他人に一束与えて死んだ法師の転生だと見抜いた僧が、牛を死なせたという疑いで連行されたが、実は僧は観音の化身だった。	牛の転生は、すべて労働によつて前世の負債を払うためである。						
上一〇	不明	寺の牛を、生前に寺の薪を他人に一束与えて死んだ法師の転生だと見抜いた僧が、牛を死なせたという疑いで連行されたが、実は僧は観音の化身だった。							
中九	武藏國 多摩郡	自分で建てた寺の財物を濫用して死んだ大領が、牛に転生。牛の斑文にその罪状が記されていた。							
中一五	伊賀國 山田郡	亡母の為に写経をした男が、乞食僧を招いたところ、僧の夢で、亡母が子の物を使つたため牛に転生したと告白。男が母の罪を許し、牛死す。							
中三一	紀伊國 名草郡	紀伊の薬王寺に、子牛が住み着いて働くが、子牛は寺に負債を残して死んだ男の生まれ変わりで、八年間働き負債分を完済したあと姿を消した。							
下二六	讃岐國 美濃郡	高利貸しをしていた女が己が地獄に墮ちた夢の話をして死んだところ、法要の最中に半牛半人の姿で蘇生、家族がその罪報を償つた。							
上二八	大和國 葛木上郡	大和の行者が、前世で経文の一字を焼失したこと夢で知り、前世の親を伊予に訪ね、現世の親とあわせて四親に孝養した							
中三〇	河内國 別郡	行基が、泣き喚いて説法を妨害した子を淵に投げるよう、その母に命令。母は逡巡の末に子を投げ捨てるが、実はその子は前世の債権者の変化であった。							

下三九	大和国 山部郡	伊予国 神野郡	善珠禪師の死後生まれた桓武天皇の第一皇子・大徳親王の あごの先に、禪師と同じほろがあった。親王は三歳で死ん てしまつたが、飯占で、卜者に乗り移つた親王の魂が、自分 は禪師であると述べた。
犬 下二	紀伊国 牟婁郡	病の床に伏している人がいた。禪師の呪力で狐憑きである とは暴かれたが、殺された恨みを晴らすためと狐は結局病人 を呪い殺してしまつた。一年後、その病人は犬に生まれかわ り、今度は禪師の弟子に憑いていた狐を食い殺した。	
			下三九は、一縁に二 つの転生譚を収める。 為、各一例と数える。

経典などからの引用を含めると、転生内容の内訳は多い順に牛六例、人五例（うち引用一例）、犬一例、狐一例（引用のみ）、猪一例（引用のみ）だが、人への転生のうち二例が四国で、しかも一例は人身としての最高位である天皇へと転生していることはひとつ特徴であろう。先に引いた下三九の寂仙の話があれにある。

転生譚や蘇生譚自体は、『靈異記』説話全体ではたいした割合を占めている話型ではない。しかしそれらが四国においては五割を越える。また、蘇生譚として分類した中二五、転生譚として分類した上一八の二話が、現世の親と前世での親の四親に孝養したと結ぶこと（この話型は『靈異記』中この二話しかない）、そして下二六が半牛半人という転生途中ともいえる姿で蘇生したことは注目に値する。四国は、前世と現世が非常に近い位置にある場所として語られている、ということができるのではないか。『靈異記』における四国は、転蘇生に深く関連し、前世と現世との境界ともいえる特殊な空間としてあるのであ

る。

二 境界としての四国と転蘇生譚

ではなぜ、四国が境界たり得たのかを考えてみたい。それはおそらく、この時代の人々が、自分たちが暮らすこの世界この空間をどう認識していたかということと深く関わっている。

中一は、古代の四国像を考える上で象徴的な話である。

己おのれが高徳たのを侍たのみ、賤形せんぎやうの沙弥しゃみを刑うちて、以よて現に悪死をを得し縁

諸樂ならの宮に宇あめのとたの大八嶋國御おほやしまのくにめたまひし勝宝應真聖武太上天皇、大誓願おを發おこした
まひ、天平の元年の己巳つちのとみの春の二月八日に、左京の元興寺にして大法会を備まけて、
三宝を供養ながののおぼきみしたまひき。太政大臣正二位長屋親王ながやののおぼきみに勅みことのりして、衆僧に供まする司つかさを任まけたまふ。時に一の沙弥有り。濫ミダリガハシく供養モル処に就きて、鉢を捧げて飯を
受けたり。親王之を見て、牙冊げさくを以て沙弥の頭かしらを罰うつ。頭破れて血を流す。沙弥頭
を摩マナデ、血を捲ノゴヒテ、怖ラメシミ哭ナカきて、忽タカモチに覗ミえず。去れる所を知らず。時に法会の
衆、道俗、偷ヒヨクにキテ言はく、「凶アヤシし、善くはあらず」といふ。之を二日逕へて、嫉妬ウラヤ
ミする人有りて、天皇に讒シコぢて奏マサく、「長屋、社稷くにを傾けむことを謀り、國ミカドのくらわ位トを奪うらむとす」とまうす。爰ココに天心に瞋怒イイカりたまひ、軍兵を遣たたかふ。親王自ら念
へらく、「罪無ナくして囚執トラハル。此れ決定くゑつちやうして死ぬるならむ。他の為ひとために刑うち殺さされ
むよりは、自ミヅカら死なむには如シかじ」とおもへり。即ち、其の子すなは孫みこみうまに毒薬ぶくを服せし
め、絞くびり死ころし畢おはりて後に、親王、薬を服して自害みこしたまふ。天皇、勅みことのりして、彼の屍骸シニカバネ

(4)

この一文のみ、新潮日本古典集成の訓読に従つて改めた。新編全集は、「唯し親王の骨は土左国に流しつ」と訓読し、親王の骨だけは土佐国に移して葬られたとする。新編全集本のように訓むことも可能ではあるが、「死骸を焼き碎いて川や海へ放擲するのは、靈の再生・報復を避けるための処置」(学芸文庫)であることや、本話を典拠とする『今昔物語集』巻二〇第一七が「其骨流れて土佐国に至る」としていることなどを鑑みると、長屋王の骨だけが土佐国に流れ着いたという集成の解釈の方が適当と考える。

を城の外に捨てて、焼き末き、河に散らし、海に擲てつ。唯し親王の骨のみは土左国に流る。⁽⁴⁾時に其の国の百姓に死ぬるひと多し。云に百姓患へて官に解して言さく、「親王の気に依りて、國内の百姓皆死に亡すべし」とまうす。天皇、聞して、京都に近づげむが為に、紀伊国^{おほみなから}の海部郡椒杵^{こりはじかみ}の奥の嶋^{しま}に置きたまふ。嗚呼、惆しきかな。福貴の熾^{さかり}なりし時には、高名華裔^{くわい}に振へりと雖も、妖災奢ムル日には帰む所なし。唯し一旦に滅びにき。誠に知る、自らの高徳を怙^{たの}み、彼の沙弥^{さみ}を刑つときは、護法も嘸喊^{たの}み、善神も^{にく}み嫌ひたまふ。袈裟^{けさ}を著たる類^{ともがら}は、賤形^{せんぎやう}なりと雖も、恐りずはあるべからず。隠身の聖人も其の中に交りたまへり。故に僥慢^{そゑ}經に云はく、「先生に位の上の人、尺迦牟尼^{いただき}仏のみ頂^{くつ}を履佩^ふきて脚む人等の罪云々」とのたまへり。何に況や、袈裟^{けさ}を著たる人を打ち侮^{あなど}る者は、其の罪甚^{はなは}だ深からむ。

長屋王の変の話である。『続日本紀』天平十年〈七三八〉七月丙子〈十日〉条に「誣告」と記載されていることから、同書が成立した平安時代初期の朝廷では、王が無実の罪を着せられたことは公然の事実であつたようだ。しかし『靈異記』はこの話を僧を迫害した者の悪報譚として扱つている。それゆえか、共通するのは王が謀反計画を密告されたという点だけで、一族の死に方および埋葬の具体的記事など様々な差異がある。

特に遺骸の処理について、『続日本紀』は

使^{つかひ}を遣^{つかは}して長屋王・吉備内親王の屍^{かばね}を生馬山^{いこま}に葬らしむ。仍て勅^{めことのり}して曰^{のま}はく、「吉備内親王は罪無し。例に准^{ためし}へて送り葬るべし。唯、鼓吹^{はふ}は止めよ。その家令^{けりやう}帳内^{わやうない}らは並^{ならび}に放免^{ゆるし}に從^{したが}へよ。長屋王^{ながやのおほみ}は犯に依りて誅に伏^よふ。罪人に准^{つみひと}ふと雖^{いへど}も、その葬を醜しくすること莫れ」とのたまふ。

(天平元年〈七二九〉二月甲戌〈十三日〉)

と、罪人ではあるが丁重に葬るよう勅があつたと記しているのに対し、『靈異記』では、焼き碎かれて川に流され、その遺骨が土佐の国に流れ着いて祟りを起したという。長屋王の遺骨は、なぜ土佐に流れ着いたと幻想されたのだろうか。

古代、土佐が流刑地であったことは、『日本書紀』『続日本紀』などで確認することがで
きる。

参考・『続日本紀』に見られる土佐配流と帰還（全七例／配流六例・帰還三例）							
⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	
30	29	25	24	20	18	14	卷
称徳	称徳	淳仁	淳仁	孝謙	孝謙	聖武	天皇
宝龜元年 八月辛亥	五月壬辰	神護景雲三年 五月壬辰	天平宝字八年 一一月庚丁	天平宝字元年 七月庚戌	天平勝宝四年 八月庚寅	春日朝臣家継女	罪人名
弓削淨人・広方 ・広田・広淨	氷上志計志麿	高鴨神の化身の老人	中臣朝臣真助	京師の巫覗一七人	他、女嬬四人とともに、塩焼王の 無礼に縁坐か	他、女嬬四人とともに、塩焼王の 無礼に縁坐か	罪状
道鏡に縁坐か	謀反罪	狩で、大泊瀬天皇（雄略天皇）と 獲物を争い怒りを貰つた罪	父などと共に、飲酒して語呂譯に 及んだ罪	安宿王の謀反罪に縁坐	妖言、厭魅の類を行つたか	※伊豆・隱岐・土佐等に 流される	備考
桓武天皇の天応元年 六月に帰還		賀茂朝臣田守の昔話を 聞き大和に複祀		称徳天皇の宝龜元年 一一月に帰還			

しかし、長屋王の遺骨は最初から土佐に流そうと思つて流されたのではない。そもそも、遺骨をそのまま流したのではなく、焼き碎いた骨粉を川に流し海に捨てたのである。一見して遺骨とわかるものが、流れついたはずはない。『靈異記』は、百姓が「親王の氣^けに依りて、國內の百姓皆死に亡すべし」と訴えたとあるが、長屋王の呪いによつて土佐の百姓が死んだのではなく、百姓が多く死んだことによつて、王の遺骨が流れついたと土佐で噂されたというのが実際のこところだろう。

ところが天皇はその訴えを聞き、王を紀伊に祀りなおした。これは、天皇を含む都人も、長屋王の遺骨が土佐に流れつくことはさもありなんと思つたということを意味している。では、都人にとっての土佐とはなにか。南海道の果てである。

日本には古代から、南の海への幻想がある。『日本書紀』神代の「一書曰」によれば、スクナビコナノミコトはオオアナムチノミコトとの国つくりを終えた後、「熊野の御崎」から「常世郷」へ渡つたという。時代を下れば、紀伊熊野那智海岸からの、南海の孤島にあると信じられている観音淨土補陀落山を目指して単身渡海する、いわゆる補陀落渡海が有名である。

(5) 新潮日本古典集成『日本靈異記』の下一語
注は、「捨身覚悟の苦行であつた」とする
が、托鉢用の鉢や食料、法華經典まで手
放していることから、最初から捨身をす
るつもりだったととりたい。

『靈異記』にも、熊野と捨身と船という、普陀落信仰を連想させるような要素が見られる話がある。下一である。称徳天皇代の高僧永興が紀伊熊野で布教中にあつた出来事で、しばらく永興の元にいたある法華持経者が、山中で捨身し、白骨化してなお幾年も舌を動かし読経していたと⁽⁵⁾いう。止ることのない読経の音を不思議に思い永興禪師に知らせたのが、山中で船を造つていた村人であった。山中の話であり、直接補陀落渡海に通じるもの

のではないが、熊野と捨身行の関連を示す話ではある。

紀伊が南海道の始点であるのは、その南端に熊野を擁するからではないか。南海道はその存在に「南の海へ続く道」としての幻想を抱かれているのである。南海道の始点と終点という極として、紀伊と土佐は、同じく境界としての像を持たされている。

土佐は南海道の果てであり、それはつまり、古代的な世界認識あるいは空間認識では、南の果てであつたことを意味する。南海道は、諸国の国府と都を結ぶ官道でしかないが、南海淨土思想と結びつくことにより、南海道はそのまま、浄土への道と重ねあわされる。『靈異記』から時代は下るが、平安時代末期の説話集である『発心集』や、鎌倉時代中後期に成立した『とはずがたり』には、土佐足摺岬からの渡海伝説が記されている。『靈異記』中一において長屋王の遺骨が土佐に流れ着いたのは、土佐がこの世の果て、つまりあの世との境と幻想されたからではないか。

『続日本紀』では「生馬山」に葬られたとされる長屋王が、『靈異記』では遺骨を焼き碎かれ流されたとされる理由は二通り考えられる。一つは罰としての意味である。死後の復活を防ぐという呪術的な意味合いもあつたのかもしれない。もう一つは祓えとしての意味である。川に流すことによつて王の罪を祓い清めようとしたということだ。しかし、濡れ衣を着せられて自死した長屋王の恨みはそう簡単には消えるまいと思われたのだろう。長屋王はこの世とあの世との境である土佐で祟りをなしたと、人々によつて語り継がれることになったのである。流刑地としての土佐も、このように捉えなおした方が良いであろう。流刑地であつたから境界になつたのではなく、境界であるから流刑地になつたのである。伊豆や隠岐など他の遠流の地も、都から距離的に遠いというだけではなく、隔地であ

るという意味で境界性をもつてゐる。

四国には、土佐とともにこの世とあの世としての境界としての像をもつ国がもう一つある。伊予である。伊予は、南海道のもうひとつのが果てである。南海道は、九州をぐるりとめぐる形になつてゐる西海道と違い、途中で二つに大きく枝分かれをしてゐる。その終点のひとつが土佐、もうひとつの終点が伊予なのである。このことと『靈異記』下三九において天皇に転生した寂仙が伊予の石鎧山で修行したと語られることはおそらく繋がつてゐる。

四国の中では、古代の文献資料の中に伊予は比較的その名を見つけやすい。『日本書紀』神代の国産み条において、四国は「伊予」いよ「名州」なつしまと呼ばれており、伊予は古代における四国を中心地であった。そして伊予の記事で多いのは、温泉関連のものである。

伊予国風土記逸文の湯の郡の記事を引く。

(伊予の國の風土記に曰ふ)

湯の郡。
大穴持の命、悔い恥ぢしめられて、宿奈毗古那の命、活けむに、大分なる速見の湯
を下桶ゆ持ち度り来て、宿奈毗古那の命を以ちて漬浴ししかば、暫の間ありて活起
り居り。然て詠めて曰はく「真暫にも寝つるかも」といふ。踐み健びし跡処は今も湯
の中なる石の上にあり。凡て湯の貴く奇しきことは神世の時のみにあらず、今の世
にも痽瘧に染みし万生の病を除き身を存たむが為の要薬なり。⁽⁶⁾ ……

(6) 伊予国風土記逸文の湯の郡条は、前田家本『积日本紀』卷十四「幸子伊予温泉宮」条などに見える。引用の表記・訓読は新編古典文学全集に依った。

道後温泉の起源譚である、その湯を、地道を通し「大分なる速見の湯」(現在の別府温泉か)から引いてきたものだとする。この湯に浸かることによつてオオアナムチノミコ

トがよみがえつたとあるので、この記事は『靈異記』へと繋がる四国の蘇生譚の嚆矢と考えることが出来る。

火山大国である日本には、その恩恵として古代からたくさんの中にある。その中で『万葉集』は、「有馬の温泉」（卷三・四六一左注）、「次田の温泉」「湯の原」（卷六・九六一・現在の福岡県二日市温泉）、「紀の温泉」（卷一・七など・現在の湯崎温泉の崎の湯）と、「岩湯」ともいわれる「伊予の温泉」（卷三・三三二）の四箇所を歌う。

『日本書紀』に見られる天皇の温泉への行幸は、舒明天皇三年（六三一）九月乙亥（十九日）条の有馬温泉が初例であるが、『万葉集』で天皇が行幸した時の歌としておさめられているのは、紀伊と伊予の温泉のみである。そして伊予國風土記逸文は、湯の郡への行幸が度重なるものであったと記す。つまり伊予の温泉は、無数にある温泉の中で天皇に選ばれた温泉なのである。

天皇はなぜ数ある温泉の中で紀伊と伊予の湯へ行幸したのか。これらの地に、この世とあの世の境としての靈威を期待したからではないだろうか。紀伊と伊予と同じように、伊予も境界としての像がある。

『靈異記』の四国説話に蘇生・転生譚が多く見られるのは、こうした土地に対する幻想が大きく影響していると考えている。これまで述べてきたような土佐・伊予觀は、実際に四国に住んでいる人々というよりは、畿内を中心とする、中央からの発想である。冒頭で、風土は人によって「作られた」ものである、外部からの目線によつて発見されるものであると述べた理由はここにある。蘇生・転生譚 자체は、どここの地方でも見られる話形である。『靈異記』の時代、実際に四国地方でそういう話が多く語られていたのかどうかは証明

できないことだ。しかし、一つの話形が一地方に限り多く採録されたのは、それが人々のその地に対する幻想であつたからだ、ということはできる。そして四国が持たされた幻想は、神代神話の時代に紀伊熊野が持つていた幻想が、南海道という概念を経て、四国にまで及んだ結果ではなかつただろうか。

おわりに

以上、南海道と南海淨土思想を重ね合わせ、後世の遍路や普陀落渡りにつながるような四国像の成立を、古代の人々の空間認識によつて考えるという試みを行つた。

『靈異記』には、蘇生と転生という、前世と現世のあわいでの出来事が起きたる地として四国が描かれている。後代の説話集の『靈異記』説話の受容率は高い。四国に関する話九例だと、うち六例（阿波下二〇、讃岐中一六・中二五、伊予上一七・下三九、土佐中一）が、『今昔物語集』を中心で採録されている。それらを通して、『靈異記』が描いたような四国像が人々へと受け入れられていった可能性は十分にある。こうした蘇生譚の地としての四国像がそのまますぐに後世の四国遍路に繋がるとは考えていない。しかし、古代に四国が持つた転生の地という幻想と、その道筋が円を描いているという現代の四国遍路の特徴は、どこかで通じるものがあるのでないだろうか。

五来重氏は、四国遍路の発生を考える際、平安末期の今様歌集である『梁塵秘抄』卷二に「四國の辺へん地ちをぞ常に踏む」という言葉がみられるこことや、『今昔物語集』卷三一第一四話に「四國ノ辺地ト云ハ伊予讚岐阿波土佐ノ海辺ノ廻也めぐり」とあることなどから、空海もこうした辺路修行に参加したのだろうとした。⁽⁷⁾ その真偽はひとまず置いておくにして

（7）五来重『遊行と巡礼』（角川選書）角川書店、一九八八年
その他、四国研究に関しては、近藤喜博『四国遍路研究』（三井書房、一九八二年）、武田明『巡礼と遍路』（三省堂、一九七九年）、真野俊和『日本遊行宗教論』（吉川弘文館、一九九一年）、益田勝実『火山列島の思想』（筑摩書房、一九六八年）、西海賢二『石鎚山と瀬戸内の宗教文化』（岩田書院、一九九七年）、根井淨『普陀落渡海史』（法藏館、二〇〇一年）、星野英紀『四国遍路の宗教学的研究 その構造と近現代の展開』（法藏館、二〇〇一年）など

も、それらの資料から、四国の海辺を巡る修行形態が平安末期頃には存在していたことがわかるのは確かである。ではなぜ四国でこうした辺地修行が行われるようになつたのか、という疑問に対するひとつの試論が本稿である。

本稿では伊予と土佐を中心に考察を行つていった。ただ、南海浄土思想を重ね合わせるならば、南海道の起点である紀伊についても検討が必要であった。今後の課題としたい。

第二節 九州

はじめに

本節は、現在のいわゆる九州地方の、古代における像を考えていくとするものである。九州地方を「九州」と表記した初出例は案外新しく、管見の限りでは、嘉承三年（一一〇八）の觀世音寺文書太政官符案である。

太政官符 大宰府

應令觀世音寺別當傳燈大法師暹宴、修造當寺金堂廻廊中門等事、

右、得彼府去三月廿日解状備、得彼寺所司等解状備、請被殊任道理、且奏聞、公家、且言上院廳、依其成功、申充勸賞、當（寺別當）暹宴大法師或既改造、或又欲當作當寺内破壞顛倒堂舍佛像等子細狀、右三綱等謹檢案内、當寺者、天智・天武・聖武・三代之御願也、灰津久換、効果驗猶新、然則傳彼東都三戒壇、移此西府之靈砌、誠是九州無雙之勝地、一府第一之壇場也、（以下略）

嘉承三年六月廿一日^{〔1〕}

（1）『平安遺文』一六八八

「九州」の語自体はこれ以前にも見られるが、
（2）『続日本紀』の訓読は新編日本古典文学大系に依る。
詔して曰はく、「朕、九州に君として臨みて、万姓を字養ひ、日仄くまで膳を忘れ、夜に寐ねて席を失へり。^{〔2〕} ……」

（3）『凌雲集』は復刻日本古典全集に依る。

一宝何堪掃。九州豈足歩。寄言燕雀徒。寧知鴻鵠路。^{〔3〕}

- (4) 『続日本紀』新日本古典文学大系語注
(5) 『書經』の訓読は新穂漢文大系に依る。

どちらも日本全土の意で、九州地方のことではない。これは中国において、「九州」が中國全土をさす称であったことに由来しており、⁽⁴⁾『書經』⁽⁵⁾禹貢によれば、古代中国の伝説上の聖王・禹は、中国全土を冀・兗・青・徐・揚・荆・子・梁・擁の九つに分けて統治したという。つまり、もともと「九州」とは国土すべてを意味する語なのである。したがって、六国史に見られる九州地方の呼称は、「筑紫」「九国」「大宰管内諸国」「鎮西」「西海道」であり、「九州」と表記されることはない。

それが、西海道のうち筑前国・筑後国・肥前国・肥後国・豊前国・豊後国・日向国・大隅国・薩摩国の九国の総称となつたのは、前掲の太政官符案以降、つまり院政期と呼ばれる平安時代末期である。『靈異記』の成立は平安初期であるから、「九州」が九州地方の総称として使われるようになる大分前の話となるが、本稿では便宜上、九州と呼称することをあらかじめ断つておく。

呼称ひとつとっても以上のような複雑な経緯を持つ九州地方であるが、日本神話の中でも天孫降臨の地として非常に重要な位置を占める。また、律令制のもと筑前国に置かれた大宰府は、対外関係の諸事を司る要所であった。こうした九州地方が、『靈異記』という最古の説話集の中でどう語られているか考察するのが本稿の目的である。

どう語られているか、というのはつまり、その時代、九州がどのような像を持っていたかということである。語られることによって像は共有化され、固定化される。記紀において始原の地とされた九州が、防人の地として『万葉集』に歌われた九州が、平安時代初期の仏教説話集において、どのような場所であると認識されていたかを考えていく。

一 『靈異記』に見られる九州

『靈異記』は、奈良薬師寺の僧である景戒が撰述した、日本最古の説話集である。内容は、いわゆる仏教的な因果応報を語るものから起源譚まで幅広く、話中に取り上げられる地域も、東は陸奥・上総から西は肥前・肥後まで、三十数カ国に及ぶ。

左は、『靈異記』に見られる九州地方関連話を国郡ごとに整理したものである。なお、本文中に国郡名の記載がなくとも、「三紫国府」など、国が特定できるものはそこに振り分けた。

『靈異記』に見られる九州（全十三例）				
(2)	① 國名	卷話数	郡名	話の概要と、話中でのその地の役割
	豊前	上三〇	宮子郡	豊前国の少領・膳の臣広国は亡妻の訴えにより冥界に連行されたが、無罪となり現世に戻ることになった。途中、地獄で苦しむ亡父に会い、蘇生後に追善供養を行つた。 ※広国は宮子郡の少領
下一九				
宇佐郡				
宇佐郡矢羽田の大神寺の僧が登場				肉塊として生まれた子が長じて尼となり、その身体的特徴から猴聖と嘲られたが、仏道に通じていることがわかり、後には舍利菩薩と尊崇された。 ※尼を罵り、護法神の罰を受けて死去した人物 として

(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)
肥後	肥前					筑前
下十九	下三五	下十九		下三七	下三五	下十九
八代郡	松浦郡	佐賀郡	御笠郡			御笠郡
②のところで前述 ※冥界訪問をした火の君の出身地	④のところで前述 設けた安居会	⑤のところで前述 ※僧戒明と尼の問答が行なわれた地（大領佐賀君児君が	②のところで前述 （太宰府）	筑前に下つてきた京中の人 <small>が病死して冥界に行つたところ、佐伯伊太知が苦を受けるのに会う。蘇生した京の人からそれを聞いた伊太知の妻は、夫の為に追善供養を行つた。</small> ※京の中の人が死亡した地	※冥界訪問で見聞した内容について解を奏上された場所（太宰府）	急死して冥界に行つた火君の君 <small>だつたが、まだ死ぬべき時ではないと追い返されてしまう。現世に戻る途中、生前に役人の職権を濫用して人民の財物を無理に徴収した罪で、地獄の釜の責め苦にあつて遠江国榛原郡の物部古丸に会う。蘇生後、火君は太宰府に上申、朝廷にまで報告されたが、信じてもらえず放置。二〇年後にその解状が再び発見され、調査の結果真実とわかり、古丸の写経供養が行われた。</small>
蘇生譚	蘇生譚	蘇生譚	蘇生譚	蘇生譚	蘇生譚	

(13)	(12)	(11) (筑紫)	(10)
下三八	中三	上一七	託磨郡
			※肉塊として生まれ猴聖（後に舍利菩薩）と呼ばれた尼の出身地 ②のところで前述
			※尼を罵り、護法神の罰を受けて死去した人物として、 肥後国分寺の僧が登場
			越智の直、百濟救援軍として派遣され唐の捕虜となつた が脱走。觀音の木像の守護により帰国を果たし、伊予国 に郡を賜り、觀音像を本尊とする寺を建てた。
			※越智の直が脱走後に辿り着いた地
			防人として赴任した吉志の火麻呂、妻に逢うため母の殺 害を謀るが、大地が裂けて死す。※火麻呂の赴任地
			吉凶の前兆としての歌謡・夢
宝龜に改元			※光仁天皇が即位した同年に筑紫国から龜が献上され、 防人関係

はじめに、六国史における九州地方の呼称は、「筑紫」「九国」「大宰管内諸国」「鎮西」「西海道」であると述べたが、『靈異記』においてもそれは同様で、九州地方が「九州」と呼称されることはない。九州地方全体を指すときは「筑紫」である。個々の国名で見られるのは豊前・筑前・肥前・肥後の四国で、九州地方の中でも北の方に偏っているのが一つの特徴といえる。

国郡ごとに整理したため、用例数としては十三例となつたが、同一話の中で複数の国郡名が登場する話も多く、純粹な話数としては、上一七・上三〇・中三・下一九・下三五・

下三七・下三八の計七話となる。『靈異記』は、上中下巻計一一六縁からなり、一縁に二話を收める場合も数えると、説話実数は一二〇話である。うち七話十三例というのは全体の一割にも満たない数だが、山陰地方の一話二例（上九）や北陸地方の四話四例（中七・中一四・下一四・下一六）に比べれば、都との距離の割には多いほうである。九州地方は、対外関係の諸事を司る要所として、他の地方にはない独自の説話を生み出す素地があつたからだろうか。防人として赴任した男が妻に逢うため母の殺害を謀るという話（中三）は、この地方だからこそその話であろうし、唐から逃げてきた越智の直が筑紫に辿り着いた（上一七）というのも、諸外国との窓口としての九州地方の像が根底にあるのは確かである。しかし、この地方の説話として『靈異記』が最も多く收めるのは、いわゆる蘇生譚といわれる話型で、七話中三話（上三〇・下三五・下三七）となる。このことの意味を考えてみたい。

二 九州地方と蘇生譚

九州地方の蘇生譚二話のうち、最も不可思議な話は下三五である。

官の勢を假りて、非理に政を為し、惡報を得し縁

白壁の天皇のみ世に、筑紫の肥前國松浦郡の人、火君の氏、忽然に死して琰魔の國に至りき。時に王挾かむがふるに、死期に合はぬが故に更に敢へて返しき。還る時に見れば、大海の中に、釜の如き地獄有りき。其の中に黒き桴くひせの如き物有りて、涌き返り沈み、浮き出づ。火君に告げて言はく、「待て、物白さむ」といひて、即ち亦湧き返り沈み、一たび復たび浮きて言はく、「待て、物白さむ」といふ。是くの如きこと

三遍、四つの遍に言はく、「我は、是れ遠江国榛原郡の人、物部古丸なり。我、世に存りし時に、白米の綱丁として數年の年を経、百姓の物、非理に打ち徵りき。その罪報に由りて、今此の苦を受けたり。願はくは我が為に、法花經を写し奉らば、我が罪を脱されむ」といひき。火君見聞きて、黄泉より甦還り来て具に解し、大宰府に送る。府、解の状を得て、転して朝庭に解す。朝庭信とせぬが故に、大弁の官、彼の黄泉の事の状を取りて継ぎ累ね、二十年経たり。從四位上菅野朝臣真道、其の官の上に任じ、彼の状を見て、以て山部の天皇に奏す。天皇聞して、施皎僧頭を請けて、詔して言はく、「世間の衆生、地獄に至りて苦を受くること、二十余年経て、免されむや不や」とのたまふ。僧頭答へて曰さく、「苦を受くる始なり。何を以て爾あることを知るとなば、人間の百年を以て、地獄の一日一夜と為すが故に、免されずといふなり」とまうす。天皇聞して彈指したまひ、勅して使を遠江国に遣はし、古丸の行事を訪はしむ。方に得て問ふに、解の状の如し。異ならずして実なり。天皇信じ悲しげたまひ、延暦の十五年の三月の朔の七日に、始めて經師四人を召して、古麿が為に、法花經一部を写し奉らしむ。經の六万九千三百八十四文字に宛てて、知識を勸率し、皇太子・大臣・百官を挙げて、皆悉に其の知識に加へ入る。天皇、善珠大徳を勧請して、講師とし、施皎僧頭を請けて、読師とし、平城の宮の野寺に、大法会を備け、件の經を講読することを為し、贈りて彼の靈の苦を救ひたまひき。嗚呼鄙なるかな、古丸。狐の虎の皮を借る勢を用て、非理に政を為し、惡報を受くと者へり。因果を昧みぬ賤しき心の、太甚だしきなり。因果無きには非ぬなりけり。

下三五は、急死して琰魔の國へ行つたものの、まだ死ぬべき時ではないと追い返されて

しまつた男の話である。しかし、この話の主眼は男（火君）ではない。火君は、現世に戻る途中、海中の釜の地獄で責め苦を受けていた人に呼び止められる。その人は遠江国榛原郡の物部古丸と名乗り、生前に役人の職権を濫用して人民の財物を無理に徴収した罪の報いを受けていたため、滅罪のための写経をして欲しいと火君に頼んだ。火君は蘇生後、その旨を太宰府に上申し、太宰府は朝廷に報告したのだが、信じてもらえなかつた。しかし、その二〇年後、菅原真道がその解状を見て、天皇に奏上。勅命による現地調査の結果、古丸のために写経供養の大法会が催されたのであつた。

小泉道氏はこの話の特色として、①説話の舞台が九州・都・東国と広域にわたる点、②解状という実務上の資料を種とする点、③菅原真道・善珠など実在の人物の活躍、④下級一役人を救うための国をあげての大法会を挙げた。^{〔6〕}

二〇年来放置されていた解状を発見したのが、『続日本紀』の編纂者として知られている菅原真道であるなど、もし、実際にあつた出来事を元に成立した話であつたら非常に興味深い話なのだが、「延暦の十五年の三月の朔の七日」と日付まで明示してある大法会の記録は他には見られない。多田一臣氏は、「本話には、たしかに実在した人物が登場しはあるものの、むしろ不明な点ばかりが目につくのである。背後に何か隠された事情があるようと思えてならない」と述べる。^{〔7〕}

(6) 新潮古典文学集成付録「古代説話の流れ」
下三五

(7) ちくま学芸文庫下三五補説

本稿では下三五が事実譚か否かは問題としない。着目したいのは、この説話の舞台が、九州・都・東国と広域にわたっている点である。『靈異記』に蘇生譚はいくつかあるが、舞台が広域に渡る話は多くない。

『靈異記』全体における蘇生譚は、經典等からの引用を除けば左の十三例である。

『靈異記』に見られる蘇生譚（全十三例）

										『靈異記』に見られる蘇生譚（全十三例）
卷	話数	國郡名	話の概要							
①	上五	攝津国 難波	紀伊国名草郡の大伴氏の祖先に当たる大伴屋柄古が難波に住んでいた時、突然死んだ。天皇がその忠誠の功を偲ぶため、七日間遺体を留める勅をだしたところ、三日目に蘇生し、冥界で聖德太子に会い、妙徳菩薩に仙薬を貰つたという話を妻子に語つた。							
②	上三〇	豊前国 官子郡	亡妻の訴えで冥土に連行されたが、閻魔王庁で無罪となつた男が、亡父と面談などの地獄見学を行い生還した。							
③	中五	摂津国 東生郡	牛を殺して漢神を祭つていた摂津の富豪が急病になり死去したが、閻魔王庁にて、生前に放生した牡蠣の弁護を受け生還。蘇生後は三宝を信心して長寿を全うした。							
④	中七	河内国 安宿郡	教化僧行基が大僧正になつたことに対し、学匠智光が嫉妬して誹謗したところ、急病になつて死去。地獄で行基が往生後に住む金の宮を見て蘇生。蘇生後、行基の元に行つて懺悔をした。							
⑤	中一六	讃岐国 香川郡	主人夫婦の命に背き、耆嫗に布施しなかつた使人が、冥界に落ちて飢餓の報いを受けた後、放生の善行で蘇生した。							
⑥	中一九	河内国	読経の声が美しいと評判の女が、閻魔王に招致されその読経を披露。写経の化身にあつて蘇生したところ、市で以前災難にあって紛失した写経を人手。							
⑦	中二五	讃岐国 山田郡	冥土の鬼が、山田郡に住む布敷臣衣女の饗心を受け、同姓同名の鶴垂郡の女を召し出したが、閻魔王に見破られ、すでに体を焼かれ失つた鶴垂郡の衣女を山田郡の衣女の体に宿らせて蘇らせた。蘇生した新衣女は四親に孝養した。							
⑧	下九	大和国 鶴垂郡	山中で修行中の男が死去、冥土で妊娠中に死んだ罪で受刑中の妻に会い蘇生。蘇生後、亡妻に向向をした。							
⑨	下三一	信濃国 小県郡	不正貸付けと写経をして死んだ男が、その悪行により冥界で灼熱の銅鉄に焼かれたが、法華經書写の善行により蘇生。							
⑩	下三一	信濃国 菟田郡	写経を發願し出家したが寺の財物を無断使用した男が、檀家に殺され死亡。地獄で煮え							

丸山顯徳「冥界説話の分類と特色」『日本靈異記説話の研究』桜楓社、一九九二年

(11)	下二天	小県郡	湯に入れられるが、写経をし寺の物を弁償するため、生還が許され蘇生した。
(12)	下三五	讃岐国 美貴郡	牛半人の姿で蘇生、家族が罪報を償うため寄進をして、人々の貸し付けも帳消しにしたところ、再び死んだ。
(13)	下三七	肥前国 松浦郡	急死して冥界に行つた男が、生前に役人の職権を濫用して人民の財物を無理に徴収した罪で、地獄の釜の責め苦にあつて遠江国榛原郡物部古丸と面談し蘇生。太宰府に上申したところ、二〇年後朝廷に届き、古丸の写経供養が行われた。
	大和國 奈良京	急死した京の人、地獄で佐伯伊太知が苦を受けるのに会う。蘇生した京の人からそれを聞いた伊太知の妻は、夫の為に追善供養を行つた。	

蘇生譚を含む冥界関連説話に関しては、丸山顯徳氏の分類がある。⁽⁸⁾ 丸山氏は、罪を犯した者が冥界へ行きその償いをして蘇生するという話型を「冥土償罪型」、なんらかの理由で冥界へ行つた者が、そこで出会つた者に追善供養を依頼されて蘇生するという話型を「要請追善型」と名付けた。この二つが『靈異記』の蘇生譚の二大話型となる。

下三五はこのうちの要請追善型にあたる。この話型に分類されるのは、蘇生譚十三話中五話となるのだが、うち三話が九州地方の話となる。そして九州地方の蘇生譚は、この三話しかない。これら九州地方の蘇生譚の共通点は、主人公は死んで冥界に行くけれども自分は刑罰を受けず、他人が罪の報いで苦しむ様子を見て、蘇生後にそれを記録したという点である。また、下三五と下三七で主人公が冥界で会う人物は、生前何の関係もない赤の他人である。『靈異記』において、強い結びつきによる奇跡が語られるのは母子などの血縁者であり、そういった結びつきを超えたところで特異な力を發揮するのは仏道関係者で

(9) 上一〇・中一五・下一六など

ある。⁽⁹⁾ 下三五の物部古丸はわからないが、下三七の佐伯伊太知には妻という縁者がいた。血縁者でこそないが、赤の他人の一般人よりも妻のほうが、冥界の訪問者としてふさわしいのではないだろうか。事実、上三〇と下九は、亡妻の訴えにより夫が冥界に招致された話である。

「（）」で着目したいのが、下三七の冒頭である。

従四位上佐伯宿禰伊太知は、平城の宮に宇御めたまひし天皇のみ世の人なりき。
さへきのすくねいたち

時に京中の人に筑前に下り、病を得て忽ちに死にて、閻羅王の闕に至りき。

(10) 『日本靈異記』の冥界訪問譚は、上五・上三〇・中五・中七・中一六・中一九・中二五・下九・下一六・下二二・下二三・下二六・下三五・下三六・下三七の十五例である。

『日本靈異記』の冥界に関する論考としては、例えば守屋俊彦「金の宮—靈異記における他界」『甲南國文』一九、一九七二年、出雲路修「よみがへり」考—日本靈異記説話の世界』『国語國文』四九卷一
二号、一九八〇年、丸山顯徳「日本靈異記における冥界説話」『日本靈異記の世界』三弥井書店、一九八二年、入部正純「日本靈異記における冥界」『日本靈異記の思想』宝蔵館、一九八八年、永藤靖「日本靈異記」の冥府訪問譚—民俗社会の他界』『日本靈異記の新研究』新典社、一九九六年などがある。

三 日本古代の他界観と九州

仏教における他界というと、天上世界としての極楽と地下世界としての地獄がまず連想される。『靈異記』も、不幸の息子が母に孝養せずに悪死する上二三の末尾において所以に経に云はく、「不幸の衆生は、必ず地獄に墮ちむ。父母に孝養あれば、淨土に往生せむ」とのたまへり。

と、地獄と淨土（極楽）について述べている。しかし、他の例を見ていく限りでは、『靈

異記』において地獄と淨土が完全に対極におかれているとは言い難い。

例として、中七の他界描写部分をあげる。

……時に閻羅王の使一人來りて光師を召す。西に向ひて往く。見れば前路に金の樓閣たかどの有り。「是は何の宮ぞ」と問ふ。答へて曰はく、「葦原の国にして名に聞えたる智者、何の故にか知らざる。當に知れ、行基菩薩將に來り生れむ宮なり」といふ。其の門の左右に、神人二立ち、身に鉗鎧よろひを著、額に緋かずらの襷かずらを著けたり。使長跪ひざまづきて白して曰はく、「召しつ」とまうす。問ひて曰はく、「是は豊葦原の水穂の國に有る、所謂智光法師か」とのたまふ。智光答へて白さく、「唯然ただしかり」とまうす。即ち北の方を指して、「此の道より將て往け」と曰ふ。使に副ひて歩み前むときに、火を見ず、日の光に非ずして、甚だ熱き氣、身に当り面を灸る。極めて熱く悩むと謂も、心に近就かむと欲ひ、「何ぞ是く熱き」と問ふ。答ふ、「汝を煎らむが為の地獄の熱氣なり」といふ。往き前むときに極めて熱き鉄の柱立てり。使の日はく、「柱を抱け」といふ。光、就きて柱を抱けば、肉皆銷爛けただれ、唯骨環ほねくわりのみ存り。歴ること三日にして、使、弊ひえたる簾ははきを以て、其の柱を撫でて、「活きよ活きよ」と言へば、故の如くに身生きたり。又北を指して將て往く。先に倍勝りて熱き銅の柱立てり。極めて熱き柱にして、惡に引かれ、猶し就きて抱かむと欲ふ。言はく、「抱け」といふに、即ち就きて抱けば、身皆爛ただれ銷とく。逕ふること三日にして、先の如くに柱を撫でて、「活きよ活きよ」と言へば、故の如くに更に生く。又北を推して往く。甚だ熱き火の氣、雲霞うんかの如くにして、空より飛ぶ鳥、熱き氣に當りて落ち煎りる。「是は何處ぞ」と問ふ。「師を煎熬とよらむが為の阿鼻地獄なり」と答ふ。即ち至れば、師を執とへて焼き入れ焼き煎る。唯し鐘を打つ音

石田瑞麿『例文仏教語大辞典』小学館、
一九九七年

を聞く時のみ、冷めて乃ち憩ふ。巡ること三日にして、地獄の辺を叩きて、「活きよ
活きよ」と言へば、本の如くに復生く。更に將て還り来り、金の宮の門に至りて、先
の如くに白して言はく、「將て還り來つ」といふ。宮の門に在る一人告げて言はく、「師
を召す因縁は、葦原の国に有りて行基菩薩を誹謗る。其の罪を滅さむが為の故に、請
け召すらくのみ。彼の菩薩は葦原の國を化し已りて、此の宮に生れむとす。今し来ら
むとする時の故に、待ち候ふなり。慎、黄竈火物を食ふこと莫れ。今は忽に還れ」
といふ。使と俱に東に向ひて還り来る。

中七は、前掲した蘇生譚の表でいえば上三五などと同じ冥土償罪型にあたる。行基が大
僧正になつたことに対する嫉妬し誹謗した学匠智光が、冥界で行基が転生して住む予定の
金の宮を見せられ、阿鼻地獄で焼けた柱を抱くという報いを受けさせられたという話であ
る。

この話における他界の特徴は、水平的に並ぶ世界として描かれているという点である。

智光が閻羅王の使二人に連れられ西へ行くと「金の樓閣」があつた。これは行基が転生後
に住む宮だという。そこから北へ北へと進むと、そこは灼熱の柱が立つ阿鼻地獄である。
阿鼻地獄は、一般にいう地下奥深く続く八大地獄^(二)（等括地獄・黒縛地獄・衆合地獄・叫
喚地獄・大叫喚地獄・焦熱地獄・大焦熱地獄・阿鼻地獄）のうちひとつであるが、地下に
降りていく像は中七にはない。しかも現世と他界だけでなく、金の宮（淨土）と地獄まで
もが、水平的に並ぶ世界として描かれている。

こうした描写は、仏教以前の他界觀による影響が大きいだろう。

葦原処女が墓を見る歌一首

葦屋の 菅原処女の 八年児の 片生ひの時ゆ 小放りに 髪たくまでに並び居る 家に
も見えず 虚木綿の 隠りて居れば 見てしかといぶせむ時の 垣ほなす人の問ふ時
千沼壯士 菅原壯士の 廬屋焼き すすし競ひ 相よばひしける時は 焼き太刀の 手
かみ押しねり 白真弓 鞍取り負ひて 水に入り火にも入らむと 立ち向ひ 競ひし時に
我妹子が 母に語らく 委文たまき 賤しき我が故 ますらをの争ふ見れば 生けりと
も 逢ふべくあれや ししくしろ 黄泉に待たむと 隠り沼の 下延へ置きて うち嘆き
妹が去ぬれば 千沼壯士 その夜夢に見取り続き 追ひ行きければ 後れたる 菅原壯士
い 天仰ぎ 叫びおらび 地を踏み きかみたけびても ころ男に 負けてはあらじと 懸
け佩きの 小大刀取り佩き ところづら 尋め行きければ 親族どちい行き集り 永
き代に 標にせむと 遠き代に 語り継がむと 処女墓 中に造り置き 壮士墓 このも
かのもに 造り置ける 故縁聞きて 知らねども 新喪のごとも 音泣きつるかも

(12) 『万葉集』の訓読は新編日本古典文学全集

に依る。

二人の男に愛され、どちらも選べなかつた女は、「黄泉に待たむ」と死んだ。仏教以前の古代日本において、死者が赴く世界は、「黄泉」であつた。

『古事記』は、火の神を産んで死んだイザナミ神を慕い「黄泉国」を訪問するイザナギ神の話を語るが、死者の国である「黄泉国」と、現世「葦原中国」を結ぶのは「黄泉比良坂」という道である。坂というくらいだからある程度の傾斜はあると考えられるが、日本神話における冥界は、現世から歩いて行くことも可能な、水平的に位置する場所であつたといえる。

日本神話の黄泉の国については、松前建氏が次のように述べている。⁽¹³⁾

(13) 松前建「冥界訪問譚とイニシエーション」
『日本神話の形成』 城書房、一九七〇年

イザナミの黄泉国が、八雷神（蛇形と考えられたらしい）や黄泉醜女などが満ち、疫病や汚穢の源泉地としての暗黒の冥府と化したのは、比較的に後世的な產物であろう。七、八世紀の頃、大陸との交通により、諸種の疫種の疫病が外地から流れ込んで流行し、また社会の複雑化に伴い、政治上の変動から生じた、幾多の失脚者の憤死ないし犠牲者の排出等により、人心が不安となつて、各地の死靈や疫神を鎮める行事が行われはじめてから、従来の素朴な他界観は一変し、黄泉国は、陰惨な惡靈・疫鬼の跳梁する暗黒の地とされてしまったのであろう。

『古事記』はオオナムチがスセリビメを求めて行つた「根堅州国」も、同じく「黄泉平良坂」を通つて行く地とする。よつて、「根堅州国」と「黄泉国」は同一のものと理解されているが、そちらに穢れや暗さはない。スサノオが支配する「根堅州国」が古代日本における一般的な冥界の像であるとすれば、中七において、地獄と金の宮（淨土）が水平的に並ぶ世界として語られていることも領けるだろう。

また、『靈異記』中七には、現世へ戻る智光に閻羅王の使いが「慎、^{よもつへもの}黄竈火物を食ふこと莫れ」と言う場面がある。これは『古事記』で、迎えに来たイザナギ神に対し、イザナミ神が「悔しきかも、速くは来ねば、吾は^{よもつへぐひ}黄泉戸喫^(エ)を為つ」と言つた言葉に対応する。「黄泉国」の火で炊いた食物を食べてしまうと、その住人になつてしまふのである。だから蘇生する智光は決して「黄竈火物」を食べてはならない。

仏教以前の古代日本においての他界は、「黄泉国」「根堅州国」以外にも、海の彼方にあるとされる「常世国」や、天津神の住む場所としての「高天原」がある。「高天原」は、それ以外の他界が水平的に幻想されたのに対し、国生みの二柱の神が矛を下ろして島を作

るなど、天上世界として垂直的に幻想されている。

その天上世界である「高天原」から天孫が降り立つたのが、「日向の高千穂」で、『古事記』では「竺紫の日向の高千穂の久士流多氣」、『日本書紀』では「日向の襲の高千穂峰」に天降つたとある。場所は、宮崎県の都城市の高千穂峰であるとも、西臼杵郡の高千穂町であるともいわれる。『日向國風土記』や『宇佐八幡御神託集』は、古くは、阿蘇外輪山までを含む、祖母岳（宮崎・熊本・大分県の境）山麓一帯全部を高千穂と呼んだと伝える。ともかく、どこであるにせよ南九州であることによりはなく、日本古代において九州地方とは、天孫が降臨した始原の地なのである。

しかしながら、中央政府にとつての九州地方はつねに、まつろわぬ者のいる征服すべき地であった。景行天皇の皇子である小碓命おうすのみことが、女装しクマソタケル兄弟の寝所に忍び込み、これらを討ち、その際にヤマトタケルの名を弟タケルより献上されたという『古事記』の話が有名であるが、『日本書紀』は、それに加え、ヤマトタケルに先立つ景行天皇自身の征討伝説も記す。その後、仲哀天皇、神宮皇后も征討を行うが、六世紀の磐井の乱、八世紀の隼人の乱など、南九州地方と中央政府との確執は絶えなかつた。中央政府にとつて九州地方は、始原の地でありながらも征服すべき地だったのである。

この二面性はある意味当然のことで、天孫が降り立つた聖なる地は、他界と現世との境界であり非常に不安定な場所でもある。畏れが恐れに変わり、不思議なものが跋扈する地としての像を持つようになったとしてもおかしくない。

ここでもう一度、『靈異記』の九州地方関連話に戻つて考えてみたい。『靈異記』に見られる九州地方関連話は、七話十三例と、けして多くない。しかしその中にもいくつか特徴

があり、①個々の国名で見られるのは豊前・筑前・肥前・肥後の四国だけであり、九州地方の中でも北の方に偏っていること、②七話中三話が蘇生譚であり、しかもそれはすべて死んで冥界に行くけれども自分は刑罰を受けず、他人が罪の報いで苦しむ様子を見て、蘇生後にそれを記録したという話型であること、③蘇生譚中二話は、生前面識のない赤の他人に追善供養を頼まれていることなどが挙げられる。

このうち①に関しては、比較的簡単に説明がつく。天孫降臨の地である日向も、記紀で繰り返し述べられるまつろわぬ者——熊曾や土蜘蛛や隼人の本拠地も、南九州である。大宰府のある北九州地方は中央政府からの統制をある程度受けていて、その近辺の説話も大宰府からのルートに乗り、都へ届きやすかつたのであろう。

ただ、大宰府付近であれば中央政府が完全に掌握できていたかということとそうでなく、『日本書紀』は、大宰府のある筑前国の朝倉山に鬼が出たという話を伝えている。

秋七月の甲牛の朔にして丁巳に、天皇、朝倉宮に崩りましぬ。

八月の甲子の朔に、皇子、天皇の喪を奉徒りて、還りて磐瀬宮に至る。是の夕に、朝倉山の上に、鬼有りて大笠を著て、喪の儀を臨み視る。衆、皆嗟怪ぶ。

〔『日本書紀』齊明天皇七年（六六一年）七月丁巳（二十四日）条〕

齊明天皇の葬儀を、山の上から大笠をかぶった鬼がじっと見ていたという。この鬼が再び登場することはなく、衆人がみな不思議に思つたというだけの記事である。北九州地方は、南九州地方という都人にとっての他界に隣接する、秩序と混沌の境界である。確かにこの世の一部であるが、同時に他界との境界であるからこそ、人々はそこで靈異を体験してしまうのである。

①は、この北九州地方の境界性から理解できるのではないか。下三五の火君は、「死期に合はぬ」と還された。下三七は、なぜ生還できたのかその理由がまったく述べられないまま、地獄巡りの様子だけが語られる。同じ要請追善型の蘇生譚でいうと、生前に夢で地獄のさまを見、半人半牛の姿で一時的に蘇生する下二十六だけは特異であるが、それ以外の上三〇と下九は、冥界に呼ばれた理由と生還する理由が明確に示されている。冥土償罪型の蘇生譚は、罪を償うために一時的に冥界に呼ばれるという話型なので、冥界に呼ばれた理由と生還する理由ははじめから自明である。また、その他の蘇生譚も招致と生還の理由は明確である。これはある意味当然のことで、人は一度死んだら生き返ることは出来ない。その常識を覆すのが蘇生譚という話型だが、それには聞き手が蘇生を納得する理由が必要となる。

しかし、その中で下三五と下三七だけが、理由もなく冥界に迷いこんでしまっている。償うべき罪もなければ、自分を冥界に招いたものもいない。だから、下三五と下三七は、赤の他人が罪の報いで苦しむ様子を見て、蘇生後にそれを記録したという話型になる。

下三五の火君は九州地方の人であるが、下三七の主人公は京の人である。それが筑前に来たら急死して、冥界を訪問したのちに生還したなどという話が不思議がられながらもなぜ受け入れられたのか。これは、北九州地方が都の人々にとつて境界的な像を持つ地であったからこそ成立し、語られた話なのである。

むすび

以上、『靈異記』における九州地方の説話七話中三話が蘇生譚であることに着目し、日

本古代の九州地方の像を考察していった。九州地方は、大宰府を中心とし、中央政府からの統制をある程度受け入れている北九州地方と、天孫降臨や、熊曾・土蜘蛛といったまつわぬ者との神話を抱え込み、この世での他界の像をもつ南九州地方と、二つにわけて考えることが出来るわけだが、小稿の結論としては、日本古来の水平的な他界観のなかで、九州地方は他界あるいはその境界的な像を強く持たされていたようだ、ということになる。

説話集である『靈異記』が、『古事記』などの神話と違うのは、生きた人間はそのままでは冥界へは行けないということである。だからこそ夢で見たり、一度死んで他界へ行ってまた戻つてくる蘇生譚という形になる。通常、蘇生譚における主人公は冥界へ行くべき理由があつて行き、しかるべき理由があつて生還するわけだが、他界との境があいまいな九州地方においては、明確な理由もないままうっかり冥界に行つてしまふという（下三五・下三七）。そういうことも起こりうる地だと認識されていていたということだろう。本論部分では触れなかつたが、古代における九州地方の呼称は、「竺紫」以外にも「西海道」がある。西海道は、都から西の海へ向かう道である。日本古来の水平的な他界観だけでなく、西方浄土という仏教における西への幻想も、奇妙な蘇生譚が九州地方の説話として収められる理由のひとつであるかもしれない。

最後に、他界との境界の地という観点から、蘇生譚以外の九州地方の説話の新たな見方の可能性を提示してむすびとする。

惡逆の子の、妻めぐを愛めぐみて母を殺さむと謀はがり、現報に悪死かがふを被りし縁
吉志きし火麻呂ひまろは、武藏国多麻郡鴨むさしのくにたまこのこほりの里の人なりき。火麻呂の母は、日下部真劍くさかべのまとじなり

き。聖武天皇の御世に、火麻呂、大伴名姓分明ならず。に、筑紫の前守に点されて、応
に三年経むとす。母は子に隨ひて往きて相節ひ養しき。其の婦は國に留りて家を守る。
時に火麻呂、己が妻に離れ去きて、妻の愛に昇へずして逆なる謀を發し、我
が母を殺し、其の喪に遭ひて服ひ、役を免れて還り、妻と俱に居むと思へり。母の
自性、善を行ふを心とす。子、母に語りて言はく、「東の方の山の中に、七日法花經
を説き奉る大会有りなり。率、母よ、聞きたまへ」といふ。母、欺かれ、經を聞かむ
と念ひ、心を發し、湯に洗ひ身を淨め、俱に山の中に至りき。子、牛のごとき目を以
て母を眺みて言はく、「汝、地長跪け」といふ。母、子の面を瞻りて答へて曰はく、
「何の故にか然言ふ。若しは、汝、鬼に託へるにや」といふ。子、横刀を抜きて母を殺
らむとす。母、即ち子の前に長跪きて言はく、「木を殖ゑむ志は、彼の菓を得、並
ら其の影に隠れむが為なり。子を養はむ志は、子の力を得、并ら子の養を得、被ら
むが為なり。尙みし樹の雨漏るが如くに、何ぞ吾が子の思ひしに違ひて今異しき心の
在る」といふ。子遂に聽かず。時に母侘傺びて、身に著たる衣を脱ぎて二処に置き、
子の前に長跪き、遺言して言はく、「我が為に詠ひ裏め。以ふに、一つの衣は、我が兄
の男、汝、得む。一つの衣は、我が中の男に贈り貯はむ。一つの衣は、我が弟の男
に贈り貯はむ」といふ。逆なる子、歩み前みて、母の項を殺らむとするに、地
裂けて陥る。母即ち起きて前み、陥る子の髪を抱き、天を仰ぎて哭きて、願はくは、
「吾が子は物に託ひて事を為せり。実の現し心には非ず。願はくは罪を免し貯へ」といふ。猶し髪を取りて子を留むれども、子終に陥る。慈母、髪を持ちて家に帰り、
子の為に法事を備け、其の髪を管に入れ、仏像のみ前に置きて、謹みて諷誦を請ふ。

母の慈^{あはれみ}は深し。深きが故に悪逆の子にすら哀愍^{かなしひ}の心を垂れて、其れが為に善を修しき。誠に知る、不孝の罪報^{はなは}は甚^{あら}だ近し。悪逆の罪は彼の報無^{あら}きには非ずといふことを。

中三である。防人として九州地方に赴任した武藏国の吉志火麻呂が、妻に逢うため母の殺害を謀るが、刀を振り下ろそうとした瞬間、大地が裂けたという。

西の辺境の防備をわざわざ東国の兵士にさせる防人制度は、異界のものをもつて異界のものを退けるという、天皇行幸の際の隼人の先触れと同じような役割を、東国の兵士に期待したためであろうが、国家の制度により故郷から引き離された末の悲劇という、この地方ならではの話といえる。

大地の裂け目へ陥るというモチーフに関しては、寺川真知夫氏が、『雑宝蔵教』「婦女厭ひて出家を欲ふ縁」との関連を指摘しているが、これは生きながらにして地獄に墮ちた話ではないだろうか。

『靈異記』は上二七や中一〇など、現世で生きながらにして自分にしか見えない炎に焼かれる話を收める。この炎は、地獄の炎が現世に出現したものであり、悪行の報いはすぐにならわれるという『靈異記』の思想の証明になつてゐる。本論で述べたように、日本の他界は基本的に水平上に位置し、『靈異記』においてもそれは受け継がれている。水平上というその近^{ちか}さが、上二七や中十といった、現世に地獄があらわれるという話を生み出す素地になつてゐると考えられるのだが、十世紀末に比叡山の源信によつて書かれた『往生要集』においては、地獄は現世とも極楽とも完全に切り離された地下奥深く続く暗黒世界として描かれている。その断絶が気になつていたのだが、九州地方が冥界に非常に近い地

であるという像を持つことに気づいてからは、中三は、地続きであるという日本古来の他界觀が色濃く出てはいるもの、仏教の地下世界としての地獄像の極めて初期の例ではないかと考えるようになつた。あくまで可能性のひとつではあるが、九州地方が他界との境界としての像を強く持つていたことの一つの例証として考えてみたい。

第三節 『靈異記』に見られる野・山・河・海

はじめに

古代の空間認識の基本的な構図は、集落があり、その周縁に山野や海があるというものである。人が生きていく空間としての村や里は、農耕社会を基本として描かれる。

このことは、記紀神話において穀物（特に稻）が重視されることと密接な繋がりを持つ。その傾向が特に顕著なのは『日本書紀』で、「飢うる時に児を生みたまひ」と、食物神として伊弉冉尊が最初に産んだ子は「倉稻魂命」という稻の神靈である。「海神等」「山神等」はその後に登場する。また、保食神という食物神の屍体から食物が生成したという食物起源神話では、屍体から生じた牛・馬・粟・繭・稗・稻・麦・大豆・小豆を献上したところ、

時に天照大神喜びて 曰はく 「是の物は、顕見蒼生の食ひて活くべきものなり」と
のたまひ、乃ち粟・稗・麦・豆を以ちて 陸田種子とし、稻を以ちて 水田種子と
したまふ。又因りて 天邑君あまのむらきみを定む。即ち其の稻種を以ちて、始めて 天狭田あまのさだと長田ながた
とに殖う。⁽¹⁾

(1) 以下、『日本書紀』の訓読は新編日本古典文
学全集に依る。

(2) 大氣都比売の神話（『古事記』）や、餅の的
の話（『豊後国風土記』）など。

と、穀物をこの世に生きる人民が食べて生活すべきものと定め、さらに稻を別格の扱いとしている。『古事記』『風土記』もこれほどには明白ではないものの穀物を重要な位置に置いて描いており、⁽²⁾国家（天皇）を中心とした農耕を社会の基本とする価値観の現れと考えていいだろう。

では、村や里といった人が生きていく空間の外、つまり人の生活を囲む空間である野山や海は古代どのような像を持っていたのだろうか。平安時代初期に成立した最古の仏教説話集である『靈異記』から考えていいたい。

一 『靈異記』に見られる野・山・河・海①

左は、『靈異記』に見られる野・山・河・海の例を整理したものである。この表は本文中に「野」「山」「河」「海」と明記されているもののうち、現世における例に限定してまとめてある。よって、冥界における例（上五の「黄金の山」、上三〇の「大河」など）や、比喩や歌謡の中でそれらの語が使われている例（上序「磁石の鉄山を挙して鉄を嘘フヨリモ過ぎたり」や、上四「鷦の富の小川は絶え巴こそ…」など）は除外した。また、上四と上一八に「大和（大倭）國の葛木」と見え、これは金剛山地を指すと考えられるが、本稿では「山」なら「山」と明記されていること——言い換えれば説話の舞台が「山」であると明確に意識されていることを重視したいと考えているため、地名からそこが山地であるとか川の流域であるとか推定するような例は本表には含めていない。

『靈異記』における山野と海			
卷	話数	概要	備考
「野」	：三話		
上一	曠野で出会つた美しい女性（狐）を妻とし子をなす（異類婚姻譚）		
上一三	「風声なる行」を好む女、野草を摘む生活の中で仙草を食べ飛天	採集（菜）	
上一六	慈悲のない男が、皮を剥いだ兎を放つ（後、悪死の報）	兎	
「山」	：三十八例（下一是二例を収める）		

										上序
										天皇の事績の例として仁徳天皇の国見の故事を挙げる（代々の天皇、或いは高き山の頂に登りて悲を起し）
										聖徳太子の命で守部山に乞食（隠人の聖）の墓を作る
										但馬国七美郡の山里の人の女の赤子が鷺に攫われる
										高麗の学生道登とその供、奈良山の渓で髑髏を発見（枯骨報恩譚）
										不孝の子が母の嘆きを聞いた後に山に入り迷い、狂う
										百濟の禪師多羅常、法器山寺で病人を看護する際、奇瑞を見せる
										役優婆塞、山中で修行し、鬼神に金峰山と葛城山に橋を掛けるよう命令し修行
										たり、飛行したりできる験力を得る。又、道照法師が新羅の山中で虎に法華經を講じた際、虎の中に役優婆塞の姿を発見。
										御手代東人、吉野山で修行して福德を祈願
										聖武天皇、群臣とともに大和国添上郡山村の山で狩り
										練行の沙弥尼、平群の山寺に止住し、絵の仏像を作る
										吉志火麻呂、東の山の中で大法会が有ると言つて母を山中に誘い出し、殺そうとする（後、悪死の報）
										行基、生駒山で死去
										置染鯛女、山で菜を摘んでいる時に蛙を飲む蛇と遭遇し、蛇が蛙を放つ代わりにその妻となることを約束。鯛女が生駒の山寺に止住する行基の元を訪れた帰途、老人から蟹を買い取り放生（後、蟹に助けられ、蛇の妻となることを免れる）
										山に入つて薪を拾つていた人、鳥の卵を煮て食つていた人が悪死の報いを受ける様を目撃
										女人、山川の蟹を食おうとする村童から買い取つて放生。山に入った時に、蛙を飲む蛇と遭遇し、蛇が蛙を放つ代わりにその妻となることを約束（後、
中一二	中一〇	中八	中七	中六	中五	中三	上三二	上三一	上二六	上二三
蛙	放生（蟹）	採集（薪）	放生（蟹）	採集（菜）	山寺止住	山寺止住	狩り（鹿）	修行	山寺止住	髑髏

中二七	中二六	中一二	中四	中一	上六	下二九	下三九	下二五
孫娘をからかつて怪力でこらしめられる。	道場法師の孫娘が河津で衣を洗つていたところに船で通りがかった商人、	牛飼いの少年、山川で蟹を探る（後、それを女人が買い取り放生した結果、	道場法師の孫娘、少川の市で船荷を強奪していた狐の子孫を怪力でこらしめる	高麗の学生道登とその供、奈良山の渓で髑髏を発見（枯骨報恩譚）	留学僧として渡った行善が、高麗の滅亡で流浪した際、河辺で橋が落ちて困つていたのを船に乗つた老翁に救われる	漂流して生還した漁師紀臣馬養、発心し山に入つて修行	大安寺の僧恵勝、御上の嶺に陀我の大神の神の社のそばにある堂に止住（陀我の大神と名乗る猿が読誦を依頼）	下二四
沙弥信行、弥氣の山の室堂の塑像が呻くのを聞く	肉団を産んだ夫婦、山の石の中に埋める（後に肉団開き、その中から出てきた女子は成長して舍利菩薩と尊崇される）	女人、麻殖の苑山寺で法華経を書き	大人寺の僧恵勝、御上の嶺に陀我の大神の神の社のそばにある堂に止住（陀我の大神と名乗る猿が読誦を依頼）	下二〇	河（川・渓含む）：九例	下二五	下二四	下二一〇
優婆塞小野庭麿、山を展転りて修行	山堂止住	山堂止住	山堂止住	山堂止住	橋	橋	橋	橋
修集（葛）	山堂止住	山堂止住	山堂止住	山堂止住	修集（葛）	修集（薪）	修集（薪）	修集（薪）

中三九	僧、大井河の砂の中から声がするのを聞き、耳の欠けた薬師仏を掘り出して修復し、供養する	下二五	下六	下四	中二四	中一六	上二八	上一七
海：十二例	熊野の河上の山で舟を造る熊野の人、山中で死後も舌朽ちず経を読む禅師の髑髏を発見	上五	大部屋栖野古、樂器あるいは雷のような音と光を伴い漂着した楠で仏像を造る（吉野竊寺の仏像縁起）	上七	百濟の禅師弘済を招請して建立した三谷寺の縁起。弘済が本尊仏を造るため上京した帰途、海辺の人が亀を売っていたため人に放生させた。その後、海賊の危難に遭うが亀に命を救われ、海辺に住み、人々の教化に努めた。	渡海	放生（亀）	渡海
	舟人に救出される		衰弱し魚食を所望する師のために弟子が紀伊国の大井河で鮎を購入		聖武天皇、長屋親王の骨を焼き碎いて川に流し、海に捨てさせる（後、土佐で死者が続出し祀り直される）	渡海	放生（牡蛎）	渡海
漁師	網を使って漁をする漁師二人、大雨で海を漂流するが無事生還し、発心	下六	楳磐嶋、大安寺の修多羅分の錢を借りて越前の都魯鹿の津で交易	中一六	爺婆への布施を嫌つた使人、友人とともに釣りをして、友人から牡蛎を買かい取り放生し、冥界から蘇生	渡海	造舟	髑髏
	永興禅師、熊野に住み、海辺の人を教化	下四	舅の僧に金を借りた婿が舅を海に投げ入れるが、舅は海が割れて命拾いし、舟人に救出される	中二四	下一	下六	下二五	中三九

下三三一	網を使って漁をする漁師九人、大風が吹き溺れ死んだが呉原忌寸名妹丸だ けは妙見菩薩に祈願し生還。後、発心	漁師	発心
------	--	----	----

説話内容に深く関わっている場合もあればそうでない場合もあるが、単純に用例数だけ見ると、「山」が三十八例と最も多く、「海」の十二例、「河」の九例と続く。「野」は最も少なく三例で、『靈異記』の中では「野」という場所はそれほど重視されていないようだ。ただ、上一三は野の呪力をそこに生えた草を食することで身につけるという春菜摘みの像が透けて見えるし、上二は狐妻という異類と出会う場所として「野」が設定されている。里や村といった人間が日常生活を送る場とはやはり一線を画しているといえるだろう。では、それ以外の「山」「河」「海」はどのような像を持っているのだろうか。

二 『靈異記』に見られる野・山・河・海②

「山」「河」「海」すべての語が説話内に登場する話が一話だけある。下一である。本話は二話で構成されており、以下に引用するのは前半の話にあたる。後略した部分には、贊と吉野の金峯山の読經する骸骨の話が続く。

法花經を憶持せし者の舌、曝りたる髑體の中に著きて朽ちずありし縁
諾樂の宮に大八洲國御宇めたまひし帝姫阿倍の天皇の御代に、紀伊国牟婁郡熊
野の村に、永興禪師といふひと有りき。海辺の人を化しき。時の人其の行を貴ぶ。故
に美めて菩薩と称ひき。天皇の城より南に有るが故に、号けて南菩薩と曰ひき。
爾そ

の時に一の禪師有りて、菩薩の所に來り之く。持てる物は。法花經一部、字は細少に書き、巻数を減じて一巻と成して持てり。白銅の水瓶一口、繩床一足なり。僧常に法華大乗を誦持し、之を以て宗とせり。一年余を歴へて、別れ去らむと思ひ、禪師を敬礼し、繩床を施し奉りて、語りて曰はく、「今は罷り退き、山に居らむと欲ふ。伊勢國に踰えむ」といふ。禪師聞きて、糲ノ干飯の繩ヒたる二斗、之を以て師に施し、優婆塞を二人副へ、共に遣りて見送らしむ。是の禪師、一日の道を送られて、法花經と并せて鉢、干飯の粉等を優婆塞に与へ、此れより還らしめ、唯麻の繩二十尋、水瓶一口を以て別れ去き。二年を逕送りて、熊野の村の人、熊野の河上の山に至り、樹を伐リテ船を作る。聞けば音有りて、法花經を誦ぜり。日を累ね月を逕て、猶し読みで止まず。船を造る人、經を読む音を聞きて、発心して貴び、自分が分の糧ヲ擎げて、以て之を推ネ求むれば、形色を瞰みず。故に、還りて居るに、經を読む音、先の如く息まざりき。後に半年を歴て、船を引かむが為に、人山に入りぬ。聞けば經を読む音、猶し止まず。怪しごて禪師に白す。禪師怪しごて往きて聞くに、實に有り。尋ね求めて見れば、一つの屍骨有りき。麻の繩を以て二つの足に繋ぎ、巖に懸かり身を投げて死せり。骨の側に水瓶有り。乃ち知りぬ、別れ去きし禪師なることを。永興見て、悲しごて還る。然して三年歴て、山人告げて云はく。「經を読む音、常の如く止まず」といふ。永興復往きて、其の骨を取らむとして、髑髏を見れば、三年に至るも、其の舌腐らず。宛然ニ生ニシテ有り。諒に知る、大乘不思議の力にして、經を誦じ、功を積みし驗徳なることを。……

称徳天皇代の高僧永興のもとへ一人の法華持經者がやつて来て、一年余り滯在していた

が「山」に入るといつて去つていった。二年後、「熊野の河上」（熊野川上流）の「山」で船を造つてゐる人が経を読む声を聞き、さらにその半年後も聞こえてくるため尋ね求めると、法華持経者の遺骸が見つかつた、という話で、さらにその三年後も経を読む声が続いているため永興が遺骨を拾おうとすると、髑髏の舌が腐らず生前のままであつたという。

『靈異記』の「山」「河」「海」を考える上でこの話は非常に象徴的である。まず「海」であるが、永興は紀伊国熊野で「海辺の人を化しき」——海辺の人々を教化していたといふ。海辺の人々を教化するというのは上七にも見え、また、下二五と下三二は漁師が海難に遭い発心するという話である。本書において「海」というのは教化の問題と深く関わる場所であるといえるだらう。

次に「山」であるが、「山に居らむと欲ふ」と述べて去つた法華持経者が熊野の山の中で「麻の縄を以て二つの足に繋ぎ、巖に懸かり身を投げて死せり」と言う状態で発見されていることから、捨身行も含めた苛烈な山岳修行が想定される。この上一を含め、先ほど挙げた表の「山」三十八例のうち八例に山岳修行と考えられる描写が存在する。また、山寺に止住する仏道修行者の話あるいは山寺を舞台とする話も十四例あり、それらを合わせると『靈異記』における「山」はその過半が仏道修行の場としてあるといえる。

最後に「河」であるが、下一における「河」は、船を造る村人を介して「山」と村を繋ぐ役割を果たしている。また、その他の「河」の例のうち、上六・中二十六が橋が重要な話の要素となつてゐること、中四・中一七が交易を背景にしていることも考えあわせると、「河」は山と村、彼岸と此岸、ある地からある地という二点間を結ぶという像がある。つまり異郷との通路としての像である。三輪の大物主神が丹塗矢に変じ、川を下つて川屋で

用を足していた勢夜陀多良比売と通じたという『古事記』神武天皇条の三輪山神婚説話を重ねればわかりやすいだろう。

「河」が通路として結ぶ異郷は「山」である。下一もそうだが、上一二において高麗の学生道登とその供が髑髏を発見するのも「奈良山の渓」である。水源が山中にある以上、「河」と「山」とは容易に結びつく。さきほど、『靈異記』における「山」は仏道修行の場としての像が強いと述べ、それは実際に空海などの平安新仏教へとも繋がっていく概念でもあるが、その背景には異郷としての「山」の像がある。

『靈異記』における「山」の最初の例は、上序に見られる仁徳天皇の国見の故事である。天皇は山に登つて国見を行つた。なぜ山かといふと山は靈威に充ち満ちた場所だからである。古橋信孝氏は、『万葉集』卷六・九一三歌において国見をする吉野山が「み吉野の真木立つ山」と歌われていることから、「真木とは靈威に溢れた木、神の依り憑く木のことである。そういう木のあるのが山だった」とし

神が降臨する木の立つてゐるような場所は特殊な場合以外は近づいてはいけない。そういうめつたに人の行かない場所を行くのが旅の山道である。「真木立つ山」といういい方が定型的であるということは、山が真木の立つものであつたことを示す。神の降臨する木の立つてゐるような場所が山だった。つまり山は異郷だった。⁽³⁾

と、山が異郷であることを表現の側から証明している。異郷である山には獸や神が棲む。「陀我の大神」と名乗る白猿が棲むのも「御上の嶺」(三上山)の社である(下二四)。また、娘が山で出会つた蛇と結婚の約束をする(中八、中一二)のも、莘環型の三輪山神婚伝承の影を透かし見ることができる。その他、埋めた肉団の中から後に舍利菩薩と呼ばれ

るようになる女兒が生まれた（下一九）というのも、山の靈威と関連すると考えて問題ないだろう。山を異郷とする觀念は、古代の他の文献と同じように『靈異記』にも通底する。そしてそれをふまえた上で本書は、仏道修行者たちがその靈威を取り込み驗力を得るために修行の場として「山」を描いたのである。また、山寺に住む仏道修行者たちはさまざまな奇跡を起こすが、その奇跡の源となる驗力は山で得たものであるから、彼らが止住する寺は単なる「寺」ではなく「山寺」と呼称される必要があつた。

一方、「河」が流れ込む先である「海」はどうだろうか。記紀神話などにおいて海が異郷として幻想されたことは疑いない。『古事記』の海幸山幸がわかりやすいが、山の反対には海が置かれた。『靈異記』では最初の例こそ、不思議な音と光を伴い漂着した靈木で仏像を造つたところ人々の信心帰依を集めた（上五）という、異国から伝来してきた仏教を海を漂い漂着した靈木に象徴させて説話化したような話であるが、それ以外の例を見ると一見、「山」よりも異郷としての像は薄いように見える。確かに『靈異記』において海の向こうにあるのは、記紀神話にみられるような常世の國ではなく、百濟や唐、土佐といった具体的な地である。しかし、それら海を越えた現実の地には異郷の幻想が重ね合わされており、⁽⁴⁾ 渡来僧の不可思議な驗力（上二六など）も考え合わせると、やはり『靈異記』における「海」も「山」と対となすような異郷の像を持つ空間であると考えるべきだろう。「」（『武藏大学総合研究所紀要』一八号、二〇〇九年六月）

本章第一、二節として収載

(4) 拙稿「古代の四国—『日本靈異記』説話を

中心に—」（『日本文学風土学会紀事』三

〇・三一合併号、一〇〇七年六月）、同「古

代の九州—『日本靈異記』説話を中心に

—」（『武藏大学総合研究所紀要』一八号、

二〇〇九年六月）

三 『靈異記』における動物殺生とその応報

(5)

「橘諸樂麻呂の奴」を諸樂麻呂をののしつたいい方とする解釈もあるが、『日本靈異記』以前にそのような用例はない。本稿では諸樂麻呂の従者の意としてとる。ただし、鷹狩りが従者の行動としてふさわしいかどうかということと、獲物として狐を獲るのかということに疑問は残る。あるいは諸樂麻呂の鷹狩りに随伴した従者が、狩りとは別に狐の子を捕らえたといふことなのかもしれない。

				『靈異記』における動物殺生 十四例			
				分類	卷話数	殺した人	対象
				狩獵	上三三一	(聖武天皇)	鹿
				中四〇	橘諸樂麻呂 の奴 <small>やつこ</small> (従者)	狐	獵
下二三一 妹丸	吳原忌寸名	下二五 麿	上二一 漁夫	下三九	嵯峨天皇	子を殺される	備考
魚	魚	魚	魚			鷹狩りに行き、獲物の狐の子を串刺しにしたところ、母狐が報復	
転覆 <small>(立願して生還)</small>	漂流 <small>(生還後、寺に残り僧に仕える)</small>	漂流 <small>(生還後、寺に残り僧に仕える)</small>	見えない炎に焼かれ			嵯峨天皇が狩猟を好んだことに対する聖君問答	
			幼少から網を使って漁			万倍に雇用されて網を使って漁	
			万倍に雇用されて網を使って漁			万倍に雇用されて網を使って漁	

『靈異記』において、「山」と「海」は同じように異郷の像を持つにも関わらず、「山」はその靈威を取り込むための修行の場として描かれ、「海」は教化の対象の場として描かれる。この差異を考えるためにあたり示唆を与えてくれるのは、それぞれに見られる動物殺生に関する話である。

以下は『靈異記』における動物殺生を、狩猟・漁撈・その他に分類したものである。なお、狩猟はいわゆる狩り——獵具を用いていると考えられる場合のみに限定した。

狩獵は天皇・貴族の狩りで、場所の明記がある上三二一と中四〇では「山」で行われている。山における殺生として狩獵があるといえるだろう。それに対しても漁撈の例は、下二五と下三二一は「海」の話、また、上二一は本文中に「海」の語こそ見られないが、播磨国飫磨郡（現在の兵庫県飫磨郡、瀬戸内海に面している）に住む漁夫の話であり、下二五と同じく網を使って漁をしたという記述があるので、おそらく海の漁と考えていい。すると、狩獵が「山」における殺生であるのに対し、漁撈は「海」における殺生を象徴しているといえる。

仏教には殺生戒がある。殺生を犯したらそれは破戒である。にも関わらず、右の例を通覧するとその結果に差があることがわかる。例外も存在するが大別すると、悪死の報いを受ける場合と（上一六・上三〇・中五・中一〇・下序・下二・下三二）の名妹丸以外の漁人）、悪報は受けるが死までは至らない場合（上一一・上二一・上三二・下二五・下三二の名妹丸）と、全く報いを受けない場合（上三一・下三九）に分けることができる。『靈異記』は上序において「善惡の状を呈すにあらずは、何を以てか曲執を直して是非を定めむ。因果の報を示すにあらずは、何に由りてか、悪心を改めて善道を修めむ」と、因果応報による善惡の報いのさまを明らかにすることの重要性を述べている。本書の享受者である当時の人々にとつても、行為とそれに応する報いの内容は最大の関心事であつただろう。なぜ厳密でなくてはならないはずの報いに、これほどの違いが出るのだろうか。

（二）全く報いを受けない場合

まず、全く報いを受けない場合から整理していきたい。ここに分類されるのは、「山」の殺生である狩獵のうち、上三二の聖武天皇の「獵」^{みかり}と下三九の嵯峨天皇の「鷹犬」に関する聖君問答である。

(6) 上序、中序、上五で讀えられるだけでなく、聖武天皇の代とされる説話は計四十三話を数え、『日本靈異記』の草説話数の三分の一強にもなる。

上三二は、聖武天皇一行の狩りで追われた鹿を百姓が殺して食べてしまい捕縛されるが、大安寺の丈六仏にすがり、皇子誕生の大赦を受けたという話である。実際に鹿を殺したのは百姓であるから聖武天皇に報いがないのは当然といえば当然なのだが、『靈異記』の中で仏教最盛期を現出させた理想の君主とされる聖武天皇⁽⁶⁾が、仏教で禁忌とされる殺生を前提とする狩りを行つているという問題は残る。

この問題に対する答えが、下三九の聖君問答である。下三九は二つの部分からなる。前半は善珠が桓武天皇の子である大徳親王に転生したという話、後半は伊予国の寂仙がやはり桓武天皇の皇子である神野親王に転生し、即位して嵯峨天皇となつたという話である。どちらも僧が高徳の故に皇子に転生する善報を説く。聖君問答は転生譚の後に続いて語られる。

世俗の云々、國皇の法は、人を殺す罪人は、必ず法に隨ひて殺す。而るに是の天皇は、弘仁の年号を出して世に伝へ、殺すべき人を流罪と成し、彼の命を活かして以て人を治めたまふ。是を以て旺かに聖君なることを知るなり」とまうす。或るひとは、聖君に非ずと詐誇りて、「何を以ての故にとならば、此の天皇の時に、天の下旱厲有り。又、天の災、地の妖、飢饉の繁く多に有りと雖も、又、鷹犬を養ひ、鳥猪鹿を取る。是れ慈悲の心に非ず」とまうす。是の義然らず。食す国内の物は、皆國皇の物にして、針を指す許の末だに、私の物都て無し。國皇の自在の隨の義なり。百姓と雖も敢へて誹らむや。又、聖君堯舜の世すら、猶し早厲在るが故に、誹るべからぬことなり。

嵯峨天皇が鷹狩を好んだことは有名で、『大和物語』一五二段にも見えるほか、技術書として『新修鷹経』も編纂している。また、『類聚国史』によれば、弘仁年号十四年間における鷹狩は七十二回に及ぶ。或人はそれを「是れ慈悲の心に非ず」として嵯峨天皇は聖君ではないと述べるのだが、それに対し編者景戒は「食す国内の物は、皆國皇の物にして、針を指す許の末だに、私の物都て無し。國皇の自在の隨の義なり」——天皇の支配する国内のものはみな天皇のものであり天皇の思うがままになる、と反論するのである。

(7) 早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」（朝尾直弘「ほか」編『權威と支配』（日本の社会史 第三卷）岩波書店、一九八七年所収）

(8) 八重樫直比古「『日本靈異記』における聖武天皇」（古代の仏教と天皇－日本靈異論』翰林書房、一九九四年）

(9) 平林章仁「日本古代における肉食・狩猟・祭祀－鹿を中心にして－」（日野昭博士還暦記念会編『歴史と伝承』永田文昌堂、一九八八年）、森田喜久男「日本古代の王權と狩猟」（日本歴史』四八五号、一九八八年）、原田信男『歴史のなかの米と肉－食物と天皇・差別－』平凡社、二〇〇五年、など

聖君問答に関しては、古くは早川庄八氏が中国の天命思想から派生する王土王民思想（地上にある全ての土地は天命を受けた帝王のものであり、そこに住む全ての王土王民思想人民は帝王の支配物であるという思想）の影響を指摘している。⁽⁷⁾ また八重樫直比古氏は、「国王」を「自在」な存在とする例が仏典に見いだされることから、インドのバラモン法典的な国王觀が包摶された仏教的な王土王民思想である可能性を提示した。⁽⁸⁾ 根本にあるのが中国の天命思想なのかインドの国王觀なのかは、仏典が漢訳されるにあたってそれらが同一視されたり融合したりした可能性も含めて検討しなければいけないが、どちらの影響にせよ『靈異記』における天皇の狩猟は、殺生戒の禁忌からは除外され容認されている特別な事例といえる。

ただ、むしろここで問題とすべきは、そもそも天皇の狩猟が非難の対象となつていることの方かも知れない。天皇の狩猟の文化的な意味についての研究⁽⁹⁾は枚挙に暇がないが、基本的には王として異郷である「山」の靈威と交感することにあつた。

象徴的なのは『古事記』雄略天皇條に見られる、葛城山における天皇と一言主の接触の話であろう。

又、一時に、天皇の葛城山に登り幸しし時に、百官の人等、悉く紅の紐を著けたる青摺の衣を給りて服たり。

彼の時に、其の、向へる山の尾より、山の上に登る人有り。既に天皇の齒簿に等しく、亦、其の束装の状と人衆と、相似て傾かず。爾くして、天皇、望みて、問はしめて曰はく、「茲の倭国に、吾を除きて亦、王は無きに、今誰人ぞ如此て行く」といふに、即ち答へ曰ふ状も、亦、天皇の命の如し。是に、天皇、大きに忿り

(10)

以下、『古事記』の訓読は新編日本古典文学全集に依る。

(11)

古橋信孝「平安京の成立と郊外」『平安京の都市生活と郊外』吉川弘文館、一九九八年

て矢刺し、百官の人等、悉く矢刺しき。爾くして、其の人等も、亦、皆矢刺しき。故、天皇、亦、問ひて曰ひしく、「其の名を告れ。爾くして、各名を告りて矢を弾たむ」といひき。是に、答へて曰ひしく、「吾、先づ問はえつ。故、吾、先づ名告を為む。吾は、悪しき事なりとも一言、善き事なりとも一言、言ひ離つ神、葛城之一言主之大神ぞ」といひき。天皇、是に、惶り畏みて白さく、「恐し、我が大神。うつしおみに有れば、覚らざ」と、白して、大御刀と弓矢とを始めて、百官の人等が服たる衣服を脱かしめて、拝み献りき。爾くして、其の一言主大神、手打ちて其の奉り物を受けき。故、天皇の還り幸す時に、其の大神、山の末を満てて、長谷の山口に送り奉りき。故、是の一言主之大神は、彼の時に顯れたるぞ。⁽¹⁰⁾

この直前には、天皇の葛城山での猶の話がある。天皇は猶で山に入り、神と交感することによつて、己の靈威を強化するのである。

古橋氏は平安遷都直後の桓武天皇の遊獵の多さについて、中国の皇帝の郊祀（郊外で天地を祀る祭礼）儀礼の影響を認めながらも、以下のように述べている。⁽¹¹⁾

……これらの遊獵地は京の北、西、南東、南西とだいたい周囲全体に及ぶ。したがつて、桓武は遷都後、京の周囲の野に遊獵に行つていることになる。そして、そこにこの回数の多さを重ねるなら、平安遷都直後、天皇の居住する都を確実なものにする行為として遊獵があつたと想定していいと思われる。

これは郊祀の範囲をはるかに超えている。とすれば、日本の王権にとつての野の意味を考えねばなるまい。先に、日本の都は山々に囲まれ、都市とその山々の間の野といふ空間で神々と接触したと述べた。この野の遊獵も、天皇が積極的に神々との接触

を図ろうとしたといえる。桓武は、新しく都と定めた地の周辺の野に出て、土地の神々と接触し、徳を示す必要があつたのである。もちろん、神々と接触することは自己の靈威を強化することになるだろう。徳とはそれを儒教的に表現したものとみていい。

また、神々とは、その土地に限定されず、そこに訪れてくる神々も考えたほうがいいと思う。天神地祇と接触する場所が郊外でもあるのだ。この神々と接触する場所としての野は、平安京の寺社が基本的に市街ではなく、郊外に建てられたことと一致する。神話では神と交感するのは異郷そのものである「山」であるが、実際に遊獵が行われたのは異郷と都市との中間地点である「野」での遊獵であった。『靈異記』上二は狐妻という異類と出会う場所として「野」を設定する。古橋氏が指摘したような観念が背景にあるのは間違いないだろう。

景戒は王土王民思想でもつて非難を受けたが、天皇の狩獵を慈悲の心がないと見る向きがあつたのも確かである。天皇の狩獵がその神話的な原像を失っていく一方で、「山」が仏道修行者たちの修行の場となつていくところに、仏教が当時の人びとにもたらした新しい空間の認識が垣間見える。

(二) 悪死の報いを受ける場合と悪報は受けるが死までは至らない場合の違い

同じ「山」における狩獵でも、天皇とは対照的に悪報を受けているのが中四〇の橘諾楽麻呂の奴やっこ（従者）による殺生である。中四〇は橘諾楽麻呂の悪事とその悪報で挟み込むような形で、諾楽麻呂の奴やっこの悪行述べる。「鷹鳥獵たかがり」に行つた奴は、子狐を串刺しにして巣穴の前に立てたところ、母狐の復讐によつて自分の子を殺される。

狩獵以外の殺生でも『靈異記』における応報はきわめて直接的である。兎の皮を剥いで野に放った男は全身に及ぶ皮膚の悪瘡で死に（上一六）、馬を酷使して何匹も殺して両目から涙を流させた男は、釜の熱湯でその両目を煮られた（上一一）。中一〇・下序・下二の例も同様である。こうした直接的な応報の数々は、上序で述べられている因果の対応の明白さと呼応している。

(12)

磯部祥子『日本靈異記』における狩獵と漁撈（小峯和明・篠川賢編『日本靈異記を読む』吉川弘文館、二〇〇四年）

(13)

『大日本古文書』によると、天平五年（七三三）に日本に伝わっていたころが知られる。梵網經を購読する法会は、天平勝宝六年（七五四）聖武天皇の生母追善のために行われたものが最初（『東大寺要録』）。『梵網菩薩戒は、過去現在未來の諸仏菩薩の、受持しきたるところ』（正法眼藏別輯）

(14)

禿氏祐洋「日本靈異記に引用せる経巻に就きて」（『東洋印刷史研究』青裳堂書店、一九八一年）、原口裕「日本靈異記出典語句管見」（『訓点語と訓点資料』第三四号、一九六六年）増尾聰哉『靈異記』の「罪」について（『梵網古迹記』を手掛かりに）（駒澤大学大学院国文学会『論集』第一七号、一九八九年）、中村史『日本靈異記』説話と梵網戒（伝承文学研究』第四一号、一九九三年）など

磯部祥子氏は、これらの殺生の惡報譚のうち、上一六・上二一・中一〇・中四〇において行為者に慈悲の心の欠如に関する人物評があることを指摘し、『梵網經』が説く第一重戒である「殺戒」との関連を述べ、この性情叙述こそが、『靈異記』における狩獵と漁撈で、悪死を得る場合と惡報を得ても悪死に至らない場合を分ける決定的な差だとした。⁽¹²⁾

『梵網經』は『梵網經盧舍那佛說菩薩心地戒品第十』の略で、五世紀中頃に中国で成立した偽經である。菩薩の自覺をもつて仏道修行に努める在家・出家が等しく守らなければならぬとされる戒律を大乘戒あるいは菩薩戒、大乘菩薩戒と呼ぶ。大乘戒と言われるものには他に、『菩薩瓔珞本業經』所説のものや、『瑜伽師地論』所説のものなどがあるが、梵網戒は大乘戒第一の經典として重視され、多くの注釈が編纂された。そのなかでも、新羅・大賢『梵網經古迹記』は『靈異記』への影響が指摘されている。⁽¹³⁾

『梵網經』第一重戒は以下の通りである。

佛の言はく、「佛子、若^{なんちみづか}自ら殺し、人に教へて殺さしめ、方便して殺すことを讚嘆し、作すを見て隨喜し、乃至、呪して殺さば、殺の因・殺の縁・殺の法・殺の業あり。乃至、一切の命ある者は、故^{じゆ}らに殺すことを得ざれ。これ菩薩は、應に常住の慈悲心・孝順心を起し、方便して一切の衆生を救護すべし。しかるに自ら心を^{ほへまよ}恣^{ほへまよ}にし、

意を快くして殺生せば、これ菩薩の波羅夷罪なり。⁽⁵⁾

(15) 『梵網經』の訓読は、石田瑞麿『梵網經』
〈仏典講座14〉、大藏出版株式会社、二
〇〇二年に依る

(16) 「殺戒」（智顥『菩薩戒經義疏』・法藏『梵網經菩薩戒本疏』・義寂『梵網經菩薩戒本疏』・法銑『梵網經菩薩戒本疏』）、「不殺戒」（『梵網經菩薩戒本述記』・智周『梵網經菩薩戒本疏』）

『梵網經』は十重禁戒と四十八輕戒を説くが、その最初に示されているのが殺生の禁斷である。佛は、「一切の命ある者」を「故に殺」してはならない、とし「常住の慈悲心・孝順心を起」すことを説く。他の注釈がこの戒を「殺戒」「不殺戒」と呼ぶのに対し『古述記』は特に「快意殺生戒」と呼ぶ。⁽⁶⁾ それは、この戒は殺生そのものを戒めているのではなく、「故ら」な殺生、「自ら心を恣⁽⁷⁾にし、意を快くして」行う殺生を戒めるものだという理解である。

確かに『靈異記』が『古述記』の影響により、殺生について「快意」を重視する語りになつた可能性は否定できない。しかし、「快意」があるかどうかが報いによる死と生を分ける決定的な差異とするには疑問が残る。なぜなら下三二は、三艘の舟に分乗していた「漁人」九人のうち吳原忌⁽⁸⁾名妹丸だけは助かるが、残りの八人は溺れ死んでいるからである。溺れ死んだ八人に関して快意殺生戒に抵触するような記述はない。

この問題を考えるにあたり、下序の無記作罪について述べた部分を見ていいきたい。

昔一の比丘有りき。山に住みて座禪しき。斎食の時毎に飯を折チテ鳥に施しき。鳥常に啄み効ヒテ、日毎に來り候フ。比丘斎食訖りて後に、楊枝を嚼みて、口を嗽ぎ、手を洒ひて、礫⁽⁹⁾を把りて覗ぶ。鳥籠⁽¹⁰⁾の外に居る、時に彼の比丘、居たる鳥を瞪⁽¹¹⁾ずして、礫を投ぐれば鳥に中りき。鳥の頭⁽¹²⁾破れ飛びて即ち死に、死にて猪に生まる。猪其の山に住む。彼の猪、比丘の室の上に至り、石を頽して食を求るに、徑⁽¹³⁾リ下ちて、比丘に中りて死にき。猪賊⁽¹⁴⁾せむと思はねども、石自ら來り殺す。記ゆること無くして罪を作せば、記ゆること無くして怨を報ゆ。何に況や悪心を發して殺さむと

きに、彼の怨報無きことあらむや。

引用と考えられるが典拠は不明である。石礎で鳥を殺した比丘が、鳥の転生した猪が落とした石で死ぬというこの話は、無自覚のうちになした罪（無記作罪）であつても、その罪は必ず報いとなつて現れることを説く。聞く者は、無意識のうちに犯しているかも知れない罪の報いがいつ降りかかるかという不安をかきたてられたことだろう。これも「快意」の有無関係なく報いによって死んだ例であるが、これと悪報は受けるが死までは至つていなない例を重ね合わせると、悪死の報いを受ける場合との違いが鮮明になる。

生死不明の上二一を除くと、惡報は受けるが死までは至つていなない例は「海」における殺生である漁撈の例と、天皇の鹿を食べて捕縛されるが大赦を受ける上三二の百姓の例となる。後者に関しては捕縛も大赦も他の報いと違ひ人為的なものであるので、以下の本文では検討の対象としないこととする。

「海」における殺生である漁撈の例に共通するのは、網を使って漁をしていたということである。どうも己が食べる分を獲つていたというのではなく、生業として漁業を行つていたようだ。それが明白に描かれているのが下二五である。

大海に漂流して、敬みて尺迦^{しゃか}仮^{ぶつ}のみ名を称^{とな}へ、命を全くすること得し縁^縁
長男^{ちやうなん}紀臣^{きみ}馬養^{まかひ}は、紀伊^{きい}国安^{くに}諦^{きび}郡吉備^{さと}の郷^{さと}の人なりき。小男^{なごと}中臣^{むじ}連祖父麿^{おほぢまろ}は、同じ国^{あま}海^{かい}部^く郡^く浜中^{はま}の郷^{さと}の人なりき。紀万侶^{きのまろ}の朝臣^{ちよ}は、同じ国^{ひだか}日高^{ひだか}郡^くの潮^{みなと}に居住^{すまひ}し、網^{あみ}を結^ゆひて魚^{いわ}を捕^とりき。馬養^{まかひ}・祖父丸^{おほぢまる}の二人、傭^{チカラツクノヒ}償^{ねんか}して年価^{ねんか}を受け、万侶^{まろ}の朝臣^{ちよ}に従^いひ、昼夜^{きのと}を論^ははず、苦行^おに駈^はひ使^ははれ、網^{あみ}を引^ひきて魚^{いわ}を捕^とる。白壁^{しらかべ}の天皇^{のみ}世^せの宝亀六年^{きのと}の乙卯^{にのは}の夏^{なつ}の六月六日に、天卒^{にはか}に強^{あら}き風吹^{みぞ}き、暴^{あら}き雨降^{みどり}り、潮^{みどり}に大水漲^{タダヨ}

ヒテ、離木を流し出す。万侶の朝臣、駆使に遣りて、流るる木を取らしむ。長男・小男の二人、木を取りて桴に編み、同じ桴に乗りて、拒逆ひて往きき。水甚だ荒く、忽に繩を絶ち桿を解き、潮を過ぎて海に入る。二人各一つの木を得て、以て乗りて海に漂ひ流る。二人無知にして、唯、「南無、無量の災難を解脱せしめよ、尺迦牟尼仏」と称誦し、哭き叫びて息まず。其の小男は、逕ること五日にして、其の日の夕時に、淡路国(あはらのくに)の南西田町野の浦の、塩を焼く人の住める処に、僅に依り泊てぬ。長男馬養は、後六日の寅卯の時に、同じ処に依り泊てぬ。当の土の人等見て、来る由を間ひて、状を知り愍び養ひ、当の国の司に申す。国の司、聞き見て、悲しご賑ミテ糧を給ふ。小男歎きて曰はく、「殺生の人に従ひて、苦を受くる」と量無し。我も亦還り到らば、彼れ、又駆ひ使ひて。猶し聿ニ殺生の業を止めじ」といひて、淡路国(あはらのくに)の国分寺に留り、其の寺の僧に従ふ。長男は二月逕て、本の土に帰り來りき。妻子見れば、面目青かなり。驚き怪しごて言はく、「海に入りて溺れ死に、七々日逕て、斎食を為し、報恩すること既に畢りぬ。思はぬ外に、何ぞ活きて還り来れる。若しは是れ夢か。若しは是れ魂か」といふ。馬養、妻子に向ひて、具に先の事を陳ぶ。是に妻子聞きて、相悲しご相喜ぶ。馬養、心を發し世を厭ひ、山に入り法を修しき。見聞く者、奇しごみひと無かりき。海中難多しと雖も、命を全くし身を存めしは、寔に尺迦如來の威徳なり、海中に漂へる人の深信なり。現報すら猶し是くの如し。況や後報はや。

紀臣馬養と中臣連祖父麿は、「傭(チカラツク)ノヒ 債して年価を受け、万侶の朝臣に従ひ、昼夜を論はず、苦行に駆ひ使はれ、網を引きて魚を捕る」とあるので、網元のもとで年決めの賃金

契約で従事する漁師である。彼らに関する人物評は「無知」ということだけで、悪死の報いを受けている例の多くに慈悲心の欠如に関する記述があつたことと対照的である。彼らは生業であるから漁をするのであって、慈悲心が欠如しているから殺生をするのではない。

その点では、確かに彼らは快意殺生戒に抵触しない。

しかし祖父麿は漂着後に「殺生の人に従ひて、苦を受くること量無し」と嘆き訴え、「我またかへも亦そ還り到らば、彼まよおれ、又駆なほひ使ツヒひて。猶なほし聿ツヒニ殺生わざの業を止めじ」として国分寺に留まつて寺の僧に仕えることを選び、馬養は帰京後発心して山へ入つた。彼らは殺生の罪の意識は強い。そして厄難に遭つたことは罪の報いであると考えている。上一一の漁夫や下三二の名妹丸も同様である。幸い今回は助かつたが、いつまた下三二の名妹丸以外の八人の漁人のように海で死ぬかわからない。

彼らを救うことができるのは何か。仏教である。奇しくも上一一の漁夫と中一〇の常に鳥の卵を煮て食べていた男が他人には見えない炎に焼かれるという惡報を受けているが、中一〇の男は死に、上一一の漁夫は袴は焼け焦げたものの死なずにすんだ。上一一は慈悲大德と呼ばれる高僧が呪願したからである。因果應報の原理は厳密であるから、無記作罪であつても報いは必ずあり、殺生を犯した者はいつ悪死してもおかしくはない。ただし、慈悲心の欠如による快意殺生は改悛の余地が無いのに対し、漁民のような生業による殺生はその人となりとは関係がないので、善因を作ることにより善果を引き寄せることが可能なのである。

だからこそ「海」は教化の場として描かれる。仏教にとつて漁民は教化によつて救済ができる人びとのである。衰弱し魚食を所望する師のために、弟子が紀伊国の海辺までは

るばる鯨なまこを買いに行くという話があるが（下六）、異郷である「海」に入りその幸を手に入れることができる漁民は特別な存在であった。しかしその一方で、仏教が浸透すればするほど、漁民の殺生の罪の意識は強まっていく。まして、下二五の末尾にあるが「海中難多し」。難に遭遇するたび、罪の報いかと怯えたに違いない。そのような中で、漁民に対する救済の論理が必要とされるようになる。『靈異記』において「海」が教化の場として描かれるのは、さまざまな仏道修行者が靈威を取り込み驗力を得ようと「山」で修行を行う平安時代初期という時代に、仏教の浸透によって罪人とならざるを得なかつた漁民に対する社会の側の関心が高まつた結果なのである。

むすびにかえて

以上、『靈異記』における「野」「山」「河」「海」の空間認識を考えていった。基本的にこれらは村や里といった人が生きていく空間の外であり、異郷の像を持つ。

用例が飛び抜けて多かつたのは「山」で、記紀神話から続く異郷としての像をふまえつつ、仏道修行の場という空海などの平安新仏教へとも繋がつていく要素を確認することができます。また、天皇の狩獵が仏教の殺生戒や慈悲心という観点から問題提起されており、仏教の浸透によって「山」だけでなく天皇像のゆらぎのようなものも垣間見えることとなつた。

「野」と「河」に関しては、本稿では異郷への通路ということくらいしか述べることができなかつたが、後日冥界における例も加えて検討してみたいと考えている。特に「河」は橋と合わせて冥界の方に興味深い例が散見する。

「山」と対となる異郷幻想に「海」が有るが、本稿では「海」がなぜ教化の場として描かれるのかということを考えていった。それは当然仏教の殺生戒と関わるのだが、最終的にそれを漁民の側の恐怖や不安とそれに対する救済といった心の問題としたところに本稿の眼目がある。下二五や三二に描かれている漂流や転覆は、常に漁と隣り合わせにある危険である。殺生の罪の意識だけでなく、そうした危険に対する不安をいかに救うかということも、布教の中では求められたのだろう。仏教が、社会や人々の生活と融合しながら浸透していく過程がここに見える。本文中では特に取り上げなかつたが、下一三は、鉱山で坑内に閉じこめられた鉱夫の話である。鉱山の話は非常に珍しい。漁民と同じように危険と隣り合わせの職業の人として鉱夫の話も語られたのかもしれない。

『靈異記』の編者景戒は下三八に己の自伝を記す。そこで息子と馬の死とその前に起きた不思議な出来事を結びつけ、災いの前には必ず前兆があると述べる。そして以下のよう継続るのである。

然るに景戒、軒轅黃帝の陰陽の術を推ねず。けいりょう 未だ天台智者の甚深の解を得ず。いま 故に災を免る由を知らずして、其の災を受く。災を除く術を推ら^は ずして、滅び愁ふることを蒙^{かがふ} る。勤めずあるべからず。恐りずはあるべからず。

下序の無記作罪の報いへの不安とも繋がるが、降りかかる災いを未然に予知し免れたいといふ切実な願いがここには記されている。仏教は人びとにさまざまなもののもたらしだが、その中には因果応報の報いに対する不安も含まれている。その不安を解消するのもまた仏教である。だから景戒は「勤めずあるべからず。恐りずはあるべからず」と語る。こうした編者景戒をも含む社会全体の関心が、『靈異記』のような説話集を産んだのである。